榮德丸	二四、四〇〇
豐前丸	一五、七〇〇
和歌浦丸	一八、一〇〇
越後丸	八、〇〇〇
大北丸	四〇、〇〇〇
合計	二四七、六〇〇

昭和工船漁業株式會社

資本金其他

昭和二年十一月四日發起人會を開き、同月十五日創立總會を召集して其組織を了つた。

資本金二百萬圓、四萬株、額面五十圓全額拂込株振當は左記當局許可の函數を基準とす。

〔八木〕樺太丸、美福丸一五九、二九一函
〔大成〕龍裕丸、肥後丸一三五、一六九
〔林兼〕博愛丸 一二二、四九一

役員（昭和五年十月現在）

△取締役（社長） 田村啓三
△同（專務） 八木實通
△同 榎本春之助
△同 三浦玄三
△同 窪井重男
△監査役 高橋錬逸
△同 高崎達之助
△同 松崎壽三

〔八木實通〕一二、七八〇株（六十三萬九千圓）
〔共同漁業〕三二、五〇〇株（百十二萬五千圓）

註――大成漁業及林兼の持株買收による

〔三菱〕四、七二〇株（二十三萬六千圓）

合計	四萬株一二百萬圓

所屬工船

船名	製造許可函數
樺太丸	一八、九九〇
肥後丸	一一、五〇〇
富美丸	一四、四〇〇
博愛丸	二二、五〇〇
美福丸	一八、四三六
白山丸	一三、四〇〇
春海丸	一三、一〇〇
昭平丸	三〇、〇〇〇
合計	一四二、三二六

工船蟹漁業取締規則

之が制定の動機は前項に之を述べた、本令は大正十二年三月を以て制定され、昭和二年十月改正されて今日に及んでゐる、之に依つて更に斯業の輪廓を窺知し得るであらう。

第一條　本則ニ於テ工船蟹漁業ト稱スルハ罐詰製造設備ヲ有スル船舶又ハ之ニ附屬スル漁船ニ依リテ爲ス蟹漁業ヲ謂フ。

第二條　工船蟹漁業ヲ營マムトスル者ハ工船毎ニ願書一通ヲ作リ第一號樣式ニ依ル船舶件名書又ハ船舶國籍證書寫及船舶檢査證書寫並第二號樣式ニ依ル事業計畫書ヲ添ヘ之ヲ農林大臣ニ差出シ許可ヲ受クヘシ。

第三條　船舶件名書ヲ差出シ前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定期間內ニ船舶國籍證書寫及船舶檢査證書寫ヲ差出スヘシ。

指定期間內ニ前項ノ書類ヲ差出ササルトキハ農林大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ。

第三條ノ二　東經百五十度以東ノオホーツク海ニ於テ操業スル工船蟹漁業ハ工船數十八隻以內ニ限リ之ヲ許可ス。

第四條　農林大臣第二條ノ許可ヲ爲シタルトキハ第三號樣式ニ依ル許可證ヲ交付ス但シ前條第一項ノ場合ニ於テハ當該書類ヲ差出シタル後之ヲ交付ス。

許可證ハ之ヲ工船內ニ保持スヘシ

第五條　工船蟹漁業者ハ第四號樣式ニ依リ工船ノ兩舷及附屬漁船ノ見易キ場所ニ許可番號ヲ表記スヘシ。

工船蟹漁業者ハ其使用スル漁網ノ浮子ニ許可番號ヲ烙印スヘシ。

第六條　工船蟹漁業ノ許可ノ期間ハ五年トス前項ノ期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得。

第七條　工船蟹漁業ハ農林大臣ノ告示シタル禁止區域內ニ於テハ操業スルコトヲ得ス。

第八條　網目一尺五寸以下ノ刺網ハ工船又ハ附屬漁船ニ於テ之ヲ所持シ又ハ使用スルコトヲ得ス。

第九條　工船蟹漁業許可證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスル時ハ農林大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス。

農林大臣前項ノ許可ヲ爲シタル時ハ許可證ヲ書換交付ス。

第十條　前條第一項ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外工船蟹漁業者共事業計畫書ニ記載シタル事項ヲ變更シタル時ハ其旨屆出ヘシ。

第十一條　工船蟹漁業者其氏名住所若ハ船舶ノ名

稱ヲ變更シ又ハ許可證ヲ亡失毀損シタル時ハ許可證ノ書換又ハ再交付ヲ申請スヘシ。

第十二條　工船蟹漁業者ハ每年十二月末日迄ニ其年ノ事業報告書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ。

農林大臣必要アリト認ムル時ハ隨時事業報告ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ。

第十三條　左ノ場合ニ於テハ工船蟹漁業ノ許可ハ其效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社カ引續キ其漁業ヲ營ム時ハ此ノ限ニアラス。

一、工船蟹漁業者死亡シ又ハ解散シタル時

二、許可ヲ受ケタル船舶滅失シ、沈沒シ、解撤シ又ハ國籍ヲ喪失シタル時

前項但書ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日內ニ許可證ノ書換ヲ申請スヘシ。

第十三條ノ二　工船蟹漁業ヲ營ム目的ヲ以テ工船ノ讓受又ハ借受ヲ爲スニハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル時ハ共讓渡人又ハ貸付人ニ對シテ爲シタル工船蟹漁業ノ許可ハ爾後工船ノ讓受人又ハ借受人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス。

前項ノ許可ヲ受ケムトスル時ハ第二號樣式ニヨル事業計畫書及工船ノ讓受又ハ借受ヲ證スル書面ヲ具シ契約當事者連署シテ農林大臣ニ出願スヘシ。

農林大臣第一項ノ許可ヲ爲シタル時ハ許可證ヲ書換ヘ之ヲ讓受人又ハ借受人ニ交付ス。

第十四條　許可證ノ交付ヲ受ケタル後一年內ニ工船蟹漁業ニ着手セス又ハ引續キ二年以上工船漁業ヲ營マサル時ハ農林大臣ハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ。

第十五條　蟹ノ蕃殖保護、漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ工船蟹漁業者本則ノ規定又ハ本則ニ基ク處分ニ違反シタル時ハ農林大臣ハ工船蟹漁業許可ヲ制限シ若ハ取消スコトアルヘシ。

前項ノ規定ニ依ル處分ハ當該工船蟹漁業者ノ有スル全部ノ許可ニ付之ヲ爲スコトアルヘシ。蟹可ノ效力消滅シタル時ハ直ニ當該工船ニ對スル許可證ヲ返納スヘシ但シ許可證ヲ返納スル能ハサル時ハ事由ヲ具シ其旨屆出ツヘシ。

第十三條　第一項第一號ノ場合ニ於テハ相續人、合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ清算人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ。

第十八條　工船ノ船長ノ所爲第二十條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ工船蟹漁業者ニ對シ船長ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ。

第十九條　以上第二十一條ニ至ル罰則省略。

第一號樣式

◇船舶件名書　（計畫又ハ現在）

第二號樣式

◇事業計劃書

一、船種及船名
二、船體ノ長幅及深
三、總屯數
四、機關ノ種類及數
五、純馬力又ハ實馬力若ハ公稱馬力
六、速力
七、竣工年月日
八、所有者ノ住所氏名又ハ名稱

第三號樣式

第　號

工船蟹漁業許可證

住所
氏名又ハ名稱

船種及船名	
總業區域	
操業區域及時期	
漁具ノ種類	
罐詰製造最高豫定數	
條件又ハ制限	

年月日　農林大臣㊞

第四號樣式

12

（備考）(1)各文字ノ大サハ一尺五寸大以上、文字ノ太サハ三寸以上、各數字ノ間隔ハ一尺以上二尺以下、輪廓ノ大サハ三寸以上トシ明瞭ニ記載スルヲ要ス。

(2)附屬漁船ニアリテハ其種類及大小ニ應ジ前項ニ準ジ明瞭ニ記載スルコトヲ要ス。

工船蟹漁業禁止區域ノ件

工船蟹漁業禁止區域左ノ通リ定ム

後志國神威岬ヨリ禮文島北端、禮文島北端ヨリ海馬島南端ニ至ル線ノ中點、北見國宗谷岬ヨリ樺太島西能登呂岬ニ至ル線ノ中點、得撫島伸津岬、釧路國尻羽崎ヲ通過スル緯線ト東經百四十六度ノ經線トノ交叉點ヲ經テ尻羽崎ニ至ル線內。

「イバラ」蟹ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄捕獲禁止ノ件

第一條　「イバラ」蟹（北海道方面方言「タラガニ」又ハ「タラバガニ」）ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ漁具ニ罹リタルモノニシテ生活力ヲ失ヒタルモノハ此限ニアラス。

第二條　前條ノ蟹ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ製品トナスコトヲ得ス。

前條ノ蟹又ハ其製品ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所有シ若ハ所持スルコトヲ得ス。

前條第二項ノ規定ハ前條但書ニ該當スル蟹又ハ其罐詰以外ノ製品ニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ之ヲ適用セス。

第三條　前二條ノ規定ニ違反シタルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處シ其所有シ若クハ所持スル蟹又ハ其製品ハ之ヲ沒收ス。

附則　本令ハ罐詰ニ關スル規定ヲ除クノ外當分ノ內北海道ニ限リ之ヲ施行ス。

イバラ蟹ノ雌罐詰輸出及輸出ノ目的ニ供スル爲販賣取締方

地方長官ガ內地向トシテ製造スルイバラ蟹ノ雌蟹罐詰ハ農林大臣ノ認可ヲ得タルモノニアラサレハ之ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ニ供スル爲販賣スルコトヲ得ス。

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。

工船蟹漁業取締規則改正

農林省ハ昭和四年十一月二十六日附省令第二十八號ヲ以テ工船蟹漁業取締規則中左ノ通改正シタ。

第四條第一項中「前條」ヲ「第三條」ニ改ム

第十五條ノ二　農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ工船（外國工船ヲ含ム）又ハ附屬漁船ニ於テ蟹ノ採捕ニ關スル勞務ニ從事スルコトヲ得ス。

前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ農林大臣ニ差出スベシ。

一、氏名住所及生年月日

二、勞務ノ種類及之ニ從事スル期間

三、乘込工船ノ名稱及操業區域

第十五條ノ三　農林大臣前條ノ許可ヲ爲シタルトキハ從業許可證ヲ交付ス。

前條ノ許可ノ期間ハ一年以內トス。

第十九條ノ二　第十五條ノ二第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第十五條ノ二ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ許可ノ條件若ハ制限ニ違反シタルモノハ三月以下ノ懲役又ハ廿圓以下ノ罰金ニ處ス。

第三號樣式中「罐詰製造最高豫定數」ヲ「罐詰製造最高豫定數　從業者數」ニ改ム

露國の工船蟹漁業

一、蟹工船と領海問題

日本の蟹工船企業と露國とは最近までそれの正常な形においては何等直接の關係も有り得なかつた。蓋し工船の操作する漁場は勘察加西海岸沖合の公海であり、何人も自由に出漁しこの海面を用益する權利を持つてゐたからである。然しそれで

あるにも拘らず日露兩國間に蟹工船の拿捕問題や射撃問題等屢次激發して夏期年中行事の一つであるかの如く、センセーショナルな世論を煽つたのは全く次の二つに其理由を歸せられねばならぬ。

(一)日本が國際法の規定たる領海三浬說に立脚して三浬外の勘察加西海岸海を公海とし、之に出漁したに反し、露國は自國法規による海浬十二浬說を楯に日本の工船企業現場を自國領海と主張したこと。

(二)日本の蟹工船もしくは蟹漁船が故意若しくは偶然に三浬內の露國領海に進入したこと。

而して(一)は露國政府が日本政府當局に對し昭和二年日本蟹漁船拿捕問題發生の際「露國政府は當分の間領海三浬說を認むる」旨聲明せる事により事實上係爭原因消滅し、(二)は昭和三年夏期に於ても日本工船會社所屬の工船神宮丸並に仲積船神榮丸が過つて露國領海內に侵入したため露國監視船に拿捕され盛漁期を失した等の事件が勃發したが、然しこれは偶々日本側の過失によつて導かれたのであつて、正規の形態、卽ち公海に於ける漁撈に終始する時何等露國との間に問題の起りやうは無いのである。

二、露國蟹工船の創始

ところが、此領海問題の外に日露間には昭和三年以來工船蟹漁業に關する特殊關係が發生した。それは勘察加西海岸沖合に於ける露國工船蟹漁業の創始である。

蟹工船其ものは前項記述の如く、日本の創始にかゝり大正十年以來異常なる進歩發展を跡づけて生産に輸出に本邦重要產業の一となつたものであるが、これは遠大なる計畫をもつて極東漁業の將來の一大發展を期する露國漁業當局を刺戟せずには措かなかつた。殊に其漁場が露國西勘察加とすぐ目と鼻の近くであり、其生產品の販途が英米市場に於て完全に保證されてゐることは、露國を發奮せしめ新なる計畫に進出せしめる一要因であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て他の追從を許さぬものがあり、此點露國の苦心の存するところであつた、殊に露國の蟹工船創始は日本當業者にとつては直接競爭關係者の現出を意味するので、日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結束の緩みに乘じ一工船の買收を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然し露國は昭和三年より是非共蟹工船を創始して西勘察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。其買船事情左の如し。

(一)米國汽船チエース號購入——在米露國通商機關「アムトルグ」を通じて沙市所在のインターナショナル、パツキング・カンパニイよりチエース號（四千三百屯）を購入し、レ！キ・ワシントン船渠にて之が艤裝を行ひ、船內に完全なる一ラインの罐詰製造機並にワン・カー・レトルト六基を設置して、一日の製造能力五百函の蟹工船を竣成し、之を第一蟹工船と命名して出漁した。

(二)日本汽船泰陽丸購入——極東國營漁業トラスト生產部長ケルネル、船舶技師ローリンド・ノスーリヤ氏等を買船のため日本に派遣し當業者と引合中、大連市植田汽船會社所有船泰陽丸（三七五〇噸）を同社委任者たる神戸市榮町村尾汽船會社池田正直氏との間に商談進捗し、ケルネル氏は取引條件に關し露本國の承認を經買收價格十六萬一千圓を以て昭和三年二月三日駐日露國通商代表部に於て兩當事者間に商談成立を見、露側は同船を神戸にて改造し、且つ同地にて空罐其他機材を積載して浦潮に廻航、完全に艤裝を終り「カムチヤツカ」と命名して出漁した。

三、昭和三年の業績

此露國極東漁業の上に重要なる一展開を劃する蟹工船企業が如何なる機關を通じて行はれるかといふにそれは極東國營漁業トラスト及び直接勞農政府の監督の下に置かれる國營會社「アコ」（勘察加株式會社）である。卽ち第一工船は前者に所屬し「カムチヤツカ」號はアコに所屬してゐる。

前記二工船は蟹工船漁撈並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し、且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、五月初旬何れも相前後して函館を出帆、勘察加西海岸沖合の漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るに露側は勞働法の適用乃至勞働時間の短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮することは困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成績を擧げ八月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

第一工船　二二、二四七噸
カムチャツカ　一三、七五五噸
計　三五、〇〇二噸

露國側發表の製罐數、並に製品の品質については始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試驗の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明かにされ、露國が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競爭者であることが證據立てられた。

因みに露國側製品の販途については二工船の中第一工船の分は在米露國機關アムトルグの手を經て米國市場に賣却され殘る一隻の製品は英商マツケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を經て夫々英國方面へ輸出された趣である。

四、昭和四年の業績

昭和三年の最初の工船蟹漁業に好成績を收めた露國側では、更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダゲスタン號（五、七四二屯）を購入の上之を工船式に艤裝し、フターロエ、クラボローフストウオ（第二蟹工船）と命名した。又本邦に於て神山丸（四二四八屯）を買船して之を工船に改造し、トレツチエ、クラボローフストウオ（第三蟹工船）と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて前年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千噸の漁獲計畫を立て、西勘察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當り、露國側雇傭の日本人熟練勞働者多數が函館に於て乘船間際に、露國側に對して雇傭契約解除を强行したことは、露國側に大なる手違ひを生ぜしめ、出漁期を遲らせる原因を作つただけに、露側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券査證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦圍く等の事件もあつた。此事件は露國側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遲れて出漁した露國蟹工船四隻は、西勘察加公海に於て漁撈製造に從事した結果、次の如き成果を示した。

一、カムチャツカ號（國營アコカムチャツカ所屬）　一八、八〇〇噸
二、ベールウイ、クラボローフ號（極東國營漁業トラスト所屬）　一五、二〇〇噸
三、フターロエ、クラボローフ號（同上）　二〇、〇〇〇噸
四、トレチエ、クラボローフ號（同上）　一八、〇〇〇噸
合　計　七二、〇〇〇噸

即ち豫定計畫に比し九千噸の減少であるが、前年度の三萬五千噸に比較する時は三萬七千噸の增加である。

五、昭和五年の業績

露國の工船企業發展のテンポも極めて急激である。四年末より五年の春にかけて更に日、英、米より數隻の大型汽船を購入し、蟹工船に改造して合計十隻を出動せしめ、陸上漁區の增加と俟つて海陸總計少くも三十萬噸の生産計畫を樹て、之に要する邦人漁夫、雜役夫等三千名の從業許可を我が農林省に出願した。然るに漁區競賣問題の紛爭が禍して、當局も容易に應諸を與へず、漸く三月六日許可の指令を發したが人員は千二百三十二名に削減され、而かもその就役は四隻に限定するといふ條件附であつた。更に一方では我國より購入する漁網其他の仕込物資に九箇月のクレヂットを要望して交涉停頓し、加ふるに蟹工船經營機關たるアコカムチャツカ株式會社及グリゴスルイブ、トラストと露側勞働組合との間に勞働契約に關する紛議突發する等、十隻出動計畫の前途には早くも一抹の暗翳が投ぜられ、我が當局も恐らく六隻內外の出動に過ぎまいと觀測を下してゐた。

斯くて遷延に遷延を重ねた蟹工船は、五月中旬に至りて漸くその八隻が西勘察加カフラン灣附近に出漁し、其後幸ふじて兎も角も豫定計畫の十隻出動の實現を見たが、出漁後一ケ月にして尙ほ流氷を見るといふ稀有な天候に著しく操作を妨げられ、當初に所期の成果を擧ぐるを得ず、之がためソヴイエト當局は各工船間に、彼の五箇年計畫實施方法として採用されてゐる社會主義的競爭（ソチソレウノワーニエ）を採用し、生産の最大量と最良質に就て競爭せしめ、以て最初の計畫遂行を期したけれどもその成績は全く豫想を裏切つて了つた。即ち其收獲は豫定の三割九分に過ぎず、昨年度は四隻を以て七萬二千噸を生産せるに對して本年度は十隻（內一隻は練習船）を出漁せしめしにも拘らず、僅に一千噸を增加して七萬三千噸を生産し得たに過ぎなかつた。

日本の鮭鱒工船漁業

カムチャツカ公海に於ける工船蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み、本邦漁業家の間には世界三大漁業場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によつて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太洋漁業會社の試驗的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は本年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺、奥田禮三、神谷文一、德田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒工船經營について農林省當局に出願中であつたが、當局は六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出喜三郎、綿貫覺

而して昭和五年度に出漁せるは、八木本店、昭和工船、日魯漁業の別働隊北辰組を通じて總計七隻、勘察加東西兩岸に活躍して漁獲高三萬石十二萬噸と噂されてゐるが實績は遙に良好なるものゝ如く、但だ本稿締切迄には農林省當局も尙ほ詳報に接せざるは頗る遺憾である。

母船式鮭鱒漁業取締規則

（昭和四年六月八日農林省令第十二號）

第一條　本則ニ於テ母船式鮭鱒漁業トハ製造若ハ保藏ノ設備ヲ有スル船舶又ハ之ニ附屬スル漁船ニ依リ爲ス鮭鱒漁業ヲ謂フ

第二條　母船式鮭鱒漁業ハ農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條　前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請者ニ依ル事業計畫書ヲ添ヘ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第四條　農林大臣第二條ノ許可ヲ爲シタルトキハ樣式第二號ニ依ル許可證ヲ交付ス

第五條　母船式鮭鱒漁業ノ許可ノ期間ハ十年以內トス

第六條　母船式鮭鱒漁業者其ノ漁業ノ爲母船ヲ使用セムトスルトキハ樣式第三號ニ依ル船舶件名書又ハ船舶國籍證書寫及船舶檢査證書寫ヲ提出シ農林大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條　農林大臣前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ樣式第四號ニ依ル母船使用承認證ヲ交付ス但シ前條第二項ノ場合ニ於テハ當該書類ヲ提出スヘシ

第八條　母船式鮭鱒漁業者ハ母船使用承認證ヲ母船內ニ保持シ其ノ兩舷及附屬漁船ノ最モ見易キ場所ニ樣式第五號ニ依リ母船使用承認番號ヲ表記スヘシ

母船式鮭鱒漁業者ハ操業中樣式第六號ニ依ル旗章ヲ母船及附屬漁船ノ最モ見易キ場所ニ揭揚スヘシ

母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ使用スル漁具ノ浮標ニ母船使用承認番號ヲ表示スヘシ

第九條　母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ爲ス鮭鱒漁業者母船使用承認證ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第十條　母船式鮭鱒漁業者ハ農林大臣ノ許可ヲ得ス所又ハ母船ノ名稱ヲ變更シタルトキハ農林大臣ニ屆出ツヘシ

前條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外母船式鮭鱒漁業者其ノ事業計畫書ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキ亦前項ニ同シ

第十一條　母船式鮭鱒漁業者母船式鮭鱒漁業許可證又ハ母船使用承認證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ

第十二條　母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ業務ヲ指揮スル管理人一人ヲ操業中母船ニ乘組マシムヘシ但シ漁業者自ラ母船ニ乘組ミ業務ヲ指揮スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

管理人ヲ選任シタルトキ、其ノ氏名若ハ住所ニ變更アリタルトキ又ハ前項但書ノ場合ニ於テハ母船式鮭鱒漁業者ハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ屆出ツヘシ

管理人選任ノ屆書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第十三條　母船式鮭鱒漁業者死亡シ又ハ解散シタルトキハ母船式鮭鱒漁業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ其ノ相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社カ引續キ其ノ漁業ヲ營ムトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル會社ニ對シテ爲シタル母船式鮭鱒漁業ノ許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日內ニ農林大臣ニ屆出ツヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ母船使用ノ承認ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看

做ス

第十四條　左ノ場合ニ於テハ母船使用ノ承認ハ其ノ效力ヲ失フ

一、母船式鮭鱒漁業ノ許可ノ效力消滅シタルトキ

二、母船滅失シ、沈沒シ、解撤シ又ハ國籍ヲ喪失シタルトキ

三、母船ヲ讓渡シ、之ヲ貸付シ、借受ケタル母船ヲ返還シ其ノ他母船ヲ使用スル權利ヲ失ヒタルトキ

第十五條　第九條ノ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキ又ハ第十條第一項若ハ第十三條第一項ノ屆出アリタルトキハ農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業許可證又ハ母船使用承認證ヲ書換ヘ交付ス

第十六條　母船式鮭鱒漁業ノ許可ヲ受ケタル後一年內ニ其ノ漁業ニ着手セス又ハ引續キ二年以上之ヲ營マサルトキハ農林大臣ハ其ノ許可ヲ制限シ又ハ取消スコトアルヘシ

第十七條　水產動植物ノ蕃殖保護、漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ母船ノ使用ヲ停止シ又ハ母船式鮭鱒漁業ノ許可若ハ母船使用ノ承認ヲ制限シ若ハ取消スコトアルヘシ

第十八條　母船式鮭鱒漁業者本則又ハ本則ニ基ク處分ニ違反シタルトキハ農林大臣ハ母船ノ使用ヲ停止シ又ハ母船式鮭鱒漁業ノ許可若ハ母船使用ノ承認ヲ制限シ若ハ取消スコトアルヘシ

第十九條　母船式鮭鱒漁業ヲ廢止シ又ハ許可ノ效力消滅シタルトキハ直ニ母船式鮭鱒漁業許可證ヲ返納スヘシ但シ之ヲ返納スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨屆出ツヘシ

第二十條　漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業者ニ對シ管理人又ハ母船ノ船長ノ下船ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條　第二條又ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收ス若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二十二條　母船式鮭鱒漁業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ漁業ヲ營ムコトヲ得

一、母船式鮭鱒漁業ノ許可又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ表記シタル母船使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ

二、第十六條、第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル制限又ハ停止ノ處分ニ違反シテ操業シタルトキ

三、第八條第一項ノ規定ニ依リ表記シタル母船使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第二十三條　母船式鮭鱒漁業　第十二條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條　漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業者ニ對シ管理人又ハ母船ノ船長ノ下船ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條　第二條又ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收ス若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二十二條　母船式鮭鱒漁業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ漁業ヲ營ムコトヲ得

一、母船式鮭鱒漁業ノ許可又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ表記シタル母船使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ

二、第十六條、第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル制限又ハ停止ノ處分ニ違反シテ操業シタルトキ

三、第八條第一項ノ規定ニ依リ表記シタル母船使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第二十三條　母船式鮭鱒漁業　第十二條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條　漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ農林大臣ハ母船式鮭鱒漁業者ニ對シ管理人又ハ母船ノ船長ノ下船ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條　第二條又ハ第六條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收ス若シ犯人ノ所有シタル漁獲物及製品ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二十二條　母船式鮭鱒漁業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ漁業ヲ營ムコトヲ得

一、母船式鮭鱒漁業ノ許可又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ表記シタル母船使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ

二、第十六條、第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル制限又ハ停止ノ處分ニ違反シテ操業シタルトキ

三、第八條第一項ノ規定ニ依リ表記シタル母船使用承認番號ヲ隱蔽シ又ハ抹消シタルトキ前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ母船式鮭鱒漁業ヲ營ム者引續キ其ノ漁業ヲ營マムトスルトキハ本令施行後三十日內ニ第三條ノ申請書及第六條ノ書類ヲ提出スヘシ前項ノ申請ヲ爲シタル者ハ其ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ漁業ヲ營ムコトヲ得

様式

第一號　事業計畫書

一、根據地
二、操業區域
三、操業ノ時期
四、母船ノ數
五、母船ノ種類及總噸數
六、母船ノ製造設備及保藏設備ノ概要
七、附屬漁船ノ種類、數及大サ
八、漁具ノ種類、構造及數
九、漁獲物ノ種類別數量、漁獲物ノ處理及製造ノ方法
十、乘組員其ノ他ノ從業員ノ職務別人員表

備考

一、二隻以上ノ母船ヲ使用スル場合ニ在リテハ第四號以外ノ事項ハ母船別ニ之ヲ記載スヘシ

二、漁具ヲ定置スルモノニ在リテハ漁具ヲ敷設スル場所ヲ明示スル圖面ヲ添附スヘシ

（第二號以下略）

日露海獸狩獵關係

四國條約成立經過

米國政府は明治廿六年英露間並に廿七年米露間に締結されたる膃肭獸保護條約に我國を加入せしむるの必要を認め明治二十七年我駐米公使を經て同條約に加盟方を勸誘したけれども實現するに至らなかつたが、明治三十年（一八九七）に至り米國は華盛頓府に於て本獸保護に關する日英米露四國會議を開かんとして我駐米公使を經て帝國の同意を求めて來た、右協議會には英國の參加なく日米露三國代表者の間に於て英國の加盟を條件として蕃殖保護に關する決議したけれども其後英國の同意を得ることが出來ず、遂に實行するに至らなかつた。明治三十二年（一八九九）米國は自國民に對し白令海、オホツク海に於て膃肭獸の殺戮狩獵を禁止した、以上列記せる條約及協議會等は何時も本獸蕃殖場を有する米露兩國が其獸數の絕滅防止策として提議する所に係り、海上獵業國たる日英兩國と米露兩國とは常に其利害關係が相反する爲め交涉頗る困難なりしは止むを得ざる次第である。英國獵船は曩に締結したる英米條約に由り獵期、獵區、獵具等に制限があり且つ營業費も亦多額にて到底收支償はさる結果漸次減少するに反し、我獵船は何等の制限を受くることなく獵獲に從事し特に米露兩蕃殖場沖合三浬線迄も近寄りて盛んに銃獵を行つた爲め痛く兩國當局の神經を刺戟し、日本獵船を禁止するにあらずんば遂に北太平洋の膃肭獸は絕滅するに至るべしと絕叫し、英國側亦嫉妬して我が獵船の行動を攻擊するものあるのみならず、密獵嫌疑の故を以て我が獵船の米露兩國官憲に拿捕せらるゝもの連年相次ぎ恰も往年の英米、英露關係の如く國際紛議漸く蠻からんとし、他面米露兩國蕃殖場も漸次衰退し其陸上獵獲亦往年の如く盛大に營み難くなつた等の爲め明治四十四年（一九一一）米國の主唱に基き華盛頓府に於て膃肭獸並に獵虎の蕃殖保護の爲め日英米露四國の會議を開催し、北緯三十度以北に於て膃肭獸の海上獵獲の禁止及陸上獵業に關する條約を締結したる結果我政府は同年勅令又翌四十五年法律を以て海上獵業禁止の旨を公布するに至つたのである。

膃肭獸保護條約

（明治四十四年十二月十四日條約第十三號）

第一條　各締約國ハ相互ニ左ノ事項ヲ約ス各締約國ノ人民又ハ臣民及凡テ其ノ海軍及船舶ハ各締約國ノ海軍ヘキ者並其ノ船舶カ本條約ノ有效期間白令海、勘察加海「オコツク」海及日本海ヲ包含スル北緯三十度以北ノ北太平洋ノ洋海ニ於テ膃肭獸ノ海上獵獲ヲ爲スヲ禁止スヘキコト

右ノ禁止ヲ犯シタル者及船舶ハ各締約國ノ海軍將校其ノ他相當ノ權限アル官吏ニ於テ之ヲ拿捕抑留スルヲ得ルコト但シ拿捕シ海內ニ非サル場合ニ限ル

拿捕抑留セラレタル者又ハ船舶ハ成ルヘク速ニ拿捕地最近ノ地點其ノ他互ニ協定スルコトアルヘキ場所ニ於ケル其ノ所屬國ノ當該官吏ニ引渡スヘキコト

右ノ犯罪ヲ審判シ之ニ刑罰ヲ科スルノ權ハ獨リ犯罪者又ハ船舶ノ所屬國官憲ノミニ之ヲ有スルコト

右犯罪立證ノ爲必要ナル證人及證據ニシテ苟モ締約國ノ宰領內ニアルモノハ成ルヘク速ニ其ノ犯罪審判ノ管轄權ヲ有スル當該官憲ニ之ヲ提供スヘキコト

第二條　各締約國ハ自國ニ於ケル何レノ港灣タルト其ノ領土內ニ於ケル何レノ場所タルトヲ問ハス第一條ニ揭クル保護區域內ノ洋海ニ於ケル膃肭獸海上獵獲ノ作業ニ關聯スル目的ノ爲何人ニモ又如何ナル船舶ニモ之ヲ使用セシメサルコトヲ約ス

第三條　各締約國ハ第一條ニ揭クル保護區域內ノ北太平洋ノ洋海ニ於テ獵取セラレタル膃肭獸皮及獸群ノ蕃殖地ヲ領有スル締約國各自ノ權內ニ於テ獲取セラレ官ニテ記號ヲ附シ其ノ旨ヲ證明シタルモノヲ除クノ外米露若ハ日本ノ獸群ニ屬シ「カロルヒヌ、アラスカヌス」「カロルヒヌス、ウルシヌス」若ハ「カロルヒヌス、クリレンシス」ト稱スル種族ト看做サレタル膃肭獸皮ハ何レノ締約國ノ版圖內ニモ之ヲ輸入又ハ移致セシメサルコトヲ約ス

第四條　各締約國ハ第一條ニ揭クル洋海ノ沿岸ニ棲息スル印甸人、「アイノ」人、「アリユート」人其ノ他ノ土人カ他船ヲ以テ運搬セラレ又ハ他船ト相關聯シテ使用セラレサル「カヌー」艇ニシ

テ專ラ機權ノ類又ハ帆ヲ用ヒテ推進シ一隻ノ乘員五人ヲ超過セサルモノニ依リ從來慣行ノ方法ニ從ヒ銃器ヲ使用スルコトナクシテ膃肭獸ノ海洋獵獲ヲ行フ場合ニ付本條約ノ規定ヲ適用セサルコトヲ約ス但シ右ハ該土人カ他人ニ使用セラレス又其ノ獲取シタル獸皮ヲ他人ニ引渡スノ契約ヲ爲ササル場合ニ限ル

第五條　各締約國ハ其ノ人民若ハ臣民又ハ船舶ニ對シ本條約第一條ニ揭クル洋海ノ何レノ部分タルヲ問ハス其ノ領土ノ海岸線ヨリ三海里外ニ於テ獵虎ノ臘殺、捕獲又ハ追獲ヲ許ササルコトヲ約ス

第六條　各締約國ハ前數條ヲ規定ヲ有効ナラシムルニ必要ナル法令ヲ制定施行シ其ノ違反ニ對スル相當ノ罰則ヲ付スヘキコトヲ約ス

第七條　合衆國、日本國及露西亞國ハ保護ヲ付特ニ利害關係ヲ有スル膃肭獸群ノ來集スル洋海ニ於テ前數條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル限リ各自警衛又ハ巡邏ノ設備ヲ爲スヘキコトヲ約ス

第八條　各締約國ハ第一條ニ揭クル禁獵區域內ニ於ケル膃肭獸ノ海上獵獲ヲ防止スル爲適當ニシテ且有用ナル措置ヲ執ルニ付相互ニ協力スヘキコトヲ約ス

第九條　本條約ニ於テ海上獵獲ト稱スルハ如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハス海上ニ於テ膃肭獸ノ獵殺、捕獲又ハ追蹤ヲ爲スヲ謂フ

第十條　合衆國ハ「プリビロフ」島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スルコトアルヘキ同國所屬ノ他ノ島嶼及海岸ニ於テ同國ノ權內ニ於テ年々獲取スル膃肭獸皮ノ總數中數量及價格ノ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ日本國政府ノ公認代表者ニ、同上總數量及價格ノ百分ノ十五ニ相當スルモノヲ日本國政府ノ公認代表者ニ每獵季ノ終ニ「プリビロフ」島ニ引渡スヘキコトヲ約ス但シ此ノ規定ハ日本國カ本條約ノ規定ヲ適用セサル場合ニ限リ從來慣行ノ方法ニ從ヒ銃器ヲ使用スルコトナクシテ膃肭獸ノ海洋獵獲ヲ行フ場合ニ付本條約ノ規定ヲ適用セサルコトヲ約ス但シ右ハ該土人カ他人ニ使用セラレス又其ノ獲取シタル獸皮ヲ他人ニ引渡スノ契約ヲ爲ササル場合ニ限ル

第五條　各締約國ハ其ノ人民若ハ臣民又ハ船舶ニ對シ本條約第一條ニ揭クル洋海ノ何レノ部分タルヲ問ハス其ノ領土ノ海岸線ヨリ三海里外ニ於テ獵虎ノ臘殺、捕獲又ハ追獲ヲ許ササルコトヲ約ス

第六條　各締約國ハ前數條ヲ規定ヲ有効ナラシムルニ必要ナル法令ヲ制定施行シ其ノ違反ニ對スル相當ノ罰則ヲ付スヘキコトヲ約ス

第七條　合衆國、日本國及露西亞國ハ保護ヲ付特ニ利害關係ヲ有スル膃肭獸群ノ來集スル洋海ニ於テ前數條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル限リ各自警衛又ハ巡邏ノ設備ヲ爲スヘキコトヲ約ス

第八條　各締約國ハ第一條ニ揭クル禁獵區域內ニ於ケル膃肭獸ノ海上獵獲ヲ防止スル爲適當ニシテ且有用ナル措置ヲ執ルニ付相互ニ協力スヘキコトヲ約ス

第九條　本條約ニ於テ海上獵獲ト稱スルハ如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハス海上ニ於テ膃肭獸ノ獵殺、捕獲又ハ追蹤ヲ爲スヲ謂フ

第十條　合衆國ハ「プリビロフ」島又ハ第一條ニ揭クル洋海ニ在リ將來膃肭獸群ノ來集スル洋海ニ於テ前數條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル限リ各自領海ニ於ケル膃肭獸ノ獵殺、捕獲又ハ追蹤ヲ爲スヲ謂フ

第十一條　合衆國ハ日英兩國カ本條約ノ規定ニ依リ各自取領ノ權利ヲ有スル膃肭獸群ノ來集スル洋海ニ於テ前數條ノ規定ヲ實施スルニ必要ナル限リ各自警衛又ハ巡邏ノ設備ヲ爲スヘキコトヲ約ス

條に膃肭獸の陸上獵獲及帝國の海岸より三海里を超えざる範圍内に於ける膃虎の獵蓄殖を害せずして膃虎の海上獵獲を爲さんが爲である。又第四條に膃虎膃肭獸又は其の獸皮は之を帝國内に輸入又は移致することを得ず、但し命令を以て定むるものは此限に在らずと爲したのも條約の結果である。

第二　關係命令、前記法律第四條但書の結果として輸入又は移致し得る膃虎膃肭獸及其の獸皮に關し規定のあるのは當然である。夫は前記法律の施行規則第一條に規定してある。

又大正三年に農林省令を以て海驢又は海豹の獵獲禁止の件を規定して、東經百四十九度以東北緯四十五度以北の場所に於ては官廳の外海驢又は海豹の獵獲を爲すことを得ずと規定し之に罰規定を設けたのは海驢海豹は膃肭獸に對し害敵ではあるが同一地點に存在する場合が多いからして、海驢海豹の獵獲を一般に許せば其の正當なる獵獲でも膃肭獸を驚愕恐怖せしめて蕃殖上害あり、又中には海驢海豹の獵獲を名として膃虎膃肭獸を覘ふものありて條約又は法律の目的を達し難からしむる處もある。依て其獵獲を一般に禁止し害敵驅除の爲にする獵獲に付いては官廳即ち膃虎膃肭獸の保護を主管する農林省自らその必要に應じて獵獲することにしたのである。海驢海豹の皮革利用の問題もあるけれども其の弊が頗る大なりとの主旨で斯の如き規定を設けたものである。

條約滿期後の經過

明治四十四年十二月から實施された右四國條約は大正十五年（一九二六年）十二月十四日を以て一應の期限たる十五年を經過した。これより先き日本政府は同條約第十六條の規定に基き大正十五年一月締約國駐剳大使をして同條約修正に關する帝國政府の意志表示を致さしめて以來現在に至るまで之が修正に關する下協議をなしてゐるが締約諸國中米國は尚露國ソウエート政府未承認中であり、英國は昭和二年に至つて露國と國交斷絶し、露國と正式國交を締結せるは唯日本あるのみなので此四國關係の不一致が條約改訂の主なる障害となつて現れ、第一回條約期限滿了後滿二年を經過する現在に至るまで、下調査の中に遷延して改訂會議開催の運びに至らないでゐる。之は我國としては甚だ遺憾の次第である。

明治四十四年四國條約締結當時と今日とは禁獵區域たる北太平洋上に現存する膃肭獸の數が非常に變化してゐる。數字を以て之を示せば條約締結當時約二十三萬頭と査定されたものが、今日に於ては正に百萬頭に達するの有樣である。從つて條約締結の目的は大體に於て達成されてゐるが、斯の如く棲息數の增加するにつれてその犧牲となる魚類の數も益々多くなる。殊に我近海に洄游するものの受ける被害と脅威は莫大なるものあり、かゝる見地から我國としては現行條約を此まゝ存續することは極めて不利であつて輿論がこれを承知しないのである。速に四國間の不一致を解決し、條約を現狀に適應するやう改訂して膃肭獸及膃虎の保護をなすと共に、一方漁業の被害を輕減することは當面の急務である。

利權企業

日露利權企業概觀

其領有する廣大なる國土の地上及地中、水上及水中に各種の自然的資源を有する露國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國内勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。越えて一九二三年三月中央利權局（グラウコンツエスコム）を設置し、政府の利權政策に邀ひ、外國人との間に利權交涉を行ひ、且つ契約案を人民委員會に提出して裁下を受けることになり、一九二七年九月一日現在の利權企業總數は一百十件に及んでゐる。

日露兩國の間にも此利權關係が成立してゐることは衆知の事實で駐日露國通商代表部内には利權委員會が設置され、現にアニケエフ氏がその委員長、ベークマン氏が責任書記官である。此利權企業關係は日露兩國の經濟的相互關係の重要なる樞で、今後共益々發展の可能性を持つてゐる。それは日本が其國内の重要資源に制限され、經濟的發展上の一大支障來し、且つ或程度の外國投資の可能と、相當高度の技術を有してゐるに、露國は日本と隣接する極東露領地方に、鑛業・林業を始め各種の未開發資源を有しながら、しかも現在ではそれを開發する資金に乏しく、技術に遲れてゐるといふ一聯の對蹠的な相互關係の上に基礎づけられてゐる。

日露新國交成立以後今日まで我國の企業團體乃至個人によつて獲得された利權の數は八件であつて、その中には今日大なる成果をあげつゝあるもの、例へば北樺太石油並に石炭利權の如きもあれば、殆んど何等の成果を見るなくして遺棄された形となつてゐるもの、例へば田中與太郎のオホツク鑛利權其他があるが、之を利權の性質上二大別する時は日露基本條約の規定に基いて獲得せるものと、個人の資格で獲得せるものとある。此中前者に屬するものは、大正十四年、十五年に勅令並に法令の發布制定を見、利權企業は即ち其基礎を利權契約に置くと共に、其企業組織の形態等を此勅令並に法令に準據してゐるものである。

邦人對露利權の二大別を示せば左の如し。

A、日露基本條約の基礎に依り獲得した利權

一　北樺太石油利權「東海岸に面するオハ、イハビ、ピリツン、ヌトウ、チヤイオ、ヌイオウイクレツク、カタングリ他に未開油田一千平方露里」利權者—北樺太石油株式會社（一九二五年十二月十四日契約）

二　北樺太石炭利權「西海岸に面せるドウーエ、ウラヂミロフスキー、マーチ」利權者—北樺太鑛業株式會社（一九二五年十二月十四日契約）

三　北樺太石炭利權「東海岸アグネオ川流域」利權者—阪井組合（一九二五年十二月十四日契約）

B、個人の立場で獲得した利權

一　北樺太石炭利權「東海岸コスチナ川上流」利權者—塚原組合（一九二六年二月二十三日契約）

二　オホツク砂金鑛利權「リヂンスキー」利權者—田中與太郎氏（一九二五年九月二十三日契約）

三　沿海川森林利權「沿海州東海岸に面せる第七號、第十號、第十二號林區」利權者—露領林業株式會社（一九二七年四月二日契約）

四　オホツク砂金鑛利權「ウラヂミロフスキー、レプイ、プラウイー」利權者—昭和金鑛株式會社（一九二七年七月十二日契約）

五　一八五四年パラクラワ附近に沈沒せる汽船プリンツ號引揚作業利權、利權者—株式會社深海興業所（一九二七年六月二十八日契約）

北樺太利權に關する勅令及法律

脫帝國議會ノ協賛ヲ經タル條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

內閣總理大臣 子爵 加藤高明
農商務大臣 高橋是清
外務大臣 男爵 幣原喜重郎
司法大臣 小川平吉

法律第三十七號

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムル事ヲ得

附則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

脫大正十四年法律第三十七號條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ノ施行期日ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
司法大臣 江木翼
商工大臣 片岡直溫

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

脫日本國及ソヴイエト社會主義共和聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書乙ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシムル爲ノ勅令

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣 若槻禮次郎
商工大臣 片岡直溫

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴイエト社會主義共和聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル法律第三條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニシテ議決權ノ過半數カ外國人若ハ外國法人ニ屬セサルモノニ非サレハ之ヲ所有スルコトヲ得ス

第二條 會社ノ發起人ハ株金第一回拂込前定款及事業目論見書ヲ具シ商工大臣ニ會社設立ノ免許ヲ申請スヘシ

前項ノ免許ノ申請ニハ株式申込證ノ謄本ヲ添付スヘシ

第三條 株式ハ記名式トシ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ議決權ノ過半數カ外國人若ハ外國法人ニ屬セサルモノニ非サレハ之ヲ所有スルコトヲ得ス

第四條 定款變更、合併及解散ノ決議並重要財産ノ讓渡ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ重要財産ノ範圍ハ商工大臣之ヲ指定ス

第五條 會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ收支豫算ヲ添ヘ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

事業計畫ヲ變更セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第一項ノ認可ノ申請ハ營業年度開始三月前ニ之ヲ爲スヘシ但初營業年度ニ於テハ會社ノ設立登記後二月以內ニ之ヲ爲スヘシ

第六條 商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ位置及深度ヲ指定シテ試掘ヲ命シ其ノ他事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第七條 會社ノ採取シタル石油ニ付テハ政府ハ時價ヲ標準トシ優先シテ之ヲ購入スルコトヲ得

第八條 會社ノ採取シタル石油ノ購入ニ付テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第九條 政府ノ北樺太ニ於ケル財產ヲ會社ニ對シテ讓渡ス場合ニ於テハ其ノ代價ハ會社ノ設立登記後四年目以後ニ於テ其配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過シタル年ノ翌年ヨリ起算シ十年以內ニ於テ之ヲ年賦償還セシムルコトヲ得

第十條 會社ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ

利益金ノ處分スルコトヲ得ス

第十一條 每營業年度ニ於テ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スルトキハ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ但シ當該營業年度ヲ除キ其ノ前三年ニ包含セラルル營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額(該利益金額中政府ニ納付シタル金額アルトキハ之ヲ控除ス)ヲ通算シ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ニ達セサルトキハ其ノ不足額ヲ當該營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額ヨリ控除シ其ノ殘額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スル場合ニ限リ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第十二條 會社ハ定時總會開會前ニ財產目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書收支決算書及株主名簿ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十三條 商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ノ業務若ハ財產ノ狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢查セシムルコトヲ得

第十四條 商工大臣ハ會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條 商工大臣ハ會社ノ決議、法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ友議ヲ取消スコトヲ得、商工大臣ハ取締役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ若ハ公益ヲ害スト認メタルトキ又ハ取締役商工大臣ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十六條 第五條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ニ關シテハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

北樺太石油利權

利權者北樺太石油株式會社

利權交涉經過

一、はしがき

北樺太石油株式會社對露利權契約の締結は大正十四年十二月十四日のことであつた。我全權は中里重次中將、露國側全權はヨツフエ氏で、之により北樺太既開油田八箇所と未開油田の一千平方露里共に其五割は確實に我國の利權に屬することになつたのである。若し夫れ北樺太油田の絕對的價値如何を論ずれば、或は幾多の異見があるかも知れぬ。乍去、少くも我國の現情と極東露領に對しては資源として特殊の重要性を帶びてゐる。從つて其利權を割くもの之を受くるもの共に一層の眞劍味を見せてゐたのである。之れ玆に頁を割愛して其經過の概要を述ぶる所以である。

二、全權代表の詮衡難

北京條約の規定に依れば、樺太の引渡條約締結後五箇月間內に細目協定を取極めねばならぬことになつてゐる。所で契約調印後會社成立の上は社長になる人も決定せねばならぬ。然るに右代表者と社長は不可分といふ事で、之には我實業連も磁石の如く集つて來る。從つて其人選に行詰つた。終いには油に就ては海軍省との關係非常に密接で、そうして多年軍需局長の職に在り北樺太問題にたづさはつて居られた現舞鶴司令官中里海軍中將に出て貰ふの外ないとなつて、海軍大臣に懇談する事となつた。そこで一方樺太の引渡條約は五月十五日調印されて了つて少しもぐず〳〵する事出來なくなつたので、海相も止むを得ないと考へ五月二十日召電は當時舞鶴に勤務中なりし同中將に飛んで、六月十四日漸く同中將の代表受諾となつた。

六月三十日東京を出發した一行が莫斯科に到着したのは七月十四日、露國側では一切の準備を整へて待倦んでゐた。そこで露國側當初の全權ヨツフエ氏と協議の結果、先づ日本側の希望條項を提出して之に就て會議を進め、次いで露國側のカウンタープロポーザルに就て商議することゝし、七月二十二日を以て我全權は希望條項を露國側に交付したのであつた。

三、會議の迂餘曲折

愈々會議が開かれたのは八月十四日であつたが、當日は單に時間、場所、用語、新聞記者に對する事柄、會議の重要事項に對してはプロトコールを作成する等の事を決定し、八月十七日から本會議に移つた。爾來每週三回夜間に開會して日本側提出の希望條項に對する說明討議は九月二日を以て終了され、其後三四日を經て露國側の提案—契約案が始めて提出されたのである。

所が彼我提案の間には非常な隔りがある。九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも、全文

四十七箇條の條項中尙ほ保留中のもの十六條、而かも何れも難問である。十月十五日は樺太徹兵後滿五箇月であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い、終に會議を十一月三十日迄即ち一箇月半延長することゝなつた。之より双方共に全勢力を傾注して連日連夜審議を重ね其進捗を計つたが形成愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有樣は、一般をして危惧の感を懷かしめたのであつたが、兩全權は會議以外に或は懇談又は私的會見を逐げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉回して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印行はれ、其後露國側に於ける最高經濟會議並に內閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

露國側の全權はヨツフエ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七箇條なりしもの最後に四十八箇條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテーと稅の問題、勞働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財產の所有權問題、地域の問題、勞働法の適用、ロヤルテーの問題、買上優先權の問題等であつた。

四、彼我意見の杆格

財產所有權に就て彼我見解の相違は、日本が軍事占領以後政府又は民間で施設した財產は當然日本のものである、而して今次利權契約を結んで後日此の契約が滿期となり、露西亞政府に返還する場合には、一切の財產は露國政府が當然買上げて呉れるものであると信じてゐたのが我が全權の考へであつた。所が露國側では、現在彼地にある一切の財產はソヴイエート政府に所屬すべきものであると主張したのである。其理由として彼等は、結ぶので、利權法には、財產は利權者に使用せしむるが其所有權はソヴイエート政府にあるといふ事になつてゐる。それでソヴイエートでは所有權は有つて居るけれども處分權に就ては拘束を受けて居る、又利權者は所有權はないが完全なる使用權を有つてゐる、それ故に利權者としては企業に差支ない以上は所有權なぞ何うでも好からうといふのであつた。

乍去、北京條約中の交換公文中には財產を列擧してある。兩々相譲らず終に兩國政府間の懸案に移されて鳧がついた。

更に生產物の五割買上優先權問題も頗る難事であつたが、最後の十二時近くなつて先方の全權クレウツチ氏の友誼的譲歩によつて削除され、地域問題の坑區割方に至りては十二月四日夜に至つて漸く解決されたと云ふ如き難關であつた。

其他勞働條件、先方に對する負擔、使用料社會保險料等の協議に至つては、彼我國情の相違と、多維なる露國財政狀態に原因して、孰れも危機を孕まざるはなかつたが、先方に對する負擔に就ては、五割買上優先權の削除の代償的に我先づ譲歩し、其他に關しては悉く露國側より好意的譲歩を示して其局を結んだのであつた。

其成敗の蹟を顧みれば、之亦た若干望蜀の感を抱かしむるの餘地なしと誰が言ひ得やう、去年僅々四箇月の短時日の間に一般の決裂の豫想を裏切つて、此の如き難問題を解決し得た所以ものは素直なる我が中里全權の態度と、熱血兒グレウツチ全權の誠意の賚物であつた。左に示すものは同利權契約の大綱である。

利權契約要項

一、利權の目的

北樺太東海岸の既開油田未開油田(別記の通り)の試掘採掘並に其附帶事業

二、地　域

A、既開油田(別表の通り)

B、未開油田(壹千平方露里)

(イ)本地域の選定は契約締結後一ケ年內に露國政府と利權者雙方協定の上決定す

(ロ)右地域確定の上は其地域內に於て九六〇「デシヤチン」(二・一七六一七・六坪)の地積を有する試掘區域を數ケ箇所に制限なく利權者之を選定し試掘することを得右九六〇「デシヤチン」の形狀は南北に參、東西に貳の比なる形にして更に之を壹區劃八〇「デシヤチン」其形狀は東西に貳南北に壹なる比の矩形十二個二列に區分す

(ハ)前記試掘區域が調査試掘の結果、採掘價値決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち(結局九六〇デシヤチンの試掘區域を市松形とす)政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に割き取る權利を有す、若し利權者の出油井が政府鑛區に入りしときは其油井を含む部分を利權者に與ふ

(ニ)試掘期限　十一ケ年間契約の効力發生日(一九二五年十二月三十日)より起算す

三、利權期間

四十五ケ年(契約効力發生日一九二五年十二月十四日)

四、利權者の特典並に權利

(イ)產出物の無稅輸出の特典

(ロ)事業用品並に從業員用食糧等の無關稅輸入

(ハ)事業用材伐採權

(ニ)土地、水面、水力の使用權

(ホ)軍業用電話線架設の權利

(ヘ)築港施設權

(ト)工作物施設の權利

(チ)附帶設備をなすの權利

(リ)送油管敷設權

(ヌ)農事施設の權利

(ル)既設無線電信所(オハ、チヤイオ)の使用權並に新設の權利

(ヲ)船舶入港の權利

前記の權利は無償にて附與せらるべし

五、利權者の義務

A報償

(一)報償率

(イ)普通井の場合　三萬噸まで總生產高の五%一萬噸を增すことに弐厘五毛を增率し四十五萬噸の時一五%となる

(ロ)噴油井の場合　拾噸までは普通井と見做す、十噸乃至五十噸迄一五%それより十噸を增す毎に五%增率し百噸以上に至つて四五%となる

「ガソリン・ブラツト」一千立方尺に對し二「ガロン」迄一〇%一「ガロン」增す毎に五%增率し六「ガロン」以上は三五%とす

(二)報償支拂方法　金納單一制とす此場合算出方は「ボーメー」二五度以上は「メキシコ」灣原油段「ボーメー」二五度以上は加州原油山元値値段に依るものとす、但し橫濱市價及樺太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保險料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得

B課稅　單一稅とし生產高に對する三、八四%算出は報償の場合と同じ

C社會保險　勞働者の賃銀總額に對する一六%每年支拂ふこと

D火災保險　利權企業を組成する財產中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を利權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得

E露國政府財產使用料・政府財產は利權者の希望するものに限り引渡を受け每年之が使用料として右財產の評價の四分を納入するもの とす(當該財產の評價は兩者協定の上之を決定す)利權地域の現存財產中如何なるものが政府の所屬のものなるかは兩來日露兩國政府間の交涉に依り決定するものとす。

六、產油優先買上權

露國政府に買上權なし

七、勞働者並に從業員雇傭

A勞働法の適用を受く

B傭入割合

左記割合にて外國人(露國人にあらざるもの)雇入することを得

(イ)事務員、技術員、高級勞働者五〇%

(ロ)中位以下勞働者二五%

但し管理者、工場長、各部長は右の制限を受くることなし浦潮勞働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦潮支部が供給したる外國人(露國人にあらざるもの)はABの區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及勞働者を雇傭することを得

C募集は每年四月及七月十日迄に浦潮勞働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、爭議調停條項

本契約並に附屬書及補充書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の凡ての爭議及不一致はソヴイエト社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利權者並に第三者との間に於ける私權の性質を帶びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及び個人間の爭議は通常三方法によりソヴイエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は

相互の合意により兩者間の爭議解決を第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

九、其他要項

利權期間滿了の際引渡すべき財産に對する政府の補償

A利權期間最後の十ケ年間に設備したるものにして償却未濟の額に就ては財産引渡後政府より利權者に對し之を支拂ふこと

B償却率、石造建物「タンク」鐵管三%、機械及設備、七%、本造建物及鉱、五%

九、利權企業を組成する財産は之を沒取徴發其他强制處分の目的と爲すことを得ず

十、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律竝に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

十一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分本契約に依る利權者の權利を制限し又は無效たらしめたるときは政府は其損害を賠償す

十二、政府は其一方的意思に依り契約の効力を制限し又は無效たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の中の重要條項中決定したること明かなるものであるが殘る條項は手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題でそして調停方法は次の如く決定したのである。

既開各油田、面積

油田名	形狀	全面積	一地區の面積	地區數
オハ	長方形	三、乃至五、デニ	(三一—一〇三五—三〇)	
エハビ	正方形	三七、デ		一六
ビリツン	長方形	三七、デ		一六
ヌトヲ	多角形	二四		三
チヤイオ	正方形	一六		一四
ヌイオ	正方形	一六		一三
ウイクレツク	長方形	三八、五デ		一六
カタングリ	正方形	三七、七五デ		一六

(一)「デ」は「エ」はエーカー

(一)デシヤーチン

(二)(一)(一)(一

ヴイエト」共和國勞働法ハ以下勞働法ト略稱ス

第二條　本契約ハ千九百二十九年四月一日ヨリ效力ヲ發生シ千九百三十年四月一日迄有效トス

本契約ニ定メタル期間滿了ニ際シ當事者ノ双方ニ於テ契約條件ノ再審ヲ申出テサルトキハ本契約ノ效力ハ將來ニ對シ本契約ニ定メタル繼續期間(第一項)延長セルモノト見做ス

當事者ノ一方カ新ナル條件ニ依リ契約ノ再審ヲ希望スル場合ニハ相手方ニ對シ其旨ヲ期限滿了二ケ月前ニ書面又ハ電信ヲ以テ通告スルモノトス右通告カ相手方ニ達シタル後一ケ月以内ニ於テ兩當事者ハ其再審ニ着手スルモノトス

本契約期間滿了セルモ兩當事者ノ協議終了シ得サルカ又ハ協議ノ結果ヲ得サルトキハ本契約ハ新契約ノ締結及效力發生迄本契約ニ定メタル期間(一ケ年)ヲ超ヘサル期限ニ對シ效力ヲ有スルモノトス

契約ノ此效力ハ新契約ノ效力發生ヲ阻止スルモノニ非スシテ其效力發生期ハ新契約中ニ兩當事者之ヲ定ム

備考　本契約締結ノ當事者間ニ於ケル通信ハ左記ノ宛名ニ依ル

(a)　中央委員會(書信用)
モスクワ市ソリヤンカ十二、勞働館「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會
中央委員會(電信用)
モスクワ、ゴルノソユーズ

(b)　會社(書信用)
東京市丸ノ内北樺太石油株式會社
會社(電信用)
東京、樺石

前記宛名變更ノ場合ニハ當事者ハ直ニ其旨ヲ相手方ニ通知スルモノトス

第三條　本契約ノ有效期間ニ於テ契約ノ個々ノ條項ハ本契約ヲ締結スル當事者ノ相互協定ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第四條　中央委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ名義ヲ以テ本契約ノ履行ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ極東地方委員會及オハニ於ケル其代理者(以下組合ト略稱ス)ニ委任ス

從テ本契約ノ履行ニ關聯シテ發生スル總テノ問題ニシテ兩當事者ノ協定又ハ解決ヲ要スル事件ヲ生シタル場合ニハ會社ハ組合ト、組合ハ會社ト直接之カ交渉ヲナスモノトス

又組合及會社ハ地方ノ狀況ヲ考慮シ本契約ノ追加及擴張トシテ本契約ノ條件ニ適合セル協定ヲ締結スルコトヲ得

第五條　本條備考ニ記載セル者ヲ除キ本契約ハ會社カ現ニ經營セル若クハ新ニ經營スルコトアルヘキ總テノ基本企業又ハ附帶企業、營造物、及經濟團體若クハ樺太利權地域ニ於テ(會社ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ締結セル利權契約履行ノ爲メ)會社カ爲シ又ハ會社ノ爲メニスル他ノ總テノ作業ニ、勞働法ノ手續ニ於ケル雇傭ニ依リ就業中ノ又ハ新ニ就業スル勞働者及從業員ノ全部(男女、老幼、民族、宗教、臣籍又ハ國籍、鑛山勞働者職業組合若クハ其他ノ職業組合ニ加入ノ有無ヲ問ハス)ニ完全ニ效力ヲ及ホスモノトス

臨時、季節、森林伐採及建設ノ作業ニ從事スル勞働者ニ關シテハ本契約ハ賃銀ニ關シテハ契約ニ定メタル條項(第十七、十八、十九及二十條)ノ範圍内ニ於テノミ適用サルルモノトス本項ニ列擧ノ勞働者團體ニ對シ前記以外ノ總テノ勞働條件ハ此等團體ニ就テノ當該法規ニ基キ締結シ附錄第一號ヲ以テ本契約ニ添付セル組合ト會社トノ特別協定ニ依リ律セラルルモノトス

臨時及森林伐採勞働者ノ勞働條件ハ現地ニ於テ締結セラルヘキ組合ト會社トノ特別協定ニ依リ律セラルルモノトス

備考　一、本契約ハ高級營理技術部員、高級經理部員、勞働者及從業員ノ雇傭、解雇並ニ勞働評價決定ノ權能ヲ有スル者、會社ノ利益ニ參加スル者ニ對シ其效力ヲ及ホササルモノトス

備考　二、本團體契約ハ個人的請負人並ニ法律的ニ形式ヲ取リ且ツ請負契約ノ手續ニ於テ作業スル團體(アルテリ)、即チ自己ノ器具(橇馬)ヲ使用シテ作業スル運搬夫(ウォシチク)其他ニ對シ其效力ヲ及ホササルモノトス

第六條　會社カ本契約ノ違反又ハ不履行ニ依リ勞働者及從業員ニ物質的損害ヲ與ヘタルトキハ之カ賠償(本契約ニ於テ與ヘタル保障額ノ範圍内ニ於テ)ノ義務ヲ負フモノトス

勞働者及從業員ニシテ本契約ニ依ル自己ノ義務ヲ履行セサル場合ニハ勞働法第四十七條内部管理規則及罰則ノ規定ニ依リ處分セラルルモノトス

備考　不可效力(火災、沈沒、海難、時化其他)ニ起因セル契約不履行ハ之ヲ違反又ハ不履行ト認メサルモ其事實ハ最寄當該國家機關(勞働監督官、鑛山監督署、通商代表部、港務部其他)ノ證明ヲ要スルモノトス

第七條　勞働法第三十二條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

會社ハ自己ノコントラゲント(賃借人、請負人)ト如何ナル契約ヲ締結スル場合ト雖モ北樺太ニ於ケル利權地域(ライオン)ニ於テ利權者ノ爲メ作業ヲ實施スルニ當リ前記コントラゲントカ使用スル總テノ雇傭勞務者ニ對シ本契約ヲ適用スルノ條件ヲ挿入スルモノトス

前記コントラゲントカ本契約不履行ノ場合ニハ會社ハ物質的責任(本契約ノ範圍内ニ於テ)ヲ負ヒコントラゲントカ賠償セサリシ物質的損害ヲ前記勞務者ニ對シ賠償スルモノトス

第八條　本契約適用ニ關スル異議及爭議ヲ解決センカ爲メ且勞働法及本契約ニ於テ評價爭議委員會(PKK)ニ對シ課シタル總テノ任務ヲ遂行實現スルカ爲メ會社及當該組合機關(鑛場委員會、地方委員會其他)ハ共ニ同數ノ代表者ヲ出シ會社ノ企業及營造物ニ於テ評價爭議委員會(PKK)ヲ組織スルモノトス尚地方(ライオン)全體ノ爲メ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ地方評價爭議委員會(PPKK)ヲ組織スルコトヲ得右兩委員會ハ本契約添付(附錄第二參照)ノ規定ニ基キ行動スルモノトス評價爭議委員會及地方評價爭議委員會ニ於テ解決スルコト能ハサル爭議ハ勞働法第百六十八條乃至第百七十四條ニ規定セル手續ニ依リ解決セラルルモノトス

第九條　本契約ニ規定ナキ總テノ勞働條件ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ現行又ハ將來發布セラルヘキ勞働法及該法規ノ擴張追加トシテ發布セラルル義務的決定、公式釋明、訓令、規定及其他一般立法ニ依リ律セラルルモノトス

本契約ニ記載ノ法令、決定、解釋其他カ一般立法ニ依リ變更ノ場合ニハ之ニ應シテ契約ノ當該條項ノ行文モ從テ變更サルルモノトス此際本契約中ニ會社カ與ヘタル物質的保障及補償(又ハ勞務者ノ狀態ヲ改善スル總テノ物質的標準(ノルマ))實際額ハ之ヲ低下シ得サルモノトス

備考　本條第二項ニ定メタル本契約ニ關スル變更ハ發生セル法令ノ變更ニ適應セル行文ヲ得ル爲メ組合ト會社之ヲ協定スヘキモノトス

第二章　雇傭及解雇

第十條　會社カ(利權契約ニ基キ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域内ニ於テ勞務者ヲ雇傭スル總テノ場合ニ會社ハ條件同等(同一熟練程度並ニ其他)ナルトキハ次ノ場合ヲ除キ職業組合員ノ失業者ヲ第一順位ヲ以テ勞務ニ採用スルモノトス

(イ)　會社カ勞働力雇傭ヲ勞働人民委員會ノ機關ヲ通シテ行フ場合

(ロ)　會社カ所要勞働力ニ就キ地方ノ組合機關ニ相當ノ申込ヲナセル後職業組合員ノ失業者ヨリ次ノ期間内ニ會社ニ申出ヲナササル場合即チ樺太以外ニ於テ雇傭ノ場合ニハ七日間、樺太ニテ雇傭ノ場合ニハ三日間

(ハ)　特別ノ個人的信用及特種(スペシヤル)ノ智識ヲ要スル者並ニ管理部員、技術員雇傭ノ場合此等職務及勞務ノ表ハ附錄第三號ヲ以テ本契約ニ添付ス

備考　一、勞働人民委員部ノ機關ヲ經サル勞働者及從業員ノ雇傭ハ總テ該機關ノ正規ノ許可アル場合ノミ行フコトヲ得ルモノトス

備考　二、本條(ロ)項ニ指示ノ期間中ニハ祭日及休日ヲ含マサルモノトス

第十一條　管理部ハ採用スヘキ勞務者ニ對シ之レニ委任スル作業ニ應シ賃銀率等級ヲ定ム定員ヘノ編入及賃銀帳ノ交付ハ試驗後トシ即チ試驗ハ實際ニ作業ニ着手セル日ヨリ筋肉勞働者ニ對シテハ六日ヲ超ヘサル期間、從業員ニ對シテハ二週間、管理部員、技術員及熟練事務員ニ對シテハ一ケ月ノ期間ニ管理部之ヲ行フモノトス

備考　一、本條ニ定メタル試驗期間ヲ經過スルモ試驗ノ結果ニ就キ通知ヲ受ケサル勞働者及從業員ハ自動的ニ雇傭セラレタルモノト看做ス

備考　二、從業員、管理部員、技術員ニ對スル賃銀帳ノ交附ハ之等ニ對スル試驗期間ニ關係ナク筋肉勞働者ト同一期間中ニ行フモノトス

備考　三、一定ノ期間ニ對シ採用サルル勞務者ニ對シテハ採用ノ際雇傭期限ヲ明示シタル書面ヲ以テ其旨豫告セラルヘキモノトス

第十二條　一定ノ勞務ノ爲メ勞働者及從業員カ樺太以外ニ於テ雇傭セラレ作業地ニ到着シタルモ勞務者ノ熟練程度ニ相當スル職務ナク歸還スル場合ニハ會社ハ當該勞務者ニ對シ其等級ノ五週間分ノ定給額ヲ解雇手當トシテ支給シ尚雇入地迄ノ歸還旅費(直航汽船三等切符代)ヲ支給シ且勞務者ニ對シ最初(雇入ノ際)ノ乘船地迄ノ範圍内ニ於テ上陸迄ノ旅行期間ニ對シ當該等

級定給ニ依リ報酬(一倍)ヲ支拂フモノトス

備考　一、旅行中ノ期間ハ「ソヴイエト」商船隊ノ公表汽船運航表ニ依リ計算スルモノトス

二、若シ勞務者カ樺太ニ殘留スル場合ニハ當該等級ノ月額賃銀定給額ノ解雇手當ノミヲ支拂フモノトス

若シ勞務者カ會社ノ企業ニ於ケル、又ハ企業ノ爲メノ何等カノ作業ニ同意シテ實際之ニ從事(契約關係中絕セスニ)スル場合ニハ勞務者ハ本條ニ定メタル會社ノ義務ニ對スル權利ヲ喪失スルモノトス

備考　三、本條ハ勞働法第三十六條及第八十七條ニ定メラレタル場合即チ雇入ノ際ニ定メタル作業ノ一時的缺如ノ爲メ勞務者ニ對シ其熟練程度ニ該當スル他ノ作業ヲ與ヘタル場合又ハ全然作業ヲ與ヘサルモ雇入ノ際定メタル定給ヲ支拂フ場合ニ於テハ之カ適用ヲ見サルモノトス

若シ勞務者カ自己ノ熟練程度ニ該當スル他ノ作業ニ移ルコトニ同意セサル場合(勞働法第三十六條)ニハ二週間分ノ雇傭手當ヲ支給シ樺太退去ヲ希望スルモノニハ本契約第十六條第一項ニ依リ歸還旅費ヲ支給スルモノトス

第十三條　管理部ハ法律ニ定メラレタル總テノ場合勞務者ヲ解雇スルコトヲ得解雇ノ際ノ補償(解雇手當)ハ次ノ場合豫告ノ有無ニ拘ハラス左ノ額ニ於テ支給ス

(イ)　勞働法第四十七條(イ)(ロ)各項ニ依ル被解雇者ニ對シテハ一ケ月分ノ平均賃銀額

(ロ)　勞働法第四十七條(ハ)項ニ依ル被解雇者並ニ會社ノ企業ニ一ケ年以上引續キ勤續セル者ニシテ自己ノ希望ニ依リ退職スル者ニ對シテハ二週間分ノ賃銀額

以上ノ外別ニ法律ニ定メアル場合ニハ解雇手當ハ當該規定ニ定メラレタル手續及額ニ於テ支給ス

第十四條　定員及生産ノ縮少ヲ行フ際熟練程度其他ノ條件同一ナルトキハ先ツ職業組合員ニアラサル者ヲ解雇スルモノトス

幼兒ヲ扶養スル獨身婦女ハ定員ノ縮少ニ際シ他ノ同一條件ノ者ニ對シ留職スルノ優越權ヲ有ス

備考　一、本條件ハ契約第十條(ハ)項ニ定メラレタルモノニ對シ適用セサルモノトス

備考　二、定員及生産縮少ニ依ル雇員ノ優越權ハ「ソヴイエト」聯邦市民ノ勞務者ト外國人トニ對シ別々ニ考慮スルモノトス

備考　三、同一熟練程度ノ決定ハ本契約ニ指示セル總テノ場合ニ於テ同一條件ノ下ニ勞務者各個ノ遂行セル作業ノ量及質ヲ比較シテ之ヲ行フヘキモノトス

第十五條　被解雇者及退職者ニ對シテハ勞働契約解約解除(解雇)ノ日ヨリ三日以內ニ精算ヲ行フモノトス若シ會社ノ過失ニ依リ三日以內ニ精算ヲ行フ場合ニハ勞務者ハ各遲延日ニ對シ自己ノ一日ノ平均賃銀ノ支拂ヒヲ受クルモノトス

備考　一、正當ナル勞働賃銀トハ總テ賃銀帳ニ記載ノ事項ヲ云フ

備考　二、祭日及週休日又ハ特別休日ハ本條ニ定メタル三日ノ期間ニ含マサルモノトス但シ汽船出帆時ノ精算ノ場合ハ此限リニ非ス

備考　三、勞働者カ自己ノ過失ニ依リ精算ヲ受ケサルトキハ精算遲延ト看做サス此場合三日ノ期間經過後ハ鑛場委員會ニ通知シ金錢ハ樺太人民裁判所ニ供託シ得ルモノトス

第十六條　樺太以外ニ於テ雇傭サレタル勞働者及從業員ノ總テノ被解雇者及退職者(期限付ニ雇ハレタル勞務者カ其期限經過前ニ勞働契約ヲ解除スル場合ヲ除ク)ニ對シテハ彼等カ歸還スル場合ニハ會社ハ雇入地迄ノ範圍ニテ直航汽船三等切符代(「ソヴイエト」商船隊ノ公表値段ニ依ル)ヲ支拂フモノトス、樺太退去ノ希望ニ就テハ被解雇者又ハ退職者ハ最後ノ精算實施日迄ニ管理部ニ書面ヲ以テ申出ツルノ義務アルモノトス

會社ハ前記出發者ノ申出ニ依リ本人及其家族ニ對シ本契約第六十四條ニ從ヒ支障ナク本人ノ負擔ヲ以テ食糧品ヲ賣渡スモノトス但シ此場合各人ニ對スル支給ハ二週間分ノ消費標準ヲ超エサルモノトス

航海杜絕後本條ニ該當シテ解雇サレ又ハ退職スル勞務者モ同シク雇入地迄ノ直航汽船三等切符代ニ等シキ金額ニ限リ旅費トシテ受クルモノトス、然レトモ此場合本契約第十三條ニ定メタル勞働法第四十七條(イ)及(ロ)項ノ手續ニ依リ解雇サルルモノニ對スル補償ハ之ヲ增額シ次ノ如キ額ニ於テ支給サルルモノトス

(イ)　ニコラエフスク市ニ於テ雇入レラレタルモノニ對シテハ一ケ月半分ノ額

(ロ)　浦鹽斯德市ニ於テ雇入レラレタルモノニ對シテハ二ケ月分ノ額

備考　第三項記載ノ「航海杜絕後」トハオハヨリ終航

第三章　勞働賃銀標準及支拂手續

第十七條　會社ハ其從事スル作業ニ應シ本契約附錄第四號ノ作業及職務ノ細別ニ從ヒ勞務者ヲ當該賃銀等級ニ依リ區分ス

前記ノ細別ハ組合ト會社トノ特別相互協定ニ依リ正確ニシ又追加スルコトヲ得

備考　季節又ハ臨時作業ニ對シ會社カ雇入レタル各種ノ勞務者ヲ此等作業終了後會社カ恒當的作業ニ殘ス場合ニハ彼等ノ總テノ勞働條件ハ彼等ヲ恒當的作業ニ採用セル時ヨリ臨時及季節勞務者ニ對シテ定メタル部分ノミナラス本契約全部ノ條件ニ依リ律セラルルモノトス

第十八條　會社企業ニ於テ從業員、事務所員及管理技術員ニ對スル第一級定給ヲ三十一留トシ次ノ十七等級ノ賃銀率網ヲ定ム

級別	係數	定給日額 哥留	定給月額 哥留
1	1,0	1. 35	32. 40
2	1,2	1. 61	37. 46
3	1,5	2. 02	46. 56
4	1,8	2. 42	55. 68
5	2,2	2. 95	68. 76
6	2,5	3. 36	77. 86
7	2,8	3. 76	86. 96
8	3,1	4. 16	96. 08
9	3,5	4. 70	108. 30
10	4,2	5. 64	130. 14
11	4,6	6, 17	142. 20
12	5,0	6, 72	155. 00
13	5,5	7. 39	170. 50
14	6,2	8. 33	192. 20
15	6,7	9. 00	207. 70
16	7,2	9. 67	223. 20
17	8,0	10. 75	248. 00

第十九條　勞働者及徒弟ノ總テノ團體ニ對スル第一級定給ヲ三十二留四十哥ト定メ其他ノ等級ノ賃銀率網ヲ之ニ依リ定ム

級別	係數	定給日額 哥留	定給月額 哥留
1	1,0	1. 00	31. 00
2	1,2	1. 20	37. 20
3	1,5	1. 50	46. 50
4	1,8	1. 80	55. 80
5	2,2	2. 20	68. 20
6	2,5	2. 50	77. 50
7	2,8	2. 80	86. 80
8	3,1	3. 10	96. 10
9	3,5	3. 50	108. 50
10	4,2	4. 20	130. 20
11	4,6	4. 60	142. 60
12	5,0	5. 00	155. 00
13	5,5	5. 50	170. 50
14	6,2	6. 20	192. 20
15	6,7	6. 70	207. 70
16	7,2	7. 20	223. 20
17	8,0	8. 00	248. 00

第二十條　日給ノ標準ハ各勞働者及從業員ノ現ニ配屬スル賃銀等級ニ依ル賃銀定給ヲ二十四分シ之ヲ定ム時間給ノ勞働支拂標準ハ前記日額定給ヲ其勞務者ニ對シ定メラレタル通常勞働日ノ時間數ニ割當テ之ヲ定ム

第二十一條　勞働賃銀ハ一ケ月ニ二回勞働時間中ニ支拂フモノトス即チ當月十八日ニ賃銀定給ノ六十%ノ前渡金ヲ支給シ又翌月八日迄ニ前月分ノ精算ヲ行フモノトス

第二十二條　標準化セラレサル勞働日ノ勞働者ニ對スル支拂ハ現地ニ於テ締結セラルル組合ト會社トノ特別協定ニ規定スヘキ手續及額ニ於テ行ハルルモノトス

第二十三條　熟練勞働者及從業員ニシテ臨時的ニ自己ノ專門ニ屬セサル作業ヲナス場合ニハ該時間ニ對シ基本的又ハ一時的勞働ニ相當スルノ等級中高級率ニ依ル賃銀ヲ受クルモノトス

第二十四條　出來高及其他ノ作業形式ハ本契約第二十五、二十六、二十七條ノ規定ニ基キ企業管理部ノ必要ト認ムル總テノ場合ニ於テ許容サルルモノトス

第二十五條　出來高又ハ其他ノ評價並ニ生產高標準ハ會社之ヲ定ム、但シ會社ハ作業開始七日前ニ之ヲ當該組合機關(鑛場委員會)ニ通告シ勞働者ニ知ラシムル爲メ見易キ場所ニ揭示スルモノトス

備考　二週間ヲ超エサル短期作業ニ於テハ組合機關ニ對スル七日ノ通知期間ハ會社之ヲ縮少スルコトヲ得但就業前二日ヲ下ルコトヲ得ス

第二十六條　鑿井及採油ノ作業ヲ除キ總テノ作業ニ於ケル生產高標準ハ該標準カ現行(公刊)ノ課業規定ニ定メアルトキハ該規定ニ依リ且之ニ依リ得タルトコロノ評價ニ對シ十五%ノ割增ヲ加ヘテ作成スルモノトス

出來高評價ハ該作業ヲ實行スル者ノ等級ニ依ラスシテ作業ノ等級ノミニ依リ當該日額定給ヲ一日ノ生產高標準ニテ除シ之ヲ定ム

出來高評價決定ニ際シテハ當該勞働者又ハ團體ノ一日ノ勞働時間並ニ有害程度年齡(未成年者)夜間作業ノ場合、祭日ノ前日其他ニ依ル勞働時間ノ短縮ヲ考慮スルヲ要ス

第二十七條　組合機關又ハ各個ノ勞働者及從業員

中會社ノ定メタル評價及生產高標準ニ對シ抗議（本契約第八條ノ手續ニ依リ）スルモ之カ實施ヲ停止スルモノニアラス、此場合爭議中ノ賃銀ハ其地評價爭議委員會ノ終結的ニ決定シタル評價ニ依リ支拂フモノトス但シ右決定評價ハ會社カ作業割當ニ際シ發表シタル評價ヨリ低下スルコトヲ得ス

出來高評價及生產高標準ニ對シ其地評價爭議委員會ヲ經テナス抗議ハ之カ發表ヨリ實施迄ノ間ノ所定（第二十五條）期間中ニナスヲ要ス若シ組合機關（鑛場委員會）カ評價ノ復雜又ハ其他何等カノ理由ニ依リ個々ノ場合ニ於テ右期間ヲ不充分ナリト認ムル場合ニハ彼等ハ之ニ關シ決定ヲ與フヘキ期間ヲ示シ書面ヲ以テ會社ニ通知スヘキモノトス但シ發表ノ日ヨリ二週間ヨリ遲レス然カモ當該作業終了日ヨリ遲レサルヲ要ス右期間中ニ組合側ヨリ抗議又ハ本項ニ規定ノ通知ナキ場合ニハ評價ハ確定サレタルモノトシ將來評價及標準ノ變更ニ關スル抗議又ハ再審（昂上又ハ低下ノ兩方面ニ對シ）ハ企業ニ於ケル勞働能率ノ增減及賃銀額ニ影響アル組織的、技術的又ハ自然的若クハ何等カ他ノ變化アル場合或ハ公式ニ發布サレタル課業規定ノ變更アル場合ニ限リ兩當事者ノ要求ニ依リ行ヒ得ルモノトス

第二十八條　作業ノ性質上必要ナル備品及設備ノ準備並ニ送致ノ場合若シ出來高評價決定ノ際之ヲ算入セサリシ場合ニハ獨立作業トシテ出來高評價ノ外ニ兩當事者ノ追加協定ニ依リ又ハ賃銀定給ト該作業ニ要セル時間數ニ依リ計算シ勞働者ニ於テハ六日迄ノ間ハ平均賃銀ニ依リ六日以上ハ賃銀定給ニ依リ支拂フモノトス

發生シタル休業ニ就テハ勞務者ハ休業開始ノ際管理部ニ通知スル義務アルモノトシ之ヲ爲ササル場合ニハ休業ニ對シ支拂ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

休業期間中勞務者ハ管理部ノ指令ニ依リ彼等ノ職業ニ應シ企業ノ何レカノ作業ニ從事スル義務アルモノトス而シテ作業ニ從事スル者ノ賃銀ハ最初ノ二週間ノ間ハ平均賃銀ヲ下ルヲ得サルモノトシ其後ノ期間ハ自己ノ賃銀定給ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

勞務者カ臨時的ニ與ヘラレタル斯カル作業ヲ拒絕スル場合ニハ會社ハ本人ノ二週間分ノ平均賃銀ヲ退職手當トシテ支給シ解雇スル權利ヲ有ス

備考　利用セラレサル（第三項ニ依リ）勞働者及從業員ハ勞働日ニハ每日作業場事務所ニ記入ノ爲メ出頭スルコトヲ條件トシテ作業ヲ免除サレ第一項ニ依ル賃銀ヲ受クルモノトス、記入ノ爲メ出頭セサル場合ニハ缺勤ト看做シ勞務者ハ之ヨリ生スル總テノ結果ヲ受クルモノトス

第三十七條　利權地域外ニ移動ノ場合ニハ勞務者ハ本件ニ關スル現存法規ニ基キ所定補償ヲ受クルモノトス

備考　新ニ雇入レラレタル勞務者ニシテ一利權地方ニ輸送サレ該地方ヨリ他ノ地方ニ所在スル作業地ヘ割當テラルルモノ又ハ現地ニ於テ採用サレタルモノナルモ他ノ地方ニ任命セラルル者ハ作業地ニ到達ノ時迄ハ旅行中ノ者ト看做サルルモノトス（斯カル場合ニハ補償ヲ受ケス）

利權企業

第三十八條　樺太以外ノ出張ニ際シ勞務者ハ本件ニ關スル現存法規ニ基キ所定ノ補償ヲ受クルモノトス次ノ場合ニハ出張前ニ管理部ト勞務者トノ事前ノ協定ニ依リ五〇%迄ノ範圍内ニ於テ日當ヲ低下スルコト得

（イ）出張ニシテ一ケ月以上同一地點ニ連續居住スル場合

（ロ）系統的（システマチカル）出張即チ當該作業ノ條件ニ依リ屢々行ハルル出張

（ハ）村落地方ヘノ出張

（ニ）北樺太內ノ出張

勞務者カ管理部ノ指令ニ依リ恒常的作業地ヨリ利權地內ノ他ノ地點ヘ出張ノ場合ニシテ勞務者カ自己ノ標準勞働時間終了後三時間以內ニ恒常的作業地ニ歸還スル可能ヲ有セサルトキニハ斯カル旅行ノ各一日ニ付會社ハ勞務者ニ對シ賃銀一ヲ追加支拂フモノトス、但下ラサルモノトス三時間經過ノ場合ニハ標準勞働時間ヲ超過スル時間ニ對シテハ時間外勞働トシテ支拂フモノトス

恒常的ニ利權地域內ニ於テ移動ノ職務ヲ有スル勞務者ニ對シテハ兩當事者ノ特別協定ニ依リ定メラルヘキ恒常的超過勞働ノ手續ニ依リ補償セラルルモノトス

右ニ列擧ノ總テノ場合ニ於テ勞働者カ若シ旅行中管理部ヨリ時間外ニ作業ヲ行フヘキ直接ノ書面又ハ電話便ノ指示ヲ受ケ居ラサルカ或ハ斯カル時間外作業カ現地ニ於ケル責任アル作業指揮者ノ書面ノ指令ニ依リ行ハレタルニアラサル場合ニハ前記補償以外ニ時間外作業ニ對スル支拂ヲ要求シ得サルモノトス

第三十九條　本契約第五十三條ニ記載ノ期間勤續セルモノニシテ何レノ過失ナルヲ問ハス標準休暇（二週間又ハ二週間）ヲ使用セサルモノニ對シテハ勞働者ノ十二月ノ實際賃銀ノ計算ヲ以テ十二月ニ當該休暇期間ニ相當スル額ノ補償ヲ支拂フモノトス、追加休暇ニ對スル權利ヲ有スル場合ニハ補償ハ之ニ應シテ增加スルモノトス

當該曆年ニ於テ五ケ月半未滿勤續セルモノニ對シテハ定期休暇ノ場合ニハ十二月ニ各勤續月ニ對シ十二月ニ於ケル一ケ月ノ實際賃銀ノ二十四分ノ一ノ額ヲ又定期及追加休暇ノ合算ニ對シテハ各勤務月ニ對シ十二分ノ一ノ額ヲ補償スルモノトス

右計算ノ場合勤續一ケ月ニ滿タサル月ハ同月ニ於ケル勤務時間ニ比例シテ支拂フモノトス

第四十條　理由ノ如何ヲ問ハス精算ヲ受クルモノ（註解雇）ニシテ休暇ヲ使用セサリシモノニ對シテハ第三十九條ニ依リ補償ヲ受クルモノトス

二週間ノ休暇ヲ受クル權利發生前ニ精算ヲ受クル場合ニハ實際賃銀ヨリ計算シ定期ノ分ニ對シテハ各勤務月ニ對シ一ケ月勞銀ノ二十四分ノ一ノ額ヲ又定期及追加休暇合算ニ對シテハ十二分ノ一ノ額ヲ支拂フモノトス

右計算ニ際シ勤務一ケ月ニ滿タサル月ニハ同月中ノ勤務時間ニ對シ比例的ニ支拂ハルルモノトス

第四十一條　會社ハ被雇傭者ニ對シ之ニ課スル作業ノ實施ノ爲メ無料ニテ器具及設備ヲ提供スル

第二十九條　出來高作業ニ於テ勞働者ノ過失ニ依リ下級ニ移スコトヲ得

（イ）當該勞務者ノ爲メ定メタル賃銀等級ニ該當スル作業ニ不適當ナル場合（其地評價爭議委員會ノ認可ヲ要ス）

（ロ）適當ノ作業ナキ場合

下級ニ移サルルコトヲ承諾セル者ニ對シ（イ）及（ロ）項ノ場合ニハ當該解雇手當ヲ支給シテ之ヲ解雇スルコトヲ得

疾病休暇又ハ出張中ノ勞務者ハ之ヲ下級ニ移スコトヲ得ス

下級ニ移ス場合ニハ移動ノ日ヨリ二週間ハ勞働者ニ對シ其從前ノ賃銀ヲ支拂フモノトス

備考　下級ニ移スニ當リ二週間從前ノ賃銀ヲ支拂フコトハ次ノ場合ニハ之カ適用ナキモノトス

一、賃銀改正ニ伴フ移動ノ場合

二、被雇傭者ノ願ニ依ルモノニシテ兩當事者ノ協定ニ依ル移動ノ場合

三、臨時的ノ高級作業ヨリ恒常的ノ作業ニ復歸スル場合

第三十五條　勞働者及從業員ハ本契約ニ定メタル賃銀ノ支拂ヲ受クルヲ以テ普通ノ作業狀態ニ於テ相當ノ素質及標準數量ノ作業ヲ管理部員、技術員ノ指示ニ依リ遂行スル義務アルモノトス

相當ノ理由ナク作業ノ標準數量又ハ管理部員、技術員ノ指示ヲ組織的ニ履行セス或ハ作業遂行不良ナル場合ニハ內部管理規則及勞働法ノ條文ニ規定ノ手續ニ依リ處罰セラルルモノトス

第四章　保障及補償

第三十六條　會社ノ都合ニ依ル休業（註作業中止）ニシテ解雇又ハ他ノ作業ノ提供ヲ伴ハサル場合

モノトス若シ傭入レラレタル勞務者カ自己ノ器具ヲ以テ作業スル場合ニハ會社ハ會社ト勞務者トノ相互協定ニ依リ且ツ勞務者ノ賃銀帳ニ記入サレタル額ニ於テ其ノ道具ノ損耗ヲ補償スルモノトス

第四十二條　勞務者ニ交付セサル特別被服ノ補償ハ此等現品ヲ提供不可能ノ場合ニ限リ許容サルルモノトシ此場合ノ補償額ハ交付セサル特別被服ノ實際價格ニ依リ之ヲ定ム

第四十三條　各種補償ノ交付ニ就テハ勞務者ノ賃銀帳ニ記入スヘキモノトス

第四十四條　職業組合及「ソヴイエト」政治機關ニ於テ選擧ニ依ル事務ニ從事スルノ爲メ選出サレタル勞務者ニ對シ會社ハ彼等カ企業ニ歸還後（選擧ニ依ル該事務終了期日ヨリ遲カラス）從前ノ職務又ハ之ニ相當スル職務ヲ提供スルモノトス此場合右勞務者ノ前記諸機關ニ服務スル期間ニ對シ會社ハ特ニ法律ヲ以テ定メタル場合ノ外其給料ヲ支給セサルモノトス

前記勞務者ニ對シテハ職業組合業務ヨリ企業ニ歸還セルモノヲ除キ會社ハ當該熟練程度ノ職務又ハ作業ニ空席ヲ生シタルトキ之ヲ提供スルモノトス

職業組合ノ作業ヨリ歸還セル者ニ對シテハ會社ハ勞働法ノ條項ニ適應シテ作業ヲ提供スルモノトス

第四十五條　會社ノ企業ニ於ケル作業中不祥事件ニ依リ死亡セル勞務者ノ家族ニ對シテハ會社ハ社會保險ノ扶助料ニ關係ナク死亡者ノ定給三ケ月分ヲ一時的扶助料トシテ支給スルモノトス

備考　勞働者死亡シタルトキハ其事情ノ如何ニ拘ハラス（會社ト勞働契約關係成立中）ソノ勞働者ノ家族カ棺太ヨリ出發スル場合ニハ會社ハ死亡セル勞務者ノ雇入地迄ノ汽船切符代ヲ支給スルモノトス

本備考ニ記載ノ家族トハ死亡者ノ扶養ヲ受ケツヽアリシ勞働不能ノ父、母、妻、幼兒ヲ意味スルモノトス

第四十六條　會社ノ鑛場、企業、及營造物ノ爲メ會社ノ協定ニ依リ作成（勞働法第五十五條ニ適應シテ）セラレ附錄第五號トシテ本契約ニ添付ノ內部管理規則ヲ定ムルモノトス

本內部管理規則ハ現地ノ狀況ヲ考慮シ勞働法第五十乃至五十五條ノ手續ニ依リ地方組合機關（鑛場委員會）ト會社トノ相互協定ニ依リ全部又ハ會社ノ個々ノ鑛場或ハ企業ニ對シ變更スルコトヲ得

第五章　勞働時間及休憩

第四十七條　交替制作業ノ作業表、交替實施及勞働時間計算ノ手續ハ本契約ニ添附ノ組合ト會社トノ特別協定ニ依リ定メラルルモノトス（附錄第六號）

第四十八條　勞働時間ノ一ケ月計算方法ハ本契約ニ添附ノ組合ト會社トノ協定ニ依リ定メラルルモノトス（附錄第七號）

第四十九條　標準勞働時間ノ長サハ一晝夜八時間ト定ム、但シ夜間作業ノ場合ニハ夜間ノ各一時間ニ對シテハ晝間ノ七分ノ八トシテ支拂フヘキモノトス

第五十條　總テノ勞務者ハ時間拂（月給拂、日給拂）並ニ出來高拂等支拂形式ノ如何ニ拘ハラス規定（勞働法第一〇九、一一一、及一一二條）ノ週休日、特別休日及祭日ヲ除キ曆月ノ總テノ日ニ出勤スヘキ義務アルモノトス

備考　一、本條ハ團體契約又ハ內部管理規則ニ於テ（特定ノ）勞働時間ノ計算及出勤手續ヲ定メタル勞務者ノ種類ニハ關係ナキモノトス

二、缺勤日ニ對シテハ支拂ヲナサス一ケ月中正當ノ理由ナキ缺勤三日ニ及フ時（勞働法第四十七條（八）項）ハ勞務者ノ解雇ヲ招致スルモノトス正當ノ理由ト認ムル場合ハ單ニ法規上勞務者カ留職權ヲ喪失セサル場合ノミトス出來高拂ノ勞務者ハ一曆月間二十四日出勤セルトキハ處罰セラレサルモノトス

第五十一條　週休日、特別休日及革命祭日ニ（勞働法第一〇九—一一三條）管理部ノ指令ニ依リ行ハルル總テノ作業ニ對シテハ倍額ノ支拂ヲナスモノトス

備考　一、非勞働日ニ於ケル作業カ他ノ日ニ同一休憩時間ヲ以テ賠償サレ勞働者カ一週間ニ連續四十二時間ノ休憩ヲ相遂ナク受クルトキハ本條ハ適用セラレサルモノトス

二、交替制勞働者ノ出勤日ハ別ニ之ヲ定ム

第五十二條　有害ナル生產及作業ニ於ケル勞働日（註一日ノ勞働時間）勞働人民委員部ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

第五十三條　會社ノ企業營造物及經濟團體ニ於テ五ケ月半以上連續勤務セル總テノ從業員及勞働者ハ一曆年ニ一回二週間ノ定期休暇ヲ受クル權利ヲ有ス

連續十一ケ月以上勤務セルモノニシテ自己ノ希望又ハ會社ノ責ニ依リ五ケ月半連續作業後休暇

ヲ使用セサリシ從業員及勞働者ハ一曆年ニ一回三週間ノ定期休暇ヲ受クル權利ヲ有ス

備考　一、連續五ケ月半ノ作業後二週間ノ休暇ニ對シ補償ヲ受ケシ者又ハ休暇ニ對スル權利ヲ實際ニ行使セルモノハ同年中三週間ノ休暇又ハ之ニ對スル補償ヲ受クルノ權利ヲ喪失スルモノトス

二、作業二ケ年分ノ定期休暇ノ併合ハ之ヲ許ス休暇併合ノ希望ニ就テハ勞務者ハ休暇使用ノ手續ニ就テノ告示ノ日ヨリ一週間以內ニ豫メ管理部ニ屆ケ出ツル義務アルモノトス

第五十四條　特ニ有害且困難ナル作業ノ勞働者及從業員ニ對シテハ追加休暇ノ權利ヲ與フルノ勞働人民委員部ノ當該作業表ニ依リ二週間ノ追加（普通ノモノニ對シ）休暇ヲ附與スルモノトス

備考　休暇ノ權利發生時迄ニ年齡十八歲ニ達セサルモノト雖モ二週間ノ追加休暇ニ對スル權利ヲ有スルモノトス（第六十三條ニ依ル）

第五十五條　定期及追加休暇ハ同時ニ附與サルヘキモノトス

第五十六條　勞務者カ樺太以外ノ地ニ於テ休暇ヲ使用セント欲スル場合ニハ休暇以外一ケ月以內ノ往復旅行時ヲ與フルモノトス但此往復時ニ對スル賃銀ハ之ヲ支給セス

右ノ場合樺太以外ノ地ニ於テ休暇ヲ使用セント欲スル勞務者ハ休暇使用手續ニ就テ告示ノ日ヨリ一週間以內ニ管理部ニ豫メ通知スル義務アルモノトス

第五十七條　休暇ヨリ歸來ノ遲延セル場合若シ遲延カ正當ノ理由ニ依ルニ非サルトキハ勞働者ニ對シ勞働法第四十七條（ヘ）項ヲ適用スルモノト

第六章　勞働保護

第五十九條　會社ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部公布ノ目錄及現地ニ於テ組合ト會社トノ作成スル追加協定ニ基キ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス

上記ノモノハ凡テ現品給與ヲ必要トシ本契約第四十二條ニ記載ノ場合ヲ除キテハ金錢ニ依ル補償ヲ許ササルモノトス

第六十條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ又ハ幼兒ヲ有スル婦女ハ何レノ地タルヲ問ハス當人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ常住地以外ノ地ヘ派遣スルコトヲ得ス

第六十一條　勞働者七十五名ヲ下ラサル作業實施地方ニ於テハ會社ニ一週一回以上總テノ勞務者及其家族ヲシテ無料入浴セシメ得ヘキ露西亞式蒸風呂ヲ設ケ自己ノ計算ニテ之ヲ維持スルモノトス

備考　右以下ノ人數ニシテ現存若クハ新ニ設ケラルヘキ蒸風呂ニ浴シ得サルモノニ就テノ問題ハ現地ニ於ケル兩當事者ノ協定ニ依リ決定スルモノトス

第六十二條　會社ハ組合ト協定シタル期限內ニ應急手當ヲ施ス爲メ小藥筐（必要ニシテ最モ緊要ナル藥品ヲ具備スル小筐）ヲ作業地方ニ整備スルモノトス

第六十三條　未成年者及未成年徒弟ニ對スル定期及追加休暇ノ全期間ハ一曆年ニ一ケ月ト定ム休暇ノ提供ハ五月十五日ヨリ十月十五日迄ノ期間中ニ行ハルヘキモノトス休暇ノ併合及金錢的補償ハ之ヲ許サス休暇ニ對スル權利ハ連續五ケ月半ノ勤務以後發生スルモノトス

第七章　宿舍條件、共産的待遇及供給

第六十四條　會社ハ總テノ勞務者及其同棲家族ニ對シ充分良質ノ食糧品及一般日用品ノ供給ヲ保障スルモノトス各種ノ勞働者及其家族ニ對スル食糧品及一般日用品ノ品揃、交付期日其他ハ現地ニ於テ組合ト會社トノ追加協定ニ依リ之ヲ定ム

備考　一、外國及「ソヴイエト」內國市場ニ於テ購入スル物資ノ價格ハ利權契約第二十一條ニ依ル實價トス

二、鑛場委員會長ハ食糧品及一般日用品ノ分配及其良質ノ程度ヲ査見スルコトヲ得

第六十五條　會社ハ自己ノ總テノ勞働者及從業員ニ對シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員部ノ當該一般義務的法律及決定ニテ定メタル衛生的宿舍ノ標準及大サニ適スル宿舍ヲ無償ニテ提供スルモノトス

備考　會社カ前述ノ家屋ノ所要數ヲ有セサル土地ニ作業ヲ行フ場合ニハ會社ハ其將來ニ於ケル勞働者用宿舍ノ建築期限並ニ現存宿舍及家屋ノ衞生施設ヲナスコトニ就キ速ニ必要ナル手段ヲ講スル爲メ組合ト協定スルモノトス

第六十六條　會社ハ自己ノ勞働者及從業員ニ對シ共產的待遇トシテ家具、暖房、點燈、給水、便所掃除ヲ提供スルモノトス會社カ行フ共產的待遇ノ提供其大サ並ニ勞働者及從業員ノ之カ使用手續ハ現地ニ於テ組合ト會社トノ作成スル勞働者及從業員ニ對スル共產的待遇支給規定ニ依リ律セラルルモノトス

備考　勞働法第四十七條(イ)(ロ)(ハ)及(ト)項ニ依リ會社カ解雇セル常備勞務者ハ終航船オハ出帆後初航船オハ到着迄ノ間ハ其居住セル住宅ヨリ退去セシメ且ツ總テノ共產的待遇ヲ受クヘキモノトス但彼等カ會社企業最寄ノ村落ニ自己ノ住屋ヲ有スルカ又ハ會社ヨリ解雇後他ノ企業又ハ營造物ニ就職セル場合ハ此限ニアラス

勞働者及從業員カ自己ノ希望ニ依リ退職スルニアラス場合及理由ノ如何ニ拘ハラス解雇サレタル場合ニハ二週間ノ後居住セル住宅ヲ明渡スヘキモノトス

若シ他ノ企業又ハ營造物ニ轉職ノ場合ニハ該勞働者ハ居住セル家屋ヲ明渡ス義務アルモノトス

第八章　徒弟制度

第六十七條　徒弟ノ總數ハ常備勞働者總數ノ三、五%トシ總テノ徒弟ハ個人教育ノ手續ニ依リ教育ヲ受クモノトス

備考　個人教育ノ手續ニ於テ教育ヲ受クル徒弟ヲ受持タシメラルル熟練勞働者ハ自己ノ賃銀定給ノ一〇%ノ補償ヲ受クルモノトス

第六十八條　徒弟ノ教育期間ハ研究職業ノ難易及教育方式ニ依リ三ケ年以下ト定ム

第六十九條　個人徒弟制度ノ手續ニ於テ教育中ノ徒弟ハ個人教育ノ手續ニ依リ教育ヲ受クル徒弟ヲ受持タシメラルル熟練勞働者ハ自己ノ賃銀定給ノ一〇%ノ補償ヲ受クルモノトス

第七十條　徒弟ノ教育期間ハ研究職業ノ難易及教育方式ニ依リ三ケ年以下ト定ム

備考　徒弟カ一企業ヨリ他ノ企業ヘ又ハ作業場ヨリ他ノ作業場ヘ移ル場合ニハ管理部ノ同意アル場合ニ限リ此ヲ許シ移ス時迄ノ教育時間ヲモ算入スルモノトス

第七十一條　會社ハ組合機關（鑛場委員會地方委員會其他）ノ維持費トシテ勞働ヲ免除サレタル委員會員ノ給與ヲ含ミ當該企業、營造物又ハ經濟團體ニ於ケル雇傭勞働者及從業員（本契約第五條ニ與ヘラレタル定義ニ依ル）ニ支拂ハレタル賃銀總額ニ對スル三、五%ヲ賃銀支拂日ヨリ三日後當該組合機關（鑛場委員會、地方委員會）ニ納入スルモノトス

第九章　組合及其機關

第七十二條　會社ハ組合ノ委員會（鑛場委員會地方委員會）ニ委員會ノ事務用トシテ總テノ必要ナル設備ヲ有シ採暖點燈附ノ必要ナル室ヲ無償ニテ提供スヘキモノトス（契約改訂プロトコール第十七號、附錄第八號參照）

第七十三條　會社ノ企業ニ於ケル組合機關ノ勞務者及其家族並ニ文化教育營造物ノ勞務者ニ對シ會社ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ特別協定ニ依リ宿舍及共產的待遇ヲ利用セシム食糧品及一般日用品ノ供給ハ總テ會社ノ勞務者ト同一ノ基礎ニ於テ行ハルルモノトス

第七十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ中央及極東地方委員會及其代理人並ニ組合ノ地方委員會又ハ其代理人ハ前記組合機關ノ命令票ニ依リ會社ノ企業、營造物又ハ經濟團體ニ於ケル總テノ作業ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第七十五條　本契約ハ三部ヲ作成シ兩當事者ノ署名ヲ附シ所定ノ手續ニ依リ登錄サルルモノトス

第七十六條　會社ハ本契約ヲ印刷ニ附シ露西亞語冊子二百部、揭示用五十枚、日本語冊子二百部及揭示用五十枚ヲ千九百二十九年五月二十五日迄ニ組合ノ所要ニ供スルモノトス

第七十七條　本契約ニ左記附錄ヲ添附スル季節及建設勞働者ノ勞働條件ニ關スル追加協定（契約第五條關係）

備考　一、本條ニ定メタル課金二、五%ニハ總テノ文化教育施設ニ對スル課金モ含ムモノトス

二、實際ノ月額賃銀中ニハ之カ計算ノ總テノ場合次ノモノヲ含マサルモノトス

（イ）總テノ一時的支拂（利益分配賞與、出張ノ日當、解雇手當、休暇代償、工具使用料其他）

（ロ）時間外作業ニ對スル支拂ノ內此ニ就キ（實際賃銀中ニ之ヲ含マサルコト）法律ニ定メタル場合

第七十二條　會社ハ組合ノ委員會（鑛場委員會地方委員會）ニ委員會ノ事務用トシテ總テノ必要ナル設備ヲ有シ採暖點燈附ノ必要ナル室ヲ無償ニテ提供スヘキモノトス（契約改訂プロトコール第十七號、附錄第八號參照）

第七十三條　會社ノ企業ニ於ケル組合機關ノ勞務者及其家族並ニ文化教育營造物ノ勞務者ニ對シ會社ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ特別協定ニ依リ宿舍及共產的待遇ヲ利用セシム食糧品及一般日用品ノ供給ハ總テ會社ノ勞務者ト同一ノ基礎ニ於テ行ハルルモノトス

第七十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ中央及極東地方委員會及其代理人並ニ組合ノ地方委員會又ハ其代理人ハ前記組合機關ノ命令票ニ依リ會社ノ企業、營造物又ハ經濟團體ニ於ケル總テノ作業ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第七十五條　本契約ハ三部ヲ作成シ兩當事者ノ署名ヲ附シ所定ノ手續ニ依リ登錄サルルモノトス

第七十六條　會社ハ本契約ヲ印刷ニ附シ露西亞語冊子二百部、揭示用五十枚、日本語冊子二百部及揭示用五十枚ヲ千九百二十九年五月二十五日迄ニ組合ノ所要ニ供スルモノトス

第七十七條　本契約ニ左記附錄ヲ添附スル季節及建設勞働者ノ勞働條件ニ關スル追加協定（契約第五條關係）

一、附錄第一　季節及建設勞働者ノ勞働條件ニ關スル追加協定（契約第五條關係）

二、附錄第二　評價爭議員會規定（契約第八條及揭示用五十枚ヲ千九百二十九年五月二十五日迄ニ組合ノ所要ニ供スルモノトス

第七十七條　本契約ニ左記附錄ヲ添附スル

一、附錄第一　季節及建設勞働者ノ勞働條件ニ關スル追加協定（契約第五條關係）

二、附錄第二　評價爭議員會規定（契約第八條

三、附錄第三　契約第十及十四條ノ效力ヲ受ケサル者ノ表（契約第十條關係）

四、附錄第四　職別（契約第十七條關係）

五、附錄第五　內部管理規則及罰則（契約第四十六條關係）

六、附錄第六　交替制作業表、交替實施及勞働時間計算手續（契約第四十七條關係）

七、附錄第七　勞働時間一ケ月計算ノ作業及職務表（契約第四十八條關係）

ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會代表者

ダー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表者

稻石正雄

附錄第一號（イ）

（團體契約第五條關係）

季節作業ニ於ケル勞働條件ニ就テノ追加協定

一、季節勞働者ニ屬スルモノハ「ソヴイエツト」聯邦及露西亞社會主義聯邦共和國勞働人民委員部發布ノ表ニ包含セラルル作業ニ從事スルモノ並ニ季節作業表ニ包含セラルル作業ニ直接關連スル附帶作業ニ從事スルモノナリトス但右附帶作業カ當該季節作業ノ繼續期間ヲ超ヘサル場合トス

二、季節作業ニ雇入ノ際ノ勞働契約ハ(イ)全季節(ロ)一定ノ期間(ハ)或作業遂行期間(ニ)不定ノ期間ニ對シ締結スルコトヲ得

三、季節勞働者ノ雇入ハ團體契約第十條ニ依リ行フヘキモノトス

四、勞務者カ季節作業ニ雇傭セラレタルコトニ就テハ團體契約第十一條ニ應シテ交付サルヘキ賃銀帳ニ記入スヘキモノトス賃銀帳ニ季節作業ニ雇傭サレタルコトノ記入ナキ場合ニハ勞務者ハ常傭作業ニ雇傭サレタル證據ナリトス

五、常傭作業ヨリ季節作業ニ移サルル勞務者ニ對シテハ彼等カ季節作業ニ移ル時迄ニ權利ヲ有スル未使用休暇ニ對シ團體契約ニ定メラルル補償額ヲ交付スルモノトス

季節終了後常傭作業ニ移サルル勞務者並ニ六ケ月以上勤續セル勞務者ニ對シテハ未使用休暇ハ季節作業ニ移サレタル日ヨリ起算シテ補償ヲ交付スルモノトス

六、自己ノ勞働カ季節作業遂行ニ直接關連スル管理部員及從業員ノ勞働時間ノ長サ及計算並ニ勞働支拂手續ハ季節作業ニ從事スル他ノ勞働者及從業員ニ對スルト同一ノ手續ニ於テ定ムルコトヲ得

七、出來高評價ハ團體契約第二十四、二十五、二十六及二十七條ノ手續ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

八、會社ハ季節勞働者ニ對シ必要ナル共産的待遇（水、點燈、採暖、寢臺其他）ヲ無料提供スルモノトス

宿舍ハ團體契約ニ依リテ提供シ適當ノ宿舍不足ノ場合ニハ夏期中ハ總テノ設備附ノ軍隊型天幕又ハ薄板張バラックニ收容スルコトヲ得ルモノトス

會社ハ勞務者ヲ季節勞務者ニ雇フニ當リ宿舍ハ單ニ勞務者本人ニ對シテノミ提供ノ旨豫告スルヲ要ス豫告ナキ場合又ハ勞務者本人ト特別協定アル場合ニハ勞務者ノ家族ニ對シテモ宿舍及共産的待遇ヲ提供スヘキモノトス

九、季節勞務者ニ對スル食料供給ノ標準ハ現地ニ於テ組合機關ト會社トノ協定ニ依リ定ムルモノトス

十、全季節、一定ノ期限又ハ一定ノ作業遂行期間ニ對シ雇傭セラレタル季節勞務者ニシテ企業、經濟團體又ハ作業ノ閉止、作業ノ縮少又ハ二週間以上ノ期間作業中止ノ爲メ解雇サルルトキ若シ彼等カ一ケ月以上勤續セル場合ニハ豫告ノ有無ニ拘ハラス一週間分ノ平均賃銀ヲ解雇手當トシテ受クルモノトス此場合會社ノ季節勞務者ハ團體契約第十六條ニ依リ無賃ニテ旅行シ得ルモノトス（但シ團體契約第十六條第三項末ニ記載ノ補償ハ季節勞務者ニハ適用セサルモノトス）

十一、季節勞務者ヲ利權地內ノ新作業地ニ移スニ際シ住所ヲ移ス場合會社ハ移轉日數ニ對シ賃銀日額定給額ノ二分ノ一ヲ食費（註、補償）トシテ追加支拂フモノトス

該補償ハ利權地內ノ移動（調査劃定、其他ノ作業）カ當該勞務者ノ義務ニシテ賃銀帳ニ記入アル場合ニハ支拂ハレサルモノトス

十二、若シ被雇傭者カ雇傭者ノ指令ニ依リ作業ヲ履行セサルトキハ空過時間ニ對スル報酬ハ二週間以內ノ場合ニハ賃銀定給額ヲ支拂フモノトス其他被雇傭者カ自己ニ關係ナキ理由ニ依リ作業ヲ履行セサル場合並ニ雇傭者ノ指令ニ依リ二週間以上作業ヲ履行セサル場合ニハ休業日ニ對シ賃銀定給額ノ半額ヲ支拂フモノトス勞務者ハ休業ノ總テノ場合ニ就キテ管理部ニ通告シ且記入ノ爲メ出頭スル義務アルモノニシテ之ヲ履行セサルトキハ休業日ニ對シ支拂ハサルモノトス

十三、休業ノ場合ニハ被雇傭者ヲ他ノ作業ニ使用スルコトヲ得但臨時作業ニ對スル支拂カ低キ場合ニハ二週間ノ間以前ノ賃銀定給ヲ保有スルモノトス

十四、會社ハ法律並ニ勞働人民委員部及利權本部ノ第六四五—五三七號電報說明ニ依リ次ニ列擧ノ季節作業及同附帶作業ニ於テ六月一日ヨリ十月一日迄十時間ノ延長勞働日ヲ實施スルコトヲ得而シテ實際勤務セル十時間勞働日ニ對シ賃銀日額定給ノ四〇%ノ額ヲ增額スルモノトス

（一）荷役作業
（二）水上輸送作業
（三）手押トロ運搬
（四）農業、地質及劃定作業（熟練勞務者ヲ除ク）
（五）土地作業
（六）道路開設作業
（七）電氣架設作業

十五、季節勞働者及從業員ノ勞働ニシテ本協定ニ定メナキ部分ハ總テ該種勞働者ニ關シ發布サレタル又ハ將來發布セラルヘキ法律及決定並ニ第十二、十三、二十三、二十四、三十六、三十七、三十八、二十九、四十、四十四、五十三、五十五、五十六、五十七、五十八、六十三、六十四、六十六、六十七、六十八、六十九、七十條ヲ除キ團體契約ニ依リ律セラルルモノトス（團體契約第十六條ハ同條末ニ記載ノ補償ヲ除キ適用サルルモノトス）

十六、本追加協定ハ團體契約全有效期間ニ對シ締結セラレ該期間中協定ハ兩當事者ノ協定ニ依リテノミ變更スルコトヲ得ルモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第一號（ロ）
（團體契約第五條關係）

建設作業ニ於ケル勞働條件ニ就テノ追加協定

一、建設作業（產業、宿舍、運輸及其他ノ種類ノ建設）ニ從事スル勞働者及從業員ニ對シテハ大中及小修繕作業及建設作業ニ直接關係アル附帶作業ニ從事スルモノヲ含ミ本協定ノ效力ヲ及ホスモノトス

二、本人ノ勞働カ建設作業遂行ニ直接關係アル管理部員及從業員ノ勞働時間數及計算並ニ勞働支拂手續ハ建設作業ニ從事スル他ノ勞働者及從業員ニ對スルト同一手續ニ於テ定ムルコトヲ得

三、建設勞働者ノ雇入ハ團體契約第十條ニ依リ行フヘキモノトス

四、一時的ニ作業ナキ場合ニハ該作業ニ對スル支拂額ヲ以テ被雇傭者ヲ本人ノ同意ヲ得テ熟練程度ニ近キ他ノ作業ニ使用スルコトヲ得

五、被雇傭者ヲ一作業地ヨリ他ヘ移ス場合ニハ本人ニ對シ實際ノ移轉費（乘物ヲ提供セサル場合）ヲ賠償シ又移轉期間ニ對シ兩當事者ノ協定ニ依リ定ムル額ニ於テ賃銀ヲ支給ス但當該勞務者ノ賃銀定給ヲ下ラサルモノトス

六、會社ハ法律並ニ勞働人民委員部及利權本部ノ第六四五—五三七號電報說明ニ依リ次ニ列擧ノ建設作業及同附帶作業ニ於テ六月一日ヨリ十月一日迄十時間ノ延長勞働日ヲ實施スルコトヲ得而シテ實際勤務セル十時間勞働日ニ對シ賃銀日額定給ノ四〇%ノ增加支拂ヲナスモノトス

（一）タンク（貯油槽）建設作業
（二）送油管敷設作業及總テノ同準備的作業
（三）狹軌道敷設作業

七、其他ノ建設作業ニ於テハ法律（建設作業ニ關スル）第三條ニ依リ時間外作業ヲ適用スルコトヲ得時間外作業ハ管理部ノ命令書ニ依リテノミ行ハレ斯カル場合ニノミ支拂ハルヘキモノトス

八、各種休業ニ就キ勞務者ハ管理部ニ通知シ且記入ノ爲メ出頭スル義務アルモノニシテ此場合ニノミ休業ニ對シ當該支拂ヲナスモノトス

九、出來高評價ハ團體契約當該條項ノ手續ニ於テ之ヲ定ム

十、宿舍及共産的待遇ハ團體契約第十六條ハ同條末ニ記載ノ補償ヲ除キ適用サルルモノトス）

建設作業ニ週年從事スル勞働者ニ對シテハ完全ニ團體契約ヲ適用スルモノトス

十四、本追加協定ハ團體契約全有效期間ニ對シ締結セラレ該期間中本協定ハ兩當事者ノ協定ニ依リテノミ變更スルコトヲ得ルモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第二號（團體契約第八條關係）

評價爭議委員會規定

（千九百二十八年十二月十二日附第七二二ソヴイエト聯邦勞働人民委員部確認）

一、評價爭議委員會の組織

一、評價爭議委員會ハ雇傭者及企業又ハ營造物ノ營働者及從業員委員會（工場委員會、地方委員會其他）ヨリ各同數ノ代表者ヲ選出シテ組織ス

二、企業又ハ營造物ニ於テ勞働者及從業員委員會ナキ場合ニハ評價爭議委員會ハ勞働者及從業員集合委員會ニ附屬シテ集合委員會及當該爭議ノ當事者タル雇傭者ノ代表者ヨリ構成セラルルモノトス（集合評價爭議委員會）

三、勞働者及從業員ノ獨立又ハ集合委員會ナキ場合ニハ評價爭議委員會ハ所屬職業組合ノ州、地方、郡又ハ之ニ該當スル委員會（本部）ニ附屬

シテ委員會(本部)及當該爭議ノ當事者タル雇傭者代表者ヨリ構成セラルルモノトス

四、評價爭議委員會ハ團體契約ノ存否ニ拘ハラス組織セラルルモノトス

五、各當事者ヨリ評價爭議委員會ヘノ代表者數ハ職業組合ト雇傭者間トノ協定ニヨリ之ヲ定ム

當事者ハ適當ニ書面ヲ以テ相互ニ其任命セル代表者ノ氏名及其委任期間ヲ通知シ又其變更セル時ハ其旨通知スヘキモノトス

六、評價爭議委員會ノ會議ヲ行フ爲メ當事者カ交互ニ議長及書記ヲ選出ス此場合同一會議ニ於テハ當事者ノ代表者ノ一方ノミニ於テ議長及書記ノ兩職務ヲ行フコトヲ得ス

七、評價爭議委員會ノ各會議ニ於テ兩當事者ハ次會議ノ議長及書記ヲ選出シ之ニ會議ノ召集並ニ日程及其他會議ノ材料準備ヲ委任ス

八、評價爭議委員會ノ技術的取扱(庶務及書類保管)ハ企業又ハ營造物カ自己ノ計算ニ於テ行フモノトス

二、評價爭議委員會ノ權能

九、勞働條件ノ決定及變更ニ關スル評價爭議委員會ノ權能(評價權能)ニ屬スルモノ次ノ如シ

(イ) 賃銀等級ニ依ル勞務及職務細別ノ確認及變更

(ロ) 生產高標準及出來高評價ノ確認及變更

(ハ) 奬勵的賃銀形式適用手續ノ確認及變更

(ニ) 標準毀損率ノ決定及變更

(ホ) 試驗、試用ノ形式ノ決定及變更

(ヘ) 其他ノ勞働條件ノ決定及變更

右ノ外評價爭議委員會ノ權能ニ屬スルモノ次ノ如シ

(イ) 時間外作業實施必要ノ決定

(ロ) 定期及追加休暇提供手續ノ確認

備考 團體契約ニハ本條前部ニ記載ノ權能實現ノ條件及手續ニ關スル規則ヲ定ムルコトヲ得

十、評價爭議委員會ノ爭議權能ニハ次ノ問題ニ關スル訴訟的性質ヲ有スル爭議ノ審査之ニ屬スルモノトス

(イ) 他ノ作業ニ移ス場合ニシテ賃銀ノ保存又ハ解雇手當ノ交付ヲ伴フ場合

(ロ) 製產高カ標準ニ達セサル場合ノ支拂

(ハ) 不適當ニ依ル解雇及義務不履行ニ依ル解雇、但第十二條(イ)項ニ記載ノモノヲ除ク

(ニ) 勞務者所屬ノ工具使用ニ對スル補償

(ホ) 特種被服及特種食料ノ交付並ニ當該場合ニ於テハ之等ニ對スル金錢的補償、短縮勞働日及延長休暇ノ實施

(ヘ) 代理ヲナス場合熟練ノ異リタル作業遂行ニ對スル支拂

(ト) 休業ニ對スル支拂

(チ) 出來高作業準備ニ對スル支拂

(リ) 未完了出來高作業ニ對スル支拂

(ヌ) 材料設備及製品毀損ニ對スル控除並ニ不合格品ニ對スル支拂

(ル) 勞務罷免期間ニ對スル支拂

(ヲ) 休暇ヲ提供セサリシコトニ對スル金錢的補償ノ交付

(ワ) 試驗期間中ノ支拂額

(カ) 勞務者ノ受クヘキ懸賞金額

(ヨ) 時間外作業ニ對スル支拂

(タ) 雇傭者ノ責ニ依リ勞務者カ勞働契約ヲ解除セル場合ノ解雇手當ノ支拂

(レ) 其他勞働法、團體契約、勞働契約及內部管理規則適用ニ際シテ起ル問題ニシテ右ニ列擧セラレサル問題ニ關シテ

十一、第十條ニ列擧セル問題ニ關スル爭議ハ(レ)項ヲ除キ必ス評價爭議委員會ノ審査ニ屬スヘキモノトス此場合第十條(ハ)及(ヌ)項ニ記載ノ問題ニ關スル爭議ハ豫メ(解雇又ハ控除ノ指令前ニ)評價爭議委員會ノ審査ニ附スヘキモノトス第十條(レ)項ニ該當スル問題ニ關シテハ勞務者又ハ雇傭者ハ自己ノ撰擇ニ依リ評價爭議委員會又ハ人民裁判所ノ勞働裁判ニ訴フルコトヲ得

十二、評價爭議委員會ノ取扱ニ屬セサル事項次ノ如シ

(イ) 雇傭及解雇ノ權能ヲ有スル者並ニ全聯邦職業組合中央評議會ト協定シ「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員部ノ確認スル特別表又ハ共和國ノ職業組合評議會ト協定シ聯邦ノ共和國勞働人民委員部ノ確認スル當該表ニ列擧サレタル種類ニ屬スル責任勞務者ノ解雇及復職ニ關スル事項

(ロ) 職業組合ノ要求ニ依リ勞務者トノ勞働契約解除ニ關スル事項

(ハ) 國家的賃銀標準化ノ手續ニ於テ制定サレタル職務ニ對スル俸給並ニ個人的俸給ノ變更問題

(ニ) 定員ノ決定又ハ變更問題

(ホ) 團體契約又ハ勞働契約ニ依ル義務ヨリ發生セルニ非サル住屋ノ提供及割當、勞務者生活上ノ需要ヲ充スコト及其他ニ關スル勞務者及雇傭者間ノ爭議

(ヘ) 人民裁判所ノ勞働裁判、調停委員會又ハ仲裁裁判ノ解決セル勞働事件並ニ此等機關ニ於テ審査中ノ勞働事件

(ト) 服務上ノ規律的處罰ニ關スル事項但內部管理規則違反ニ對シ課セラルル罰ヲ除ク

(チ) 職業組合員ナキ企業、營造物及經濟團體ニ從事スル勞働者及從業員ニ關スル訴訟的性質ノ爭議(就中職業組合員ナラサル單獨勞働者及從業員ニ關スル爭議)

備考 本條(チ)項ニ記載ノ爭議ハ人民裁判所ノ勞働裁判所ニ依リ審査サルヘキモノトス

三、評價爭議委員會ヘノ申請書提出期限

十三、評價爭議委員會ニ爭議審査ニ關スル申請書提出ノ爲メ次ノ期限ヲ定ム

(イ) 解雇問題ニ關シテハ—十四日間

(ロ) 時間外作業ニ關スル支拂問題ニ關シテハ—一ケ月間

(ハ) 其他總テノ問題ニ關シテハ—三ケ月間

十四、第十三條ニ示サレタル期間ハ次ノ如ク計算スルモノトス

(イ) 義務不履行ニ依ル解雇事件ニ關シテハ—雇傭者ニ對シ解雇ニ關スル問題提起ノ理由ヲ與フヘキ違反ノ日ヨリ

(ロ) 其他總テノ場合ニ於ケル解雇事件ニ關シテハ—勞務者ニ精算提起ノ日ヨリ

(ハ) 其他總テノ事件ニ關シテハ—當該要求提起ニ對スル權利發生ノ日ヨリトス此場合金錢上ノ不服ニ關シテハ右權利發生日ハ該企業又ハ營造物ニ於テ一般的ニ規定ノ支拂期限ニ從ヒ當該支拂ノ行ハルヘキ日トス

十五、評價爭議委員會ハ第十三條ニ指定ノ期限經過後提出セラレタル申請書ト雖モ至當(第十六條)ト認ムヘキ理由ニ依リ期限經過セル場合ニハ審査ノ爲メ受理スルコトヲ得

十六、期限經過ノ至當ナル理由(第十五條)ト看做サルヘキモノ次ノ如シ

(イ) 勞務者病氣ノ場合ニシテ臥床療養又ハ湯治療養ヲ要セル場合

(ロ) 檢疫ニ際シ又ハ家族中ノ患者看護ノ爲メ附與セラレタル休暇中

(ハ) 定期又ハ追加休暇中

(ニ) 勞務者ノ拘留中

(ホ) 勞務者ノ出張中

(ヘ) 他ノ作業ニ移ルニ伴フ勞務者ノ移轉

(ト) 人民陪審員ノ義務遂行

(チ) 職務保留中ニ於ケル軍務ノ履行

(リ) 大會(スエズド)、會(コンフエレンツイヤ)議及其他ニ於ケル勞務者ノ參加

(ヌ) 交通杜絕シ評價爭議委員會ニ訴フルコトヲ得サル場合(洪水、積雪其他)

(ル) 評價爭議委員會ノ決定ニ依リ至當ナリト認メラルル其他ノ事情

備考 本條(ル)項ニ該當スル至當ノ理由ニ就テノ問題ニ關シ評價爭議委員會ニ於テ當事者協定ヲ遂ケサル場合ニハ評價爭議委員會延期ヲ拒絕セルモノト看做ス

十七、第十六條ニ記載ノ事情カ繼續スル期間ハ申請書提出ノ爲メ定メラレタル期間(第十三條)中ニ算入サレサルモノトス

若此等ノ事情ノ經過後殘レル期間カ七日ニ充タサル場合ニハ七日迄延長サルルモノトス

四、評價爭議委員會事務規定

十八、個々ノ勞務者ノ不服ニ關スル事件ハ若シ勞務者ノ不服カ自身又ハ勞働者及從業員委員會ノ代表者ト管理部トノ直接交涉ニ依リ解決セサリシ場合ニノミ評價爭議委員會ニ於テ審査サルルモノトス

十九、評價爭議委員會ニ提出セラレタル申請書ハ其受理後三日以內ニ審査サルルモノトス

二十、利害關係勞務者ニ對シテハ彼カ自己ノ事件審査ニ參加シ得ル爲メ評價爭議委員會ニ於テ自己ノ事件ノ審査サルル日ニ就キ適時ニ通知スヘキモノトス

管理部ハ勞務者ノ離業カ生產條件上許容シ得ル場合ニハ彼ノ事件審査ニ參加ノ爲メ勞務者ヲ評價爭議委員會議ニ解放スヘキ義務アルモノトス尙ホ不適當又ハ義務不履行ニ依ル解雇ニ就テノ事件審査ニ參加ノ場合ニハ管理部ハ總テノ場合ニ於テ勞務者ヲ解放スヘキ義務アルモノトス

二十一、第九條ニ記載ノ一般的價値ヲ有スル問題ニ關シテハ當事者ノ申出テタル提議ノ七日前ニ利害關係勞働者及從業員ニ通知スル爲メ當該作業場(エフ)、製作工場(マスデルスカーヤ)、支部及其他ニ於テ見易キ場所ニ掲示スルヲ要ス

二十二、評價爭議委員會ノ會議ハ作業時間中ニノミ之ヲ行フモノトス

二十三、個々ノ勞務者關係ノ事件審査ハ若シ彼等ノ出席セル場合ニハ利害關係勞務者列席ノ下ニ評價爭議委員會之ヲ行フモノトス

評價爭議委員會ノ會議ニ於ケル審議及決定採用ノ際ニハ評價爭議委員會委員以外ニハ單ニソノ會議ニ恒常的參加ヲ許サレタルモノノミ出席スルコトヲ得

二十四、評價爭議委員會ノ勞働者側委員ニ對シテハ勞働者及從業員委員會ヨリ賃銀ヲ受クルモノヲ除キ會議時間並ニ當該場合ニ彼等カ評價爭議委員會ニ提出サレタル問題ヲ豫メ準備ノ爲メ作業ヲ免除サルル時間ニ對シ其平均賃銀ヲ保存サルルモノトス

同樣ニ評價爭議委員會ノ勞務者側ノ招致セル專門家及證人並ニ會議ニ參加スル利害關係勞務者(第二十三條)ニ對シテハ會議參加ニ要スル時間ニ對シ彼等ノ平均賃銀ヲ保存スルモノトス

若シ交替作業ノ企業ニ於テ評價爭議委員會委員又ハ專門家カ彼ノ課業外ノ時間ニ評價爭議委員會ノ會議ニ參加スル場合ニハ一般的基礎ニ於テ時間外作業ノ支拂ヲナスモノトス

二十五、評價爭議委員會ニ於テ評價爭議委員會委員自身ニ關係ノ事件審査ノ場合ニハ同委員ハ他ノ者ト交替スヘキモノトス

二十六、利害關係勞務者ハ事件審査開始迄ニ評價爭議委員會ノ何レカノ委員ノ該事件審査ノ參加ニ對シ理由ヲ具シテ忌避ヲ申請スルコトヲ得

忌避ヲ許スコトニ就テノ問題ハ(イ)評價爭議委員會ノ勞働者側委員ニ關シテハ―勞働者及從業員委員會ニ依リ(ロ)評價爭議委員會ノ管理部側委員ニ關シテハ管理部ニ依リ決定サルルモノトス

二十七、評價爭議委員會ニ於テ事件審査ニ際シ勞働者又ハ雇傭者カ刑法ニ問ハルヘキ行爲發覺セラレタル場合爭議ノ審査ハ之ニ關スル決定カ當該刑事事件ノ結果ニ依リ左右サレ得ヘキ場合ヲ除キ中止セラレサルモノトス

二十八、評價爭議委員會ニ於テ事件審査ノ際犯罪的不取締、利慾、横暴又ハ有害行爲ノ兆候ヲ有スル雇傭者ノ不法行爲發覺セル場合、同樣ニ雇傭者カ勞働法ヲ組織的ニ違反スル場合ニハ評價爭議委員會ノ勞働者側ハ之ニ就キ當該勞働者及從業員委員會ヲ經テ檢事局ニ通知スル義務アルモノトス

二十九、評價爭議委員會ノ決定ハ單ニ當事者ノ協定ニ依リテノミ採用(會議ニ參加スル各當事者ノ委員數ニ關係ナク)サレ當該會議ノ議長及書記ノ之カ署名後ハ義務的效力ヲ取得スルモノトス

三十、勞働條件ノ決定及變更ニ就テ(第九條)ノ問題ニ關スル評價爭議委員會ノ決定中ニハ該決定適用開始期日ヲ指示スルヲ要ス之ヲ缺クトキハ此等決定ハソノ採用ノ日ヨリ適用サルルモノトス

不適當又ハ義務不履行ニ依ル勞働者ノ解雇ヲ認定スル決定中ニハ解雇ノ行ハルヘキ期間ヲ指示スルヲ要ス若シ勞務者カ同期間中ニ解雇セラレサルトキハ評價爭議委員會ノ決定ハ效力ヲ失フモノトス

三十一、訴訟的性質ヲ有スル金錢的要求ニ關スル評價爭議委員會ノ決定中ニハ各利害關係勞務者ノ受クヘキ正確ナル金額ヲ指示スヘシ

若シ會議席上ニ於テ該金額ノ決定不可能ナル場合ニハ評價爭議委員會ハ管理部カ之ヲ決定スル期間ヲ定ム

三十二、評價爭議委員會ハ特ニ團體契約ニ定メナキ場合ニハ團體契約ノ條件ヲ變更、追加又ハ廢止スル決定ヲナス權利ヲ有セス

三十三、評價爭議委員會ハ該事件ニ關スル評價爭議委員會ノ前決定カ監督手續ニ於テ合働機關ニ依リ廢止サレタルニ際シ之カ與ヘタル指示ニ矛盾スル決定ヲ爲スコトヲ得ス

三十四、雇傭者ノ不法ノ指令ヲ確認スル評價爭議委員會ノ決定ハ無效トス此場合雇傭者ハ刑法上懲戒上及民法上ノ手續ニ於ケル責任ヲ免レス

三十五、評價爭議委員會會議議事錄(プロトコール)ハ添付ノ形式ニ依リ作成サレ會議ノ席上ニ於テ署名スヘシ

三十六、評價爭議委員會ノ會議後三日以内ニ

(イ) 當事者(管理部並ニ勞働者及從業員委員會)ニハ―證明サレタル會議議事錄ノ寫ヲ

(ロ) 利害關係者ニハ―證明サレタル會議議事錄拔萃ヲ送付スヘシ

右書類ハ評價爭議委員會ニ於ケル事件審査ノ結果ニ就テノ通知ト看做ス

三十七、評價爭議委員會ノ決定ハ終結的ノモノニシテ何人ノ確認ヲモ要セス

三十八、評價爭議委員會ノ決定ハ兩當事者ノ同意アル場合ヲ除キ再審ニ附セサルモノトス該事件ニ關シ新規決定ヲ見サルトキハ前決定ソノ效力ヲ保存ス

三十九、雇傭者カ自發的ニ實行セサル評價爭議委員會ノ決定ハ强制的手續(一九二八年八月二十九日付ソヴイエト聯邦中央執行委員會及人民委員會議確認ノ「勞働爭議ノ調停＝仲裁及裁判審査ニ關スル規定」第四十六及四十七條―一九二八年ソヴイエト聯邦法令全集第五六號第四九五條)ニ依リ執行ス

四十、評價爭議委員會ノ決定ハ一九二八年十二月十二日付第七二四號ソヴイエト聯邦勞働人民委員部ノ確認セル「評價爭議委員會、調査委員會及仲裁裁判ノ事務監督ニ就テノ規定」(一九二八年「ソヴイエト聯邦勞働人民委員部通報」第五一―五二號)ニ應シテ廢止スルコトヲ得

四十一、評價爭議委員會ニ於テ當事者協定ヲ遂ケサリシ事件ハ所定手續ニ於テ

(イ) 勞働條件ノ制定及變更ニ就テノ問題(第九條)ニ關シテハ―調停委員會又ハ仲裁裁判

(ロ) 訴訟的性質ノ爭議(第十條)ニ關シテハ―人民裁判所ノ勞働裁判

ノ審査ニ移スコトヲ得

五、附則

四十二、作業場評價爭議委員會ノ組織及作業ノ手續ハ「ソヴイエト」聯邦最高人民經濟會議及全聯邦職業組合中央評議會ト協定シ「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員部ノ發布スル特別決定ニ依リテ定ム

四十三、本規定ハ特別ノ決定ニ基キ行動スル各勞働分派ニ於ケル評價爭議委員會及類似ノ調停機關(協定委員會、調停委員會及其他)ニ對シテハ右決定ニ別ニ定メナキ限リ適用セス

四十四、本規定ハ團體契約ニ於テ變更スルコトヲ得ス

(規定ニハ評價爭議委員會ノ會議議事錄書式添付)

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合中央委員會員兼極東地方委員會議長

ゲー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表者

稻石正雄

附錄第三號(團體契約第十條關係)

團體契約第十及十四條ノ效力ニ該當セサル者ノ表

一、高級及中級管理部員、技術部員及經濟部員

二、警備長、建物及倉庫係、上級人夫頭、倉庫手商店員及無電通信手

三、武裝警備番人、消防手

四、水運勞務者(船舶、發動艇、小蒸氣及クンガスニ於ケル乘組員)

本表ハ現地ニ於テ會社ト組合機關トノ協定ニ依リ變更及追加スルコトヲ得

附錄第四號

(團體契約第十七條關係)

賃銀網等級熟練別

第一級

一―三、小使、使番、ボーイ、郵便物、書信、茶ヲ持運ヒ職務ニ關スル用向、配達ノ性質ヲ帶ヒタル仕事ヲナス

四、住宅掃除夫　住宅内ノ取リ片付ケ掃除洗方等清潔維持ニ任ス

室内洗面器ニ注水シ小修繕(玻璃板ノ嵌メ込ミ窓、戸及其他修理)ヲ事務所ニ通知ス

五、徒弟　教育ニ採用シタル當初ニシテ熟練セス

第二級

一、風呂番　浴場ノ内部ノ監視秩序ノ維持、浴場ノ取リ片付ケ及掃除ヲ爲シ暖爐ヲ焚キ給水ニ注意ス

二、暖爐方　暖爐ヲ焚キ灰、焚殼ヲ棄テ薪炭ヲ運ヒ爐中ノ保溫ニ留意ス

三、番人　住宅及以外ノ建物、家財及其他ノ財産監視ノ當番ニ任ス其職務ニ特別ノ知識ヲ要セサルモ責任アリ殊ニ夜番ヲ爲ス場合緊張ヲ要スル職務ナリ

四、下男　車道、人道、庭、汚物棄穴、汚水溜、塵芥箱、共同便所等(表裏入口階段ヲ除ク)ヲ掃除ス冬期ニハ車道及庭内通路ノ氷ヲ取リ除ク勞務ハ單純ナルモ勞力ヲ要シ不潔ナリ

五、屋外及住宅ナラサル家屋ノ掃除夫

所屬區域内ノ取リ片付ケ掃除ヲナシ清潔及秩序ノ維持ヲ爲シ冬期ニハ氷ヲ割ル

六、徒弟　第二級熟練ノ試驗ニ及第セルモノ若クハ一ケ年以上ノ教育ヲ受ケタル徒弟

第三級

一、平易ナル作業ノ平勞働者　鑛場、倉庫區域ニアル各種材料ノ整理、塵芥取リ棄テ蒸氣、送油鐵管敷設ニ際シテハ鐵管ノ運搬及支持ヲ手傳ヒ並ニ土工事ニ於テ(土工ノ)下手間ヲ働ク

二、炊事夫　最モ單純ナル料理ヲ爲ス小衆團(十人迄)ノ食品ヲ調理ス大食堂又ハ複雜ナル料理ニ當ル炊事夫ノ下手間ヲモ爲ス

三、醫局付人夫　患者ヲ擔架ニテ運ヒ患者ノ繃帶交換手術及診察ヲ手傳ヒ即チ患者ヲ押ヘ、水下着等ヲ運ブ、患者ノ看護ヲ爲ス即チ其着換ヲ爲シ食品等ヲ運ブ、病室ヲ掃除ス

四、驛舍番

五、軌道夫(鐵道)　經驗ニ乏シ

六、丸太運搬夫(馬ヲ用フ)　木材ヲ運搬シ駄馬ヲ御シ馬車ノ荷積及運ヒ來レル貨物ノ取リ卸シヲ爲ス

七、鑛區劃定員及測量員ノ附屬勞働者

鑛區劃定員(測量員)ノ指揮下ニ測量及伐開ヲ爲シ器械照尺ヲ運ヒ境界標ヲ建ツ

八、坑井人夫　鑿井作業ニ際シテ工具、鐵管ヲ運ヒポンプ泥箱及筧ヲ掃除シ鐵管其他ニ鋲打ヲナス

九、水汲(馬ヲ用フ)　水運搬ニ働キ駄馬ヲ用ヒ水樽ニ滿水シテ運搬シ所定ノ場所ニ轉注ス

十、十一、下男、曖爐方　第二級ノ下男ト同樣ノ勞働ヲ爲ス經驗アリ勤續長ク責任アル勞務ニ服ス

十二、運搬夫(人力ニ依ル)　倉庫又ハ賣店ニアリテ商品ノ運搬ヲ爲シ其積ミ重ネヲ行フ

十三、薪切リ　長材ヲ橫挽ニシテ薪ヲ作リ之ヲ割リ其積ミ重ネヲ爲ス

十四、御者　馬夫ノ手入ヲ爲シ給水、飼養ニ任シ馬糧準備ヲ爲シ厩ヲ掃除ス各種馬具ヲ馬ニ付ケ又馬車ニ馬付ケヲ爲シ得且馬ヲ御シ馬車ノ掃除ヲ行フ

十五、從弟　第三級熟練ノ試驗ニ及第セルモノ又ハ一年乃至一年半以上ノ敎育ヲ受ケタル徒弟ナリ

第四級

一、油差シ　原油發動機、氣壓採油機ニアリテハ一鑛區一室二基以上、電機モーターニアリテハ一鑛區ニテ十二基迄又ハ近接セル二鑛區ニテ八基迄ノ油差シヲ爲シ坑井機構ニアリテハ一鑛區ニテ十坑井マテ又近接セル二鑛區ニテ七坑井迄ノ油差シヲ爲ス

二、枘夫　立木ヲ根伐シ橫挽シ枝拂ヲ行ヒ土場積ミヲ爲ス經驗ニ乏シ

三、炊事夫　第三級ノ炊事夫ト同作業ヲ爲ス小衆團又ハ大食堂ニ作業ス

四、木挽下手間　手挽鋸ヲ以テ下方ニ於テ竪挽ヲ行フ

五、鋤夫　鋤(手漕キ又ハ帆走)ヲ操縱ス

六、農夫　各種蔬菜ノ栽培ヲナシ平勞働者ヲ指揮シテ畝掘ヲ爲シ蔬菜ニ水ヲ掛ケ草ヲ取リ成熟シタル蔬菜ノ採收ヲ指揮ス

七、八、困難ニシテ不潔ナル作業ノ平勞働者

原油タンクノ泥掃油溜メ油池ノ掃除、原料倉庫器械工場及其他ニ於ケル重量品ノ解體及取付ケヲ爲ス

九、軌道夫(鐵道)第三級ノ軌道夫ト同樣ノ作業ヲ爲スモ經驗ニ富ム

十、大工、型工　裁材工(枠挽)ノ下手間

就業當初ニシテ熟練ニ乏シ當種類ノ高級者ノ指揮ニ從ヒ簡單ニシテ複雜ナラサル仕事ヲ爲ス

十一、經驗アル土工　各種建造物基礎工事ノ掘割廣場及鋪道下ノ地均斜面突堅メ各種ノ溝塀リ其他ヲ爲ス

十二、坑井人夫　第三級ノ坑井人夫同樣ノ作業ヲ行フモ一層熟練ナリ

十三、相鎚方　就業當初ノ職工ニシテ鎚ノ一方打ヲ冷鋲ノ場合ニ行フ

十四、火夫　汽鑵附屬部ノ運轉及其調整ヲ監視シ給水ポンプノ運轉停止ヲ爲シ汽管又ハ汽鑵ニ於ケル通氣口ヲ開閉ス但一汽鑵ニ就テ作業ス

第五級

一、油差シ　第四級ノ油差シト同樣ノ作業ヲ行フモ其關係スル電氣モーター若クハ坑井ノ數多ク且範圍大ナリ

二、仕上工　旋盤工、製鑵工、鑄工、電氣手、內燃機關工ノ各下手間　就業當初ニシテ高級ノ熟練ヲ缺ク其職柄ニ從ヒ高級者ノ指揮下ニ複雜ナラサル簡易ノ作業ヲ爲ス

三、枘夫、第四級ノ枘夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ經驗ニ富ム

四、木挽　木材ノ上ニ乘リ竪挽ヲ爲ス丸太ヨリ各種材料ヲ挽ク鋸ノ調製及目立ヲ能クス

五、炊事夫、複雜ナル料理ヲ爲シ又ハ食堂及大衆ヲ爲ス

六、大工　高級ノ熟練ニ達セス小修繕工事又ハ造船造家ノ大工粗作業ヲ爲ス

七、相鎚方　困難、複雜ノ程度中位ニアル作業及テンデル梁、原油タンクノ鋲打及造船作業ニ鍛工ト共ニ作業シ大鎚ヲ左右ヨリ打込ム

八、火夫　第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ二乃至三ノ汽鑵ヲ擔當ス

九、人夫頭　鑛場、倉庫、繫船岸、伐採其他ニ於ケル種々ナル名義ノモノナリ

十、製材工(枠挽)　丸鋸ニテ作業シ獨立シテ鋸ノ掛ケ外ツシ並ニ目立ヲ爲ス

十一、特雜勞働者

十二、アスファルト工

十三、電話線架設修繕夫

十四、鰺夫

十五、番人頭　經驗ニ富ミ一定ノ區域內ニ於ケル番人ノ作業ヲ監視ス

十六、事務員(カントールシチク)　就任當初ニシテ高級熟練ヲ缺ク勤續一ケ年未滿ナリ

第六級

一、油差シ　第五級ノ油差シト同一條件ニ於ケル作業ヲ爲スモ一層經驗ニ富ム

二、相鎚方　鍛工ト共ニ大仕事及複雜ナル作業ヲ爲ス各種鍛冶工具ノ用途ニ通シ爐ニ型鐵ヲ入レテ熱シコークス又ハ石炭爐ヲ焚キ型又ハ打込型ヲ鎚下ニ自由ニ取扱ヒ左右兩方ヨリ自由ニ鎚ノ振込ミヲ行フ

三、大工　造家、造船ノ作業、板場張リ、天井張リ、壁下ノ間仕切リ、屋根地ノ組立等ニ作業ス

板ノ堅挽ヲ爲シ丸太ノ荒削リ、傾斜止メ、各種枠、混セ箱、石工箱、運搬箱、手押車(註、一輪)其他ヲ製作ス

四、旋盤工(ラッパ)　就業當初ニシテ熟練ヲ缺ク年ヲ超エス

五、鑿井採油工(掘鑿工ブレーキ方)　經驗少ク熟練ヲ缺ク

六、製鑵鋲打方　煙突、焚口下氣孔等ノ汽鑵ノ部分ノ鋲打ヲ獨立シテ行ヒ架橋、建築工事ニ於ケル鋲打ヲ能ク之ヲ能ク位置ノ便不便ニ拘ラス自由ニ鋲打ヲ行フ

七、鐵管工(鑛場仕上工)　送油管、ガス管ノ修理組立及解體ニ關スル簡單ナル仕上工ノ作業ヲ行フ

八、火夫　第四級ノ火夫ト同樣ノ作業ヲ行フモ三個以上ノ汽鑵ヲ擔當ス

九、ボール盤工、各種垂直、ドクトル及ラズメトカヲ利用シテ一樣ナル鑿孔作業ヲ行フ

十、橫削リ工(ホリゾンタルシヤク)　種々ナル構造ノ旋盤ヲ以テ各種削方作業ヲ爲ス獨立シテ快速ニ且正確ニ削ル爲メ鑿(バイト)ヲ製造シ選擇シ材料ノ質及削ル厚サニ依リ緣削リヲ尺度、角度器、其他ニ依リテ行ヒ作業ニ應シ旋盤ヲ調製ス

十一、竪削リ工　各種構造ノ旋盤及工具ヲ使用シ複雜ナラサル責任輕キ鑿リ込ミ作業ヲ行フ

十二、製材工(枠挽)　第五級ノ製材工ト同樣ノ作業ヲ行フ

十三、ボンプ工　深掘ボンプ付仕上工下手間

就職當初ニシテ高級ノ熟練ヲ缺ク

十四、軌道夫(鐵道)　古參ニシテ軌道修繕人夫ヲ指揮シ尺度ニ依ルレール敷設ヲ監視シ枕木置替ヘ轉轍器ノ据付ケ軌道信號裝置ノ設定ヲ指揮シ軌道ノ地均シ軌道下ヘバラスト打チ込ミヲ指揮ス

十五、鰺夫、古參ニシテ多クノ經驗ニ富ム

十六、ロープ工　各種ロープ繼方ヲ爲シ古ロープノ使用ニ堪フル程度ヲ定メ得

十七、ケーシングパイプ鋲方(クリヨーパイプシヤクヤードスクトルプ)　ケーシングパイプ及壓搾濟ノ鐵板ニ冷鋲打ヲ行ヒテ製鑵工場及鑛場ニ於テ舊管ノ修繕ヲ爲ス

十八、仕上工特ニ正確ヲ要セサル作業(挽キ方切リ方削リ方各種ノ簡單ナル細部ノ摺リ合セ)ヲ爲ス機械ノ單純ナル部分ノ組立ヲ爲シ簡單ナル手用工具ヲ單獨ニ製作ス

十九、製油　工小規模(試驗的)製油所ニ於ケル勞働ニシテ分溜ノ適否其質アツパラトウーラノ正規ノ作業ニ對シタル責任ヲ帶ヒ燃料支出及喪失量ニ對スル責任者タリ比重粘度等製油品ノ物理的性質ヲ檢定シ作業日誌ヲ認ム

二十、發動艇機關方　動力ノ大ナラサル發動艇ニ作業ス

二十一、事務員　簡單ナル事務ヲ扱ヒ謄寫、拔キ書キ、原稿材料ニ依リテ目錄ヲ作製シ用紙欄ニ書込ヲ行フ

第七級

一、旋盤工　旋盤ヲ以テ圖面及見取圖ニ基キ中心(センター)

日暮手鑑

器、型板（トルバトロン）測板（ブランジャイバ）ニ依リ各種旋盤作業ヲ爲ス又各種測定器ヲ利用シテ銅、眞鍮、メリヒオル等ヨリ輪環ヲ製作ス

二、横削リ工　諸種ノ構造（竪横其他）ノ旋盤ニヨリ正確ニシテ責任アル各種ノ削リ方ヲ爲ス快速ニシテ正確ナル削リ方ヲ行フ爲削刄ノ準備及撰擇ヲ爲シ旋盤ノ調子ヲ整ヘ作業ノ關係ニ依リテ回轉速度ヲ定ム作業ハ正確ニシテ精巧ニ行ヒデーゼル機及内燃機臺用大型枠、汽船機關車ノ汽機ノシリンダー及其他總テノ削リ作業ヲ爲ス

三、竪削リ工　各種構造ノ旋盤ヲ用ヒテ機械部分並ニ裝置ヲ巧ニ取扱ヒテ總ユル鑿リ込ミ作業ヲ爲ス圖面ニ依リテ製品ヲ速ニ且正確ニ鑿リ込ム爲メ必要ナル工具ヲ撰ヒ尺度、角度器ヲ用ヒテ削リ込ミヲ行ヒ最モ有利ナル盤ノ回轉ヲ定メ各作業ニ應シテ旋盤ノ調節ヲ爲ス

四、ボール盤工（ウヴエルリーリシヂク）　製圖又ハ見取圖ニ從ヒ環動、直綿其他鑽孔器ニ依リテ種々ナル孔鑿リヲ爲シ獨立シテ錐ノ磨キ上ケヲ行ヒ且其他ノ工具ヲ修理ス

五、内燃發動機方　動力大ナラサル内燃發動機ニ就キテ作業ス

六、ポンプ工（深掘ポンプ附屬仕上工）　ポンプ及器械ヲ見取圖ニ依リテ修理、組立、解體ヲ爲スポンプ及氣壓管ヲ坑井ニ昇降スル作業ヲ爲ス（指揮ス）

七、掘鑿採油工（鑿井ブレーキ係）　經驗少シ

八、相鎚方、第六級ノ相鎚方ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

九、鑄工　熟練ニ乏シ

十、製鑵鋲打方　第六級ノ製鑵鋲打方ト同シ作業ヲナスモ一層熟練ナリ

十一、製油工（蒸溜方）　第六級ノ製油工ト同シ作業ヲ爲スモ一層熟練ナルカ又ハ大規模（試驗的ニ非ス）ノ設備ニ就キテ作業ス

十二、無線電信機關手

十三、大工　家屋及建物ノ建築ヲ爲ス角材及戸決（トシヤクリ）ヲ有スル板材ノ木組並ニ奇麗ナル仕上ヲ行ヒ奇麗ナル簡單ノ床張リヲ爲ス最モ簡單ナル切込、壁ノ簡單ナル造作（堀立式家屋、物置及簡單ナル住宅ナラサル家屋）梁ノ組立、壁下作、込入ラサル簡單ノ架橋ヲ爲シ天井及壁ノ手際ヨキ板張、荒戸ノ製作ヲ行フ大ナラサル徑間ノ簡單ナル圓天井及アーチ用圓盤並ニ屋頂、木柵及格子柵、門、潜リ門ヲ造ル材料並ニ工具用ノ丸太建ノ小屋、板張物置、庇及高サ八露尋以内ノ普通丸太ノ足場ヲ建造ス

十四、發動艇機關方　動力大ナルモーターヲ据付ケタル發動艇ニ作業ス

十五、電氣手、架線工事及家内ヘ電話引込工事ヲ爲ス

十六、製材工（枠挽）　丸鋸、帶鋸ノ作業ヲ行フ何等ノ記號ナク與ヘラレタル尺度ヲ正確ニ經濟的ニ緣切ヲ爲シ角材ヲ挽キ割リ材料ヨリ不良ノ部分ヲ切ル去リテ鋸入レヲ爲ス單獨ニテ鋸ノ嵌メ込ミ目立ヲモ行フ

十七、鑛場及機械場仕上工　三重辨、雜機械、調節器及其他ノ部分品等ノ組立及磨キ合セヲ圖面見取圖ニ依リテ單獨ニ行フ圖面ニ精通シ高壓管ノ組合セ附屬品各種汽鑵及水壓裝置ノ据付及修理ヲナシ徑三吋迄ノ鐵管及鋼管ノ曲ケ方ヲ爲ス作業ハ總テ正確ニ奇麗ニ入念ニ仕上ク

十八、型工　見取圖、下圖及設計圖ヲ單獨ニテ理解シ汽筒、停止シリンター及其部分ノ型ヲ製作ス鑄造作用ノ都合ニテ取外スヘキ型ノ小部分ヲ見取リ製作ヲ爲ス型ノ各種部分ニ於ケル入レ足シヲ行フ

十九、ベーラー製作方　曲ケ板鐵ヲ以テベーラーヲ製作ス切リタル鐵板ヲ繼キ合セテ製作スルト共ニ古キベーラーヲ修理ス

二十、事務員（カントールシチク）　庶務係又ハ計算方ノ指揮ノ下ニ簡易ナル事務ヲ行フ傳票、受領書、表其他ノ印刷用紙ニ記入ヲ行ヒ見本又ハ雛形ニ依リテ書信及文書ヲ認メ郵便物ノ綴込等ヲ行フ

第八級

一、汽機工　中位ノ汽機ヲ扱ヒ其缺點ヲ檢定シ組立及解體ヲ爲シ其運轉ヲ調節ス

二、製油工　古參ナリ

三、無線電信機關方　一層經驗アリ

四、旋盤工　第七級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲ行フノ外、旋盤及特別ナル機械ニ於テ機械製品ノ各種作業ヲ爲ス例令ハ活塞、活塞輪、活塞桿（ピストン）、偏心輪（エクスツエントリコーウオエカリツオ）、虫狀ネジ、圓錐鞘筒（コーススナヤムーフタ）、辨、中心檣材、ベアリング（ボドシーブニツク）、偏心軸、回轉ネジ及其他ノ磨方ヲ行フ

五、鍛工　トロ、大槌、銑鐵鋏、氷塊割棒、手鋤煤煙掃除用熊手其他ノ修理、鍛冶作業ヲ爲ス又一般使用ノ型及雛形ノ蹄鐵鍛冶作業ヲ爲ス萬力機ヲ用ヒテ簡易ナル仕上作業、鍛工用具ノ調整

馬蹄掃除ノ一切ヲ爲シ各種蹄鐵裝蹄、各種硬度ノ鐵材及鋼材ヲ接合ス

六、發動艇機關方　動力大ナル發動艇及小蒸汽船ノ機關ヲ取扱ヒ二年以上ノ經驗ニ富ム

七、大工　經驗ヲ有シ石油坑井櫓ヲ建テ第七級ノ大工ト同樣ノ作業ヲモ爲ス

八、鑄工（職工）　溶鑛爐ニ入ルル金屬、コークスブラツクスノ混セ加減ニ注意シ溶解作用ニ依リテ溶解材料ノ性質ヲ見別ヲナスコトヲ得溶鑛爐ヨリ鑄鐵ヲ杓子又ハ鑄型ニ注入スルニ當リ之ニ注意ス

九、製鑵工助手　熟練少ナク高級ノ熟練ヲ缺キ製鑵工ノ指揮下ニ作業ス

十、ポンプ工（深汲ポンプ付仕上工）　第七級ノポンプ工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

十一、掘鑿採油工（鑿井停止機方）　鑿井番長不在ノ時ハ交替ロータリー班ノ作業ヲ指揮ス責任アル作業ノ場合ニハ鑿井機盤、發動機ヲ掌ル停止機ヲ利用シテビツトノ働キヲ加減シ地質ノ變化及ポンプノ正規ナル運轉ニ注意ス又當直日誌ヲ認ム

十二、電氣手（發電所付）　發電所ノ主要配電盤ニ付キ當直ヲ爲シ配電盤ノ正規ナル電壓ヲ監視シ其調節ヲ行フコンタクトリング、發電機ノ銅刷毛及エキサイター（ウオツヂーテリ）ニ作業ス轉輪（リング）、コレクトル、銅刷毛挾ミ（ベアリング）、エキサイター（ウオツヂーテリ）及發電機ヲ掃除シ蓄電池ヲ監視ス

十三、内燃發動機關方　中位ノ内燃機關ニ作業ス

十四、型工　第七級ノ型工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

十五、機械場仕上工　個々ノ部分及機械ノ組立檢定ヲ爲シ詳細ナル圖面及測定器ニ依リテ作業ニ必要ナル型、工具ヲ作リ正確ナル加工ヲ要スル總テノ部分ヲ組立ニ適スル樣製作ス、大量製造ニ依ル複雜ナラサル機械ノ完全ナル組立テ及調節ヲ行フ

十六、事務員（カントルシチク）　第七級事務員ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

第九級

一、汽機工技手（汽機機關方）　一層經驗アリ

二、無線電信機關方　一層經驗アリテ勤續長シ

三、旋盤工　第八級ノ旋盤工ト同樣ノ作業ヲ爲スモ一層熟練ナリ

四、鍛工　第八級ノ鍛工ト同樣ノ作業ヲ爲ス外、圖面又ハ見取圖ニ依リ單獨ニテ種々精巧ナル中小ノ製作ニ從事ス大ナル經驗及練習ヲ要スル特種鋼鐵ノ鍛錬ヲ行ヒ種々ノ修繕用、工具作業用ノ製作ヲ爲ス各種硬度ノ一定セサル鐵材及鋼材ノ接合ニ通ス

五、大工　下級大工ノ總テノ作業ヲ爲シ得坑井櫓ノ建築ニ關スル總テノ作業ヲ爲シ經驗ヲ有ス

六、鑄工　第八級鑄工ト同樣ノ作業ヲ行フモ一層經驗ヲ有ス

七、製鑵工　内焚式汽鑵ノ組立冷熱兩種ノ繼合セ鋲打其他汽鑵組立作業、パチ當テ取換ニ關スル總テノ作業、汽鑵及各種建設裝置ニ於ケル組立ヲ爲ス冷熱兩種ノ場合ニ曲方ヲ行ヒ諸種ノ製鑵作業ヲ行フ

八、ポンプ工（深汲ポンプ付仕上工）　第七級及八級ニ示セルポンプ工ト同樣ノ作業ヲ行フ經驗ニ富ミ勤續長シ

九、鑿井番長（開閉器方）　交替作業班ノ衝擊掘（シユタンガ）、鋼索衝擊掘（カナート）、回轉掘（ウヴルノブロ）作業ヲ古參番長ノ不在中代理トシテ指揮ス特ニ責任アル場合ニハ停止器ヲ扱ヒ開閉器ノハンドルヲ採リ調整器ヲ利用シテ作業ス

十、電氣手　單獨ニテ電燈用、モーター用ノ架線ヲ爲シ計器ノ取付電燈及計器ノ調整ヲ監視シ之カ正規ノ狀態ニ對スル責任ヲ有シ製作工場用一般機械器具、モーター、レオスタト檢査器等ノ破損ヲ速ニ發見シコイルノ卷換其他修理ヲ爲ス發電所ニ作業シ小モーター、ウムホルメール及其他ノ開閉ヲ爲ス

十一、製材工（枠挽）　古參ナリ

十二、内燃發動機機關方　强力ノ内燃發動機ニ就テ作業ス經驗アリ

十三、計算方　會計、用度及其他ノ簿記帳ヲ簿記主任指揮ノ下ニ記入シ計算表（支拂ノ分）ヲ作リ精算及支拂書類ノ作成等ニ從事ス

十四、庶務係　獨立シテ書信及交渉書類ヲ作成シ事務日誌ヲ認メ舊書類ヲ保管シ人事其他ニ關スル表ノ記入ヲ爲ス

第十級

一、汽機機關長　經驗ヲ有シ長キ勤續者ナリ强力ノ機械ニ就テ作業シ得

二、ポンプ工（深汲ポンプ付仕上工）　古參ニシテ充分經驗ヲ有シ下級ポンプ工ノ作業ヲ指揮シ得

三、旋盤工　古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス

四、掘鑿番長(開閉器方) 第九級ノ鑿井番長ト同樣ノ作業ヲ爲ス經驗ニ富ム
五、電氣技手
六、大工 櫓建築ノ大工古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス
七、製鑵工 古參ニシテ充分ナル經驗ヲ有ス
八、鑄工 古參ニシテ經驗ニ富ム
九＝十、計算＝庶務係 第九級ト同樣ノ職務ヲ行フ經驗アリ勤續長シ

第十一級

一、鍛工 經驗多ク總テノ鍛冶作業ニ精通シ下級者ノ指揮ヲ爲シ得
二、掘鑿番長(開閉器方) 古參ニシテ經驗アリ
三、電氣技手(電工) 古參ニシテ普通電氣手ト同樣ノ作業ヲ爲スモ最モ經驗豊富ニシテ普通電工ヲ指揮ス
四、鑿井技師(鑿井工) 衝擊掘(鋼索或ハ鐵棒)又ハ回轉掘(ロータリー)ニ依ル鑿井作業ニ通曉シ各種鑿井具ノ用法當該機械ノ組織ニ精シク技術指揮者ノ指揮ノ下ニ(一)種々ノ方法ニ依リ坑井ノ水止ヲ爲シ(二)坑井ノ屈曲ヲ矯正シ(三)坑井中ニ抑留サレタル工具ノ引上ケ挿入管其他鑿孔ヲ行ヒ二三ケ所以上ノ鑿井ノ監視ヲ行フ
五、大工 古參ニシテ充分ノ經驗ニ富ム大工ノ作業ニハ大小トナク精通シ大工團(アルテリ)ノ作業ヲ指揮シ得
六、計算方 下級計算方ノ總テノ事務ヲ扱フ一層ノ經驗ヲ有シ計算報告書ヲ作リ簿記主任ノ監視下ニ簿記簿ノ記入ヲ單獨ニテ行フ
七、庶務係 下級庶務係ノ總テノ職務ヲ行ヒ獨立シテ複雜ナル書信文書ヲ作成シ下級ノ庶務係及事務員ノ作業ヲ指揮ス

第十二級

一、鑿井技師(鑿井工) 一層ノ經驗アリ
二、地形測量方 測量器ニ依リテ三角測量、高低測量及地平角測量ヲ爲シ複雜ナラサル地形圖及斷面圖ヲ製ス
三、機械技手 蒸汽及內燃發動機ノ構造ニ精通シ大ナラサル電氣機械ノ構造ニモ心得アリ機械工場ノ作業ヲ掌リ鑿井採油及製油ニ於ケル各種ノ原動機ノ据付ヲ行フ
四、書記(事務部長) 企業事務所ノ總テノ事務ヲ支配シ單獨ニテ報告書、計畫書、重要ナル問題ニ關スル一般報告ヲ作成シ會議其他ノ場合ニ責任秘書トナリ單獨ニテ機密書類保管ノ責ニ任ス

第十三級

一、鑿井技師(鑿井工) 古參ニシテ充分ノ經驗ニ富ム三乃至五ケノ坑井ニ於ケル掘鑿作業ヲ監視ス
二、地形測量方 一層經驗アリ
三、機械技手 一層經驗アリ

第十四級

一、書記(事務部長) 最モ經驗アリ勤續長シ

ソヴイエト社會主義共和國聯邦
鑛山勞働者組合中央委員會員兼
極東地方委員會議長

ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表
稻石正雄

附錄第五號

(團體契約第四十六條關係)

勞働法第五十五條ノ手續ニ於テ石油利權北樺太石油株式會社ノ企業用內部管理基本規則

本規則效力適用ノ範圍同變更及追加手續

第一條 石油利權地ノ企業ノ全部ニ於ケル內部管理ハ本內部管理規則ニ依リ定メラルルモノトス利權地個々ノ鑛場企業及經濟團體ニ關シテハ本規則ハ地方的條件ヲ參酌シ地方組合機關ト會社トノ相互協定ニ依リ變更及追加スルコトヲ得尙本規則ハ (イ)現行法令及現行團體契約ノ變更(ロ)作業條件又ハ企業組織ノ變更ノ場合ニ之カ變更及追加スルコトヲ得

總テ規則ノ變更及追加(但上記ノ場合ニ限ル)ハ組合ト會社トノ相互協定ノ後勞働監督官ノ認可ヲ得且企業ノ勞務者ニ告示(鑛場、支部(アツチエル)、作業場(ツエフ)及事務所ニ於ケル見易キ場所ニ掲示ス)セル後效力ヲ發生スルモノトス

本則ノ一般ニ義務的ナルコト

第二條 內部管理規則ハ企業ノ勞働者及從業員並ニ管理部ニ對シ義務的ナルモノトス

總テ本則ノ違反又ハ不履行ニ對シテハ添付ノ罰則ニ依リ當該罰ヲ課スルモノトス

本內部管理規則ハ何人ト雖モ之ヲ知ラスト云フコトヲ得ス

基本事項

第三條 管理部員技術員ト勞働者間ノ應對ハ相互ニ禮儀正シク且ツ叮嚀ナルヲ要ス

第四條 總テ勞務者及企業ノ生命又ハ財產ノ危險ニ就テハ全勞務者ハ直チニ管理部ニ通知スル義務アルモノトス

作業ニ採用ノ形式

第五條 新ニ就職スルモノハ企業管理部ニ身元證明書又ハ之ニ代ルヘキ證據書類ヲ提出スルモノトス

第六條 採用サレタル總テノ勞務者ニ對シテハ無料ニテ賃銀帳ヲ交付(團體契約第十一條ノ手續ニ於テ)スルモノトス賃銀帳ハ常ニ勞務者ノ下ニ保管サレ必要ナル記入ヲ爲ス時ニハ所定賃銀交付期日七日前ニ事務所ニ引渡シテ代票ノ交付ヲ受クルモノトス

解雇ノ形式

條七條 完全ナル精算受領迄ニ被解雇及退職勞務者ハ企業ヨリ受ケタル工具特別被服、宿舍備品及其他ヲ引渡ス義務ヲ有シ之ニ就テノ調書(スプラフカ)ヲ事務所ニ提出スルモノトス之ヲ履行セサルトキハ計算遲延ノ理由トナリ得ヘク該遲延ノ日數ニ對シテハ支拂ハサルモノトス

作業時間

第八條 標準勞働時間ノ長サハ一晝夜八時間ト定ム但シ此際夜間作業ノ場合ニハ夜間ノ各一時間ハ晝間一時間ノ七分ノ八トシテ支拂フモノトス晝間ハ午前六時ヨリ午後十時迄トス

作業中憩

第九條 休憩及食事ノ爲メ一勞働日中一時間ノ中憩(勞働時間ニ算入セス)ヲ定ム右中憩ナキ場合ノ作業ニアリテハ勞働時間中食事ヲナスコトヲ得

備考 授乳ヲ要スル婦人勞務者ニ對シテハ一般中憩以外ニ各二時間半每ニ三十分ヲ下ラサル追加中憩ヲ定ムルモノトス此中憩ハ勞働時間中ニ算入スルモノトス

特典時間

第十條 機械、旋盤及工具ノ取片附ノ爲メ(普通ノ身裝ヲ整フル爲メ)作業ヲ停止スル場合ニハ勞務者ニ對シ作業終了前十五分間ノ猶豫ヲ與フルモノトス

機械ノ取片附ヲ要セサル作業ニ於テハ五分間ヲ與フルモノトス

備考 自己ノ手配所ヨリ遠隔離ニ作業スルモノニハ作業場ヨリ手配所迄ノ徒步時間丈早ク終業スルモノトス

出勤手續及監督規則

第十一條 總テノ勞働者ハ規定時間ニ出勤スル義務ヲ有シ規定時間前ニ退出スルコトヲ得ス

第十二條 總テノ勞務者ハ出勤及退出ノ際當該作業ニ定メラレタル出勤監督規則ヲ正確ニ履行スル義務アルモノトス

監督規則ヲ履行セサル出勤ハ勞務者カ作業セル事ヲ立證セサル限リ缺勤ト看做ス

遲刻

第十三條 勞務者ハ作業又ハ交替開始迄ニ手配所(又ハ他ノ指定サレタル出勤場所)ニ集合スルヲ要ス十五分迄ノ遲刻ハ組織的遲刻者ヲ除キ就業セシムルコトヲ得作業開始迄ニ遲刻シ之カ爲メ管理部ヨリ就業ヲ許サレサリシ者ハ正當ノ理由ナキ缺勤者ト看做ス

離業

第十四條 勞働時間中ニ於ケル離業ハ如何ナル場合ト雖モ正當ナル理由ニ依リ且管理部員、技術員(作業指揮者)ノ書面ノ許可アル時ノミ之ヲ許ス

缺勤

第十五條 勞務者カ若シ正當ノ理由ニ依リ出勤シ得サルトキハ前日ニ之ニ就キ自己直接ノ指揮者ニ屆出テ書面ノ許可ヲ受クルヲ要ス

若シ勞務者カ出勤シ得サル理由突發セル場合ニハ當日之ニ就キテ自己ノ長ニ(直接又ハ他人ヲ經テ)屆出テ休業票ノ交付ヲ願フヘシ而シテ當日直チニ該勞務者ハ出勤シ得サル理由ノ至當ナルコトノ證據ヲ提出スルモノトス

至當ノ理由ト看做スヘキハ (イ)診療所票アル病氣 (ロ)醫師ノ證明アル家族ノ重患ノ場合ニシテ患者看護ノ爲メ人手無キ爲メ勞務者本人ノ存在ヲ必要トスル時 (ハ)法律ニ定メアル公私ノ權利義務遂行ノ場合ニシテ適當ノ證明アルトキ (ニ)天災及檢疫ノ場合ニシテ適當ノ證明アルトキ

時間外作業

第十六條 時間外作業ハ勞働法及團體契約ニ定メタル場合及手續ニ於テ行フコトヲ得

工具、特別被服及其他ノ提供

第十七條 企業ニ就職ノ際各勞働者ハ自己ノ勞働番號、作業ニ必要ナル工具並ニ特別被服及豫防

品ヲ受（勞働人民委員部ノ當該標準ヲ下ルヲ得ス）クルモノトス

工具及生產具

第十八條　勞務者（季節、臨時、森林伐採及建設ヲモ含ム）所屬ノ工具ヲ以テ行フ作業ニ對シテハ次ノ類ノ補償ヲ支拂フモノトス即チペンキ工—賃銀定給ノ六%指物工—四%大工—三%森林伐採夫及土工—一、五%

第十九條　自己ノ工具ニテ作業ヲ行フコトハ管理部ノ書面ノ許可又ハ賃銀帳ニ當該記入アル場合ニ限リ許容サレ斯カル場合ニ於テノミ補償ヲ支拂フモノトス

第二十條　交付サレタル工具及豫防品並ニ旋盤、機械部分及其他ノ生產具ヲ委任サレタル目的以外ニ作業時間外又ハ作業時間中ニ使用スルコトヲ嚴禁ス又勞務者ハ彼等ニ提供サレタル工具及生產具ノ完全及保管ニ對シ周到ノ注意ヲ拂ヒ且ツ細心ノ取扱ヲナス義務アルモノトス

若シ自己ノ責ニ依リ提供サレタル物品及生產具ヲ紛失及毀損ノ場合ニハ法規ニ從ヒテ之カ實際價格ヲ勞務者ノ賃銀ヨリ控除スルモノトス

使用損耗ノ工具ハ必ス倉庫手ニ引渡スヘキモノトス

第二十一條　交付サレタル物品及生產具ハ同時ニ勞務者ノ賃銀帳又ハ工具簿並ニ作業場（ヴェフ）（又ハ全鑛場）工具帳簿ノ當該勞働者ノ欄ニ記入サルルモノトス勞務者カ賃銀帳又ハ自己ノ工具簿ヲ紛失セルトキハ企業ノ工具簿中彼ノ欄ニ記載ノ物品カ該勞務者ニ交付サレアルモノト看做ス

解雇及他ノ作業ニ轉勤ノ際各勞働者ハ彼ノ受ケタル工具、豫防具及其他ヲ以前ノ作業地ニテ返納スル義務ヲ有シソノ代リニ調書ヲ受クルカ又ハ賃銀帳及工具簿ニ記入ヲ受クルモノトス

特別被服

第二十二條　總テ特別被服ヲ交付セルコトニ就テハ勞務者ノ賃銀帳（又ハ工具簿）ニ記入スルモノニシテ之カ紛失ノ場合ニハ企業ノ帳簿中彼ノ欄ニ記入サレタル特別被服ヲ彼ニ交付シアルモノト看做ス

材料

第二十三條　勞働者ハ彼等カ作業ノ爲メ受ケタル材料ヲ注意シテ取扱フ義務アルモノトス

若シ作業ノ要求及性質ニ適セサル材料又ハ原料ヲ受ケタルトキハ勞務者ハ之ニ就キ直チニ自己ノ作業指揮者（長）ニ屆出ツルヲ要ス

工具保管手續

第二十四條　作業ノ爲メ勞務者ノ受ケタル工具、器具、豫防及其他ハ規定ノ手續ニ依リテ保管シ又ハ作業終了後工具室ニ引渡スヘシ

受ケタルモノヲ他人、他ノ作業場（ヴェフ）、支部（アッチェル）及製作工場（ヤスデル）等他ヘ渡シ又ハ持チ出スコトヲ許サス

作業實施手續

第二十五條　作業實施中總テノ勞務者及從業員ハ管理部ノ指令ニ服從スヘシ

第二十六條　作業遂行中ノ總テノ勞務者ハ管理部又ハ自己直接ノ作業指揮者ノ許可ナクシテハ本規則第四十六條ニ定メタル場合ノ外如何ナル場合ト雖モ作業ヲ放棄スヘカラス

總テノ勞務者ハ企業管理部ノ指令ニ依リテ作業ニ手配サルルモノニシテ勝手ニ他ノ作業又ハ他ノ支部（アッチェル）ニ移ルコトハ勿論之ヲ許サス

第二十七條　總テノ作業ハ管理部ノ書面ニ依ル作業割當及指令ニ依リ勞働者之ヲ行フモノトス

第二十八條　出來高作業ニ於テハ作業ノ計算ハ該作業ノ監督者之ヲ行フモノトス

機械ノ毀損

第二十九條　作業進行中旋盤又ハ機械ノ毀損又ハ破損ノ場合ニハ勞務者ハ直チニ作業ヲ中止シ發生事項ニ就キ管理部ニ通知スヘキモノトス

休業

第三十條　總テ休業ノ場合ニ就テハ勞務者（時間拂並ニ出來高拂ノ何レニテ作業スルモノモ）ハ直チニ管理部ニ通知スル義務アルモノトス

短時間ノ中憩

第三十一條　作業中ノ總テノ中憩ハ短時間ノモノヲモ含ミ管理部又ハ作業長ノ許可ニ依リテノミ行フモノトス

アルテリ人員中ノ變更

第三十二條　如何ナル「アルテリ」及勞働團體（出來高拂又ハ一括拂ノモノヲモ含ミ）モ如何ナル場合ト雖事務所ノ指令ヲ受クルニアラサレハ自己ノ團體ノ各個人ヲ變更スヘカラス（總テ各個人變更ハ管理部トノ協定ニ依リテノミ行フコトヲ得）

爭議審議中ノ出勤

第三十三條　個々ノ勞務者ト管理部トノ間ニ勞働及生活（ブイト）狀態ニ關シ誤解ノ起レル場合爭議カ爭議機關（評價爭議委員會、調停委員會、仲裁審議）ニ於テ取調中ナルトキハ此間勞務者ハ作業ヨリ除カレタル場合ヲ除キ爭議解決迄出勤スヘキモノトス

管理部員、技術員ノ指令遂行ノ一般義務的ナルコト

第三十四條　總テノ勞務者ハ就業中管理部員技術員ノ總テノ口頭及書面ノ勤務上ノ指令同樣ニ機臺（スタノーク）、機械工具及設備ノ取扱及一般安全規則ノ遵守ニ關スル指令ヲ履行スヘシ

勞務者ニ對スル警告

第三十五條　勞務者ノ生命及健康ニ危險ナル總テノ場所ニハ適當ナル揭示ヲナスコトヲ要ス

無關係者ノ作業場所來訪

第三十六條　管理部ノ許可ナクシテ作業時間外ニ又ハ委任サレタル作業ニ關係ナク製作工場、鑿井櫓機械支部、ポンプ場、汽罐場、發電所及其他ノ作業實施場所ニ立入ルコトヲ許サス

他人ノ機臺（スタノーク）ニ於ケル作業

第三十七條　假令委任ヲ受ケ居ル勞務者ノ同意アリト雖モ責任指揮者ノ許可ナクシテ他人ノ機臺ニ於テ作業シ他人ノ機構及他ノ生產具ヲ使用スルコトヲ禁ス

機械取扱規則

第三十八條　次ノ事項ヲ禁ス

（イ）規定ノ手續ヲ遵守セス勝手ニ機械ヲ運轉シ又ハ運轉信號ヲ發スルコト特ニ該機械ニ關係ナキ勞働者ニ於テハ然リ

（ロ）運轉中ノ機械、機臺及其他ヲ無監視ノ儘トシテ離レルコト

（ハ）運轉中ベルトヲ縫ヒ掛外シヲ行フコト

（ニ）特別ノ許可ヲ有セスシテ當該作業ニ適セサル工具機械ヲ使用スルコト

（ホ）職工又ハ管理部代表者ニ通知セスシテ不整調ノ機臺、機械及其他ニ於テ作業スルコト

（ヘ）管理部ノ許可ナクシテ勝手ニ製作セル設備ヲ作業用ニ使用スルコト

（ト）運轉中機臺ノ修繕又ハ修理ヲナスコト機械及機臺ノ手入及注油ハ運轉中止ヲ絕對條件トシテ勞務者自身又ハ若シ定メアルトキハ特別ノ人ニ依リテ所定時間中ニ行ハルルモノトス

第三十九條　總テノ勞働者ハ必要ナル豫防手段ヲ遵守シ襲ハルヘキ危險ヲ防止シ之ニ就キ他ノ勞働者及管理部員技術員ニ通知シ又安全裝置ノ保全及整調ヲ監視スヘシ

備考　各種作業ニ於ケル防壁（安全裝置）ノ整調ニ對スル監視及責任ハ作業長之ヲ負フモノトス

第四十條　勞働者ハ總テ機械、機構（メハニズム）、ベルト（ブリウォド）移動裝置及各種ノ生產設備ニ不整調ヲ發見セルトキハ直チニ直接ノ長又ハ技術員ニ通知スル義務アルモノトス

第四十一條　若シ企業又ハ勞務者ノ生命ニ危險ノ惧アルトキハ直チニ作業ヲ中止シ且之ニ就キ勞務者ハ即刻管理部ニ通知スヘシ

技術監督者及作業指揮者ニ通知セスシテ機械汽罐、裝置及其他總テノ鑛場及工場ノ裝備及施設ニ如何ナル變更ヲモ行フコトヲ禁ス

作業場ノ不整理

第四十二條　勞務者ハ作業時間中木片切屑、拭キ屑及其他諸種ノ容易ニ可燃スル塵埃（若シ生產上ノ必要ニ依リ行フニ非サルトキハ）ヲ作業場ニ散亂スヘカラス

トロノ使用

第四十三條　濫リニ「トロ」ヲ使用スルコトヲ禁ス、トロノ使用ハ作業ノ目的ニ對シテノミ作業指揮者ノ許可ニ依リ之ヲ許ス私用ノ場合ニ於ケルトロ使用ハ管理部ノ特別許可アリタル場合ニ限リ之ヲ許ス

トロ使用ノ際ニハ之カ爲メ定メラレタル規則ヲ遵守スヘキモノトス

其他ノ豫防手段

第四十四條　送油管及送油管ヲ步行スルコトヲ禁ス

第四十五條　直接從事スルモノノ外貯油槽地域及鑿井櫓ノ場所ニ立入ルコトヲ禁ス同樣ニ濫リニ棧橋及積荷作業ノ地域ニ立止ルコトヲ禁ス（斯カル場所ニハ管理部ハ「無用ノ者濫リニ立入ルコトヲ禁ス」ノ告示ヲ揭示ス）

不祥事件

第四十六條　總テ作業中勞働者ニ不祥事件ノ發生セル場合ニハ勞働者ハ之ニ就キ直チニ自己直接ノ作業指揮者ニ屆出テ醫療ヲ受クル爲メ手當所ニ赴クモノトス

若シ被害者自身之ヲナス能ハサルトキハ管理部ハ直チニ被害者ヲ手當所ニ送ル義務アルモノトス若シ其不在ノ場合ニハ本人ノ同僚之ニ當ルモノトス、同時ニ彼等ハ不祥事件ノ發生セル作業ニ安全手段ヲ講スヘシ

第四十七條　直接ニ作業ヲ指揮スル管理部ハ每日機械ノ整調及安全ニ對シ監視スルモノトス

第四十八條　不祥事件ヲ避クル爲メ管理部ニ對シ

（イ）經驗ナク且ツ機構ヲ知ラサル　（ロ）酒氣ヲ

帶セタル（ハ）作業カ該機構ニ關係ナキ勞務者ヲ機械、機臺、機器及其他ニ從事セシムルコトヲ禁ス

第四十九條　總テ不祥事件（傷害又ハ職業害毒）ニ就キ管理部ハ規定ノ手續ニ於テ勞働監督ニ通知シ發生セル不祥事件ノ原因ヲ究メ且將來同一原因ニ依ル不祥事件反復ノ豫防手段ヲ講スヘキモノトス

火災發生豫防並ニ消防手段

第五十條　企業領域ノ全延長及之カ附近ニ於テハ火ヲ起シ焚火等ヲナスコトヲ嚴禁ス、企業ノ全領域ニ於テ喫煙ハ唯住所及之カ爲メ特ニ區劃サレタル地ニ於テノミ許スモノトス

留守又ハ睡眠中ニ宿舍ニ火氣ヲ有スルコト並ニ夜十二時以後煖爐（ストーブ）及竈ニ火氣ヲ有スルコトヲ嚴禁ス煖爐又ハ自沸器ヲ焚キ付ケル爲メ容易ニ可燃スル燃料ヲ使用スルコト勿論之ヲ禁ス、煙突ヨリ濃厚ナル焔ノ表ハルルトキハ直チニ煖爐ノ焚付ヲ中止スヘシ

宿舍ニ爆發性及容易ナル可燃物ヲ有シ且保存スルコトヲ得ス

第五十一條　企業ノ總テノ勞働者及從業員並ニ企業ノ領域ニ居住スル總テノ者ハ火災又ハ生命財産ヲ脅カスカ如キ天災發生ノ場合ニハ直チニ企業管理部ニ通知スル義務アルモノトス

第五十二條　利權鑛區附近ニ山火事發生ノ場合並ニ建物、工場、倉庫及其他ノ火災發生ノ場合ニハ企業管理部指揮ノ下ニ火災防禦及消火ニ關シ總テノ勞務者ニ對スル義務的勞働ヲ行フモノトス天災防止ニ從事スル者ノ範圍ハ原則トシテ消防隊ニ屬スル勞務者ニ限定ス、若シ一層多數ノ勞働者ヲ要スルトキハ管理部ハ自ラ之ヲ任命スル手續ニ於テ天災防止ニ從事スルモノニ對シテハ賃銀ヲ保存スルモノトス

第五十三條　火災又ハ天災發生ノ際居合ハス者ハ總テ秩序冷靜規律ヲ遵守シ狼狽ヲ來サシメサル義務アルモノトス

第五十四條　天災防止及豫防ノ細則並ニ手段ハ別ニ之ヲ作成シ廣告ス

第五十五條　天災防止ノ際指揮ニ服セサルモノハ直チニ退去（災害地ヨリ）セシメ處罰スルモノトス

鑛場警備

第五十六條　鑛場警備ノ勞務者ハ之カ爲メ別ニ定メタル規則ニ從フモノトス

賃銀交付期限及手續

第五十七條　賃銀交付ノ一週間前勞務者ハ自己ノ賃銀帳ヲ事務所ニ提出スル義務アルモノニシテ右引渡ノ際勞働者ハ代リニ代票ヲ受クルモノトス賃銀帳ハ之ニ計算ノ記入ヲ終レハ代票提出後勞務者ニ返還サルルモノトス

第五十八條　賃銀ノ交付ハ賃銀帳ト共ニ勞働者ニ行ハレ毎月十八日ニ賃銀定給ノ六〇％ノ額ノ前貸金ヲ翌月八日ニ前月分ノ完全ナル精算ヲ行フモノトス

調査班及近效（ペリフェリー）ニ於ケル勞働者ノ賃銀交付

第五十九條　諸鑛場ノ近郊（ペリフェリー）、海岸、森林伐採調査試掘及劃定ノ諸班並ニ其他現存鑛場ヨリ離レタル土地及地方ニ於テ行ハルル總ユル臨時及季節的性質ノ作業ニ從事スル勞務者ニ對スル賃銀ノ交付及物資供給手續ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ追加協定ニ依リ定メラルヘキモノトス

賃銀帳ノ記入及同帳命令票等紛失ノ場合

第六十條　勞務者ハ自己ノ受クヘキ金錢ヲ受領スル場合ニハ交付者ノ面前ニ於テ勘定スル義務ヲ有シ支拂人カ交付ノ際賃銀手帳ニナセル記入ヲ以テ勞銀交付ノ行ハレタル證據トナス

第六十一條　手帳（クニンカ）（又ハ金庫ヘノ命令票）ヲ紛失セル勞働者及從業員ハ右ニ關シ本部事務所ニ届出ツル義務アルモノトス紛失セル手帳再交付ノ場合ニハ勞働者ヨリ其實價ヲ控除スルモノトス（代票、勞働番號、購入帳ヲ紛失ノ場合又之ニ同シ）

賃銀帳ノ維持

第六十二條　勞務者ハ賃銀帳ヲ叮嚀且ツ清潔ニ維持スル義務アルモノトス勞務者ハ賃銀帳ニ如何ナル訂正修正ヲモ行フコトヲ得サルモノニシテ賃銀帳内ニ於ケル如何ナル訂正ト雖モ當該者ノ證明アルヲ要ス

精算不正確ニ就テノ届出

第六十三條　賃銀帳ニ於ケル不正確ナル計算及記入ニ就テハ勞働者ハ支拂後十日以内ニ管理部ニ届ツヘシ（但正當ノ理由ニ依ル勞務者缺勤ノ場合ヲ除ク）

賃銀計算手續

第六十四條　月給拂ヲ受クル勞務者ノ解雇ノ際不完全ナル月ノ作業ニ對スル精算ハ當該決定（不完全ナル月ニ對スル賃銀ノ計算手續ニ就テノ一九二四年十一月十四日附第四六七ノ四三九號「ソヴイエト」聯邦勞働人民委員會決定ノ註釋其

他）ニ依リ行フモノトス

第六十五條　月給制勞務者ノ出勤セサル場合ニハ缺勤日ニ對シテハ月額定給ノ二十四分ノ一ノ額ヲ賃銀ヨリ控除スルモノトス

平均賃銀

第六十六條　平均賃銀ノ計算手續ハソヴイエト聯邦及露西亞社會主義共和國ノ勞働人民委員部ノ當該決定（勞働人民委員部通報第三六號所載ノ一九二四年四月十七日附ソヴイエト聯邦勞働人民委員部決定並ニ之カ廢止、擴張及註釋トシテ既ニ發布セラレタルモノ）及將來發布セラレ得ヘキモノニ依リ定メラルルモノトス、此際「前期」（一九二四年四月十七日附ソヴイエト聯邦勞働人民委員部決定ニ指示アル）間ニ於ケル平均賃銀ノ計算不可能ナル場合（例ヘハ新ニ就職セル勞働者ノ平均賃銀決定ノ如シ）ニハ實際勤續期間ニ對スル賃銀ニ依リ平均賃銀ヲ計算スルモノトス

總則

第六十七條　勞務者ノ各種作業實施ニ關スル管理部員、技術員ノ總テノ指令ハ異論ナク實行スル義務アルモノトス

指令ノ不履行ニ對シテハ添付ノ罰則ニ依リ處罰ヲ受クルモノトス

第六十八條　勞務者ハ作業履行ニ際シテ起ル總テノ困難ノ場合適時ニ管理部ノ當該者ヨリ說明及指示ヲ受クルモノトス

管理部員技術部員ハ勞務者カ說明ヲ受ケニ來ルトキハ叮嚀ニ該說明ヲナス義務アルモノトス

其他ノ規律規則

第七十五條　總テ會社ノ建物ニ居住スルモノハ清潔及整頓ヲ保チ規定ノ宿舍及共產的待遇使用手續ヲ遵守スル義務アルモノトス

使用細則ハ現地ニ於テ作成ス

供給手續ニ關スル總則

第七十六條　會社ト勞働契約ノ關係ニアル各勞務者ハ單ニ自己及同棲家族ニ供給ノ目的ヲ以テノミ現金拂ニテ鑛場店舖ヨリ物資ヲ受クル權利ヲ有ス

勞務者ノ對シテハ第三者ニ販賣又ハ讓渡ノ目的ヲ以テ店舖ヨリ物資ヲ入手スルコトヲ禁ス

第七十七條　各個ノ勞務者團體ニ對シ販賣スヘキ物資ノ品種及數量ハ現地ニ於テ會社ト組合トノ協定ニ依リ之ヲ定ム

商品ノ販賣

第七十八條　物資ノ販賣ハ購入帳ニ記載ノ番號ノ店舖ニ限リ之ヲ行フ商品ノ販賣ハ帳簿ノ所有者又ハ其家族ニ限リ行ハレ（假令自己ノ爲メ購入ノ目的ト雖モ）帳簿ヲ他人ニ渡スコトヲ許サス

第七十九條　物資ヲ販賣スル勞務者及之ヲ入手スル勞務者ハ相互ニ謙讓ナル態度ヲ持スル義務アルモノトス

第八十條　解雇又ハ他ノ企業（他ノ地方ニアル）ニ轉勤ノ場合ニハ購入帳ヲ事務所ニ返納スヘキモノトス

宿舍及共產的待遇ノ受領及使用手續

第八十一條　就職ノ際勞務者ニ對シテハ室ノ占有及共產的待遇ノ使用權ニ對スル當該傳票（オルデル）ヲ交付スルモノトス（コンダント）

傳票ハ看視（クワルチールヌイデシャートコク）又ハ宿舍人夫頭ニ渡サレ勞

務者ハ彼ヨリ總テノ指示ヲ受ケ彼ニ提供サルヘキ室及器財ヲ受領書引換ヘニ受領スルモノトス

移轉

第八十二條　管理部ノ許可ナクシテ提供サレタル室ヨリ他ノ室ニ移轉シ又同様ニ提供サレタル室ヲ如何ナル第三者ニ對シテモ之ヲ渡シ又ハ其一部ヲ讓ルコト勿論之ヲ禁ス

第八十三條　總テ器財、宿舍及其他ノ破損ニ就テハ其使用者ハ直チニ宿舍人夫頭ニ通知スヘシ使用者(勞務者)ノ責又ハ不行屆ニ依リ發生セル總テノ破損ハ同人ノ經費ニ依リ修理サルモノトス

第八十四條　居所ヲ引渡セル後同使用者ハ同所所在ノ器財ト共ニ整頓且清潔ニシテ之ヲ引渡スヘシ

其他ノ使用規定

第八十五條　勝手ニ電線並ニ煖爐ヲ變更スルコト並ニ煖爐及ストーブノ据付ハ管理部ノ許可ナクシテハ勿論之ヲ許ササルモノトス

清潔條件及衞生

第八十六條　總テ會社ノ建物ニ居住スルモノハ清潔及整頓ヲ保チ規定ノ宿舍及共産的待遇使用手續ヲ遵守スル義務アルモノトス

第八十七條　清潔及秩序ノ一般的監視ハ勞務部長及饂場看視ノ責任トス住屋内及居住地方ニ於ケル清潔及秩序ノ直接監視ハ宿舍人夫頭ノ責任ニシテ常ニ作業ノ行ハルル家屋内ニアリテハ作業長ノ責任トス

第八十八條　治療後勞務者ニ交付サルル病院調書ハ記入ノ爲メ所屬部ノ事務所ニ提出スヘキモノトス

病後又ハ傷害ヲ受ケタル後勞働者ハ全快通知ニ依リテノミ作業ニ服セシメラルルモノトス

第八十九條　明白ナル傳染病患者ニハ勿論共用風呂ノ使用ヲ禁ス

第九十條　總テノ生産勞務者ハ健康ノ爲メ總テノ社會的衞生及清潔規則ヲ履行シ室ノ清潔ニ注意シ自己ノ作業場所ノ秩序整頓ヲ保ツヘキモノトス

企業ニ於ケル洗面ノ爲メニハ洗面器ヲ設ケ石鹸及手拭ヲ備フルヲ要ス

企業ノ總テノ家屋ニハ充分冷却セル飲料水及錫引又ハ白鐵力ノ適當ノ飲用器ヲ備フルモノトス

食事場ハ衞生的要求ニ適スルヲ要ス

企業ニハ充分ナル數ノ便所ヲ設ケ完全ナル秩序及清潔ヲ維持スヘキモノトス、右目的ノ爲メ定メラレサル場所ヲ使用スルコトヲ禁ス

作業場所ニハ充分ナル數ノ唾壺ヲ備フヘシ

第九十一條　管理部ハ總テノ必要ナル衞生技術手段ヲ講シ總テ生産ノ有害事項ヲ除去スヘシ、作業終了後ハ總テノ製作工場、作業場、支部ニ於テ取片付ヲナシ又好ク通風ヲハカルヘシ

若シ企業ニ於テ數回ノ交替制ニテ作業ノ行ハルル場合ニハ取片付及通風ハ各交替時間ノ中間ニ行フヘキモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合

中央委員會代表者

ガー、ロクテフ

北樺太石油株式會社代表者

稻石正雄

罰則

總則

一、內部管理規則違反ニ對シ次ノ罰ヲ課スルコトヲ得

(イ)戒飾……以下「罰(1)」ト稱ス

(ロ)作業場又ハ支部ニ公表シ且鑛場委員會ニ告知スル叱責……以下「罰(2)」ト稱ス

(ハ)解雇……「罰(3)」ト稱ス

二、罰ハ管理部之ヲ課ス課セラレタル罰ニ不服ノ勞働者及從業員ハ之ニ對シ評價爭議委員會ニ訴フルコトヲ得其決定ヲ終結的ノモノトス

課セラレタル罰ニ對シ評價爭議委員會ヘノ訴願提出ハ處罰ニ就キ勞務者ニ告知ノ日以後二週間ヲ以テ其期限トス

三、本「罰則」ノ手續ニ依リ適用サルル解雇ハ解雇手當ノ支拂及二週間ノ豫告ナクシテ行ハルルモノトス

四、本「罰則」ニ依ル非行ノ計算ハ半ケ年ヲ適用ス處罰記入ノ爲メ別ニ帳簿ヲ作成スルモノトス

五、罰ハ非行發覺後遲滯ナク課セラルルモノトス

若シ非行發覺後一ケ月經過セルトキハ處罰スルコトヲ得ス

六、至當ナル理由ナキ遲刻及時間前ノ止業ニ對シテハ

二回迄……罰(1)

三回迄……罰(2)

三回以上……罰(3)

七、企業又ハ作業地ヨリ濫リニ一時的ニ離レタルトキ

一ケ月二回迄　罰(2)

三回目ニ　罰(3)

而シテ缺勤時間ニ對シテハ總テノ場合支拂ヲナサス

備考　一、本「罰則」第六及七條ニ定メタル非行ニ對シ二ケ月間ニ繼續罰(1)及(2)ヲ課セラレタル勞務者ニ對シテハ半ケ年ノ爾後ノ月ニ同樣ノ非行ヲ行フ時ニハ直チニ(3)罰ヲ適用ス

二、管理部ハ組合ト協定シ濫リニ離業ヲ許ササル作業ニシテ其違反ハ解雇ヲ來スヘキ表ヲ作成シテ作業場ニ掲示スルモノトス

八、至當ノ理由ナキ缺勤ニ對シテハ

一ケ月ニ一回　罰(1)

〃　二回　罰(2)

〃　三回　罰(3)

九、自己ノ專門ノ作業ノ不當ナル拒絕ニ對シ並ニ勞働法ニ定メアリ且所定ノ手續ニ於テ許可セラレタル時間外作業拒絕ニ對シテハ

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回　罰(3)

備考　若シ作業拒絕カ其結果多數勞働者又ハ從業員ノ作業中止ヲ來セル時或ハ材料及機械破損ヲ來ス時ハ罰(3)ヲ適用ス

十、勞務者ニ委任セル作業遂行ニ關スル管理部員技術部員ノ指令ノ不履行ニ對シテハ

一回　罰(2)

二回　罰(3)

若シ安全技術ニ關連スル指令不履行ノ場合ニハ利權企業

十一、用務ナクシテ濫リニ彷徨シ或ハ他ノ勞働者又ハ從業員ヲ離業セシムルモノハ

二回迄　罰(1)

三回迄　罰(2)

三回以上　罰(3)

若シ酒氣ヲ帶ヒテ出勤シ就業スル場合危險ナル退業セシムル外該日ニ對シ支拂ヲナササルモノトス

十二、酒氣ヲ帶ヒテ出勤シ就業スルトキハ直チニ

二回迄　罰(1)及(2)

三回迄　罰(3)

特ニ違反ノ結果危險ナル場合ニハ　罰(3)

十三、作業場ニ於テ催醉飲料ヲ飲ミタルトキハ

罰(3)

十四、就業中睡眠セルトキハ

一回　罰(1)

二回　罰(2)

責任アル作業(汽罐、發動機、機械)ニ於ケルトキハ　罰(3)

十五、機械汽罐、機臺、及其他生産具ノ不始末ナル維持ニ對シテハ

一回　罰(1)

二回迄　罰(2)

三回迄　罰(3)

三回以上　罰(3)

十六、機械汽罐及其他生産具ノ取扱規則ヲ遵守セス警戒方法ニ違反セル者ハ

罰(1)—(3)

若シ非行ノ結果他ノ勞働者ニ不祥事件ノ生シタルトキハ

罰(3)

十七、不用心又ハ不注意ノ爲メ機械、機臺、機器、安全具及其他企業財産ヲ毀損シタルトキハ　罰(2)　故意ニ依リシコト判明セルトキ又ハ非行反復スルトキハ　罰(3)

十八、不履行カ不祥事件ヲ招致シ得ヘキ規則及指令ノ違反ニ對シテハ

一回　罰(2)

二回　罰(3)

十九、機臺、機械及其他工具ノ破損ヲ申告セサルトキ並ニ管理部ノ指圖ナク不調整ノ生産具ニテ作業シ之カ爲メ材料工具、機臺及其他ヲ毀損シタルトキハ

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回　罰(3)

二十、至當ノ理由ナク不調整ノ機臺、機械及其他ノ裝置ヲ使用セシメタル爲メ材料及生産諸器具ノ破損ヲ來シタルトキハ之ヲ命シタル作業場長職工及其他ノ者ニ對シ　罰(1)—(3)

二十一、破損セル機構、機臺、機械、裝置及其他ノ修理ヲ怠リタルトキハ　罰(1)—(3)

二十二　工具、用具、安全裝置及其他ノ紛失セルトキ之ヲ他ノ作業場又ハ支部ニ渡セルトキ或ハ管理部ノ許可ナクシテ之ヲ持出ストキハ賃銀ヨリ控除サルルコトアルト否トニ拘ハラス

一回　罰(1)

二回　罰(2)

三回　罰(3)

二十三、管理部ノ許可ナクシテ自己又ハ第三者ノ爲メ作業ヲナセルトキハ

一回　罰(2)

二回　罰（3）
同目的ノ爲メニ企業ノ材料及部下ヲ使用セル者ハ　罰（3）

二十四　企業處屬財產ヲ窃取シタルトキ之カ當該手續ニ於テ決定セル場合　罰（3）

二十五　作業場及手配所ニ於ケル暴言、喧嘩賭博ニ對シテハ
一回　罰（2）
二回　罰（3）

二十六　勞働者又ハ從業員カ管理部代表者ヲ侮辱セルトキ若クハ管理部代表者カ勞働者又ハ從業員ヲ侮辱セルトキハ　罰（2）—（3）
之等ノモノカ行動ニ依リテ侮辱セルトキハ　罰（3）

二十七　利得ヲ得ル爲メ通行券、番號札、鑑札、作業手配票、病院券及其他ノ書類ノ僞造又ハ之カ使用權ヲ有セサル第三者ニ渡シタルトキハ　罰（3）

二十八　出勤及退出ノ際監督規則ニ違反セルトキ並ニ勞働時間ノ監督及計算規則作業能率及良質作業ヲ實施セサリシトキハ
一回　罰（1）
二回　罰（2）
三回　罰（3）

二十九　發動機ノ發動又ハ停止前信號音又ハ汽笛ヲ發スヘキ任務ヲ有スル者カ之ヲ行ハサリシトキ並ニ發動又ハ中止ニ就テ虛僞ノ信號ヲナセルトキハ　罰（3）

三十　管理部ノ許可ナクシテ無用ノ者ヲ作業場所ニ入場セシメ又ハ誘導スルトキハ
二回迄　罰（1）
三回迄　罰（2）
三回以上　罰（3）

三十一　管理部ノ許可ナクシテ濫リニ出來高「アルテリ」及一括拂「アルテリ」ニ屬スル者ヲ變更スル時ハ、アルテリノ先任者ニ對シ　罰（2）

三十二　濫リニ（勞働時間中及以外ニ）「トロ」ヲ使用セルトキハ　罰（1）　二回以上　罰（2）
同シク他ノ勞務者ニ不祥事件ヲ來セルトキハ　罰（3）

三十三　天災防止中管理部ノ指示ニ服從セサルカ又ハ之ヲ防碍セルトキハ　罰（2）

三十四　清潔維持ニ關スル規則ヲ遵守セサルトキ並ニ宿舍及共產的待遇使用手續ノ規則ニ違反セルトキハ　罰（1）

三十五　本罰則ニ記載ナキ內部管理規則ノ條文違反ニ對シテハ　罰（1）（一ケ月計算）

三十六　內部管理規則ノ組織的（システマチック）違反ニ對シテハ　罰（3）

備考　一ケ月間ニ本規則ニ定メアル種々ノ非行四種又ハ其以上アリシ場合ニハ組織的違反ト看做ス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第六號

（團體契約第四十七條關係）

當直及交替作業追加協定

第一條　間斷ナク行動スル企業ニシテ交替制ヲ以テ作業スル企業ニ屬スルモノ左ノ如シ
（イ）鑿井及採油
（ロ）送油及之ニ從事スルポンプ
（ハ）製油所
（ニ）汽罐場及送汽管
（ホ）送水設備（ポンプ）及給水
（ヘ）發電所及電氣網
（ト）電信及電話
（チ）鐵道及水上運輸
（リ）積卸作業（貨物運輸ノ際）
（ヌ）企業ノ警備（消防、見張及其他）

第二條　當直交替ニ際シテハ當直交替ニ入ル次ノ如キ秩序ヲ遵守スヘシ
（イ）當直ノ順番ヲ守ルコト（揭示表ニ依リ）
（ロ）當直ヲ引繼クモノハ作業ニ着手スルニ當リ取扱フヘキ總テノ機械部分、道具及其他又ハ守ルヘキ財產ヲ檢査スル義務アルモノトス
（ハ）當直授受ノ際表ハレタル不備ハ當直ヲ受クル際直チニ當直簿ニ記入シ若シ重大ナル毀損又ハ不正確發覺ノ場合ニハ直チニ最寄ノ作業指揮者ニ通知スヘシ
（ニ）當直ノ授受者ハ授受ト同時ニ當直簿ニ署名スル義務アルモノトス
（ホ）當直ノ勞働者ニハ作業場ニ無用ノ者ヲ入ルルコトヲ禁ス
（ヘ）當直ノ勞働者相互間ニ當直ヲ交替シ又ハ假令相互ノ協定ニ依ルト雖モ所定時間以上當直ニ立ツコトヲ許サス
（ト）交替カ十分以上遲ルル場合ニハ當直ニアルモノハ交替任命ノ爲メ最寄ノ長ニ接スルヲ要シ當直ヲ引渡ササル內ニ當直ヲ放棄スヘカラス管理部ハ勞務者ヲ交替セシムル爲メ總ユル手段ヲ講スルヲ要ス特別ノ場合ニ限リ管理部ハ勞務者ヲ抑止スルコトヲ得但一當直以上タルヲ得ス

第三條　生產ノ條件ニ應シ個々ノ作業ニ於テハ組合トノ協定ニ依リ企業ニ現存ノ當直ノ形式ヲ變更スルコトヲ得、又組合トノ協定ニ依リ間斷ナク行動スル企業及作業ノ表ヲ擴張スルコトヲ得生產ノ條件ニ應シ一交替作業ニ於ケルト同一時間計算ト支拂條件ヲ遵守シ二交替作業ヲ實施スルコトヲ得

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第七號

（團體契約第四十八條關係）

石油利權、北樺太石油株式會社ノ企業ニ於ケル勞務者個々ノ團體ノ勞働時間計算ニ關シ、ソヴイエト聯邦鑛山勞働者中央委員會ト會社トノ間ニ締結セル

勞働時間計算ニ關スル追加協定

第一條　次ノ勞務者ニ對シテハ勞働時間ヲ一ケ月ノ平均時間數ニ依リ各月ニ對シ計算スルコトヲ許スモノトス是ニ際シ勞働日ヲ任意ノ長サノ數部分ニ分劃スルコトヲ得但シ作業中ノ中憩ノ回數ハ二回以下タルヘシ
（イ）經濟團體及家屋勞務者即チ看視（コメンダント）、警備長（ドゥオルニク）及先任警備係、宿舍係（デンヤトニク）、各建築監督、庭番、掃除人建物及合宿所番人、森林番人（森林伐採ニ於ケルモノ）、警備番人
（ロ）消防隊員（職業的ノモノ）
（ハ）水上運輸勞務者
（ニ）農村經濟（註、農牧）勞務者
（ホ）無線電信勞務者
（ヘ）踏査班（エクスペディーシヤ）、地質調査班及鑛區劃定班勞務者
右表ハ現地ニ於テ組合ト會社トノ協定ニ依リ擴張スルコトヲ得

第二條　上記列擧ノ作業ニ於テ勞務者側ヨリ常ニ緊張ヲ必要トセス且休憩シ得ル當直ノ時間計算ハ現地ニ於テ組合ト協定シ會社之ヲ作成ス

第三條　短縮勞働日ハ千九百二十八年十一月一日第六四三號ソヴイエト聯邦勞働人民委員部決定及之カ追加變更又ハ廢止ニ對スル決定ノ手續ニ於テ適用サルルモノトス（註、短縮勞働日ノ作業表ニ關スルモノ）

第四條　追加休暇ハ勞働人民委員部ノ當該表ニ記載ノ作業ニ對シ提供スルモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

附錄第八號

（團體契約第七十二條關係）

團體契約改訂會議プロトコール

拔萃

審議事項
俱樂部及鑛場委員會用室提供ニ關スル問題

協定事項
締結サレタル契約ノ有效期間中會社ハ鑛場委員會及同機關ノ事務用並ニ委員會及同機關ノ勤務者居住用トシテ現在鑛場委員會ノ所在スルオハ鑛場第十六鑛區ニ於ケル建物ヲ其中ニ在ル會社所屬ノ總テノ器具、設備ト共ニ組合ヘ提供（勞働法第百六十五條ノ手續ニ於テ）スルモノトス
會社ハ千九百二十九年ノ夏季建設季節ニ右建物內ニ普通修繕ヲ爲シ又引渡全期間中採暖及點燈用トシテ蒸汽及電力ヲ無償ニテ供給シ組合ハ會社ニ對シ勞働法第百六十五條及契約當該條項ノ手續ニ於テ如何ナル不服ヲモ有セサルヘキモノトス
會社ハ建物ノ正規ノ狀態ニ對スル技術的監督權ヲ自己ニ保留シ又右建物使用ノ場合ニハ會社ノ建物內居住ニ關シ會社ノ定メタル總テノ條件ハ之ヲ遵守スヘキモノトス建物ヲ占有スルモノノ過失又ハ不行屆ニ依リ生セル建物ノ總テノ毀損ハ彼等ノ計算ヲ以テ修理サルヘキモノトス
俱樂部提供ニ就テノ問題ニ關シテハ兩當事者ハ會社カ現在ノ俱樂部建物內ニ千九百二十九年內ニ千九百二十八年ニ行ハレタル增築ヲ俱樂部ノ

延長端迄延ハシ該倶樂部ヲ締結サレタル本契約ノ有效期間中組合ノ使用ニ提供シ（技術的監督權ハ自己ニ保留ス）又蒸氣及電力（採暖及點燈用）ヲ無償ニテ提供シ其標準ハ宿舍提供ニ就テノ契約附錄ニ之ヲ定ムルコトニ協定セリ

此際組合ニ提供サレタル倶樂部ハ假令鑛山勞働者組合員ニ非サルモノト雖國籍ノ如何ニ依ラス會社ニ勞働スル勞務者ノ總テノ團體ハ之ヲ使用スルモノトス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

契約登記ノ際團體契約個々ノ條文ノ意味不明瞭及現行法令ニ一致セサルコトニ就テ極東勞働支部ノナセル說明ニ依リ兩者當事者ハ契約本文及同附錄ニ次ノ如キ修正及變更ヲナセリ

一、團體契約第二條備考(ロ)
宛先「東京丸之內北樺太石油株式會社」及電報宛先「東京樺石」ヲ挿入

二、團體契約第九條備考第二項
「此ニ際シ發生シ得ヘキ總テノ爭議異論ハ本契約第八條ノ手續ニ於テ解決サルルモノトス」ノ文句削除

三、團體契約第十三條(ロ)項
「自己ノ希望ニ依リ……」ノ後ニ「此場合ニ於テハ」ヲ挿入

四、團體契約第二十四條
「……本契約」ノ文句後コンマヲ入レ次ニ「總テノ場合ニ」云々ヲ小字（註）Small letter）ニテ續ク

五、團體契約第三十二條第二項
「若シ……担絶ノ場合……」ヨリ條文末迄削除

六、團體契約第三十四條(ロ)(ハ)項及備考(四)(ロ)項全部削除、(ハ)項ヲ(ロ)項トシ其內ヨリ「(ロ)項ノ場合ハ解雇手當無ク又」ノ文句削除備考(四)削除

七、團體契約第三十七條第二及三項
勞務者ノ移動ノ件ヨリ備考ノ前迄（譯者註第二項及三項全部）削除

八、團體契約第五十條（勞働法第百九、百十一及百十二條）ノ括弧ノ後ニ「每週及特別ノ」ノ文句挿入

九、團體契約第五十一條備考(一)
「……他ノ日ニ……」ノ文句ノ後ニ「此場合」ヲ挿入

十、團體契約第五十七條備考(一)ノ(イ)
(イ)項ヲ次ノ條文トスルコト「出發ヲ妨ケタル病氣ニシテ適當ノ證明アルモノ」

十一、團體契約第五十七條備考(二)
末尾ニ「勞働法第四十七條備考(二)項ニ定メアル場合ニ同條ニ依ルモノトス」ヲ追加ス

十二、團體契約第五十八條第二項
「日」ト訂正（註、一字誤植ノ訂正）

十三、團體契約第六十二條第二項及備考
「重病患者」以下備考ノ終迄（註第二項及備考全部）削除

十四、團體契約第六十六條備考末項
備考最後ノ文句「三日間ニ」ヲ削除

十五、團體契約第七十二條括弧末尾ニ「……附錄第八號」ヲ追加ス

十六、團體契約第七十六條
條文末ヲ「千九百三十年」ヲ「千九百二十九年」ト訂正

十七、附錄第一號(イ)第五條
「此等勞務者團體ノ爲メ定メラルヘキ額ノ」ヲ「季節作業ニ就業セル日ヨリ計算シテ」ト訂正

十八、附錄第一號(ロ)第八條
「管理部ニ通知シ」ノ次ニ「且ツ記入ノ爲出頭シ」ヲ挿入ス

十九、附錄第一號(ロ)第十二條第二項
「豫告ノ有無ニ不拘」ヲ「豫告有ル時」ト訂正

二十、附錄第五號、第十二條
末尾ニ「若シ出勤セルコトヲ勞務者カ立證セサル時ハ」ヲ追加

二十一、附錄第五號第十六條第二項
「總テノ時間外……」ヨリ條文末迄削除

二十二、附錄第五號第二十條第二項
末文ノ文章「評價爭議委員會ノ認可ニ依リ）勞働者ノ賃銀ヨリ……」ヲ「法規通リニ勞務者ノ賃銀ヨリ……」ト訂正

二十三、附錄第五號、第二十六條、第一項
「第四十九條」ヲ「第四十六條」ト訂正

二十四、附錄第五號第三十四條
「總テノ……ヲ遂行……」ノ後ニ「總テノ勤務上ノ……ヲ遂行」ト訂正

二十五、附錄第五號第七十條
「作業場ヲ離レル事」ヲ「作業實施中作業場ヲ離レルコト」ト訂正

二十六、附錄第五號罰則第二十四條
「企業財產……」ノ後「當該手續ニ於テ決定セラレタル時」ト追加

二十七、附錄第七號第一條
(イ)項「夜警」削除
(ホ)項「電話」削除
右變更ハ全部契約本文及同附錄ニ可然修正セラレタリ

團體契約第七十二條關係トシテ團體契約改訂プロトコール第十七號拔萃ヲ新ニ附錄第八號トシテ挿入ス

ソヴイエト聯邦鑛山勞働者組合
中央委員會代表者
ゲー、ロクテフ
北樺太石油株式會社代表者
稻石正雄

本團體契約ハ極東勞働支部ニ依リ一九二九年四月十六日附第一四一號ヲ以テ契約登錄簿ニ於テ登錄セラレタルモノナリ依テ茲ニ署名及支部印捺印ヲ以テ之ヲ證明ス

極東勞働支部長
グニリツキー印
賃銀制定爭議課長
レイゼイベルグ印
相違無シ
秘書官　エルモラエワ印
利權企業

北樺太石油會社の組織

北樺太石油株式會社は前記北樺太利權に關する勅令並に、對露利權契約の基礎に株式會社北辰會の事業を繼承して、大正十五年六月七日東京に於て創立されたが會社の組織要項左の如し

資本金其他

◇資本金一千萬圓、拂込四百萬圓
◇株式二十萬株、株主數二千七百八十八名（創立當時三千六百五十五名）
◇大株主　日本石油（一七、〇七六株）、大倉鑛業（一〇、一九三株）、大阪商事（三、七四四株）、久原鑛業（一六、一三〇株）、中野鑛業（五、〇〇〇株）、旭石油（三、四二〇株）、三菱合資（一、二三九株）、瀨尾喜兵衞（四、五四三株）、中野貫一（三、〇〇〇株）。

役員

◇取締役社長　中里重次
◇取締役　島村金治郎、山田文慈、橋本圭三郎、林幾太郎、櫻井彥一郎、牧田環、松方幸次郎、齋藤浩介、末延道成
◇監査役　津下紋太郎、矢島富造

北樺太石油會社の業績

第一年度

企業開始から昭和二年三月三十一日に至る當營業當年度は、專らヲハ鑛場に於て掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引繼いだもの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇米突乃至二〇〇米突（八十二間五分乃至百十間）の淺層油であつた成功當時は一坑井日產十五瓲乃至四十三瓲（九十石乃至二百六十石弱を）採油した。貯油の爲め五千噸鐵槽五基を增設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其他の工作物としては宿舍倉庫解等が建設された。ヌトウ鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはヲハ原油約二萬噸を搬出した。

第一年度の損益計算書左の如し。

◇損益計算書

收入之部			
原油收入		八七四、三五九・四〇	円
雜收入		一〇七、八七〇・一五	
計		九八二、二二九・五五	
支出之部			
本社費		一二二、〇一九・三七	
鑛場費		七七八、二六七・一六	
計		九〇〇、二八六・五三	
差引利益金		八一、九四三・〇二	
內	創立費償却	三〇、九一二・九九	
	稅金支拂引當金	三一、二〇〇・〇〇	
	計	三四、一一二・九九	
	再差引利益金	四七、八三〇・〇三	

◇此利益金金處分

法定準備金　二、五〇〇・〇〇
後期繰越金　四五、三三〇・〇三

第二年度

同社の營業第二年度たる昭和二年度に於ける新掘鑿成功坑井は九坑で、年度末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸内外が漸次增加して年度末二百五十噸内外となり、二年度合計純産油額は豫定より四千噸を增加し六萬九千噸に達した、只輸出量は夏季短期間に限られて居る上昨年八九月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油艀其他社用船數隻を犧牲に供するに至つた。

次ぎに二年度內新設備の重なるものは、オハ鑛場並同海岸に一萬噸タンク四基（從來と併せ貯油能力八萬二千噸）の增設、鑛場及海岸間六哩餘間に亘る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其他多數の宿舍、倉庫、發電所、送油所艀發動艇等の新設である。

又ヌトウオに於いては、元年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其他の諸設備をも整へて年度末より開坑に着手した。

又豫て建造中の船汽（總噸數九九〇噸四〇）一隻は二年度末に竣工しオハ丸と命名しすでに航海に就航しつゝある。

第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◇損益計算書

收入之部		
原油	二、〇七〇、八九八・八〇	円
雜收入	九〇、九五六・三八	
計	二、一六一、八五五・一八	
支出之部		
本社費	一、四三〇、四七五・七三	
鑛場費	一、六五八、三五一・〇八	
計	五〇三、五〇四・一〇	
差引利益金	一〇〇、〇〇〇・〇〇	
內		
財產減價償却金	二五、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	一二五、〇〇〇・〇〇	
計	三七八、五〇四・一〇	
前年度繰越金	四五、三三〇・〇三	
計	四二三、八三四・一三	
◇此利益金處分		
第一年度繰越金	一九、〇〇〇・〇〇	
役員賞與金	三七、〇〇〇・〇〇	
株主配當金（年八分）	三二〇、〇〇〇・〇〇	
次年度繰越金	四七、八三四・一三	

第三年度

（一）オハ鑛業所に於ては三年度內新掘鑿成功井は十二坑井で年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其爲め年度の初めに日產額大體二百五十噸を上下したるものが漸次遞增して、年度末には日產四百噸を超ゆるに至り、本年度總採油量十二萬二千一百噸、燃料を差引純採油十萬九千五百餘噸、輸出販賣原油量九萬三百餘噸を計上した、之を前二年度の成績に比較すれば、總採油に於て五割八分、純採油に於て五割七分、輸出販賣油に於て十割一分を夫々增加するに至つた。

（二）三年度內オハ鑛業所に於ける新設備中重なるものは、露國政府の諒解を得、且つ海軍省の大なる援助の下に油槽船積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を增設し、之と同時に同鐵管の外端沖合に於て艦船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油實績に五千二百噸を超ゆるに至り從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光ヲ見ることゝなつた。

其他貯油槽四萬噸を增加したること（即從前設置の分と併せて、合計十二萬噸に達す……）發電所を擴張し電力を倍加して四〇〇キロワットに增加したること、工場建物、住宅及附屬建物等六十餘棟を增築したること、オハ海岸及鑛場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲繼間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に勞力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、昨年總會に於て發表せし豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢獻して居る。

（三）次にヌトウに於ては未た採掘には到らぬが、從前より引續き掘鑿中の試掘一坑井は三年六月深度二百二十八米に達したとき不幸にして附近大山火事の延燒を被り所員職工は勿論內外大勢の應援者を以て必死防火に從事したが其勢頗る猛烈であつた爲め、技術的建物、事務所、宿舍

材料を初め燃料の薪に至る迄殆んど烏有に歸したが、幸ひ人員には死傷者なく其後鋭意復舊を計り既に設備萬端の回復を了つて目下引續き掘進中である。此類燒の爲め被つた直接損害は幸にして大ならず既に本年度決算に於て全部償却を終つた。

第四年度

本年度の事業成績も亦た頗る佳良にして其營業概要は左の如くであつた。

一、採掘作業＝オハ鑛場

〔掘鑿〕本年度內新に掘鑿せるは二十七坑井にして年度末現在は五十八坑井に達した。

〔採油及搬出〕本年度內總採油合計十八萬四千餘瓲に達し、搬出合計十三萬一千餘瓲を計上した。

〔設備〕增產及原油買入契約の實行上、貯油槽一萬瓲型四基をオハ海岸に、一基をオハ鑛場に增設し、鑛場海岸を通じ合計貯油能力十七萬二千瓲に達せしめ、且つ鑛場海岸間の送油を極寒期間にも可能ならしむるため保溫及送油の設備に改善を加へ、又海岸に有力なる喞筒を增設して既設八吋、四吋兩海底管により大に送油の實績を擧げた。其他各種鑛場設備の建造に力を盡し又鑛場海岸間に軌道を貫通して同地方開發以來初めて直通列車の運轉を實現し運搬費の節約を計ることが出來た。

二、試掘作業

（イ）ヌトウ（採掘地區試掘作業）同地試掘第二號坑井は二年度末の開坑であるが、三年夏期山火事に類燒し、爾後復舊工事に努力し漸く完成を見たるも坑井矯正の必要を生じたるを以て之に着手し本年度末矯深百七十米突に達した。

（ロ）カタングリ（採掘地區試掘作業）同地區開發のため本年度より試掘作業を始め年度內に一坑井を成功し他の一坑井は殆ど完成したが孰れも相當の油量を保つてゐる。

（ハ）北オハ（一千平方露里試掘地區）前年度末着手せる同地試掘地區に試掘第一號井を掘鑿し、年度末三百三十三米突に達し、五年四月初旬遂に良好なる油層に到達した、

（ニ）ボロマイ（一千平方露里試掘地區）本年度より同地區に試掘第一號坑井掘鑿準備のため材料運搬、軌道敷設、建物建築に着手した。同地は海岸より約二十哩の奥地にして原始的狀況を脫せざるため先づ交通路の開發を必要とし作業上多大の困難を嘗めてゐる。

（ホ）カタングリ（一千平方露里試掘地區）前年度に於て成功せる第一號坑井地區は相當の油量あることを確め得たるが故に、採掘鑛區に編入の手續に着手した。

三、其他の附帶作業

各試掘區域に對して數箇所に鑛區劃定、地質調査及地形測量を行つた。

四、原油購入契約の成績

昨年度に於て露國國營石油企業より購入契約を締結したが本年度內に於て初めて原油の受渡を見本年度末迄累計二萬七千餘瓲の交附を受けた。

損益計算書

收入之部		
原油、	四、九七三、四六二、二三	円
雜收入、	三二、三三〇、二九	
計	五、〇〇五、七九二、五二	
支出之部		
本社費、	三〇五、七六三、一八	
鑛業所費、	三、二二九、二八七、〇七	
計	三、五三五、〇五〇、二五	
差引本年度總益金	一、四七〇、七四二、二七	
內		
財產減價償却金、	六〇〇、〇〇〇、〇〇	
稅金支拂引當金、	四八、〇〇〇、〇〇	
計	六四八、〇〇〇、〇〇	
再差引本年度純益金、	八二二、七四二、〇〇	
前年度繰越金、	七三、七四九、五二	
計	八九六、四九一、七九	

第五年度

本年度の新規計畫を見るに更に急テンポの躍進振を示してゐる。

一、新油井掘鑿作業

（イ）オハ採掘鑛區、＝深度六〇米、乃至二〇〇米二十六坑井、二〇〇米乃至三五〇米、四坑井、合計三十坑井。

（ロ）カタングリ採掘鑛區＝深度一二〇米、六坑井

（ハ）ヌトウ採掘鑛區試掘井、第二號及第三號、卽ち總計三十八坑井（內試掘二）の增掘を行ふべく之を前年末現在の五十八坑井に合算せば本年度末の現有勢力は九十四坑井に達する見込である。

二、地質調査と新鑛區劃定

新坑井採掘と同時に一千平方露里試掘地域開發のため地質班五、割定班七、合計十二班を編成して北オハ、ボロマイ及カタングリの地質調査と鑛區劃定を進め、一方にありては北オハ、第一、第二號、ボロマイ地區第一、第二、第三號、カタングリ第二、第三、第四號井の八箇所にコンビネーション或は綱式採掘作業を遂行し、本年度初頭に於て早くも北オハに於ける一大油層發見の情報に接した。

三、貯油及其他の新施設

オハの貯油能力は四年度末に於て鑛場内六萬七千噸、海岸十萬五千噸、合計十七萬噸であつたが本年度はオハ海岸に一萬噸型タンク三基の建設に着手し、昭和五年九月之が竣工と同時に二十萬二千噸となり、更にカタングリには鑛場内及海岸に五千噸型各一基計一萬噸、を增設して總計二十一萬二千噸の貯油能力を有することゝなつた。更に送油に就てはオハでは既設八吋及四吋の兩海底鐵管を利用する外パルヂ送油を併用して一晝夜の送油能率を九千噸に引上げ、カタングリにては鑛場より沿岸迄三萬尺の六吋送油鐵管を布設して四十五噸パルヂ三隻を配し、發電所はオハにありては二百キロワツト交流發電機一臺、三百馬力デイゼルエンヂン一臺を增設して發電機六百キロワツト發電用動力九百六十馬力となし、カタングリには百キロワツト交流發電機、百五十馬力デイゼルエンヂン各二臺を增設することになつた。

四、産油と豫定數量增進

斯くて同會社の産油數量は前年度の豫算十五萬四千噸(實績十八萬六千噸)に對して、本年度の豫算はオハ十九萬六千噸、カタングリ四千六百八十噸合計二十萬六百八十噸と四萬六千餘噸の增加を見積つてゐるが、遙に增收あるべしと豫想され、更に夏期原油販賣輸出量は、カタングリ鑛區がタンク竣工期の關係上搬出不可能であるにも拘らず鑛場用燃料と翌年度繰越量を差引き、結局原油十七萬五千噸、トラスト受入原油二萬五千噸合計二十萬噸となり、昨年度の十三萬二千噸に比し實に六萬八千噸の增加である。具さに産油數量に就て考察するにオハに於て既に有望視されたる油層は四層以上にして何れも二百米以下の淺層なるにも拘らず産油の豐富なること他に比類なく、而かも同地域は未だ殆んど處女地なるため將來の産額の增加は推測するに難からず、近き將來に於て三十萬噸臺に突進するは愈々動かすべからざる事實として裏書せらるゝに至つた。

北樺太石炭利權

利權者　北樺太鑛業株式會社

利權交涉概要

日露基本條約議定書乙の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、三菱合資會社參與理事奥村政雄氏を交渉全權に、前波蘭駐剳公使川上俊彦氏を石油利權兼ねた交渉顧問に任命し、大正十四年七月二十二日から莫斯科中央利權局本部に於て、露側全權ヨツフエ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土威、ウラヂミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する利權交涉を開始した此交涉經過については姉妹利權ともいふべき前揭石油のそれと重複する點も少くないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、玆には省略するが、同利權は同年十二月十四日奥村氏との間に正式調印を見るに至つたもので石炭産出の多寡如何が、一國産業の盛衰を決定するにも拘らず本邦炭界の前途必ずしも樂觀を許さぬ現時に於て此大利權獲得の意義は頗る大なるものがあると云はなければならぬ。

右利權契約内容左の如し

北樺太鑛業會社の利權

契約内容

一、ソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍内にて本契約所定の地域に於て鑛山調査(試掘)鑛山業(採掘)及其附帶事業を營み且其事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中本契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソヴイエト社會主義共和國聯邦に屬する財産を利權者に使用せしむると共に本契約所定の條件に從ひ新設備をなし及其設備を利用することを利權者に許與す。

利權者は本契約に於て許されたる權利及特權の範圍内に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工

業に適應する方法を以て其事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソヴイエト社會主義共和國聯邦領土内に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令並に將來發布せらるることあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服從するを要す

三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソヴイエト社會主義共和國聯邦の一般法令に從ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尚ソヴイエト社會主義共和國聯邦内に存する法人に對する一般規定に從ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、利權消滅後本契約に從ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財産は之を他人に移轉し又は擔保の目的となすことを得ざると共に利權者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模様替、及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利權者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

本條の規定は現存する設備の外今後輸入せらるへき設備にも適用せらるるものとす

五、利權企業を組成する財産は徵發沒收其他の强制處分を受くることなし但利權者は戰時軍の必要に基く徵發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又

利權者は交通及聯絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソヴイエト社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徵收手續を變更するものにあらず

六、利權契約の效力發生後に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦の中央及地方官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約に定むる利權者の權利が制限を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生する總ての損害を賠償するの義務あるものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行爲により利權契約を廢棄又は變更することを意味するものにあらず

七、本契約實施期間中利權企業は絶對に利權者の經濟的使用及支配に屬するも政府は利權者の生産及商業上の行爲の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を留保す但し政府代表者は右監視に付利權者かソヴイエト社會主義共和國聯邦の法令及利權契約の條件に違反せざる限り生産並に經濟的行爲に對し干渉することを得ず

八、利權者は政府より派遣せらるる地質學者鑛山技師又は技術者が利權企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尚利權者は一九二三年五月二十二日附命令(一九二三年政府の法令及命令集第四九號四八四條)に基きソヴイエト社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に毎年雇入るる義務あるものとす

九、利權者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利權者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

(一)土威地方の境界

a、北方　ウゴリナヤ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界の延長線との交叉迄

b、東方　第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及及第四マカリエフスキー採掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー採掘鑛區の東部境界の延長線に從ひ第四マカリエフスキー採掘鑛區の東南角より利權者に與へたる地域の南部境界を形成する線との交叉迄

c、南方　オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利權者に與へられたる地域の東部境點線の交叉迄

d、西方　ウゴリナヤ溪河口より利權者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(備考)　マカリエフスキー採掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一九二五年測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

(二)ウラヂミロスキー炭坑地方の境界

a、南方　第三溪河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間

(備考)　第三溪河口はノヤミ河口の南方海岸線に沿ひ約三露里の地點に存す

b、北方　ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ

(備考)　右北方境界はムガーチ炭坑のアナスターツエフスキー採掘鑛區を侵害するを得ず

c、東方　南部境界の東端地點より北方え子午線に從ひて利權者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄

d、西方　第三溪河口より北部境界の起點迄の範圍内に於ける海岸線

(三)マーチ河地方の境界

a、南方　クルジューズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五の地點間

b、北方　シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間

c、東方　南北兩境界線の東端地點の結合線

d、西方　クルジューズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

本條に擧げたる三ケの地域は本契約書による利權地域を形成す

一一、試掘並に採掘の爲利權者に許與せらるへき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利權者の使用に之を引渡すべき總ての財産は双方代表者立會の下に其目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利權契約書に添附せらるへきものとす

一二、利權者は其許與せられたる地域に於てソヴイエト社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許されたる方法に則り炭礦調査(試掘)並に採掘を行ふものとす

利權者は本契約の效力發生の日より一ケ年以内に炭層開拓の順序を明示したる利權地域内の一般採掘計畫を極東鑛山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は竪坑及坑道毎に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に堰藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する樣立案せられざる可らず

是等の計畫は五年毎に作成せらるべく而て極東鑛山局の同意を得ることを要す

利權者は試掘並に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せさるへからす右の外鑛山監督機關は利權者が稼行中の試掘及採掘事業を隨時檢閱に際し充分の便宜を與へ其要求により試掘明細表圖面及其他技術上報告を提出すべきものとす

一三、本契約の有效期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ケ年とす

一四、本契約により許與せられたる利權者は總出炭額に對し以下の報償を仕拂ふものとす

總年産額　五・〇%

一〇〇、〇〇〇佛噸迄　五・〇%

一五〇、〇〇〇同　五・二五%

二〇〇、〇〇〇同　五・五〇%

二五〇、〇〇〇同　五・七五%

三〇〇、〇〇〇同　六・〇〇%

三五〇、〇〇〇同　六・二五%

四〇〇、〇〇〇同　六・五〇%

四五〇、〇〇〇同　六・七五%

五〇〇、〇〇〇同　七・〇〇%

五五〇、〇〇〇同　七・二五%

六〇〇、〇〇〇同　七・五〇%

六五〇、〇〇〇同　七・七五%

六五〇、〇〇〇同　以上　八・〇〇%

利權者は報償航海期間中(即ち毎年五月一日より九月十五日に至る)に現物を以て仕拂ふものとす

報償の引渡は各利權企業の積出地點に於て利權者により行はれ汽船の船荷證による FOB 渡とす

報償として利權者より引渡さるべき石炭の炭質並に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せらるべきものとす

利權者が報償仕拂延滯の場合には不適時引渡に干聯して生じたる損害を賠償するの外未納の報償に對し一ケ月一分の割合を以てする過怠金を仕拂ふものとす報償仕拂の延滯一ケ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利權契約を解除するの權利を有す利權者の責に歸すべからざる事由により九月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滯と看做さす

一五、利權者は何等の支障なく且無稅にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有すソヴイエト社會主義共和國聯邦内市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量共豫め當該極東政府機關と協定せさるへからす但利權企業に從事する汽船に供給する焚料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利權企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て内地消費の爲必要なる石炭を利權者より買入する優先權を有す右方法による買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるへきものなるも政府の申込前一ケ月間に於ける横濱 CIF 平均卸値(樺太横濱港の普通運賃を控除し)より高からさるものとす右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ケ月前に利權者に豫告するものとす

一六、裁判費並に本契約に於て特に定められだる稅金及支拂を除く外有らゆる一般國稅地方稅並に手數料の代償として利權者は總産額より政府に支拂ふへき報償を控除したる年額出炭額の樺太 FOB 賣値の 三・三三%を政府に仕拂ふものとす

一七、利權者は利權企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を仕拂ふことなくして輸入する權利を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられさる勞働者及從業員に供給の食糧品及日常品も亦同然なり

以上の權利を行使する爲利權者は當該年度に於て輸入せらるへき物品の數量を示せる正確なる

明細表を日本に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦の通商代表者の認可を受けたる目錄表に記載さるる總ての物件に對してはソヴイエト社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せしむへきものとす

利權企業の勞働者並に從業員に對する最も必要なる食料品及物件は外國よりの輸入品たるとソヴイエト社會主義共和國聯邦内の購入品たるとを問はす北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利權者之を供給するものとす

一八、前項(一七)に從ひ利權者に供給せらるる總ての日常品並に食料品は當該地方政府機關の許可なくしては之を内地市場に販賣することを得ず

若し右許可の與へられざる場合は利權者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘並に調査(試掘)作業に必要なる程度に於て利權地域内の地表を使用するの權利を利權者に許與す、此目的の爲め利權者は前記の地域に於て住宅及住宅に非る建物及各種技術上の建設物等を建設することを得

土盧利權地の南東部分に於て採掘さるゝ石炭運搬の爲利權者はポストカヤ並に同河左岸支流のポストカヤ鑛區の地域に於てマカリエフスキー鑛區の地域に於て輸出せらるへき總ての建設物並に建物かマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障碍とならさる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利權者の請願により農務人民委員會地方機關は利權者の企業及其勞働者及從業員に供給のため必要なる農村經濟を營む地所及住宅地を利權地域内の地表に於て分與すへし、農村經濟地區の使用は一般法令に準據することを要す

二〇、利權者は利權期限を越えさる期間内利權地域内及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利權地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要なる各種附帶建設物を建設して之を利用し又利權者の企業の從業員及勞働者の必要とする供給品及日用品の生産の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの權利を有す

其他利權者は北樺太に於て利權地域外に事務所及倉庫(倉庫は其都度地方官憲の許可の下に)並に莫期科ハバロフスク浦潮斯德各市に代理店設置の權利を有す

利權者は地方官憲並に鑛山勞働者職業組合(同盟)との協定により利權企業の勞働者及從業員の爲各種の文化敎育及醫療衛生機關を設置する權利を附與せらる

二一、利權者は利權地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利權企業に必要なる粘土、砂石、石灰等各種の普通堰藏物を無償にて採取することを得利權地域以外に於ける右の普通堰藏物の利用はソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるるものとす

二二、利權者は詐與せられたる地域内に於て無償

にて水、水面及水力を使用する權利を有す尙之が爲めに利權者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する權利を有す

許與せられたる權利を行使するに際し利權者は以下の義務を負ふものとす

イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること

ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區內を通じてなす溝渠、排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利權地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨けざること

ハ、一般共用の流水に關しては衛生取締規定に準據する事

ニ、水、面及水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業及交通に關し地方住民の利益を侵害すへからす

利權地域外に於ける水の使用に地方官憲との特別なる協定により無償にて許可せらるへし

二三、利權者は販賣の目的に非すして企業に必要なる限り利權地域上に存する森林使用の權利を有す

利權地域外に於て利權者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要なる伐木林地區を獲得することを得

利權は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利權企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの權利を許與せらる

政府は利權者に開發の爲め許與したる伐木林地區に於て利權者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二四、利權者の企業に於ける勞働條件はソヴイエト社會主義共和國聯邦の現行法令並に將來之に付發布する事あるへき法令及利權者と當該職業組合(同盟)との團體契約により規律せらるゝものとす

以上の條件は國籍の如何を問はす利權企業に於ける總ての勞働者及從業員に適用せらるゝものとす勞働者及從業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利權者に於て仕拂ふものとす

二五、利權企業の爲利權者は以下の權利を有す

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある勞働者及從業員各別に其五割迄雇傭すること

(備考) 一、上記ノ制限ハ取締役及鑛山支配人ニ適用セラレス

二、炭切夫ハ高等ノ資格有ル勞働者ト看做ス

ロ、中等及下等の資格有る外國勞働者人夫を總數の二割五分を超えさる範圍にて雇傭すること

(備考) 利權契約ノ效力發生シタル日ヨリ最初ノ五ケ年間海上ニ於ケル石炭積込ニ從事スル項ニ從ヒ五割ノ內ニ含ム

勞働者ハ本條イ項ニ從ヒ五割ノ內ニ含ム

若し極東勞働支部が利權者の要求に對しソヴイエト社會主義共和國聯邦の市民或は其領土內居住の外國人より必要なる數量の勞力を提供すること能はさる場合には利權者は不足數たけの外國勞働者及從業員を任意雇傭することを得

一イ及ロ兩項に示されたる外國勞働者及從業員の率は漸次減少せらるべく且三年毎に改定せらるへきものとす

二六、利權企業の勞働者及從業員並に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講せらるべしこれが爲めソヴイエト社會主義聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館並に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二七、各利權地區の範圍內に於て其內部連絡を保障する爲め利權者は任意に電話線を新設し又既設線を利用するの權利を許與せらる

利權者が利權者の支配下に非る地域に局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せさる利權地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右權利は前記電線の架設乃使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利權者に許與せらる本條件の利權地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利權者は利權企業の作業の妨けとならさる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關並に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利權者と政府機關の合意により定めらるへし

二八、利權企業の船舶及利權者の傭船はソヴイエト社會主義共和國聯邦の現行法令に從ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの權利を有す

北樺太沿岸の他の地點にコレラの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるへし此場合に於て船

舶は利權者の選擇により最寄稅關に於て檢査を受け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の檢査を受くる事を得後者の場合に於て稅關官吏の派遣費は利權者之を負擔す

開港灣稅は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利權者より徵收さるるものとす

勞務に對する仕拂は一般規定に據る

上記の船舶は利權企業生產品及其設備品並に供給品の運搬、企業の勞働者及從業員の食糧品並に供給品の運搬及勞働者、從業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす

石炭艀の曳船、木材及利權企業上必要なる供給品及勞働者從業員並に其家族の運搬に從事する利權企業の小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動機船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設置する權利を利權者に許與す

利權者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込及陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利權者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せさるへからす

利權者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員會と協定せる條件により港の一定區域を利權者の營業的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利權企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利權者はソヴイエト社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せさるべからず

利權者に對すら保險料率は同種國營企業と同一とす

火災の爲附保財產消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利權者の名義によりソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利權企業復興の爲にのみ利權者は支出するものとす

三一、利權期間の滿了に際し利權企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に從ひ最後の五年間維持せられたる平均生產に劣らざる生產を支障なく可能ならしむる狀態に於て無償にて政府に移轉すへし

但政府は本契約有效期間最後の十ケ年間に於て費用に付政府の承諾を得て利權企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられさる部分を利權者に賠償する義務を有す

卽ち利權者の出費に對する每年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、及木造建築物及艀五分とす

材料、食糧品、及供給品にして貯藏中のもの製品、半製品、資金及其他の流動資產は利權者の所有に殘る

利權者の利權期間の終了の日より三ケ月內に本條の條件を守り企業を政府に引渡す義務を有す

此期間中に利權者は政府と總淸算を終了せざるべからず上記條件を遂行したる後利權者の所有に屬する財產は利權者に於て一ケ年以內に何等の支障なく且無稅にて利權地域より搬出することを得べし

指定の期間に利權地域より搬出せられざる利權者の財產は無償にて政府の所有に歸す

利權者の如何なる負債及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有效期間中に契約の全部又は一部の履行か不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を双互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソヴイエト社會主義共和國聯邦の裁判機關又は外國裁判機關の法律機關の法律上有效となりたる判決により利權者が仕拂不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利權者が本契約の第十二條第一項及第三項第十四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合

政府は契約破棄前一ケ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず

是等の場合に於て利權企業は契約中止に際し存在する狀態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす

政府は本條項に從ひ利權を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利

權者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要求する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利權者に請求するの權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の總ての爭議及不一致はソヴイエト社會主義共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利權者並に第三者例へば國營機關、コペラチープ其他の機關及個人との間にかける私權の性質を帶びたる爭議は通常の方法によりソヴイエト社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の效力發生の日より利權者は本契約第十一條により政府より利權者に引渡さるる財產に對し本契約第十一條に定められたる評價に從ひ此財產價額の四分の割合を以て一ケ年の借料を政府に仕拂ふものとす

借料は各作業年度終了後三ケ月以內に沛潮斯德に於けるソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入するものとす

三七、本利權契約は利權地域內に於て露顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘權利を利權者に許與するものに非ず

三八、本契約は不定金額契約として一九二三年國家印紙稅法適用に關する命令第十三條a項に從ひ普通印紙稅を仕拂ふものとす

本契約に依る此例印紙稅は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に每年年度終了後利權者より政府に仕拂ふべき其他の仕拂金に對し計算せらるるものとす

每年仕拂はるべき此例印紙稅は本契約第十四條に約定したる報償仕拂と同時に利權者によりソヴイエト社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本はソヴイエト社會主義共和國聯邦人民委員會總務部に保存し利權者にはソヴイエト社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交附す

四〇、契約調印の日を以て本契約效力發生の日と定む

北樺太鑛業會社の勞働團體契約

初年度の勞働團體契約は、大正十五年九月ハバロフスクにて同社派遣代表と全露鑛山勞働組合中央委員會代表との間に契約締結を見一年間の契約期限を終つて昭和二年雜交涉の末契約を改訂更新した。第三年度即ち昭和三年に於ける契約改訂は迂餘曲折の末昭和四年二月に至り漸く調印の運びに至つたが、其諸條件は、文化施設に多少の變化を見た外、賃銀網を始め實質的には殆んど前年度のそれと變化を見ない。左は前年度のそれに示されたる同社團體契約の範例である。

勞働團體契約

第一章 總 則

第一條 ソヴイエト社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會（以下中央委員會ト稱ス）ハ一九二七年五月二十六日附中央委員會ノ委任狀ニ基キ行動スル中央委員會員兼鑛山勞働者組合極東地方委員會議長「グリゴリー・セミヨノヴイチ・ロクチエヴ」ヲ通シ一當事者北樺太鑛業株式會社（以下會社ト稱ス）ハ一九二七年六月十五日附發給同年同月十五日附在東京「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦總領事館ノ證明裏書アル委任狀ニ基キ行動スル會社ノ全權小澤仁之甫ヲ通シ一他當事者ー兩者ノ爲義務的ナル一九二二年發布露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法第四章（第十五條乃要至二十六條）ニ基キ該勞働法ノ擴張並ニ追加トシテ本團體契約ヲ締結セリ

備考 爾後一九二二年發布露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法ハ單ニ勞働法（K.Z.O.T.）ト謂フ

第二條 中央委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合ノ名ニ於テ本契約ノ施行ヲ組合ノ極東地方委員會及其「サガレン」ニ於ケル全權（以下單ニ組合ト稱ス）ニ副委任ス

從テ本契約ノ施行ト關聯シテ發生スル總テノ問題ニシテ兩當事者ノ協定若クハ解決ヲ要スルモノニ付テハ會社ハ直接組合ト組合ハ直接會社ト交涉スルモノトス

同樣ニ組合及會社ハ地方的條件ヲ考慮シ本契約ニ定メラレタル勞働條件ニ該當シテ本契約ノ追加協定若クハ本契約ノ擴張トシテノ協定ヲ締結スルコトヲ得

第三條 本條備考ニ規定セル者ヲ除キ本契約ハ其何タルヲ問ハス會社カ現ニ經營セル若クハ新ニ經營スルコトアルヘキ基本的又ハ附帶的企業、營造物及經濟團體ニ從事セル又ハ新ニ就業スル勞働者及從業員ノ全部（性、老幼、人種、宗教市民及國籍又ハ鑛山勞働者職業組合或ハ他ノ職業組合ニ加入シ居ルト否トヲ問ハス）ニ效力ヲ及ホシ會社ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ締結セル利權契約ニテ定メラレタル會社ノ「サガレン」ニ於ケル利權地域ニテ其何タルヲ問ハス會社カ爲シ又ハ會社ノ爲ニスル作業執行ニ際シ適用サルルモノトス

備考 本契約ハ高級管理部員高級技術員、高級經理部員及勞働者並ニ從業員ノ雇傭解雇並ニ評價制定ノ權限ヲ有スル者及ヒ組合ト會社トノ特別追加協定ヲ以テ作成サルル職務細別ニ基キ會社ノ利益分配ニ與ルモノニ對シテハ其效力ヲ及ホササルモノトス

第四條 本契約ハ一九二七年十月一日ヨリ效力ヲ發生シ一九二八年九月一日迄有效トス

第五條 會社ノ本契約違反又ハ不履行ノ結果會社ノ勞務者又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合機關ニ物質的損害ヲ與エタルトキハ會社ハ之カ賠償ノ義務ヲ負フ但シ不可抗力（火事、船舶ノ沈沒又ハ海難時化其他之ニ類似スルモノ）ニ依リ契約ノ履行カ妨ケラレタルトキハ此限ニ非ス但シ不可抗力ノ存シタルコトハ最寄當該國家機關（商務館、港務管理部、鑛山監督部、勞働監督部、稅關及其他）ニ依テ證明サルヘキモノトス

利權企業勞働者又ハ從業員中ノ何人タルヲ問ハス本契約ニテ課セラレタル義務ヲ履行セサルトキハ勞働法第四十七條（ニ）項ニ規定セル結果ヲ來スモノトス

第六條 勞働法第三十二條ノ擴張トシテ次ノ通リ定ム

自己ノ「コントルアゲント」（賃借人、請負人、用達及其他）ト其何タルヲ問ハス契約締結ニ當リテハ會社ハ該契約中ニ會社ノ爲ニスル作業執行ニ當リ利權地域內ニテ前記「コントルアゲント」ノ備ニ依ル全從業員ニモ本契約全部ヲ適用スルノ條件ヲ含マスヘキモノトス前揭「コントルアゲント」ノ本契約不履行ノ場合ニハ會社ハ其結果勞務者ニ及ホシタル總テノ物質的損害（本契約ノ範圍內ニ於テ）ニシテ「コントルアゲント」ニヨリ賠償セラレサリシモノヲ遡滯ナク賠償スルモノトス

第七條 契約有效期間中其各條項ハ組合ト會社トノ相互協定ニ依リ變更スルコトヲ得

右變更ハ該協定ニテ他ノ期間カ定メラレサル限リ該變更ニ係ル協定ニ兩當事者署名ノトキヨリ效力ヲ發生ス

第八條 契約當事者ノ一方カ契約條件ノ再審ノ要求ヲナササルトキハ本契約ニ規定セル期間（第四條）終了後モ本契約ノ效力ハ將來ニ對シ本契約ニ規定セル期間丈延長サレタルモノト看做ス

變更シタル條項ニテ新ニ契約ノ締結ヲ希望スル當事者ハ本契約ノ期間終了一ケ月以前ニ之ニ付書面又ハ電信ニ依ル通知ヲ相手方ニ送附スヘキモノトス

ニテ解決シ得サル爭議ハ勞働法第百六十八條乃至第百七十四條ニ規定セル手續ニヨリテ解決スルモノトス

第十條　本契約ニ規定ナキ一切ノ勞働條件ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國現行勞働法又ハ勞働法ノ擴張及追加タル現行若クハ將來發布サルルコトアルヘキ取締規定、公ノ解釋、命令、指令及其他一般立法又ハ關係官省ノ處置ニ依ルモノトス

備考一　本契約ニ於テ勞働法令ノ擴張又ハ增大ヲナサスシテ本契約中ニ勞働法令ノ正確ナル引照ヲナサセル場合（第四十五條及其他）該法令變更ノ際ニハ之ニ付兩當事者ノ何等特別ノ協定ナクトモ自働的ニ效力ヲ發生スルモノトス

備考二　季節的並ニ臨時勞働者ニ付本契約ニテ規定セサル勞働條件ハ一九二六年六月四日附中央執行委員會及人民委員會ノ勞働條件ニ關スル規定及一九二七年一月十四日附臨時及季節的勞働ニ關スル規定ニヨリ規律ス

第二章　雇傭及解雇

勞働法第二章、第五章及第九章（第五條乃至第十條、第二十七條乃至第四十九條、第七十七條乃至第九十三條）一九二五年一月二日附勞働力雇傭手續ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會規定並ニ雇傭及解雇ニ關スル其他ノ總テノ法律又ハ處置ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

第十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ト締結セル利權契約遂行ノ爲會社カ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦市民中ヨリ勞働者及從業員ヲ雇傭セサルヘカラサル總テノ場合並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニテ勞務者雇傭ノ總テノ場合ニハ會社ハ同資格並ニ共他ノ條件同等ナルトキハ次ノ場合ヲ除キ失業者タル職業組合員ヲ第一順位ニ勞務ニ採用スルモノトス

（イ）、會社カ勞働力ノ雇傭ヲ勞働人民委員會ノ機關ヲ通シテ行フ場合

（ロ）、失業者タル職業組合員ヨリ次ノ期間內ニ會社ニ申出ヲナササル場合

必要トスル勞働力ニ係ル會社ノ適當ナル公告ノ後並ニ該公告ヲ會社ヨリ鑛山勞働者組合地方機關ニ同時ニ提出シタルトキヨリ「サガレン」ニ於テハ三日浦潮斯德ニ於テハ七日及（ハ）、職務又ハ勞務カ特別ノ個人的信任ヲ要スル場合但シ該職務及勞務ノ目錄ハ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ之ヲ定ム

第十二條　會社ハ雇入レタル勞務者ノ雇入地ヨリ作業地迄ノ旅費ヲ負擔シ又乘船ノ日ヨリ旅行期間ニ對シ勞務者カ雇傭セラレタル等級ノ一ケ月ノ賃銀率ノ二十四分ノ一ノ割合ニヨリ日當ヲ支給スルモノトス

第十三條　勞働條件第三十八條第三十九條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ハ勞務ニ採用セラレタル總テノ者ニ對シ法律ニテ定メラレタル樣式ノ賃銀計算帳ヲ支給シ各勞務者ノ爲セル勞務ヲ別々ニ計算シ遂行セル勞務ノ量並ニ其評價及支拂ヒタル報酬額ヲモ計算帳ニ記入シ自己ノ事務所ヲ經テ直接各勞務者ノ勞務ニ對シ支拂フモノトス

第十五條　一定ノ勞務ノ爲「サガレン」以外ノ地ニ於テ雇傭セラレタル勞働勞從業員ニシテ作業場所到着後勞務者ノ資格ニ該當スル職務又ハ勞務ナキトキハ會社ハ右勞務者ニ其等級ノ一ケ月賃銀率ノ退職手當ヲ支給ス但シ其手當ハ七級以下タルヘカラス若シ右勞務者カ「サガレン」退島ヲ希望スルトキハ會社ハ右ノ外雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支給シ又雇入ノ日ヨリ汽船上陸ノ日迄ノ全期間ニ對シ當該等級賃銀ニヨリ報酬ヲ支拂フ

備考　被解雇後當該航路ノ第一船ニテ退去ヲ希望セサル勞務者ハ會社ノ費用ニヨリ歸還スル權利ヲ喪失シ唯其賃銀率ニヨリ退職手當及解雇ノ日迄ノ報酬ヲ受クルモノトス

第十六條　勞働法第四十四條乃至第四十九條、第八十八條及至第九十條及一九二五年七月十六日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ規定第二〇七／第一二六四號追加トシテ左ノ通リ定ム

（イ）、人員並ニ事業ノ縮少ニ當リ同資格及其他

第十四條　勞働法第二十九條及一九二四年二月二十五日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定第八三／一〇ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ハ勞務ニ採用セラレタル總テノ者ニ對シ法律ニテ定メラレタル樣式ノ賃銀計算帳ヲ支給シ各勞務者ノ爲セル勞務ヲ別々ニ計算シ遂行セル勞務ノ量並ニ其評價及支拂ヒタル報酬額ヲモ計算帳ニ記入シ自己ノ事務所ヲ經テ直接各勞務者ノ勞務ニ對シ支拂フモノトス

第十五條　一定ノ勞務ノ爲「サガレン」以外ノ地ニ於テ雇傭セラレタル勞働勞從業員ニシテ作業場所到着後勞務者ノ資格ニ該當スル職務又ハ勞務ナキトキハ會社ハ右勞務者ニ其等級ノ一ケ月賃銀率ノ退職手當ヲ支給シ但シ其手當ハ七級以下タルヘカラス若シ右勞務者カ「サガレン」退島ヲ希望スルトキハ會社ハ右ノ外雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支給シ又雇入ノ日ヨリ汽船上陸ノ日迄ノ全期間ニ對シ當該等級賃銀ニヨリ報酬ヲ支拂フ

備考　被解雇後當該航路ノ第一船ニテ退去ヲ希望セサル勞務者ハ會社ノ費用ニヨリ歸還スル權利ヲ喪失シ唯其賃銀率ニヨリ退職手當及解雇ノ日迄ノ報酬ヲ受クルモノトス

第十六條　勞働法第四十四條乃至第四十九條、第八十八條及至第九十條及一九二五年七月十六日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ規定第二〇七／第一二六四號追加トシテ左ノ通リ定ム

（イ）、人員並ニ事業ノ縮少ニ當リ同資格及其他ノ同等ナル條件ノ下ニ在リテハ先ツ職業組合員外ノ者カ解雇サルヽモノトス

備考　本條件ハ本契約第十一條（ハ）項ニ規定セル職務ニ從事スル勞務者ニハ適用セス

（ロ）、幼兒又ハ其他ノ扶養者ヲ有スル獨身ノ婦人ハ人員減少ニ當リテ其他ノ條件同等ナルトキハ勞務ニ殘サルヽ特權ヲ與エラルヽモノトス

（ハ）、勞働法第四十七條（イ）（ロ）及（ハ）項ニ基ク被解雇者ニハ來ルヘキ解雇ニ付勞務者カ豫告セラレタル不拘三週間分ノ平均賃銀額ノ退職手當ヲ支給サレ又勞働法第四十七條（ト）項ニヨル被解雇者並ニ二年以上ノ勤續者カ自己ノ希望ニヨリ退職スル場合ニハ來ルヘキ解雇ニ付勞務者カ豫告セラレタルト否トニ不拘二週間分ノ平均賃銀額ノ退職手當ヲ支給サルヽモノトス

右ノ外會社ハ上記ノ總テノ場合「サガレン」ヨリ退去ヲ希望スル者ニハ汽船ニテ歸還セシメ又ハ雇入地迄ノ範圍內ニテ歸還地迄ノ旅費ヲ支拂フモノトス

前揭本人ノ申出アルトキハ會社ハ支障ナク本人並ニ其家族ニ本人ノ費用ヲ以テ本契約第二十六條（附錄トモ）ニ從ヒテ一人ニ付二週間分ノ消費ノ標準ヲ超エサル食糧ヲ配給スヘシ

備考　被解雇勞務者及自己ノ希望ニヨル退職勞務者ノ退去ニ關スル期間及手續ハ船舶ノ噸數、航海ノ狀況其他ヲ考慮シ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ之ヲ定ム

（ニ）、職業組合、政治機關、消費組合及「ソヴイエト」機關ニ於ケル勞務ニ選ハレタル勞務者ニ對シテハ會社ハ企業ニ歸還後從來ノ職務又ハ之ニ相當スル職務ヲ與フヘシ但シ右勞務者カ前揭機關ニテ服務中ハ法律ニ特ニ規定セル場合ヲ除キ會社ハ其給料ヲ支拂ハサルモノトス

備考　前揭ノ勞務中職業組合ノ勞務ヨリ企業ニ歸還セル勞務者以外ニ對シテハ會社ハ資格ニ相當スル職務又ハ勞務ニ最初ニ空席ヲ生シタルトキ之ヲ提供スルモノトス

（ホ）、或期間雇傭セラルヘキモノトス

際雇傭期間ヲ明示シタル書面ヲ以テ其旨豫告セラルヘキモノトス

第十七條　雇入解雇ノ際同資格ノ決定ハ同一條件ノ下ニ於テ各個勞働者ノ遂行セル勞務ノ量及質ヲ比較シテ之ヲ行フヘキモノトス

第十八條　遂行セラルヽ勞務ニ應シ會社ハ本契約附錄勞務及職務ノ細別ニ從ヒ勞務者ヲ當該賃銀等級ニ區分ス（附錄第二參照）右細別ハ組合ト會社トノ特別協定ニヨリ追加スルコトヲ得

右ニ不拘管理部員、技術員及事務所員ニハ本契約ヲ「アレクサンドロヴスク」ニテ入手後一ケ月ノ期間內ニ締結スル組合及會社ノ特別協定ニテ定メラルヘキ範圍及手續ニヨリ追加支拂ヲナスモノトス

之ト關聯シテ生スル總テノ爭論及爭議ハ爭議手續ニ從テ解決ス（第九條）

第十九條　資格アル勞働者及從業員ニシテ一時的ニ自己ノ專門ニ屬セサル他ノ勞務ヲ遂行スルトキハ該時間ニ對シ其本來ノ又ハ一時的勞務ノ等級ノ中高級ニ從ヒ賃銀ノ支拂ヲ受クルモノトス

第二十條　坑外組合ノ勞働者ヲ地下勞務ニ從事セシムル場合ニハ該勞務遂行ノ時間ニ對シテハ本契約ニ地下勞務ニ付規定サレタル勞働時間及清算係數ノ標準ニ基キ支拂ヲナスモノトス（第三十條及第四十一條）

第二十一條　勞働法第三十六條第六十二條及第六十四條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

勞働者又ハ從業員ヲ高級ヨリ下級ノ勞務ニ移スコトハ評價爭議委員會ノ決定ニ從ヒ左記ノ場合ニ於テノミ之ヲ實行スルコトヲ得

（イ）、當該勞務者ノ爲ニ定メタル賃銀等級ニ相當スル勞務ニ適セサル場合

（ロ）、高級ニ相當スル勞務ナキ場合

下級ニ移ルコトヲ承認セサル者ハ一般規定ニ基キ勞働法第四十七條（イ）（ロ）（ハ）項ニ基ク被解雇者ノ爲本契約第十六條（ハ）項ニ規定サレタル總テノ補償ヲ支給シ之ヲ解雇スルコトヲ得、下級ニ移ルコトヲ承認シタル者ハ低下後二週間ニ

對シテハ以前ノ等級ニ於ケル平均賃銀ノ支拂ヲ受ク、病氣、休暇又ハ出張中ノ勞務者ヲ下級ニ移スコトハ許可セサレサルモノトス

第二十二條　第一級ノ月額賃銀率ヲ二十留ト定ム他ノ等級賃銀率ハ左記十七級賃銀表ノ係數ニ應シテ定ム

一ケ月賃銀	係數	等級
二〇・〇〇留	一・〇	一
二四・〇〇	一・二	二
三〇・〇〇	一・五	三
四〇・〇〇	二・〇	四
四六・〇〇	二・三	五
五〇・〇〇	二・五	六
五六・〇〇	二・八	七
六二・〇〇	三・一	八
七〇・〇〇	三・五	九
八四・〇〇	四・二	一〇
九二・〇〇	四・六	一一
一〇〇・〇〇	五・〇	一二
一一〇・〇〇	五・五	一三
一二四・〇〇	六・二	一四
一三四・〇〇	六・七	一五
一四四・〇〇	七・二	一六
一六〇・〇〇	八・〇	一七

本契約第十八條ニヨリ第一、第二及第三級ニ編入セラレタル勞務者ハ第四級賃銀率即チ一ケ月四十留ヲ受ケ該勞務者ニハ此賃銀率ニヨリ本契約ニ規定サレタル總テノ勞務ニ對スル其他ノ種類ノ支拂ヲモ算定サルヽモノトス

備考　賃銀ハ組合ト會社トノ追加協定ニヨリテ爲スモノトス但シ勞務提供ノ時申渡サレタル評價以下ナルヘカラス

第二十三條　本契約ニ於テ規定シタル賃銀給與ヲ受クルニ對シ勞働者及從業員ハ之ニ相當スル勞務ヲ行ヒ其適當ナル實質ヲ保證スヘシ相當ノ理由ナクシテ規定サレタル勞務ノ數回ニ亘ル不履行又ハ不良質ノ勞務ノ履行ヲナストキハ內部管理規則ノ規定セル罰則ヲ受ケ又該當スル場合ニハ一地方評價爭議委員會ノ認可ヲ得テ勞働法第四十七條(一)及(二)項ヲ適用ス

第二十四條　標準決定ヲナシ得ル勞務ニ付テハ原則トシテ勞務ノ出來高拂（制限ヲ附セサル出來高拂）ヲ採用ス

標準決定ヲナシ得サル勞務ハ定期的（月給、日給、時間拂）ニ支拂フカ又ハ技術上可能ナル所ニテハ課業拂又ハ一括拂ニヨルモノトス

出來高拂、一括拂及箇數拂勞務ニ當リ勞働スル補助勞務者カ定期的ニ支拂ヲ受クルモノナルトキハ其賃銀率ニ出來高拂勞働者ノ割增ノ三十五「パーセント」ノ追加ヲ受クルモノトス

第二十五條　出來高拂及其他ノ評價ハ會社之ヲ作成シ作業開始三勞働日以前企業ニ於テ揭示場ニ揭示又ハ組合機關（ルドコム、シヤフトコム）ニ通告ス

備考　猶豫ヲ許サヽル例外ノ場合ニハ會社ノ作成セル評價ハ一地方評價爭議委員會ノ認可アル迄勞務ニ對シ適用スルコトヲ得又拘束力ヲ有スル但シ此場合勞務ニ對シテハ一地方評價爭議委員會ノ認可セル評價ニヨリ最後的支拂ヲ爲スモノトス但シ勞務提供ノ時申渡サレタル評價以下ナルヘカラス

第二十六條　會社ハ企業全勞務者及其同棲家族ニ對シ充分良質ノ食糧品及一般需用物品ヲ現場ニテ定メラルヘキ範圍及數量並ニ手續ヲ以テ供給スルコトヲ保障ス但シ本契約附錄標準以下ナルヘカラス

供給物資ノ價格ハ八月一日十一月一日二月一日及五月一日（年四回）ニ於ケル浦鹽斯德市ノ購賣組合ノ公定價格ニヨリテ定ム但シ一九二七年七月一日現在ノ浦鹽斯德市ノ購賣組合ノ公定價格ヨリ高カラサルモノトス

供給標準及手續ニ係ル目錄ハ現場ニテ會社及組合之ヲ作成協定シ本契約ノ全期間中有效トス

備考　證明書ヲ期間內ニ入手スルコト不可能ナルニ付一日ニ於ケル價格ハ各四半ケ年ノ十五日ヨリ效力ヲ發生ス

第二十七條　組合ニ食糧品及一般需要物品ノ分配、勞務者ニ配給スル總テノ食糧品及物品ノ價格及其良質ナリヤニ付テノ監督ノ權限ヲ附與ス

第二十八條　被解雇者ノ淸算ハ會社管理部ノ決定シタルトキ又ハ勞務者ノ申出ニヨリ管理部カ解雇ヲ承認シタルトキヨリ三日以內ニ之ヲ行フヘシ管理部ノ都合ニ依リ右期間以上ニ淸算ヲ遲延シタル場合ニハ被解雇者ハ引續キ勤務又ハ勞務ニ服シ居ルモノト看做シ淸算執行ノ時迄其平均賃銀額ヲ加算サルヽモノトス

備考一　祭日若クハ毎週又ハ特別休養日ハ本條ニ規定セル三日ノ期間中ニ含マス

備考二　月拂ヲ受クル勞務者ノ解雇ニ當リ全一ケ月ニ達セサル勞務ノ淸算ハ該勞務者ノ、一ケ月ノ報酬ノ二十四分ノ一ニ當該月中（一ケ月ニ滿タサル）ニ於ケル勞務ノ實際稼働日數ヲ乘シテ之ヲナス

第二十九條　支拂ノ「プレミヤ」制ハ組合ト會社トノ特別協定ニヨリテノミ許可サルヽモノトス

第三十條　一日ノ賃銀率ハ勞務者カ配置サレタル賃銀等級ニヨリ當該勞務者ニ定メラレタル月額ヲ左ノ係數ニテ除シテ之ヲ定ム

（イ）、傾斜四十五度以上ノ炭層ニテ勞働スル採炭夫、壓搾空氣鑿穿孔夫並ニ竪坑及「サンプ」掘進夫　係數　十八

（ロ）、傾斜四十五度以下ノ炭層ニテ勞働スル採炭夫、穿孔夫、坑道、基本坑道通風坑道及運搬（中間）坑道、橫切坑道、昇及　ブラインドシヤフト」ヲ掘進スル採炭夫（掘進夫）　係數　一一十

（ハ）、支柱夫　係數　二十二

（ニ）、其他ノ地下勞働者、鑛山小頭及發破夫　係數　二十三

（ホ）、坑外勞働者及全從業員　係數　二十四

一時間ノ賃銀率ハ前記ニヨリ算出シタル一日ノ賃銀率ヲ本契約第四十二條ニテ當該勞働者ノ爲定メラレタル普通勞働日ノ時間數ニテ除シ之ヲ定ム

第三十一條　出來高拂賃銀ハ勞務ノ等級ニヨリテノミ定メラレタル普通勞働日ノ時間數ニテ除シ之ヲ定ム

第三十二條　出來高拂勞務ニ從事スル未成年者ハ成年者ト同額ノ出來高拂賃銀ヲ受ケ短縮時間ニ對シテハ其一時間ノ賃銀率ニヨル勞銀ノ增拂ヲ受クルモノトス

第三十三條　平均賃銀ハ其適用ノ總テノ場合左ノ如クシテ算出セラルヽモノトス

（イ）、一日ノ平均賃銀ハ最後ノ一ケ月ノ實際一ケ月ノ勞務ノ報酬、出來高拂割增、一括拂賃銀等級ニヨリ當該勞務者カ配置サレタル月額賃銀率、時間外賃銀「プレミヤ及ナグルーズカ）ヲ其ノ實際出勤日數ニテ除シテ之ヲ定ム

（ロ）、一ケ月ノ平均賃銀ハ最後ノ一ケ月ノ一日ノ平均賃銀ニ當該種類ノ勞務者ニ付定メラレタル出勤日數ノ標準（第四十二條）ヲ乘シテ之ヲ定メ月給勞働者ノ場合ハ二十四倍シテ之ヲ定ム

第三十四條　勞働法第七十一條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

（イ）、派出事務所ヨリ勞務場所迄歩行ノ時間及其他勞務ニ關聯スル他ノ事情ニヨル歩行時間ヲモ勞働時間ニ算入ス

（ロ）、勞務ノ性質上必要ナル補助設備及設備ノ準備並ニ其勞務場所迄ノ運搬ハ若シ該狀況カ會社カ全空過期間ニ對シ勞務者ニ其賃銀率ニヨリ支拂ヲナサヽルモノトス

第三十五條　勞働法第八十三條ノ追加トシテ左ノ通リ定ム

出來高拂勞務ノ場合其生產カ勞務ノ進行中「ブラーク」ノ或程度ノ普通ノ率ヲ件フモノナルトキハ「ブラーク」カ普通率ナル限リ勞働者ノ賃銀ヨリ何等ノ控除ヲナサヽルモノトス

備考　「ブラーク」率ハ會社ニ於テ之ヲ定ム本件ニ關スル爭論及爭議ハ爭議解決ノ手續ニヨリテ之ヲ解決ス（第九條）

第三十六條　勞働者ノ過失ニ非シテ不適當ト認メラレタル勞務ハ其勞務ニ對シテ費消セシ全時間ニ對シ該勞務ニ付定メラレタル賃銀ヲ支拂ハルモノトス

第四章　保障及補償

勞働法第六章及第九章（第五十條乃至第五十五條並ニ第七十七條乃至第九十三條）及之カ擴張（特ニ一九二二年第五十四號「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ出張ニ對スル支拂ニ係ル規定）トシテ發布セル總テノ法律、處置、規定ノ追加トシテ左ノ通リ定ム

第三十七條　勞務者出張ノ際日當ハ平均賃銀ニヨリ支給ス但シ第九級賃銀率以下ナルヘカラス

第三十八條　勞働法第八十七條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

勞務者ノ解雇ヲ伴ハサル勞務中止ノ場合ニシテ會社カ勞務者ニ他ノ勞務ヲ提供シ得サルトキハ會社ハ全空過期間ニ對シ勞務者ニ其賃銀率ニヨリ支拂ヲナスモノトス

勞務ノ中止カ六日以內ナルトキハ右空過期間ニ

對スル勞務者ヘノ支拂ハ平均賃銀ニヨリテ之ヲ行フモノトス

第三十九條　恒定的勞務ニ雇入レラレタルモノニシテ會社ニヨリ辨雇セラレタル勞務者ハ若シ會社ノ企業地又ハ其附近ニ自宅ヲ有セス若クハ會社ニヨリ辨雇サレタル後他ノ企業又ハ營造物ニ就職セサルトキハ其居住スル住宅ヨリ十月十五日ヨリ五月十五日迄ノ期間中ハ之ヲ移轉セシルムコトヲ得ス

本條件施行ノ手續ハ組合ト會社トノ追加協定ニテ確定ス

勞働法第四十七條(イ)(ロ)(ハ)及(ト)項ニ依ル被解雇者ハ會社ノ住宅及其他ノ共産的援助利用ニ對シテ料金ヲ徵收サレザルモノトス而シテ其他ノ被解雇者及退職者ヨリハ「サガレン」革命委員會ノ定メタル當該率ニヨリ料金ヲ徵收ス

第四十條　勞働法第五十條乃至第五十五條ヲ適用シ會社ノ企業及營造物ニ本契約附錄案（附錄第四參照）ニ基キ組合及會社ノ協定ニヨリ內部管理規則ヲ作成ス

勞働者又ハ從業員ハ本契約附錄罰則表ニ明確ニ規定セル場合及手續ニヨリ之ヲ處罰スルコトヲ得ルモ如何ナル場合ト雖モ勞働者ニ罰金ヲ課スルコトヲ得ス（附錄第五參照）

第五章　勞働時間及休養

勞働法第十章、第十一章及第十三章（第九十四條乃至第百二十條、第百三十二條乃至第三十六條及第百六十一條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第四十一條　勞働法第九十四條及第九十五條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

地下勞務及坑外勞務ニ於ケル有害ナル作業ノ普通勞働日ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ當該目錄ニ示セル勞働者ノ全種類ニ對シテハ六時間ト定ム右ノ外坑道、基本坑道及運炭坑道、通風上連、橫切坑道及昇ノ掘進夫ニ對シテハ六時間ノ普通勞働日ヲ定ム

備考一　短縮サレタル勞働日トシテ支拂ハルルモノトス

備考二　勞働者ノ爲定メラレタル勞働日以上勞働スル總テノ勞働者ハ該時間外勞務ノ最初ノ二時間ニ對シテハ一・五倍ノ支拂ヲ夫以後ノ時間ニ對シテハ二倍ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十二條　勞務ノ普通條件ノ下ニ於ケル一ケ月中ニ於ケル出勤ノ義務的標準ヲ左ノ通リ定ム

(イ)、總テノ地下採炭夫掘進夫及穿孔夫
一ケ月中二十日

(ロ)、支柱夫
一ケ月中二十二日

(ハ)、其他ノ總テノ坑內勞働者小額及發破夫
一ケ月中二十三日

(ニ)、日役又ハ出來高拂ニテ勞働スル坑外勞働者
一ケ月中二十四日

備考一　當該種類ニ對シ本條ニ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セル勞働者ハ其他ノ日勤標準ヲ履行セストモ如何ナル結果ヲモ蒙ラス

勞働者ノ種類ニ對シ定メラレタル一ケ月ノ出勤標準ヲ履行セサル勞働者ニハ勞働法第九十四條及第九十五條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

備考一　本條ニ記載セサル勞働者及從業員ノ種類ノ者ハ總テ曆上勞働日勞務ニ出勤ノ義務アルモノトス

此場合ニハ務ニ出頭セサルトキハ勞働法第四十七條(ハ)項ヲ適用ス

備考三　地下組合ノ勞働者ヲ坑外勞務ニ從ルトキハ本契約ニテ當該坑外勞務ニ付規定サレタル出勤標準及標準勞働日ヲ適用ス但シ此場合勞働者ハ其基本（地下）勞務ニヨル平均賃銀ヲ保存スルモノトス

第四十三條　每週ノ休養日若クハ革命祭日（勞働法第九條乃至百十二條）ニ於ケル總テノ勞務ハ法律ニテ規定セシ手續ニヨリテノミ許可セラレ二倍額ノ支拂ヲ受クルモノトス

第四十四條　勞働法第百七四條乃至第二十條及一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會規定（普通及追加休暇ニ係ル規則）ノ追加及擴張トシテ左ノ通リ定ム

會社ノ企業、營造物及經濟團體ニ於テ連續シテ十一ケ月以上勞働セル者ハ曆年ニ於テ一回連續シテ三週間ノ普通休暇ヲ受クル權利ヲ有ス其他ノ場各勞務者ニ對スル普通並ニ追加休暇ノ提供ハ前揭引照法令ニ應シテ之ヲ行フ休暇ノ利用ハ必ス會社ニ依リ勞務者ノ手帳ニ記入サルヘキモノトス

備考一　休暇ノ金錢補償ハ一九二三年八月十四日附「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働

人民委員會第三十六號規定第九條乃至第十六條ニ從ヒテノミ許可スルモノトス

備考二　評價爭議委員會ノ決定ニヨリ休暇ノ併合ヲ許可セラルルモ右ハ二ケ年以上ニ亘ルヲ得ス

備考三　休暇ヲ「サガレン」以外ニテ利用センコトヲ希望スル勞務者ニ對シテハ一ケ月以內ノ往復日數ハ休暇中ニ含マス但シ此期間（往復）ニ於ケル賃銀ハ保存セラレサルモノトス

上記ノ場合ニハ休暇ハ（「サガレン」ヨリ出發ノ權利共）勞働法第百十七條及第百十八條ニ示サレタル手續ニヨリ提供スルモノトス

休暇ヨリ歸還遲延ノ場合ハ遲延カ本契約第五條ニ示セル手續ニテ證明セラルヘキ不可抗力ノ爲ナラサリシ場合ニハ勞働者ニ對シ勞働法第四十七條(ヘ)項ヲ適用ス

備考四　休暇（又ハ職業組合、黨及、消費組合ノ勤務又ハ其他ノ出張）中ニ於ケル勞働者及其家族ハ提供サレタル住宅並ニ總テノ其他ノ共産的援助ヲ利用スル權利ヲ保有ス而シテ其家族ハ總テノ勞務者ト同樣ノ基礎ニ基キ勞務者カ休暇（若クハ出張）ヨリ歸還スル迄ハ物資ヲ利用スルノ權利ヲ有ス

第六章　勞働ノ保護

勞働法第十三章（第百二十九條乃至第百三十七條）第十四章（第百三十八條乃至第百五十條）及第十七章（第百七十五條乃至第百九十二條）並ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於テ發布セラレタル總テノ勞働保護問題ニ關スル取締規定、公ノ解釋、命令、指令、規則並ニ其他ノ一般立法又ハ關係官省ノ所置ノ擴張及追加トシテ左ノ通リ定ム

第四十五條　會社ハ「ソヴイエト」共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働人民委員會ノ公布セシ目錄ニ從ヒ勞働者及從業員ニ特別被服、豫防器具、特別石鹼並ニ中和劑（脂肪）ヲ給與スルモノトス

前記目錄ハ現場ニテ會社ト組合トニテ作成シテ本契約ニ添付ス上記ノ物ハ全部現品ヲ以テ給與スルモノニシテ金錢ヲ以テスル補償ヲ許サス

備考一　特別被服ノ保存並ニ使用手續ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦勞働人民委員會ノ命令一九二三年七月一日附第三〇九－七八九ニヨリテ定ム

備考二　未成年者ハ同種ノ成年者ト同等ニ本條ニ記載セル物品ヲ受ク

第四十六條　十八歲未滿ノ未成年者及乳兒ヲ養育シ或ハ幼兒ヲ有スル女子ハ如何ナル場所タルヲ問ハス其承諾ナキ限リ常住地外ニ出張セシムルコトヲ得ス

第四十七條　會社ハ地下勞働者ニ每日無償ニテ洗場ヲ使用セシム右ノ外會社ハ自己ノ費用ヲ以テ充分收容シ得ル露式浴場ヲ維持シ企業全勞務者五其家族ノ一週一度以上ノ無償利用ヲ保證ス

第四十八條　會社ハ勞務場所ニ應急救助ノ爲必要ナル藥品及補助器具ヲ備ヘタル小藥室ヲ組織シ適當ナル狀態ニ於テ之ヲ維持スルモノトス

備考　重症ノ勞務者並ニ其家族ニハ會社ハ土盛病院ニ送リ又治療後歸家ノ爲ニ馬車或ハ他ノ移動方法ヲ提供スルモノトス

第四十九條　勞務遂行ニ當リ起リタル不祥事ニヨリ勞働者又ハ從業員死亡ノ場合ニハ會社ハ其家族ニ社會保險ノ扶助料ニ關セス當該死亡者ノ三ケ月ノ平均賃銀額ノ一時的救恤金ヲ支給スルモノトス但シ七級ノ三ケ月分賃銀率以下ナルヘカラス

第五十條　其ノ原因ノ何タルニ不拘死亡セル勞務者ノ同棲家族ニハ「サガレン」退去ノ希望ヲ勞務者死亡ノトキヨリ一ケ月以內ニ會社ニ申出タルトキハ會社ハ解雇セラレタル勞務者ト同一ノ基礎（本契約第十六條(ハ)項）ニ基キ「サガレン」出發シ得サシムルモノトス

第五十一條　共產的援助卽チ必要ナル家具付家屋、煖房、點燈、給水、浴場、洗濯場、乾燥場便所掃除及其他ヲ會社ハ勞務者全部ニ附錄規定記載ノ手續及範圍ニテ（附錄第六參照）無償ニテ提供スルモノトス

第五十二條　會社ハ組合ノ必要ナリトスル申出アリタル場合ニハ勞働者「コーペラチーヴ」ノ建築並ニ組織ノ爲地區ヲ提供スルモノトス但シ地方並ニ地區ノ選定ハ會社ト組合トノ協議ニヨルモノトス

組合ノ申出ニヨリ會社ハ百人分ノ備品（机、長腰掛、腰掛、シカーフ）及娛樂室付ノ充分完全ナル食堂用家屋ヲ建設シ若クハ提供スルモノトス又組合ノ申出アルトキハ「アレクサンドロウスク」市ニ於ケル類似家屋借用條件ニ應シ正當

ナル借料ノ下ニ消費組合又ハ株式會社「ナルピート」ニ賃貸スルモノトス

第五十三條　會社ハ會社ノ合宿所ニ掃除夫（番人）ヲ會社ノ費用ヲ以テ保持スル但シ一人ノ掃除夫ハ（番人）居住者ノ總數四十人以内ニ於テハ隣接スル合宿所ニ對シテ勤務セシムルコトヲ得

第七章　徒弟

勞働法第十二章（第百二十一條乃至第一二十八條）實行ノ爲兩當事者ハ其擴張及追加トシテ左ノ通リ定ム

第五十四條　會社ノ企業ニ於ケル未成年者ノ割合鑛山業徒弟學校「ゴルプロムウチヤ」組織並ニ維持ノ條件、生徒ノ個人的又ハ團體的敎育ノ條件徒弟ノ期間、生徒試驗施行手續及其他ハ總テノ地方的ノ狀況ニ應シ現行法令及省令ニ基キ會社ト組合トノ特別協定ヲ以テ定ム

第五十五條　未成年生徒ノ勞務支拂ハ其實際ノ資格ニヨリ短縮サレタル勞働日ニ對スル賃銀率ノ全額ヲ支拂フモノトス未成年生徒ニ對シテハ本契約ニ未成年者ノ爲定メラレタル總テノ條件及特典ヲ適用シ本契約ノ總テノ條項ノ効力ヲ及ホスモノトス

第五十六條　修業年限ノ三分ノ二以上ヲ修業セル生徒ハ人員減少ニ際シテ解雇シ得サルモノトス

第八章　文化事業

第五十七條　會社ハ「クラスヌイ・ウガローク」ノ爲面積二十五平方米以上ノ三家屋ヲ分與シ土盛「ルドコム」ニ引渡シ又右家屋ニ煖房、點燈ヲ與ヘ水ヲ供給ス右ノ外會社ハ組合ノクラブノ煖房、點燈、給水ヲナシ炭鑛ニ聽取者二百人以上カ聽取シ得ル擴聲器付「ラヂオ」ヲ据付ケ組合ニ提供ス

第五十八條　文化營造物ノ勞務者（俱樂部勞務者敎師其他）並ニ其家族ノ爲會社ハ「サガレン」革命委員會ノ規定セシ價格率ニヨリ會社勞務者ノ爲本契約ニテ決定セラレタル範圍内ニ於テ住宅並ニ其他共産的援助ヲ提供スルモノトス而シテ食糧品及一般需要物品ノ配給ハ本契約ニ從ヒ會社ノ勞務者ノ爲定メラレル價格及標準ニヨルモノトス

第五十九條　會社ノ企業地域内ニ會社ノ勞務者ノ兒童ノ爲學校カ組織セラルル場合ニハ會社ハ組合ノ申出ニヨリ該學校ノ爲家屋ヲ提供スルモノトス

第九章　組合機關

勞働法第十五章（第百五十一條乃至第百六十一條）ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

第六十條　勞働法第百六十一條ノ擴張トシテ左ノ通リ定ム

企業並ニ營造物ニ於ケル勞務ヲ免除セラレタル委員會（鑛山委員會、坑内委員會及地方委員會及其外）ノ委員ハ委員會ノ要求ニ基キ管理部ニヨリ勞働時間中自己ノ直接義務ノ遂行ヨリ免除セラルルコトヲ得ス又此結果空過セル勞働時間ハ會社ハ組合勞務者ニ一週二回二人宛幸便ヲ利用シ會社ノ小蒸汽船ニテ亞港ニ往復スル權利ヲ提供スルモノトス

航海杜絕期間ハ會社ハ右ノ目的ノ爲右ノ範圍ニテ御者付寄馬車ヲ提供スルモノトス

第六十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦鑛山勞働者組合中央委員會委員及其全權並ニ組合ノ地方大管區及下級委員會委員若クハ其全權ハ前揭組合機關ノ委任ニヨリ會社ノ企業及營造物又ハ經濟團體ノ一切ノ作業ヲ支障ナク參觀スルノ權利ヲ有ス

第六十四條　會社ハ本契約書ヲ露語ニテ本百部揭示用「ビラ」五十枚日本語本二百部及揭示用「ビラ」五十枚支那語ニテ本百部ビラ五十枚ヲ印刷シ組合ノ處分ニ提供ス露語及日本語契約書ハ一九二七年十一月一日迄ニ支那語ノ契約書ハ一九二七年十二月一日迄トス

第六十五條　本契約書ニ左ノ附錄ヲ添附ス

附錄一　一地方評價爭議委員會規定（契約第九條）

附錄二　賃銀網等級別資格細則（契約第十八條）

附錄三　供給ノ標準及手續（契約第二十六條）

附錄四　內部管理規則案（契約第四十條）

附錄五　罰則表（契約第四十條）

附錄六　住宅及共產的援助規定契約（第五十二條）

組合中央委員會會員兼
組合極東地方委員會議長　ゲ・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社全權　小澤仁之甫

附錄第一（契約第九條）

一　地方評價爭議委員會規定

イ、總則

第一條　一地方評價爭議委員會（PKK）ハ會社ノ總テノ企業及營造物ニ組織サレ且勞働者ハ個々ノ其本的合同機關（坑內委員會、鑛山委員會、地方委員會其他）又ハ組合ノ受任者（委員）ニ依リテ連結セサル評價爭議委員會ノ目的ハ左ノ如シ

（イ）、勞働法及鑛山勞働者組合ト會社トノ團體契約ニ基キ評價爭議委員會ニ課サルル總テノ問題ノ解決

（ロ）、企業、營造物及經濟團體ニ於テ管理部ト勞働者及從業員トノ間ニ起ル爭議ノ解決

二、社會保險及勞働法違反ニ付テ起ル事件

ハ、評價爭議委員會ノ構成

第四條　評價爭議委員會ハ平等原則ニ基キ當該組合機關及會社ノ企業又ハ營造物ノ管理部ヨリ同數ノ委員ヲ出シテ組織ス各企業ニ於ケル委員ノ數ハ兩當事者ノ協議ニヨリ之ヲ定ム但シ双方共二名以下ナラサルモノトス

備考　勞働者及從業員ノ數カ三十人以下ナル會社ノ企業及營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員（受任者）及當該企業又ハ營造物ニ於テハ評價爭議委員會ノ勞働者側ノ委員ノ職務ハ一委員受任者及當該企業又ハ營造物ノ勞働者及從業員ノ總會ニテ特別ニ選擧セラルル者トガ之ヲ遂行ス

第五條　兩當事者ハ相互ニ一名ノ議長及書記ヲ選定ス評價爭議委員會會議ニ於ケル議長及書記ノ職務ハ兩當事者ノ委員交互ニ遂行ス同一會議ニ於テ議長及書記ノ職務ヲ一方ノ委員ノミニテ遂行スルコトヲ得ス

第六條　評價爭議委員會ノ會議ハ公開トス秘密會ハ其都度評價爭議委員會ノ特別決定ニヨリ開催スルコトヲ得

備考　評價爭議委員會ノ兩當事者ハ其會議ニ專門家及精通者ヲ當該企業ニテ從事セサル場合ト雖モ亦同シ招聘セラレタルモノハ評議權ヲ享有ス

二、評價爭議委員會事務規定

第七條　總テノ問題ハ當該組合機關若クハ委員ヲ通スル兩當事者又ハ各個勞働者及從業員ヨリノ申告ニヨリ評價爭議委員會ニ受理サレ評價爭議委員會會議ニ於テ審議ス

決定ハ議長並ニ書記ノ署名ヲ以テスル議定書ニ部ニ記載シ總テノ附屬書及材料ヲ附シ各當事者一部宛所有ス評價爭議委員會ノ決定ハ二日以內ニ管理部カ掲示場ニ掲示スルモノトス

第八條　評價爭議委員會會議ハ一週一回以上開催スヘシ而シテ爭議ノ性質ヲ有スル事件ノ審査ハ當事者一方ヨリ相手方ニ申告ノトキヨリ二十四時間以內ニ開始スヘシ

第九條　總テノ問題ハ評價爭議委員會ニ於テ兩當事者ノ協定ニヨリテノミ決定ス但シ各當事者ハ會議ニ出席スル委員ノ數ニ關係ナク一議決權トシテ審査スルモノトス

第十條　評價爭議委員會ニ於テ決定ヲ見ルニ至ラサリシ問題ハ爭議問題トシテ該問題解決ノタメ兩當事者ヨリ爭議ニ對シ規定サレタル手續ニ移サル（契約第九條）

第十一條　兩當事者ノ協定ニヨリ採用サレタル決定ハ最後的トシ兩當事定者ニ對シ義務的ノモノニシテ不服ヲ唱フルヲ得ス但シ勞働人民委員會ノ機關カ當該法令ニ應シ監督規定ニテ評價爭議委員會ノ決定ヲ廢止スル場合ヲ除ク

第十二條　評價爭議委員會ニテ爭議ノ審査ニ當リ刑事事件ノ兆候カ發見セラレタル時ハ刑事事件ハ直ニ分離シテ裁判機關ニ移スヘキモノトス

第十三條　評價爭議委員會ノ事務ハ勞務時間中ニ行フ

評價爭議委員會委員ニ對シテハ若シ右委員カ企業ニ於テ勞務ヲ免除サレタル組合勞務者タラサルトキハ企業ノ費用ヲ以テ評議爭議委員會ノ事務時間ニ對シ平均賃銀ヲ保存スルモノトス

組合中央委員會會議長　ゲー●エス●ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社　小澤仁之甫
全　權

附錄第二

（契約第十八條）

賃銀網等級別資格細別

一　級

一、撰硬夫
イ、家屋內ノ空氣中炭塵ノアル下ニテ撰炭「ベルト」ニ從ヒテ動テ石炭中ヨリ硬ヲ撰出ス
ロ、「エストカード」下貯炭中ヨリ硬ヲ撰出シ之ヲ「バスケット」ニ入レ一定ノ場所ニ運フ
二、走使
三、通風戶門番
實車又ハ空車ノ一列ノ通過ニ當リ坑內作業場ニテ運搬ノ際通風戶ノ開閉ヲナス、開扉ヲ困難ナラシムル強キ氣流ノ下ニテ作業ス
四、安全燈運搬夫
坑外ニテ火ノ付ケラレタル數箇ノ「ランプ」ヲ受取リ坑內ニ入リ作業場所迄運ヒ消エタルモノト取替フ

二　級

一、通風夫
瓦斯ノタマリタル坑內切羽及其他ノ奧深キ切羽ニ於テ通風ノタメ手ニヨル通風桶ニテ作業ス
二、風呂番
三、車輛掃除夫
四、番人
五、車輛油差夫
坑內車輛ノ兩輪ヲ油差器ニテ油ヲ差ス（心棒口ノ嶽ハレタルモノ）

三　級

一、制動夫
二、木材運搬夫
馬ニヨリ運搬シ得ル點ヨリ遠ク隔リタル準備作業又ハ拂作業場所若クハ馬ニテ運搬不可能ナル時「コーズイ」（坑木臺車）又ハ車輛ニ積ミ手押ニテ木材ヲ運フ
三、坑道掃除夫
四、電話交換手
五、轉轍夫
六、通風壁目塗夫
通風遮斷壁、仕切、風管、「ブフエート」（ビラ其他ニテ通風ヲ遮斷シ又ハ交叉セシムル裝置）及其他通風設備ノ目塗ヲナス、目塗用粘土及「サンドゾン」用ノ「サンド」ヲ運フ（註、岩粉ノコト）
七、撰炭係
目ノ一定セル篩ヲ通シ石炭ノ手撰リヲナス、機械撰炭設備ニテ撰炭ヲ監視ス
八、車輛油差夫
坑內車輛油差ヲ車體ヲ橫倒ニシテ之ヲナス
九、屋外番人
住宅又ハ非住宅建物、備品及其他ノ財產保護ノ當直ヲナス、勞務ハ特別ノ智識ヲ要セサルモ責任アリ注意ヲ要ス、特ニ夜中任務ニアルトキ然リトス
十、安全燈「マグネツト」係
十一、雜夫
十二、水運搬夫及石炭運搬夫

四　級

一、車輛押夫（註、中押ノコト）
二、船及艀水夫
三、充塡夫
急傾斜炭層ニ於テ Tipler ニテ Blind Shaft ヨリ作業跡ニ硬落シヲナス、碎石ノ塞リタルトキハ階段切又ニ入リ硬ヲ掻キ落ス
四、先導制動夫
車輛制動ノタメ特ニ設備セル手力輪止（註、此中ニハ「ボート」「下シヲモ含ム）ニテ制動ス、車輛カ脫線シタルトキハ軌道ニ入レ直ス、車輛ヲ連結シ軌道ノ必要ナル方向ニ配車ス
五、採炭後山
上連（上連及夫ヨリ上方ニアル坑道ノコト）及坑道肩深ケニテ作業ス、（註、薄キ炭層ノ場合坑道掘進ニ際シ其肩ト深ケトノ炭層ヲ採掘シ其空虛ニ上下盤ヲ切リ取リタル碎石ヲ詰メ固メル作業）坑道又ハ上連ノ Packwall 築造ニ際シ採掘サルル石炭、硬及其他ヲ手（スコップ）ニテ投出ス、足下ヨリ又ハ切羽面ニテ石炭ヲ掻キ出ス、又拂作業ノ石炭ヲ投出ス、急傾斜炭層ニテハ石炭ノ「シュート」下シヲナシ作業中破損シ又ハ不正確ナルトキハ應急修理ヲナス
六、馬夫、御者
七、土工先山
各種建物土臺下掘割ノ土工作業ヲナス、廣場、道路ノ地均ヲナス傾斜面ノ土端作リヲナシ得、規格通リノ土掘、溝及其他ヲ掘得
八、安全燈係
安全燈ノ掃除、漏風檢査、「マグネツト」取外シ取付、注油ヲナス、安全燈（インデケーターヲ含ム）ノ分解組立ヲナシ得
九、雜勞働雜夫
十、木挽
手力ニ依ル縱鋸ニテ下方ニテ勞働ス

五　級

一、雜夫特ニ困難ナル勞働ニ斷ヘス從事ス
二、木材搬入夫
急傾斜炭層階段切又ニ又ハ下方坑道ヨリ中部坑道ニ手捲「ロクロ」若クハ手引網ニテ坑木ヲ搬入ス（勞務ハ極メテ困難ナリ）
三、木挽
手力ニ依ル縱鋸ニテ上方ニテ勞働ス、充分鋸ノ目ノ修繕及目立ヲ知ル
四、軌道工夫
坑外及地下作業ニ於ケル軌道敷設及修理ヲナス、「ポイント」、分岐線、「ループ」線及其他ノ設備ヲナシ得
五、艀舵取
六、「ターンテーブル」係
七、船及艀ノ大ナル經驗ヲ有スル古參水夫
八、竪坑捲立口操車夫（註、捲立口棹取）
採掘物ノ集中スル捲立口ニテ作業ヲナス、貨物ヲ積ミタル車輛ヲ「ケップス」ニ掛ケ空車ヲ外シ馬又ハ手力ニテ運ハレタル貨物ヲ手ニテ捲立口ニ送ル、勞務ハ肉體的ニ困難ナリ
九、火夫
當用壓力六氣壓迄ノ汽罐ニテ作業ス

六　級

一、掘進後山
垂直掘進ニテ上ヨリ水ノ流レ落チル個所ニテ發破ノ後落チタル硬片付ヲナス、其硬ヲ手桶、「バスケツト」又ハ車輛ニ積ム、勞働ハ困難ナリ
二、木工積夫
緩傾斜及急傾斜炭層ニテ拂跡例ヘハ階段切又、切又面、炭柱跡其外ニ木工積及「クレーチ」積（註、空木ノ三四段ノモノ）ヲナス、若シ周圍ノ盤カ許ストキハ木工積ヲ取外シ移動スルコトヲナシ得、又崩落スルヤ否ヤ上盤ノ狀態ヲ確ムルヲ得之ニ應シテ普通又ハ堅固ナル固メヲナス
三、坑外作業運搬夫（註、自身車輛ニ積込ミ運搬スルモノ）
四、硬捲夫
急傾斜炭層ニテ作業跡充塡ノ初ニ當リ「シュート」ノ下ニ材ヲ打込ミ、（註、「ズリ」止ヲ施スコ

ト）面ヲナラシ又ハ其他ノ方法ニテ碎石ノ築上ヲナス、（註、Packwall ヲ築クコト）緩傾斜炭層ニ於ケル碎石ノ正確ナル築上ノ監視、餘分ノ硬ヲ坑道肩深ケ其他ニ積重ヌ

五、坑内捲揚運轉手

「スチーム」、電氣及空氣捲揚機ニテ作業ス、斜坑又ハ垂直坑内作業ニテ貨物及人間カ昇降スル時坑内捲場ニテ作業ス、機械ノ取扱ヲ心得此作業ニ付充分ノ經驗ヲ有ス

六、木材伐採夫

七、竪坑「ケツブス」及信號係助手

八、艀舵取

大ナル經驗ヲ有ス、大櫓又ハ帆舟ヲ操縱スルコトヲ得、又若干（二三）艀ノ作業及秩序ヲ監督ス

九、向鎚

十、火夫

常用壓力六氣壓ヨリ八氣壓迄ノ汽罐ニテ作業ス

十一、馬追夫（註、連結炭車馬夫ノコト）

石炭又ハ硬ヲ積ミタル車輛ヲ（大車輛）切刄ヨリ主要坑道又ハ竪坑捲立口迄若クハ空車ヲ竪坑捲立口ヨリ切刄迄馬ニヨリ運搬ニ從事ス、實車輛脱線ノ時ハ自ラ軌道ニ入レ直シ又信號ヲ心得居ル

七級

一、盤打夫（追切夫）

坑道ノ切上及擴張作業、肩深追切リ（註、一般ノ追切作業）ヲナシ固メヲナシ（註、支柱ヲナシ其裏込ヲナス）硬片付及坑道仕上ヲナス

二、普通作業ノ支柱夫及支柱仕繰夫（註、通風大工ヲ含ム）

通風扉、木造通風壁、仕切ノ取付及移動、昇、上連其他ニ通風張切ヲナス、「クロツシング」（風橋）「ブフエート」（ビラ其他ニテ通風ヲ遮斷又ハ交叉セシムル裝置）、床（坑内梯子足場）、梯子、管ノ建設ヲナシ又其ノ修繕ヲナス、各種地下作業ニナシタル支持方法ノ修繕ヲナス、各種地下作業ニナシタル支持方法ノ修繕ヲナス

三、竪坑捲立口「ハンドル」係助手

四、竪坑口「ケツブス」及信號係

竪坑ノ恒定的採掘ニ當リ大「ケツブス」ニテ作業ス、ヨク信號ヲ心得、貨物及空車ノ掛外シヲナシ、人ノ乘降ヲ指導ス

五、車輛夫

地下作業

六、排水機械係

「スチーム」及電力「ポンプ」ニテ作業ス、機械係ハ竪坑「サンプ」ニ於ケル水ノ水準及「ポンプ」ノ故障ナキコトヲ注意深ク監視スルヲ要ス、「ポンプ」ノ常態ナラサルトキハ之ヲ直スコトヲ得

七、機關手

發動機船及小力發動機（三十五馬力以内）

八、火夫

壓力八氣壓以上ノ汽罐ニ於ケル作業

九、積込夫

石炭、木材及其他貨物ノ積卸積替ヲナス、石炭ヲ艀ヨリ本船積込ノ作業ヲナス

十、馬具匠

十一、銅匠

各種食器、湯沸シ釜、浴槽、銅及眞鍮ノ任意ノ直徑及形式ノ「パイプ」各種直徑ノ鐶、渦卷型及其他ノ鐶ヲ製作ス、金屬研磨ノタメ各種磨粉及調合劑ヲ調合ス

直徑五吋以上ノ「パイプ」ヲ砂及光明丹ニテ獨力ニテ曲ケ得、任意ノ銅又ハ鐵製品ノ錫引ヲナス（サモワール、浴槽、水槽其他）龍頭口其他ヲ製作ス、古參者監督ノ下ニ各種雛型ノ圖面ヲ作成ス、簡單ナル錠鍛冶ノ作業（切斷、削切其他）及器具、マウンチング、クランク及其他ノ修繕ヲナス

十二、事務員

困難ナラサル事務所ノ事務、謄寫、原稿其他ニヨル書拔及表ヲ作ル

八級

一、竪坑捲立口「ハンドル」係

採掘物ノ集中スル垂直竪坑捲立口ニテ作業ス、空車ヲ外シ貨物ヲカケ各種材料、角材、「レール」其他ヲ取外ス、信號ヲヨク心得居ルモノトス、人ノ乘降ヲ監視ス

二、採炭夫

特別ノ資格ナク「スカシ」掘ヲナシ得ス、炭理ヲ確メ得ス

三、盤打夫（シユート道作リ）

盤打夫、「シユート」道作夫、追切夫

大斷面ノ坑道並ニ斜坑作業ニテ堅牢ナル上下盤ヲ手若クハ「ダイナマイト」ニテ碎キ碎キタル硬ヲ片付又ハ車輛ニ積ム、手掘鑿孔ヲ良ク心得、天井及兩側ノ矢板張リ裏込ヲナシテ固ム、排水溝ヲ切ル

四、穿孔夫

各方面ニ手掘穿孔ヲナス（手掘發破孔ヲナス）、穿孔ノ總テノ方法ヲ知リ獨力ニテ發破孔ヲ作ル

五、竪坑捲揚機械運轉士六、機關士

六、機關士

三十五馬力以上百馬力以内ノ發動機船及發動機

七、シンキングポンプ係

間斷ナク「ポンプ」ノ作業ヲ要スル垂直掘進並ニ竪坑ニ於テ多量ノ流水アル處ノ足場上ニテ普通ナラサル條件即チ水蒸氣及通シ風ノモトニテ作業ス、機械ノ取扱及獨力ニテ其修理ヲヨクス

八、鍛冶工

各種ノ必要ナル鍛冶作業ヲナス、金屬ノ鑞着ヲナス特ニ鍛工作業ヲナス例ヘハ車輛、長鍛金、鍛冶用火箸、ハンマー、スコツプ、煤煙搔棒其他ノ修理ヲナス、各種受式及形ノ蹄鐵ヲ鍛工ス萬力ヲ使用シテ普通錠鍛冶ノ仕事ヲナシ又鍛冶ニ必要ナル手持器具ヲ修理ス、各種蹄鐵ニテ馬ノ蹄鐵ヲ入レ蹄ノ有ラユル掃除ヲナス

九、塗師油又ハ膠入塗料ニテ表面（倉庫、物置、家屋地下室及其他）ノ普通染色ヲナス、曹達、石鹼、「ポツタシユーム」ニテ油入染料ヲ洗落ス表面染色用ノ膠入並ニ油入塗料ヲ準備ス、定規ニヨリ壁及天井ノ塗替ヲナス、普通ノ飾ヲナス、新ニ漆喰スル表面ヲ膠入又ハ油入塗料ニテ塗ル、中等品ノ塗紙ニテ壁張ヲナス

十、船大工

十一、指物師

各種木材ヨリ圖面ニ基キ各種製作ヲナス、總テノ木ノ艶出ヲナス、窓枠、普通玄關戸、硝子戸裝飾的切込ノアル戸、「フアネル」張造作ヲ作ル指物作業及艶出ノ總テノコミ入リタル修繕ヲナス

十二、大工　一等

十三、石工

煉瓦壁、隅壁（鋭角及鈍角）、壁腰ヲ築造シ人造石ノ張壁、煙突積、人造石築上ヲナス、同樣ノ鐵筋「コンクリート」作業ヲナス

十四、「ペーチカ」工

焚口付、「プリター」付露式「ペーチカ」、普通「パン」燒「ペーチカ、オランダ」式「ペーチカ」、普通炊事用「ペーチカ」ヲ建設ス、「ボイラー」ノ漆喰捲又ハ煉瓦捲水管用溝ノ内部ノ漆喰捲又ハ煉瓦捲蒸風呂「ペーチカ」、煖房用「ペーチカ」ヲ作ル

十五、一等桶職

獨力ニテ機械ノ助ヲ借ラス硬軟質ノ木ヨリ總テノ形、各種ノ液體及其外材料品用ノ二重底ノ樽ヲ作ル、形及容積ヲ正確ニ守ルコトヲヨクス、各種液體ノ各種木質ヲ侵透スルコトニ付テ心得アリ

十六、勞務係（ターベリシチク）

勞務者及履行サレタル勞務ノ計算ヲナス、目錄ヲ作リ、番號、木札、切符及其他ノ交附及受入ヲナス、「ターベリ」ノ書込ヲナス

十七、事務員

事務主任又ハ計算係指導ノ下ニ面倒ナラサル事務所ノ仕事ヲナス、オーダー、請取書、目錄其他ノ印刷セル「ブランク」ニ書込ムコトヲ得、手本及雛型ニヨリ文章ヲ書ク

九級

一　採炭夫

取付鶴先、鶴嘴及其外ノ手持器具ニテ急傾斜及緩傾斜炭層ノ拂採炭並ニ各種準備作業ニ於テ作業ス、作業ヲ正確ニナスコトヲ得（石炭ノ目及其外）作業跡ヲ自ラ固ム（註、支柱スルコト）、切刄面ニテ透シ掘ヲナシ得

二、支柱夫

拂作業及炭切作業ニ於ケル各種樣式ノ固メヲナスコトヲ得、又特ニ各種坑道及作業ノコミ入リタル固メ樣式ヲ心得居ルモノトス、危險ナル崩落箇所ノ固メヲナス、高「バレ」箇所ノ固メ直シニ固メノ上ニ木工積ヲナス

三、突孔夫

各種「システム」ノ壓搾空氣「ハンマー」ニテ作業ス、坑道、「クロツスカツト」其外準備作業掘進ニ於テ作業ス、又鍛金取替ヲ心得ルモノトス

四、掘進夫

新ナル竪坑、斜坑及沿層ノ掘進ニ於テ作業ス、各種方法ノ穿孔ヲ知ル、又坑道切上ケ及掘進切刄ノ發破穿孔ヲナシ正確ニ掘進ヲナスコトヲ得、臨時固メヲナス、炭層ノ傾斜ニ應シ新斜坑ノ枠組ミ直シヲナス、斜坑掘進ノ正確ナル支柱ヲナシ自身枠組ヲナス、竪坑捲立口ノ枠入、竪坑枠ノ縱横切梁ノ設置、輸送管ノ設定ヲナス、濕潤ナル掘進ニテ作業ス、岩石ノ堅サニ應シ板圍ヒ又ハ固メヲナシ圓形又ハ角形ノ木材運搬道

掘進ノ作業ヲナス、「ルーズサンド」及其外ノ差切留メヲ設置ス、勞務ハ空氣ノ「アブノーマル」ノ下ニテ普通濕氣アル條件ノ下ニ行ハル

五、發破係

石炭其外採掘物ノ水ヒ掘進、拂作業及準備作業ニ於ケル發破孔ノ穿發ヲナス、爆發方法ニ關スル知識ヲ有ス、瓦斯炭層ニ於テ爆發瓦斯ノ有ルコトヲ正確ニ確メ其量ニ應シ爆發ニ際シ必要ナル保安方法ヲ講スルコトヲヨクス

六、常任鍛冶(仕上工)

各種動力機、旋盤及機械設備、坑内壓搾空氣鐵管排水鐵管及其外ノ修繕、組立及分解ヲナス

七、常任電氣係

電燈線及動力線ヲ獨力ニテ架設ス、信號ヲ設定ス、燈父及信號ノ正確ナルヤヲ監視シ又之等設備ノ狀況ノ正確ナルコトニ對シ責任者トナル、機械場ノ特殊機械、器具、モーター、配電盤、檢査器及其外ニ付破損ヲ速ニ發見シ其修理ヲナス(電線卷直シヲ含ム)發電所從業ノタメ大ナラサル「モーター」及「プレミナリーモーター」其外ノ接續切斷ヲナス

八、截炭機機械係

拂作業又ハ準備作業ニテ打撃式又ハ切取式機械ニテ石炭ノ透シ切リ作業ヲナス、機械ノ取扱設置、移動及切刃面ニ沿ヒ運轉スルコトヲ知ル、各部分、齒ノ植エ穴、齒「キストン」ノ取替、電力線ノ架設「キストン」其外ノ連結ヲ知ル

九、機關士

大ナル經驗ヲ有ス百馬力以上ノ機械ヲ動カスコトヲ心得居ルモノトス

十、「サーノチニツク」(ズラ引)

緩傾斜炭層ニテ切羽ヨリ石炭又ハ無煙炭ヲ坑道ノ積込口迄運フ、運搬ハ小橇ニテナス、小橇ハ這ヒ又ハ四ツ這トナリ勞働者ノ肩ニ帶皮樣ノモノヲ取付ケテ運フ、勞務ハ特ニ困難ニシテ又極メテ大ナル筋肉ノ力ヲ要ス

十一、金屬旋盤工

旋盤及特種旋盤ニテ機械作業上ノ各種作業ヲナス、圖面及「スケッチ」ニヨリ旋盤ノ「バトロン」及「プランシャイブ」ヲ整調シ各種旋盤作業ヲナス、銅、眞鍮、洋銀製鑛ヲ切リ作業ニ際シテハ各種測量具及雜型ヲ利用ス

十二、鑄工

鎔解爐用混合物(コークス、銑及石灰)ノ適當ナル配劑ヲ監視ス、鎔解進行中鎔解材料ノ性質ヲ區別ス、鎔解爐ヨリ鑄鐵ヲ各種ニ流シ込ノ監視ヲナス

十三、汽罐工

蒸氣汽罐ノ組立ニ當リ冷熱兩樣ノ「リベット」打作業ヲナシ及其外汽罐ノ「トラスト」設置及取替ノ總テノ作業ヲナス、汽罐、橋梁ノ「トラスト」其外各種「ボイラー」造リニ當リ冷熱兩樣ニテ鐵板ヲ彎曲セシメ又ハ重ネ合ハス補助「トラスト」造リニ當リ冷熱兩樣ニテ鐵板ヲ彎曲セシメ又ハ重ネ合ハス

十四、一等鉦鍛冶(仕上工及電氣工)

十五、二等會計係

十級

一、統計係

企業ノ事務所ニ於テ生産統計ノ事務ヲナス、採掘、勞働力、能率、勞銀、輸送、自家用消費炭及其外ノ數字上ノ統計ヲ作成ス

二、一等會計係

會計記帳事務ヲ會計士指導ノモトニス、補助簿ノ記入ヲナシ、金錢及物品收支「オーダー」、レポート」ヲ書キ拔萃(決算書)其外ヲナス

三、坑内小頭

準備作業及拂作業ニ於ケル、作業實行ヲ知ル、作業跡固メ方ヲ知ル稼行ノ込ミ入ラサル延取ヲナス

十一級

一、古參鑛山小頭

普通準備作業及拂作業ノ實行ヲヨク知レルノミナラス各種「クロスカツト」、斜坑、昇「ブラインドシヤフト」、沿層掘進、堅坑ノ「コムパートメンド」及竪坑ノ掘進作業ヲモ心得居ルモノトス、固メノ總テノ樣式、坑内軌道敷設ヲ心得居リ各種坑内作業ノ簡單ナル計算ヲナス、作業交替ニ當リ普通小頭ヲ指揮ス

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會
議長 ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全權 小澤仁之甫

附錄第三(契約第二十六條)

供給ノ標準及手續

供給ノ基本的標準

(イ)食糧品(一ヶ月)

	勞働者一人當リ	勞働者ノ家族			
		成年者一人	二歲以上八歲迄ノ小兒一人	八歲以上十六歲未滿ノ未成年者一人	二歲以上十六歲未滿ノ未成年者一人
荒目篩小麥粉	六〇フント	三〇フント	一フント	二〇フント	四〇フント
小麥	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
新鮮牛肉(鮮肉及凍肉)	三・五	三〇	一	一〇	一〇
魚(新鮮鹽漬トモ同量ヲ合計	三	一〇	一	五	七
クルツパー	一〇	一〇	三・五	五	五
馬鈴薯	六〇	四五	三〇	四〇	三〇
野菜(人參、赤蕪及其他)	三〇	三・五	三〇	三〇	三〇

右ノ外會社ハ勞務者及其家族ニ充分ナル數量ニテ次ノ物品ヲ外套「シューバ」(短「シューバ」及長「シューバ」雨着、上衣、婦人及子供用外套、長靴下、短靴下、帽子、防寒用繃紗製又ハ馴馬製長靴手袋(註、拇指ノミ離レタル手袋)手袋(註、指ノ別々ノモノ)ヲ會社ノ各種國籍別勞務者ノ需要ニ應シ供給スルコトヲ保障ス

現地ニテ契約書入手後一ヶ月以内ニ組合トノ追加協定ニ依リ各種國籍別(露西亞人、日本人、支那人)ノ勞務者ノ需要ニ應シ追加物資ノ標準ヲ定メ又同樣ニ供給物品ノ配給期間、手續、質及其外ヲ定ムルモノトス

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會
議長 ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社
全權 小澤仁之甫

附錄第四(契約第四十條)

內部管理規則案

內部管理規則ハ勞働法第五十四條ニ規定セル手續ニテ作成シ認可サレ又其ノ中ニ次ノ指定事項ヲ包含スヘキモノトス

一、總則

コノ中新鮮ナルモノ五十%

玉葱	一・五	一・五	〇・五	〇・五	〇・五
砂糖	二・五	二	二	二	二
茶	〇・五	〇・五	〇・二五	〇・二五	〇・二五
鹽	二	二	〇・五	〇・五	二
バタ	一	二	二・五	二・五	二
植物油	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

(ロ)物品(一年)

長靴(勞働用外出用)	二足	一	一	一	一
半靴	一足	一足	一足	一足	一足
オーバーシューズ	一足	一	一足	一足	一足
更紗六〇米	一	一	一	一	一
綿布二〇米	一	一	一	一	一
羅紗八米	一	一	一	一	一
石鹼	一布度	一	一	一	一
煙草	三フント	一	一	一	一
燐寸	五包	一	一	一	一

備考 物品ハ半靴及「オーバーシューズ」ヲ除キ勞働者及其ノ家族ニ對シテ計算セリ

一、企業ノ管理部並ニ總テノ企業ノ勞務者ニトリ規則ノ義務的ナルコト
二、就職ニ當リ勞務者ノ居住證提示ノ義務及居住證ヲ返還スル手續
三、賃銀手帳受領及使用ノ手續ニ付テ
四、醫療救助利用ノ手續
五、泥酔シテ勞務ニ出頭スルコトノ禁止
六、管理部及勞務者相互間ノ接觸（禮儀正シキ、正當ナル及其他）
七、……

二、勞務ニ出頭、勞務及勞務ヲ離ルル手續

八、企業ニ於テ如何ニシテ勞務ヲ行フヤー一定時又ハ一晝夜
九、勞務ニ當リ交替數、勞務終始ノ時間、交替ノ手續
十、勞務ノタメ地下作業入坑ノ手續及交替ノ手續
十一、遲刻猶豫期間
十二、病氣ノタメ勞務ニ出頭セサル勞務者ニ如何ナル證明カ必要ナリヤ
十三、勞務終了以前勞務ヲ離ルヽ手續（許可ヲ得テ）
十四、國家官憲（裁判所及其他）黨、職業組合、或ハ消費組合機關ノ要求ニ依リ勞務ヲ離ルヽ手續
十五、勞務時間中勞務ニ關係ナキ仕事ニ從事スルコトノ禁止
十六、食事ノ爲中斷ノ時刻及長サ（勞働法第九十八條備考）
十七、同シク乳兒ヲ哺育スル母ノタメ（勞働法第百三十四條）
十八、機械、電氣設備、旋盤ノ掃除、手持器具ノ整理、手洗及更衣ノタメ勞務終了前勞働者ニ提供スル時間ノ長サ
十九、時間外勞務遂行ノ手續
二十、勞務計算ノ手續（切符、記號及其他）
二十一、……

三、企業ノ財産利用手續

二十二、洗面所、更衣所、蒸風呂及其他利用手續
二十三、企業ノ手持器具利用手續及移有手持器具（勞働法第八十五條）利用ニ對スル支拂算出方法）
二十四、特別被服、履物及其他（修理、洗濯）修繕及再支給手續
二十五、中和物（牛乳、脂肪）給與手續
二十六、……

四、秩序ノ監視及保護

二十七、番人及見廻ノ義務
二十八、企業ニ局外者ノ入場ヲ許可スルコトノ規則
二十九、……

五、勞務ノ際ノ警戒及天災撲滅ノ手段

三十、作業ノ機械設備及諸機具ニテ（作業ヲ）、許可スル手續、電氣設備取扱規則
三十一、勞務中火氣取扱手續（喫煙、安全燈其他ノ取扱）
三十二、保安方法、爆發物（ダイナマイト）取扱手續）
三十三、天災（崩落、出水、火災及其他）發生ノ際ノ勞務者ノ義務、其不履行ノ責任
三十四、……

六、賃銀、休養時

三十五、勞銀支拂ノ期日及手續
三十六、每週休養日、祭日、祭日ノ前日ノ勞働時間
三十七、間斷ナキ勞務ニ從事スル勞働者ノ出勤日利用手續
三十八、休暇（普通及追加）利用ノ手續
三十九、……

七、義務勞務

四十、管理部ノ指圖ニ依リ課業外時間ニ施行セサルヘカラサル勞務ノ細別及其ノ不履行ニ對スル責任
四十一、天災撲滅ノ勞務
四十二、……

八、內部管理規則變更手續

四十三、……

組合中央委員會員兼
組合極東地方員員會
議長　ゲー・エス・ロクチエヴ

北樺太鑛業株式會社
全權　小澤仁之甫

附錄第五（契約第四十條）

罰則表

一、組合機關トノ協定ニ依リ企業管理部ニテ定メラレタル內部管理規則ハ企業ノ總テノ勞働者從業員及管理部ニトリ義務的トス
二、內部管理規則違反ニ對シテハ次ノ罰ヲ課スルコトヲ得
1　組合又ハ支部ニ公告ヲ以テスル謹責
2　鑛山全部ニ公告スルト同時ニ鑛山委員會（地方委員會）ニ通告スル謹責
3　解雇
三、罰1ハ管理部之ヲ課ス罰2ハ罰ノ原因性質ニ付テ鑛山委員會ニ豫告シテ管理部之ヲ課ス、罰3ハ其總テノ場合評價爭議委員會ノ決定ニ依リ管理部之ヲ課ス
四、本罰則表ノ手續ニテ適用スル解雇ハ退職手當ヲ支給セス又豫定解雇ニ付キ豫告セシテ之ヲ行フモノトス
五、上記罰ハ曆上半ケ年間ニ於ケル落度（第六、七及八條ノ場合ヲ除ク）ノ計算ニ從ヒテ適用スルモノトス、右期間後ハ落度及課スヘキ罰ノ計算ハ新ニ計算サルモノトス、課セラルル罰ハ管理部ニヨリ特利ノ帳簿ニ記入サル

落度及罰ノ細別

六、相當ノ理由ナクシテ適時ニ勞務ニ出頭セス又ハ勞務ノ時間前中止ニ對シテハ

一ケ月中ニ　一度以上三度迄ハ　1ノ罰
一ケ月中ニ　四度以上六度迄ハ　2ノ罰
一ケ月中ニ　六度ヨリ以上　3ノ罰
右ノ外總テノ場合ニ缺勤時間ニ對シテハ支拂ヲナサス
七、漫リニ企業又ハ勞務ノ場所ヲ一時的ニ離レタルトキ
一ケ月一度乃至三度　1、2ノ罰
四度及總テノ場合ニ於テ缺勤時間ニ對シテハ支拂ヲナサス
八、相當ノ理由ナクシテ缺勤シタルトキ
イ、一ケ月二日迄　1ノ罰
ロ、一ケ月二日ヨリ六日迄　2ノ罰
ハ、一ケ月六日ヨリ以上又ハ連續シテ拂日ヨリ以上　3ノ罰
及總テノ場合缺勤日ニ對シテハ支拂ヲナサス
九、勞務ノ合法的ナラサル拒絕
イ、一回ハ　1ノ罰
ロ、二回乃至三回　2ノ罰
ハ、三回ヨリ以上　3ノ罰
但シ勞働者ハ拒絕ノ結果勞務ヲ行ハサル時間ニ對シテハ支拂ヲ受ケス
十、勞務ニ出頭及退出ニ當リ監督規則ニ違反シタルトキ　1、2ノ罰
十一、通行券、番號札又ハ病院券ヲ外人ニ讓渡シタルトキ、番號札ヲ取外シ又ハ表ニ書キ込ムトキハ　1、2ノ罰
十二、管理部ノ許可ナクシテ勞務家屋ニ局外者ヲ入場セシメ又ハ自己ト共ニ入レシメタルトキ　1、2ノ罰
但シ局外者ノ入場ヲ許可セサル組合支部ノ目錄地下勞務、ダイナマイト倉庫、發電所其外ニハ豫メ揭示場ニ揭示スヘキモノトス
十三、非番ノトキ勞務場所ニ至リ又ハ勞務ヨリ外人ヲ誘ヒ出シタルトキハ　1、2ノ罰
十四、不用心又ハ不注意ノ爲メ機械、電氣設備、族盤、精巧機具、豫防設備其外企業ノ財產ヲ毀損シ及電氣設備「アルマツーラ」精巧機械ノ取扱規則違反シタルトキハ1、2ノ罰　故意ナルトキハ3ノ罰
十五、機械及電氣設備取扱規則ヲ遵守セス又ハ警戒方法ニ違反スルトキハ1、2ノ罰若シ右ノ結果他人ニ不幸ヲ來スカ又ハ組織的（三回ヨリ以上）違反ノトキハ3ノ罰、鑛業施行保安規則特ニ瓦斯炭塵爆發豫防方法違反ノトキハ1—3ノ罰
十六、器具、用具、豫防設備及其他ヲ紛失シ、外人ニ讓渡（外組合又ハ支部）シタルトキハ1、2ノ罰、組織的違反ノトキハ3ノ罰、前記物品ヲ管理部ノ許可ナクシテ持出ストキハ1、2ノ罰
十七、自己ノ必要ノ爲管理部ノ許可ナクシテ勞務ヲ行ヒ此目的ノ爲企業ノ材料及之ニ屬スル勞力ヲ利用シタルトキハ1、2ノ罰、組織的違反（三度ヨリ以上）ノトキハ3ノ罰
十八、火事豫防方法ヲ遵守セス、火氣ノ不注意ノ取扱、禁セラレタル場所ニテノ喫煙1—3ノ罰
安全燈取扱規則及爆發物取扱規則違反　1、3ノ罰

十九、勞働者ノ家屋ヲ清潔ナラシムル爲又塵埃ノ適時取片附、便所維持ノ爲之ヲ委任サレタル者カ衛生規則ニ基キ必要ナル方法ヲ守ラサルトキハ1、2ノ罰

二十、就業中睡眠セルトキハI、2ノ罰、責任アル勞務ニ從ヒ居ルトキハ（汽罐、發動機）1—3ノ罰

二十一、酩酊セル狀態ニテ勞務ニ出頭シ又ハ之ニ從フトキ一回ヨリ二回迄1、2ノ罰、二回ヨリ以上3ノ罰

二十二、旋盤及機械ノ破損ニ付テ申出ス又ハ管理部ノ處置ヲ持タス修理セラレサル旋盤ニ於テ勞務シ材料手持器具又ハ族盤ヲ毀損シタルトキハ1、2ノ罰

二十三、管理部ノ勤務上ノ指圖ニ對スル違反（命セラレタル場所又ハ方法ニヨラサル作業）ハ1 2ノ罰、組織的ノトキハ3ノ罰

二十四、企業ノ管理部員、技術部員ニハ次ノ罰ヲ課ス

イ、相當ノ理由ナクシテ修理セラレサル旋盤、機械、電氣發動機及其外ノ補助設備ニテ勞務ノ履行ヲ命シ其結果材料又ハ作業諸機械器具ヲ毀損スルトキハ違反セル組合主任タル機械工及其外ノ管理部員ニハ1—3ノ罰

ロ、旋盤、機械、電氣設備ノ正確ナルコトニ付テノ不災分ナル監督及其修理ニ對シ方法ヲ講セサルトキハ管理部中ノ違反者ニ1、2ノ罰落度ヲ組織的ニ繰リ返ストキハ1、2ノ罰、

ハ、旋盤ノ修理ヲ延引セシメ勞務者ヲ空過セシメタルトキハ修繕責任者ニハ1—3ノ罰ヲ課ス

ニ、勞働者ニ新勞務、材料及手持器具ヲ不適時ニ供給シ其不良指示ノ爲メ空過ヲ伴ヒタルトキハ1—3ノ罰

ホ、管理部ノ許可ナクシテ豫メ不良質ト知レ居ルニ不拘不良質ノ材料及手持器具ヲ供給シタルトキハ1—3ノ罰

ヘ、分配係カ自己ノ責ニ依リ主要倉庫ヨリ必要ナル材料及原料ヲ不適時ニ受領シ其結果勞務ニ空過ヲ來シタルトキハ1—3ノ罰

ト、手持器具ノ供給ヲ遲延シ勞働者ノ空過ヲ來シタルトキハ1—3ノ罰

チ、管理部ノ責ニ依リ勞務ニ於テ廢物ノ規定%ヲ超過シタルトキハ1—3ノ罰

リ、機械ノ豫防設備ノ狀態ニ付委任ヲ受ケタル管理部員、技術部員ノ一定ノ者カ不充分ナル監視ヲナシタルトキハ1—3ノ罰

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會議長　ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社全權　小澤仁之甫

附錄第六（契約第五十二條）

住宅及共產的援助ニ關スル規定

一、會社ハ全勞務者ニ充分完全ニシテ設備サレタル住宅ヲ次ノ範圍ニテ提供ス

(1) 容積ハ住宅ニ於テハ勞務者及其家族各一人ニ付二・五立方「サージエン」、床ノ廣サハ各一人ニ付十六平方「アルシン」トス、一家族中五歲未滿ノ小兒一名ハ別々ノ標準（容積及面積）ヲ利用セス、一家族中五歲未滿ノ小兒二人乃至三人分ノ標準（容積及面積）ヲ利用ス、五歲以上ノ子供及未成年者ハ成年者ト同等ノ基礎ニ基キ住宅ノ標準ヲ利用ス、家族持住宅ノ住宅標準（容積及面積）ニハ各部屋ヲ直接連絡スル溫暖ナル廊下ヲ含ムモノトス

(2) 現存合宿所ニ於テハ居住者一人ニ付容積二立方「サージエン」床ノ面積ハ居住者一人ニ付一平方「サージエン」トス

(3) 窓光面ノ床面積ニ對スル關係　住宅ニ於テハ一對八、共通炊事場及食堂ニ於テハ一對十トスヘキモノトス

(4) 手洗ハ合宿所居住者十人ニ對シ一「クラン」ノ割合ニ依リ設備シ手洗所ニ於ケル床ノ面積ハ各居住者ニ付〇・一平方「サージエン」トスヘキモノトス

(5) 各合宿所ニハ濡レタル被服及履物乾燥ノ爲メ暖氣乾燥場ヲ設備スヘキモノトス

(6) 住宅附屬炊事場床ノ面積ハ「ペーチカ」及「プリター」ノ占ムル面積ヲ除キ二十五人ニ對シ四方「サージエン」以下ナルヘカラス、若シ炊事場カ二十五人以上ノ食物準備ニ使用サルルトキハ炊事場床ノ面積ハ各十人ニ付〇・五平方「サージエン」ヲ增スヘキモノトス

二、會社ハ居住者ノ申立ニ依リ窓枠、戶、硝子、床、天井ノ修繕ヲナスモノトス、又住宅內部ノ壁ヲ一年ニ二回塗替ヲナシ又ハ一年ニ一回壁紙ヲ張ルモノトス

三、會社ハ住宅ニ次ノ備品ヲ設備スヘシ

(1) 家族持各住宅—簡單ナル食卓、炊事用机、居住者一人ニ付腰掛一、炭「スコヅプ」一及石炭用鐵箱又ハ木箱一、火搔一、清潔ナル「バケツ」一、汚水用「バケツ」一、洗濯用桶一（浴場ニ洗濯場ヲ建設シ設備スル迄）水呑杓一、水用十「ヴエドロー」入木桶又ハ金屬製桶一、手洗一

(2) 獨身勞働者ノ各合宿所—各十人ニ付簡單ナル食卓一、及長腰掛二、居住者一人宛ニ小「シカーフ」一、居住者每ニ寢臺及藁蒲團各一、居住者三人ニ付腰掛一

(2) 合宿所各炊事場—食物煮沸用釜一、熱湯用釜一、食物準備用「プリター」一、生水用桶一煮沸飲料水用桶及湯呑各一、石炭用箱一、「スコツプ」一、火搔一、床掃除用「ブラシ」又ハ支那箒一

四、燃料ハ次ノ割合ヲ以テ無償支給スルモノトス

月別	一ケ月	
十月	家族持住宅「ペーチカ」一本ニ付	合宿所同業者組合家屋一立方「サージエン」ニ付
十一月		
十二月		
一月	……五〇布度	五布度
二月		
三月		
四月		
五月		
六月		
七月	……二五布度	三布度
八月		
九月		

五、燈火ハ次ノ割合ヲ以テ無償提供ス

家族持住宅ニ在リテハ各室及炊事場ニ二十四燭光電氣一燈、會社ノ發電所設備替迄各室及炊事場ニ十六燭光電氣一燈トス、合宿所ニハ各机及炊事場ニ五十燭光一燈、會社ノ發電所設備替迄ハ三十二燭光一燈トス、電線送電及「アルマツーラ」（一電球ハ半ケ年間）ハ全家屋（家族持及合宿）ニ對シ會社ノ費用トシ無償トス

電燈ノナキ時又ハ破損ノ時電燈ノ代リトシテ同數量ノ石油「ランプ」ヲ次ノ石油ノ割合ニヨリ提供ス—家族持住宅ニハ（十月乃至四月）一ケ月五「フント」家族持柱宅（五月乃至九月）一ケ月五「フント」、合宿所又ハ居住者十人以內ノ同業組合家屋十月乃至四月十五「フント」五月並乃至九月七「フント」各十人又ハ十人未滿ニ付右ノ外冬期ハ五「フント」夏期ハ三「フント」ヲ支給ス

六、家族持及同業者組合家屋並ニ合宿所ニハ居住者一人ニ付一日二「ヴエドロー」ノ割合ニテ淡水ヲ無償供給ス

七、季節的並ニ臨時勞働者ニ對スル住宅標準ハ現場ニ於テ會社ト組合トノ協定ヲ以テ定ム

組合中央委員會員兼
組合極東地方委員會議長　ゲー・エス・ロクチエヴ
北樺太鑛業株式會社全權　小澤仁之甫

本團體契約ハ一九二七年十月十二日極東地方勞働支部契約書登錄臺帳ニ第十八號トシテ登錄セラレタリ依而支部ノ署名及捺印ヲ以テ之ヲ證明ス

勞働支部長　グニリーツキー
賃銀爭議部長　レイゼンブルグ
極東地方勞働支部ノ印

北樺太鑛業會社の組織

北樺太鑛業株式會社は北サガレン石炭企業組合の事業を繼承して、大正十四年の北樺太石炭利權契約並に大正十五年勅令第九號の基礎に大正十五年八月二十一日創立を見たもので其組織概要左の如し。

資本金其他

◇公稱資本金一千萬圓、拂込資本金四百萬圓、株數二十萬株、株主數一千百七十八名、

◇大株主—三菱合資（三一、一四三株）、三井鑛山（一七、九二五株）、大倉組（一五、二二五株）、大倉喜七郎（七、五〇〇株）、牧田環（七、五〇〇株）、淺野總一郎（三、〇〇〇株）、門野重九郎（三、〇〇〇株）、湯川寬吉（三、〇〇〇株）

役員

取締役會長　川上俊彥
取締役　船田一雄、末延道成、橋本圭三郎、林

幾太郎、藤岡淨吉、加藤五十造
監査役、前川益以、矢島富造

北樺太鑛業會社の業績

第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十日營業開始を見たため翌昭和二年三月三十一日まで八箇月を以て、一營業年度とする上に、創業早々とて其業績の上に大なる成果は無かつたが、同社が北サガレン石炭企業組合から引繼を受けた貯炭の賣行は頗る良好にして其の販途を確立することが出來た。第一年度中の出炭總額は九千四十八噸、年度末現在職員三十九人、鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算左の如し。

總收入金	六二二、七三八・六〇 円
總支出金	六五一、四八四・四五
差引損失金	一八、七四五・八五

即ち二萬八千餘圓の損失を見たとはいへ、設立目論見書に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に對比すれば四萬一千餘圓の損失を輕減したことが知られる。たゞ同社は創立早々工夫の勞働問題で大いに惱まされたため炭坑の諸設備を出來るだけ機械化する方針の下に進むこととなつた。

第二年度

第二年度は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と增加とに鋭意努むるところがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土處炭坑將來の經營に付其基礎を確立することを得た。即ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸增の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の强調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を齎らしたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。

同年度中に於ける株式の異動は、名儀書換件數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末從業員數は職員四十二人、工夫職工數八百四十六人であつた。

第二年度損益計算

收入之部

石炭賣上代	一、五四二、六六〇・二三 円
雜收入	一、九八・八〇
計	一、五四四、二六一・一〇
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三八〇、一二八・二九 円
本店經費	一〇八、五七七・七三
合計	一、四八八、七〇六・〇二
純益金	五五、五五五・〇八
利益金處分	
當期利益金	五五、五五五・〇八 円
前期繰越損失金	四四、二三六・六三
差引	一一、三一八・四五

第三年度

同社第三年度は昭和三年四月一日に始まり、翌四年三月三十一日に終るが、當年度には採炭設備の擴張積取方法の機械化（ベルト、コンヴェール裝置等）其企業經營の上に大なる發展を期し、勞働力增大の爲、現場に於て百二十名、浦鹽に於て百六十名季節勞働者の新增員を行ひ、後者は四月二十九日現場に送り込んだ。これら企業設備の完成勞働力の充實と相俟つて採炭、輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期間中內地一般炭況は需給關係より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる惡影響が無かつた、と報告されてゐる。第三年度損益計算左の如し。

第三年度損益計算

收入之部

石炭賣上代	一、五四二、六六〇・二三 円
雜收入	一、九八・八〇
計	一、五四四、二六一・一〇
支出之部	
石炭原價及諸掛	一、三八〇、一二八・二九 円
本店經費	一〇八、五七七・七三
合計	一、四八八、七〇六・〇二
純益金	五五、五五五・〇八
利益金處分	
當期利益金	五五、五五五・〇八 円
前期繰越損失金	四四、二三六・六三
差引	一一、三一八・四五

第四年度

會社は最初本年度に於て十六萬噸の出來計畫を立て、內十四萬噸の內地輕送を豫定したが、內地炭況は前年にも增して不良を極めたため中途で計畫を變更した。從つて採炭額は十四萬噸見當、內地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企差設備は更に充實擴張され、建設は大體第一期のそれを終つに。尙マーチ炭坑の開拓にも着手する豫定であつたか、之も狀況不良のため、當分中止されることゝなつた。尙ほ本年度の營業成績左の如し、

第四年度收益計算書

收入之部

石炭賣上代	一、六七〇、三四八、三一 円
雜雜收入	三、〇九一、七四
合計	一、六七三、四四〇、五〇
交出之部	
石炭原價及諸掛	一、四八八、〇三六、一五 円
本店經費	一二〇、一九一、九三
合計	一、六〇八、二二八、〇八
差引純益金	六五、二二一、九七

第五年度

五年度は十五萬噸採掘內十三萬噸を內地に搬出する計畫の下に專らドウェ炭坑の十二尺層を採掘して極力事業を進め之が實現を圖つたが共間一般的に露國側の對露企業に對する壓迫あり、自然當社も其影響を被つたのみならず一方においては日本內地の商況頗る惡化し、石炭聯合會が極端な採炭制限を議決せる等の事情もあり、彼此考慮して既定計畫に幾分の制限を加へて結局十三萬噸の採炭に止め、其內十二萬噸を內地に輸送した。即ち炭界の景況は頗る不良だつたにも拘らず大體に於て本年度の計畫と實績とは左したる差異がなかつて而かも賣炭に就ては年毎に買客を加へ、今や八幡、釜石、室蘭、兼二浦等の各製鐵工場方面を始め、瓦斯及セメント方面にも相當供給を見るに至り、成績は頗る良好に運んでゐる。

由來最も懸念されてゐたのは石炭の積出荷役であつたが、今年に至りて設備全く完了せるため一日約二千噸の積取可能となり、埠頭に至る陸上輸送も完全されたため、積取期間を夏期の風の目の二百日と見れば、四十萬噸の積取は易々たるべく此點に就ては十二分に確信づけらるゝに至つた。從つて內地市況好轉せば、現在の設備を以て遺憾なく買客の需要に應じ得らるゝであらう。

翻て山元の稼業狀態を見るに、アカロトナヤに新に三箇所の坑口を開鑿したが、之より第六年度に於て五萬噸、七年度に十萬噸の出炭が豫想され從つて明年度は十八萬噸の出炭が見込まれてゐる事業の進捗に伴ふ生產費の輕減は言ふ迄も無いか、今年の對露勞働團體契約に於ける條件も從來と大差なく、一方借入金の半減、財產減價卸等孰れも可ならざるは無く、若し夫れ對露關係と內地炭況にして好轉せば、その前途は言はずして明からである。

オホツク金鑛利權

利權者　昭和金鑛株會社

利權交涉經過

大正十五年夏季オホツク金鑛地を踏査して歸來せる森田金藏氏等は同じく大阪の實業家にして實業同志會所屬の代議士川崎助太郎氏、後藤伯秘書森孝三氏と共にオホツク地方クフトイ河岸ウラジミルスキー、ブラヴイ、レーヴイの三鑛區約八十萬坪を最も有望なる鑛區と認め、駐日露國通商代表部利權委員との間に該鑛區の利權契約交涉を進めた結果商議數ケ月にして、大正十五年十二月十三日在東京露國大使館に於て圓滿裡に假調印を了し、假契約書は其後モスクワ中央利權委員會の審議を經て人民委員會議に附議され、契約文中物資輸入に關する條項に一部修正が成され昭和二年七月十二日承認を得、同十八日駐日露國通商代表部に於て利權者を代表する川崎助太郎、森田金藏兩氏、露國政府を代表する露國大使ドヴガレフスキイ氏（後日函館の旅行先に携行して）通商代表アニケエフ氏の間に正式調印を完了した。

契約全文は三十八條で、人民委員會の修正條項は現場に於ける物資輸入手數料が假契約では無稅であつたものが百分の二パーセントを利權者で負擔することゝなつた。

利權契約要項

一、利權地域は勘察加縣オホツク市外ヴラジミル

スキー、レーヴイ、ブラヴイーの三鑛區で總面積約二〇〇ヘクター(二百萬平方米突に相當す)

二、期限は試掘期間は一九二七年航海可能の時期より一九二九年九月一日まで採掘期限は二十ケ年

三、利權者は增償として生產高の五%をソヴエート聯邦政府に納入するを要し且つ租稅は單一稅として生產高の五%を同政府より徵收せらる

四、利權者の生產物は原則として露國政府に優先的購賣權を有するも利權者は無稅にて國外に輸出する特權を有す、露國政府が買上げる場合の値段は、ロンドン市場の公定相場に依る

五、利權者は採金企業に必要なる機械及物資の無稅輸入、電信電話の架設使用の權利を有す

六、勞働者雇傭條件はソヴエート聯邦現行勞働法に準じ、外國人勞働者は五十%まで使用することを得

七、利權者河崎助太郎、森田金藏、森孝三の三者は自ら發起人となつて拂込金百萬圓の株式會社を設立して利權企業に當ること

昭和金鑛會社の組織

前揭オホツク金鑛利權を開發するため利權者川崎、森田、森氏等は昭和二年五月十五日大阪に於て昭和金鑛株式會社を組織した

資本金其他

資本金(全額拂込)—一百萬圓、株式總數二十萬株、株主總數五十五名

大株主—河崎助太郎、田中譲、森孝三、森田金藏、大阪商事株式會社

役員

取締役社長—河崎助太郎

常務取締役—森田金藏

同社の企業經過

昭和二年七月利權契約本調印直後常務森田金藏氏支配人綿貫和夫氏、久慈技師外通譯、熟練勞働者等より成る一行は、試掘用機械器具、食糧等を携へ、オホツク現場に赴き、利權契約に基き露國勞働團體契約を締結して、勞働者を雇傭し勞働者住宅の建設、利權地積の測量、ボーリングの結果久慈技師外邦人八名及び露國勞働者を現場に越年せしめて冬季作業を繼續せしむる事とし、森田氏以下一行五名は歸國した。卽ち第一年度は試掘準備作業と、森田常務等昭和三年夏季再び現場に赴いて、試掘地域約八十萬坪の殆んど全域にわたり、試掘を試みた結果、採算を立つるに足る砂金埋藏鑛區無く、一行は一名の邦人留守番を殘して現場を引揚げ歸國した。

昭和金鑛會社は契約地積試掘の不成績に鑑み露國利權委員會に新鑛區の追加出願中であつたが、昭和四年五月モスクワより歸任せる駐日露國通商部利權委員ベークマン氏は同社に對して、中央利權當局が左記條件で追加鑛區を許可するに決した旨を內達した。

一、場所—出願のオホツク、リージンスキー鑛區

一、採掘期限—十箇年

然るに會社側にありては既得三鑛區の契約期限が廿箇年なるに準じ追加鑛區の期限を十五箇年乃至二十箇年に延長せらるべく希望し居るため、此點に就て更に折衝せねばならぬが、兎も角も利權當局が既に許可せる意嚮であるから近く協定せらるゝであらう。

北樺太西海岸アグネオ石炭利權

利權者　阪井組合

本利權は北樺太石油會社並に鑛業會社のそれと同じく大正十四年一月の日露基本條約の規定に從ひ日本政府から當業者代表の一人として推薦を受けた阪井商會代表阪井隆三氏の獲得せるもので、利權契約交渉は、北サガレン石炭企業組合代表として利權會議に出席せる奧村政雄氏に之を委托し、前記二大利權と同じく大正十四年十二月十四日契約締結を見るに至つたものである。

一、利權地域—北樺太西海岸アグネオ河流域

一、利權期限—四十五箇年

其他重要諸條件は、北樺太鑛業會社のそれと大體同樣である。

本利權は成立後既に四箇年を經過するも今日まで企業會社の成立を見るに至つてゐないので、昭和四年七月露國政府より企業計畫書の提出方を要求して來たが、現今の內地炭況では着業に困難に見られてゐる。

北樺太西海岸コスチナ石炭利權

利權者　塚原組合

大正十四年一月、日露基本條約に基き日本政府の推薦にかゝる當業者代表の一人として塚原嘉一郎氏莫斯科に赴き、露國當局との間に北樺太西海岸石炭利權交渉を進めた結果大正十五年二月二十三日契約調印を見るに至つた。但し本利權契約は最初日露基本條約の規定に基き交渉開始されたにも拘らず交渉半にして之を基本條約の基礎によらず、個人の資格に於て獲得することに双方合意成つたのであつた。

一、利權地域—北樺太西海岸アレクサンドロフスク港より南方約二十八哩にして我南樺太國境安別より北二十三哩弱コスチナ河一帶約六露里平方に亘る炭田の試掘及採掘

二、利權期限—三十二箇年

該利權地域は技師ブレオブラジエンスキーの調査報告によれば炭層六層にして、現に露出せるもの三層あり、何れも特種の有煙炭であり、且つ此地域は北樺太西海岸に於ける最も有望なる森林地帶であつて、エゾ松、トド松密生し礦區上の森林は利權者伐採の優先權を有してゐるが、これも炭界不況の影響をうけて着業の運びに至らず、昭和三年十二月露國政府に對し再度の試掘期限の延長る請願してゐるが、同四年中も何等の進展を見な

沿海洲森林利權

一、獲得及失効の經過

叙上の日露基本條約締結により、我が露領林業關係者は始めて露國政府當局と利權交渉開始の基礎を築かれ、關係當業者たる樺太工業、極東森林富士製紙、大倉合名、王子製紙、東洋拓殖、日露興業、秋田木材、亞細亞林業等は露領林業組合なる統一團體を組織し、大正十五年一月、代表梅浦健吉氏外八名の委員はモスクワに向ひ、二月廿三日から露國代表ミンキン氏等と正式交渉を開始し、幾多波瀾曲折を經て兎も角も、組合は第一回木代金の內十二萬五千留及び施業費の中七萬五千留を前納して、昭和二年四月二日農務人民委員代表と廿八日、該利權に基いて露領林業株式會社は東京に創立され、其資本金五百萬圓、拂込二百萬圓、大株主は前記の關係諸會社であつた。乍去、利權契約が企業者に頗る不利なると、更に勞働團體契約も他團體例へば露國極東林業トラスト等に比して遙に不利な條件に置かれてあることが重大な因をなして、第一年度より業績不振を極め、第二年度に入らざるに早くも前途ば全く悲觀されて了つた。是に於て昭和四年一月の重役會議は利權契約煩して露國の回答を促し、一方に於ては作業を中止して昭和二年伐採せる殘材六萬石を十一月まで積取つて內地輸送を終り以て徐ろに對策を練つた乍併其後交渉は依然として進まない。終に昭和五年十二月十一日の重役會議の決議により、支配人柏木孤矢郎氏は一月廿七日モスクワに向つた。

二、利權契約の解除

大なる期待を以て迎えられてゐた利權契約改訂の交渉は、三月末に至りて殆んど絶望視されて來た。是に於て四月一日重役會は愈々最後の態度を決すべく對策を議したが、縱し今にして契約を改訂し得るとするも、企業迄には更に最も難問題視されて來た全露勞働組合との團體契約を結ばねばならぬ。加ふるに勞働賃銀の支拂に要するチェルオネツの買付に就ても、近來は採算上最も困難な事情にある。言ふ迄もなく放棄說が有力であつた。是に於て柏木代表は一轉解約交渉を進め、六月二日彼我代表は解約議定書に正式調印を了り玆に大陸ロシヤに於ける邦人の利權企業は完全に消滅して了つた。而して同社が利權契約の解除に際して對露未納金六十二萬留の代償に引渡した物は、現場殘留物たる企業機械器具其他の物資、家屋卅五棟、レール(十二ポンド)七哩其價格四十五萬圓であつた。超へて十一月五日同社は臨時株主總會を開いて解散案を附議可決したが、同社の缺損は第一年度八十三萬圓、第二年度五十四萬圓第三年度八十萬圓合計二百十七萬圓にして、若し夫れ利權契約以前に溯れば、沿海洲森林事業で日本側の損失した總額は實に一千萬圓に達してゐる

通商關係

日露貿易の沿革

一、明治時代の通商關係

日露貿易の歴史は日露關係の歴史の如く久しく且つ古い。兩國間に通商修交條約の締結されたのは安政二年（一八五五）であつたが、爾來明治の末期に至る五、六十年の間兩國間の通商貿易にはさして見る可き實績が無かつた。それは次の三つに原因を歸せられる。

一　明治維新前は日本が封建的鎖國主義で外國との通商貿易を欲しなかつた。

二　明治維新後も全體としての日本の對外貿易が尙著しく不振であつた上に幕末から兆した日本官民の恐露乃至憎露的風潮が旺盛であつたため對露貿易は特に振はなかつた。

三　日本の取引の直接の對象たる極東西伯利が經濟的にも文化的にも著しく遲れ且つ人口稀薄であつた。

明治八年樺太千島交換、明治二十七、八年戰役後の三國干涉、或は明治三十四年の極東に於ける第一次自由港制度撤廢、明治三十七、八年の日露戰役等はその中間期に多少とも萠芽した日露間の商取引を刈り取るに十分の因を成した。明治三十六年日露戰役直前に於ける貿易左の如し。

日本の輸出

亞露へ	二、二三九、九八六圓
歐露へ	一、一二五、二五〇圓
計	三、三六五、二三六圓

日本の輸入

亞露より	八、二六七、六五二圓
歐露より	二九一、五五八圓
計	八、五五九、二一〇圓

即ち取引總額一千一百九十二萬四千四百四十六圓に達したがそれにつゞく明治三十七年と八年には兩國の貿易は完全に杜絕した。

然るに日露講和後の明治三十九年並に四十年に於ける兩國取引額は如何なる變化を現したかといふに。

明治三十九年

日本の輸出

亞露へ	一〇、四九四、〇七七圓
歐露へ	七七、九〇一圓
計	一〇、五七一、九七八圓

日本の輸入

亞露より	一、四〇七、二三〇圓
歐露より	四〇、九四一圓
計	一、四四八、一七一圓

明治四十年

日本の輸出

亞露へ	五、〇六七、七二三圓
歐露へ	四四一、五六〇圓
計	五、五〇九、二八三圓

日本の輸入

亞露から	一、六五五、六四九圓
歐露から	一七四、八八七圓
計	一、八三〇、五三六圓

右表に明かなる如く、日露戰直後の明治三十九年には兩國の總取引額一千二百二萬百四十九圓を算し、戰前のそれに比し少額の增進を跡づけたが、翌明治四十年には七百三十三萬九千八百十五圓といふ著しい減少を示した。

更に明治四十三年より歐洲大戰勃發の前年たる大正二年に至る四年間の兩國貿易額は次の如き趨勢を以て推移してゐる。（單位圓）

年次	對露輸出額	日本輸入額	合計
明治四十三年	四、三二四、七五九	九七〇、六二五	五、二八五、三八四
同　四十四年	五、六六六、二〇九	一、〇四三、五七六	六、一〇九、七八五
大正元年	六、〇八二、九一三	七四二、七一七	六、八二五、六三〇
同　二年	九、一六八、八三三	七九一、四三九	九、九六〇、二六二

歐洲大戰前四箇年間の兩國貿易額は年々相當の增加趨勢を示して來てはゐるが、而も日露戰役直前直後の如く其總額一千萬圓臺を超ゆるには至らず全體として非常に不振狀態を以て推移し來り、之を目して到底國を隣りする兩大國の正常なる貿易額と見ること困難なる狀態を示してゐるのである。之には種々なる原因が擧げられるが、我國の側について見れば、日露戰爭といふ劃時代的段楷を通過した日本は其後國內經濟恢復と、滿州及朝鮮に對する企業施設に汲々として露國に手を延ばす餘裕を持たなかつたこと、從つて我國と隣接する極東西伯利市場の如き遠隔の獨逸商品や英國商品によつて充たされてゐたことを指摘しなければならぬ。

又同期間に於ける兩國の貿易が大體我國の著しい輸出超過によつて特色づけられてゐる事實も之を指摘しなければならぬ。

歐洲大戰直前たる大正二年の我對露貿易に現れた重要品目別計數を亞細亞露西亞と歐羅巴露西亞とに分つて示せば左の如し。

大戰前重要輸出品目別對露貿易

亞露へ

密柑	五〇五、〇七七圓
林檎	四九六、〇八九圓
生金巾及シーチング	四三四、七一一圓
石炭	四二一、八一七圓
玉葱	二五五、二六二圓
食鹽	一八四、三〇八圓
漁網	一一二、二九八圓
打綿	一〇九、六六二圓
醬油	九六、九七九圓
綾木綿	六五、五二六圓
精米	三三、四七一圓
燕麥	一〇、〇三一圓
蕃藷	三五、八八〇圓
洗濯曹達	三一、五八六圓
藥材化學藥及製藥	一一、五〇九圓
綿織物絲	一四、二八九圓
苧麻繩索	二四、六〇六圓
白木綿	四一、七九八圓
靴足袋	一二、七三〇圓
陶磁器	一〇、四一〇圓
鐵製品	三三、七四六圓
繩索叺及莚藁製	一六、六四六圓
花莚	二六、九三六圓
木製品	一八、四〇二圓

歐露へ

生糸機械製細糸	四、四一五、二四七圓
同太糸	三、六二三、三六〇圓
玉糸其他	四〇、七六二圓
石炭	五七、八七二圓
寒天	三五、三四〇圓
樟腦	五四、二二五圓
絲瓜	二一、五五四圓
竹材	一六、九四六圓

大戰前重要輸入品目別對露貿易

亞露より

大豆	三二六、三七四圓
豆糟	七一、九九二圓
糠	一三、七六〇圓
菜子糟	四五、八八八圓
魚糟	
毛皮	一七、一二三圓
牛皮及水牛皮	六〇、二四二圓
獸骨	二五、一五六圓

註—歐露より輸入なし

品目別に見た大戰前の日露貿易は其取引總額と正比例して不振貧弱を極め、一品目にして五十萬圓に達するは僅かに輸出の部に密柑あるのみであつた。當時日露兩國の當業者並に識者間には此不振狀態に慨して日露貿易發展策とか日露貿易に關する研究とか一再ならず獻策され報告されたのも當然のことであつた。

二、大戰當時の通商關係

然るに日露貿易に異常なる刺戟を與へ、發展を劃したものは大正三年に於ける歐洲大戰の勃發であつた。一寸前述したやうに大戰前まで歐露は勿論遠隔の極東西伯利に至る全露領の輸入市場を風靡したものは獨逸の商品であつた。當時獨逸の製造業者及輸出業者は露國の國情に適當したる品物の製作に苦心し且つ優良品を低廉に賣捌いたばかりでなく、露國の歴史的な商習慣たる長期延取引

に應じ、露領各地に代理店を設置し、或は露國人を自國の製造工場に案内して親善を計る等凡ゆる手段方法を以て自國商品の販路擴張と市場固めに努力した結果、曾て露國市場の風靡者たりし英國商品を追ふて對露貿易の王座を占むるに至つたが、一朝戰亂の結果獨露國交斷絶し獨逸商品の輸入が杜絶するに及んで、露國市場の需要は全然他國に之を振向ける必要に迫られた。ところで英佛兩國は露國と聯盟の間柄であるとはいへ、興亡を賭する大戰のため自國軍需品工業に全力を擧ぐる外他國市場まで顧みる餘裕を失ひ、一方米國は距離遠隔であるといふ關係上、露國の需要は一途に我日本に振向けられることとなつた。

從つて歐洲大戰後の我對露貿易は著しく激增したがその最も顯著なる現れは輸出の方面であつて、殊にその主要品目は戰事工業品乃至一般工業製品であつた。

當時に於ける日露兩國貿易の異常なる發展を明にするため、貿易額と共に、對露貿易の本邦對外輸出貿易に於て占むる順位を示せば左の如し。

本邦對露輸出額と其順位

年次	對露輸出額	本邦輸出總額より見たる露國の順位
大正三年	一二、三八〇、九四〇圓	第八位
大正四年	八九、五三八、四〇二	第三位
大正五年	一五二、一七七、二七〇	第三位
大正六年	八六、七四八、六九二	第五位

戰前大正二年に於ける對露輸出貿易の本邦對外輸出貿易に於て占めた順位は第十一位の低きにあつたが、大正三年には第八位となり、更に翌大正四年、五年には一躍して第三位に進み、米國及支那に次ぐ重要輸出市場となり、從來本邦輸出貿易に於て印度蘭領印度、英國等の占めてゐた地位を打超え、其金額の如きも日露協約の締結された大正五年には一億五千萬圓といふ巨額を算するに至つた。然し之は前述したやうに戰爭といふ變態的現象の產物であつて、この現象の消滅と共に消滅すべき性質のものであつた。このことは其當時に於ても本邦への露國商品輸入額が輸出額に比し著しく低かつた次の事實の中にも反證的に示されてゐる。

本邦對露輸入額と其順位

年次	對露輸入額	本邦輸入額より見たる露國の順位
大正三年	一、〇六五、〇四〇圓	第二十一位
同　四年	四、一七一、七三七	第十三位
同　五年	二、八七七、七八四	第十七位
同　六年	五、〇六八、三一九	第十五位

即ち輸出が第三位に上り一億五千萬圓を越えてゐる時期に輸入は十三位以上に出ず、四、五百萬圓臺に彷徨し大戰前のそれとさして大なる變遷（少くとも輸出のそれに於けるやうな）を見ないのである。

そこで當時日本の當局並に對露關係者は本邦對露貿易のかゝる變態的一時的隆昌から、根底的、永久的隆昌にまで押し進む可く、種々考究し、計劃されたが、それは大正六年に於ける露國兩度の大革命による對露關係大變動のため遂に實現を見る段に至らずして止んだ。

三、革命當時の通商關係

大正六年十一月七日露國勞農革命後の日露貿易は前項に示したところのそれとは違つた意味で之又全く常則を脫した變態的な性質を帶んでゐる。

それは、勞農革命後の露國が市民戰爭と外國の武力干渉と經濟封鎖の重圍の中に在つたためであり、殊に日本の直接の貿易對象たる西伯利地方が革命反革命の諸勢力相搏つて政局動搖し殆んど常態的性質を失つたがためである。而も此當時兩國取引額が相當巨額に達してゐるのは、各國派遣軍の西伯利地方駐滯及び反革命戰亂のための軍需品乃至一般物資需要等に據るものである。兩國輸出入額左の如し。

日露輸出入貿易額

年次	日本輸入額	對露輸出額	合計
大正七年	四、九一三、三三三圓	四五、一一八、三〇八圓	四九、七〇〇、一〇三
同　八年	四、七〇〇、一〇三	七五、六六二、九五	七九、七六二、一九五
同　九年	三、五二八、八六六	二九、七九五、八〇五	三三、三二四、六七一

同　十　年　一三、七四九、九三一圓
同十一年　一〇、五九九、六二八
同十二年　四、五二四、〇〇〇
同十三年　三、五六三、五七六

對露貿易の本邦對外貿易に於ける順位は輸出に於て大正五年第三位、六年第五位から、七年には十一位に落ち、大正八年には軍需品輸送增加等のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し、輸入は七年の十七位から八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつゞけてゐる。

日本軍の沿海州撤退並に露國反革命軍の沒落が完全に實現を見たのは大正十一年秋であつたから、前表の中十二年十三年の輸出品目は十一年以前（日本軍駐兵當時の）のそれとは稍其性質を異にしてゐると見なければならぬ。其當時露國は極東地方をも含めて既にソヴイエト政權に統一されてゐたが、日本との間には尙正式國交の恢復を見ず、大連長春、東京等に於ける交涉瀨踏みの時代であつた。從つて、露西亞革命勃發後大正十三年に至る期間の兩國取引は全然正常な貿易關係としての性質を持つてゐなかつたと云はなければならぬ。

四、國交恢復後の通商關係

大正十四年一月の日露基本條約締結は、兩國關係の諸分野に於ると同樣、通商關係に於ても劃期的なものであつた。兩國間には通商條約とそ未だ締結せられざれ、其基礎はすでに開かれた。殊に同年十二月二十八日、露國の對日通商機關として、露國通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其出張所が設置されるに及んで、露國は此機關を通じて日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じて露國の商品を輸入する道が開拓され貿易關係を斷絶してゐた日露兩國は全く完全に交易し、交換することゝなつた。それは勿論舊時の通商關係其まゝに復した譯ではない。日本側には大した根本的變化は見られなかつたかも知れないが露國側は、その革命的變革によつて貿易組織は國家のモノポリとなり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ、通商が可能となつたことによつてし、かも其モノポリの主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國と根本的な變化が見られ從つて單に貿易方法に於てばかりでなく、貿易品目に於ても幾多の變更が生じて來た。

露國の經濟年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終るが、日露貿易が正規の關係に復した最初の年たる一九二五―二六經濟年度（大正十四年十月一日より大正十五年九月三十日に至る）の兩國取引狀態を露國通商代表部の査定によつて示せば左の如し（但し之はトランデット貨物を含まぬ純日露貿易額である）

日本より露國へ

漁業用品		一、四六八、〇〇〇圓
洋紙		三九〇、〇〇〇圓
麻繩		一四一、〇〇〇圓
金屬		二四一、〇〇〇圓
ワイヤロープ		六五、〇〇〇圓
樟腦		一〇、〇〇〇圓
其他		五七、四〇〇圓
計		二、八八九、〇〇〇圓

露國より日本へ

木材		七、一七八、〇〇〇圓
魚類		二、七〇〇、〇〇〇圓
其他		四〇〇、〇〇〇圓
計		一〇、二七八、〇〇〇圓

即ち第一年度の成果は、取引總額一千三百十六萬七千圓で內日本からの輸出僅に二百八十八萬九千圓であつたに對し露國のそれは一千萬圓を越へ、戰前に於ける兩國の輸出入關係の位置を全く顚倒せしめてゐる。之はその品目が示すとほり我舊對露主要輸出品たる生糸乃至絹製品を始め一般貧澤品の輸出が杜絶したこと、新しい露國の經濟事情乃至經濟組織が日本の當業者に十分に理解されず、且つ金融關係の圓滑を缺くこと等を一方の理由とし、戰前に無かつた露領沿海州木材の輸入が七百萬圓以上の巨額を示してゐること等を他方の理由とする。

だが、第二年度（大正十五年十月一日昭和二年九月三十日）の兩國取引額は輸出に於ても輸入に於ても可なり著しい增進が見られた。其計數左の如し。

日本より露國へ

漁業用品	四、四六九、〇〇〇圓	
洋紙	二〇八、〇〇〇圓	
樟腦	五〇、〇〇〇圓	
茶	五三九、〇〇〇圓	
沃度	二二六、〇〇〇圓	
細綱	三五五、〇〇〇圓	
ワイヤロープ	七五、〇〇〇圓	
其他	一九八、〇〇〇圓	
計	六、一二一、〇〇〇圓	

露國より日本へ

木材	八、〇三〇、〇〇〇圓	
魚類	三、二八三、〇〇〇圓	
白金	四二八、〇〇〇圓	
豆粕	三〇五、〇〇〇圓	
其他	三五六、〇〇〇圓	
計	一二、二〇一、〇〇〇圓	

即ち日本の對露輸出は、前年度に比し二倍以上の增加を見、品目の如きも前年度になかつた絲茶、沃度、ナメシ皮、セルロイド等が新たに加へられ、著しい發展を跡づけた。

又日本の輸入に於ては前年度に比し、一割六分を增加し、同じく新輸入品目として白金其他重要品目を加へた。

尙昭和二年十二箇月間の日露貿易品目別統計を大藏省主稅局の査定によつて示せば左の如し。但し之はトランヂット貨物を包含してゐるので、純日露貿易額よりも增加してゐる）

品目別對露貿易表

（昭和二年十二箇月間）

輸入の部

品名	金額（單位圓）
粟及稗	五五四、〇九三
高粱	一六、二〇〇
大豆	一九四
其他の豆類	五四四
玉蜀黍	五六八
小豆	一、三二三
大麻子	七〇
胡麻子	二五〇
麵	二六、二六六
小麥	三五
小麥粉	四、九四四
豌豆	一、五七五
其他穀物及穀粉	八
麥角	八、三六〇
豆糟	一、〇八一、四五三
其他の飼料	三、六七三、四二三
石炭	六二、五五七
鐵	二、〇一五、三七一
白金	五、三八四、九八一
活動寫眞用フイルム	八九〇、六一六
蜂蜜	一二、二〇〇
酒類	一九四
其他ノ飮食物	五四四
皮革、毛皮	五六八
珊瑚製品	一、三二三
書籍及雜誌	七〇
サントニン	二五〇
藥器	二六、二六六
石絨及同製品	三五
雲母	四、九四四
ゴム衣被覆	一、五七五
製紙用パルプ	八
白揚	八、三六〇
エゾ、トド	一、〇八一、四五三
胡桃	三、六七三、四二三
パインフワーシダー（甲）	六二、五五七
パインフワーシダー（乙）	二、〇一五、三七一
ドロノ木ハコヤナギ	五、三八四、九八一
其他木材及板	八九〇、六一六
木炭	一二八、四四六
木製品	五〇
雜品	二三〇
小包郵便物	二九六
同歐露	二、四二、六五一
旅客携帶品	二九五、三五九
牛骨	五、一六一
壓搾瓦斯	一、九五四
其他船舶同部分品	五〇
	一二、〇〇〇

機械及同部分品	二七五
合計	二四、三五〇、七九一

輸出の部

米及米粉	九八、四六〇
大豆	二、四七二
其他豆類	一六八
小麥粉	八一、一〇四
蔬菜	四、八〇五
蕃藷	一四、九〇七
穀物及種子	二二、一〇七
玉葱	二六、〇五〇
蜜柑	七、一六九
林檎	五、〇三五
其他蔬菜	四、一七五
昆布及刻昆布	一、七三六
寒天	七七二
醬油	四、七五〇
味噌	一、七一六
食鹽	一、七四一
蔬菜漬物	三、〇三九
酒類	一二七
ビール	二五九
其他魚介類	三六五
絲茶	六二八、八二九
精糖	一、五一七、〇三〇
氷砂糖	一三二、〇〇七
密糖	四、七五三
其他ノ砂糖糖菓類	四九 六〇〇
罐壜詰食物 魚介類	一五、六五二
同 蔬菜	一、一七一
其他食料品	三六、二九〇
其他飮料	三、五五四
コンデンスミルク	一、三五四
絲 瓜	五、九五一
鮮 魚	七、九七八
綿織絲	一、一〇四
綿縫絲	二二、五〇五
打 棉	三〇八、六九二
麻絲麻線	一六〇、〇〇七
麻 繩	六、〇九九
其他絲縷繩索紐	八八、〇九九
同材料	三七二、五〇五
繭及絹織物	七一、五三九
綿木棉	二七、八一二
白木綿	三、〇二九
ドリル	七、八八九
綾木綿	四九、三六八
綾金巾デーンス	一三五、二〇〇
生金巾	五〇、三二七
生シーチング	二六、六一二
晒金巾	九二〇
色金巾絆	一八、八一一
小倉織	二、六一八
天笠布	二一、三六二
綿帆布	六五五
綿縮	四九、一五二
綿繻子	五二、二七九
縞木綿地壇	五九四
琥珀織ポプリン	一、一七一
綿フランネル	三六、二九〇
更紗	三、五五四
綿織物	三、七四二
布團及其他ノ布帛	一、三五四
さるまた メリヤス	五、九五一
ブランケツト	七、九七八
洋服	一、一〇四
肩掛	二二、五〇五
綿手巾	三〇八、六九二
綿製浴巾	一六〇、〇〇七
マニラロープ	六、〇九九
レース絲	八八、〇九九
漁網	三七二、五〇五
麻嚢	七一、五三九
綿嚢	二七、八一二
其他布帛製品	三、〇二九
メリヤス手袋	七、八八九
テーブルクロース及履物	四九、三六八
足袋 メリヤス	一三五、二〇〇
帽子（フエルト）	五〇、三二七
同 麥稈	二六、六一二
同 其他	九二〇
モスリン	一八、八一一
其他ノ毛織物	二、六一八
羅紗及セルヂス	二一、三六二
同毛製毛綿製	六五五
衣類同附屬品	四九、一五二
被 褥 布	五二、二七九
身邊雜用雜貨類	五九四
鞄 提 嚢	一三、三〇一
	二、九二一
	三四、〇五三
	二、五五〇
	二、六七八
	三七、三〇〇
	八三、〇三〇
	二、五四二
	八五八
	七、三五七
	五九、八一四
	三二〇
	四三五、三一一
	七、六二〇
	八、〇七〇
	五二、〇三五
	一九、三一六
	一四六、八五二
	二四、八四一
	六、九一六
	二、三六八
	七、九四七
	一、八六〇
	四、八五九
	二、七七四
	二、八三三
	六二、七七七
	三、四一二
	二、七〇二
	四七八

靴紐	一一五
釦(金屬製)	二六
同(貝製)	一、九五九
同(骨角製)	一二三
帶類	四五二
帶子	一七六
貨幣入	一、一一七
其他ノ刷子	六九三
ブラシ齒用	二、四四二
竹行李鞄	七四九
ワイシヤツ肌着	三〇、〇一七
窓掛	一、一六〇
其他袋物	六、一三五
地壇	七二、〇四八
釦櫛(セルロイド)	一九五
肌着(其他)	三、四二〇
齒磨粉	九七一
白粉	三六
煙草紙卷	九、四七〇
石鹼化粧用	一〇、〇三八
同其他	二、〇七〇
クリーム	一、八四九
鉛筆	五〇三
インク	三九六
ペーント	八、八一八
染料顏料塗料塡充料	一〇、〇九一
骨角牙類	四、四五八
樟腦	一〇六、四一四
殺蟲粉	三〇四
其ノ他藥材化學藥及製藥	二七、九一六
賣藥	二四八
菜子油	二五〇
其他ノ油脂臘同製品	一二、二一七
錯酸	二〇一
硫酸	一〇三
阿膠	六五
硫黃	二、〇一七
沃度	二五六、一五五
硫酸銅	五、〇一七
硝酸	一二二
炭化石灰	五、〇一七
金屬粉	一五
鉛炭	一、一四一
大豆油	一一、二六一
鑛油	一四、五七九
燐寸	一、五三一
石炭タール及瀝青	三五
石絨及石墨	一、五五〇
石炭	一、二三一
足袋(其他)	一、八五〇
革	五五九
理化學器同部分品	四、三一一
其他學術器同部分品	四、一〇六
ポンプ同部分品	一三、二四七
ゴム製品	一三、九一五
樂器同部分品	五三八
自轉車同部分品	一二四
車輛同部分品	二、七七三
機械同部分品	一七一、一三七
汽罐同部分品	七、一一〇
電氣機械同部分品	七七、五五〇
電話機同部分品	九一七
船舶同部分品	一四四、八八八
其他硝子同製品	四、一七一
窓硝子	五、一九〇
硝子鏡	三、四七一
硝子コツプ	六七〇
硝子球玉	六一〇
電燈球	四、九六一
ランプ同部分品	一三、三二〇
ホース機械用ベルチシグ	六九九
機械用帶革	三、八八三
革製品	七三八
掛時計及置時計	一、三四四
繩索叭莚	一一五、二一五
陶磁器	一九、五〇七
ナイフ	二八九
玩具(ゴム)	一〇六
同(其他)	一三五
石油	一六七
セメント	四、五二九
靴	二、六六三
履物(其ノ他)	一六、九四三
汽船	四一、八六五
硝子罎	六八
書籍及雜誌	二、九七九
包裝用紙	三、〇五〇
煙草用紙	一、一五八
塵紙	七〇四
帳簿及手帳	二、六二〇

封筒	八二
印刷料紙	一九六、五三五
其他ノ紙類	二五、二三三
屑紙(古新聞紙共)	八三、四三一
其他ノ紙製品	一〇八、八三三
鐵(塊及錠)	一〇、八四九
同(條竿及板)	一一五、一二三
同(線)	一、八九〇
同(筒及管)	九一、二五八
同(線索)	五六、七七七
同(其他)	一一六、三七一
鐵釘類	三〇、七七四
鐵鍋及鐵釜	五九六
其他ノ鐵製品	二一三、三四四
銅製品	二、七五〇
銅(其他及線)	一四、四一一
其他ノ金屬	一一、六四一
眞鍮及黃銅	一一、七六六
眞鍮製品	六五五
琺瑯鐵器	一一、二三七
ブリキ製品	三八二
絕絲電線	四、八一九
ニツケル鑛製品	一、八七八
アルミニユーム製品	九一五
レール	一、五四八
其他ノ金屬製品	一二、二五三
其他ノ鑛物及同製品	七、六〇五
金屬工木工機械	二二、五〇七
木材及板	九五、五〇八
型紙	一八二
農具及工匠具	三九、五三〇
木製品	二四、六〇四
雜品	六六、六七四
連史紙	二、一四九
印刷物	一、〇九〇
屑綿絲屑綿	三三五
ゴム製品	一〇七
雜品種々(其他)	二六、三二八
小包郵便物	六九
同(歐露)	三六五
計	七、九二八、七四四

註 本表は昭和二年一月より十二月に至る全一ヶ年間に日露間に行はれた商取引の總決算を大藏省主稅局の資料によつて品目別に統計したもので此中には純然たる兩國間の取引以外浦潮經由本邦對滿蒙間のいはゆるトランヂツト貨物が含まれてゐる。

昭和三年の日露貿易

一、取引額の激增

一九二七—二八經濟年度(昭和二年十月一日—昭和三年九月三十日)の日露貿易額は駐日露國通商代表部の査定に據れば二千九百七十八萬圓に達したが此中露國から日本への輸入額一千九百五十九萬五千圓で日本から露國への輸出は一千十八萬五千圓であつた。

之を最近數年間の取引額と比較して示せばその發展趨勢左の如し。(單位千圓)

年度	日本の輸入	輸出	合計
一九二五—二六年	一〇、二七八	二、八八三	一三、一六一
一九二六—二七年	一三、六八一	五、八九九	一八、五八一
一九二七—二八年	一九、五九五	一〇、一八五	二九、七八〇

註—一九二七—二八年度に於ける露國より日本への輸入品價額は、兩國の實際勘定に於ては前掲額よりも遙かに少く一千三百萬圓乃至一千三百五十萬圓程度である。從つて一千九百五十九萬五千圓中にはS—F及露國より日本への輸入の約三割額を占むる日本船舶傭船料が露國の對日支拂勘定として加算されてゐるのである

パーセンテージによつて日露貿易の發展趨勢を示せば、一九二六—二七年度には前年即ち一九二五—二六年度より四割一分を增加し、又一九二七—二八年度には一九二六—二七年度よりも六割を增してゐる。一九二六—二七年度に於ける露國より日本への輸入額は、二五—二六年度に於けるそれよりも二割四分を又二七—二八年度に於ける輸入額は二六—二七年度に於けるそれよりも五割四分を增加してゐる。更に日本より露國への輸出を見るに二六—二七年度には二五—二六年度よりも十割四分を、二七—二八年度には二六—二七年度よりも五割一分を增加した。

二、露國より日本への輸入

一九二七—二八年度の日露貿易は前年に比し著しい增進を跡づけたが、就中日本から露國への輸出は激增し、即ち一九二六—二七年度に其前年の二倍高を示したものが、二七—二八年度には更に

二六―二七年度のそれよりも二倍に近い増加を示すに至つた。

露國より日本への輸入は現今に於てはすでにその基本的品目を決定するに到つたが、その中には木林魚類、白金サントニン等を擧げられる。それらの品目別金額左の如し。(單位千圓)

品目	一九二六―二七年 金額	總額との比率	一九二七―二八年 金額	總額との比率
木材	八、九五八	六・六%	一二、二四一	六・一五%
魚類	三、三三六	二・六%	四、三五	三・五%
白金	四二八	三・四%	一、三三六	六・八%
サントニン	—	—	八三五	四・二%
其他	五九	四・六%	九三	六・七%

露國より日本への輸入增加趨勢を品目別比率によつて見るに木材、魚類は、白金、サントニンのそれにやゝ劣つてゐるが、これは後二者の一九二七―二八年度に於ける著しい進出に起因するものである。

勿論前掲の諸品目は露國が日本に向つて輸出することの出來る品目の全部とその限度とを示してゐるのではない。例へば新輸出有望品としての豆粕、亞麻、石油類、鐵鑛、滿俺鑛、銀鉛鑛、鹽、加里鹽、石炭、木炭等は、露國より日本への輸入品目の範圍を擴張し同時に輸出額をも現在以上に增進せしめることが出來る。

三、日本より露國への輸出

日本より露國への輸出入は曾てその分野に於て第一位を占めてゐた漁具並に漁場用品を始め、幾多の諸品目から成り立つてゐる。個々別々に記せば、黑色金屬、漁網、糸、船舶、綱索、食料品、特殊衣服、器械、防水布、藥製品等等である。

この輸出の基礎を成す商品をより具體的に示せば次の如し。

品目	金額	輸出總額に對する比率
黑色金屬	一、九九三、〇〇〇圓	二〇%
漁網及糸	一、九二〇、〇〇〇圓	一九%
船舶	一、二七五、〇〇〇圓	一二・八%
商品及食料品	一、〇三〇、〇〇〇圓	一〇%
絲	八一一、〇〇〇圓	八%
茶	六四一、〇〇〇圓	六%
機械類	六〇〇、〇〇〇圓	六%
沃度	四五八、〇〇〇圓	四・六
マニラロープ	三八二、〇〇〇圓	四%
紙類	一四八、〇〇〇圓	一・五%
モーター	九五、〇〇〇圓	一%
樟腦	六四七、〇〇〇圓	六%
其他		

日本よりソヴイエト聯邦への前記輸出品目の性質について數言を費すことは必しも興味のないことではない、例へは黑色金屬の中には蟹及魚類罐詰用の賦力窯罐が六十五萬圓の多額を占め、造船用鐵材及鐵板が三十三萬五千圓、殘額は罐用及屋根葺用並に其他鐵材によつて占められてゐる。而してそれら鐵材の大部分は純日本製品ではなく日本の再輸出品であることは注目に値する。

漁網の日本より露西亞への輸出に於て同樣に注目を要するのは、日本の統計によると露西亞側の漁網買付が日本に於ける同品の全輸出高の約八〇%を占めて居り、全生産高の二〇%に相當することである。

船舶類では漁撈用カツター(小形曳舟)及クンガース(大形ボート)が六十萬圓に上つてゐるが、中二十五萬圓は蟹工船一隻の購入費である。

特に注目を要するのは日本綠茶の露西亞への進出で一九二七―二八年度は前年度に比し四十萬英封度の增加を示した。即ち一九二六―二七年度に於てはその輸出額は百萬對度であつたのに、一九二七―二八年度に於ては百四十三萬封度を算した。これは日本に於ける同品の海外輸出總額の七・五%に當る。

上記の諸材料から明らかな樣に、日露兩國の物資取引は已にもはや極東露領と日本との交換物資のみ止まらない。反對に、現在では日本の輸出物資が露西亞內地に深く入込んで居り、恐らくその一部はトルケスタンの市場へも入つてゐるであらうと同時に、日本へ行く露西亞の物資もその產地が極東でないものまで加入されてゐることである。白金、サントニン、亞麻等がそれである。

四、貿易發展の障害

兩國間の物資取引發展の障碍は、同通商代表の指示した通り、露西亞側經濟團體の意見によれば、他の諸國に於けるよりも日本に於て比較的商品買付の條件が有利でないといふ點である。具體的に云へばクレヂットの條件である。これらの障碍の克服はクレヂット問題の圓滿な解決の意味に於て兩國の物資取引の、又日本商品の對露輸出の發展の眞實の要因の一をなすものである。

日露貿易の一考察

商工省商務局貿易課發表

商工省商務局貿易課は昭和四年貿易課第二十五號を以て、日露貿易の諸統計に關する考察を發表したが、種々參照になる點も多いので其全文を再錄することとした。但し同發表統計に屬する部分中大藏省昭和二年日露貿易統計は、本年鑑前掲のものと重複するので省略し、駐日露國通商代表部註文帖による日露貿易品目細別表のみ掲げることゝした。(編者)

日露貿易の一考察と云ふも、正確なる貿易統計があつて之を論ずるのではない。只之に關する數字が方々から發表されて居り而も其出所に從て非常の相違があるから其の何れが實際の數字に近いかを判斷する爲めに如何なる方面から發表されて居るかを列記し、之に幾何の斟酌をして見るべきかを多少說明を加へるに過ぎない。

先第一には大藏省の統計を擧げねばならぬ。從來何れの國との貿易を論ずる場合にも大藏省統計を正確なる根據として取扱つて居る。然るに日露貿易に關する限りは此大藏省の數字は其儘之を引用することが出來ない、之は不正確と云ふ意味ではないが他の不要の數字も混つて居るからである。其何れの點が不要にて、那邊に其原因が存するかは追て其項に於て說明する。

次に露西亞側の發表である。之が露國稅關の發表であると可也正確と云ひ得るが稅關の發表は非常に後れ、且つ之を得ること甚だ困難である、從て唯一の利用し得る數字は通商代表部の發表より外にない。然るに此發表に係る數字も亦幾分實際の輸出入額と齟齬し居るからして、全部之を採用すると云ふことも出來ない。其不合理の點も各項に於て述ぶる。

尙露西亞側の發表と大藏省側の分と異る主要點は期間の差異である。後者は曆年によるが前者は前年の十月から今年の九月に至る會計年度によつて居る。即ち三ケ月の喰い違いがある。併し露西亞側の發表は稅關の發表を除いては多く注文高又は契約高である(殊に通商代表部發表の分は然りである)から其實際は大藏省の分と一致する場合が多い。殊に輸入品の大宗たる木材魚類は積取時期たる夏期の輸入が大部であるから三ケ月の喰違いは問題でない。

一、大藏省統計

大藏省の數字によると一九二七年には輸出(第一表)八百六十四萬五千圓、輸入(第二表)、二千六百十三萬二千圓となつて居り、可也の數字に上つて居る。併し之は北滿行の所謂通過貿易額をも包含するもので、實際の日露貿易額と相距ること非常に遠い。砂糖の如きは全部北海產品で、只極少量の豆粕が輸額に露西亞に輸入されるのは此一小部分で年によつては殆ど露西亞に入るのは北滿行の所謂通過貿易額をも實際の日露貿易額と相距ること非常に遠い。砂糖の如き或は綿布の如きは可也多ないと云つてもよい、又日本が輸入する大豆、豆粕の如きは全部北海產品である。露西亞よりは當分輸出の能力すらない。

右の樣な事情であるからして正確なる數量を知らんとせば之等を控除せねばならない、即ち浦潮に於ける通過貿易額を控除せねばならぬ。然るに此通過貿易高は浦潮の分を得ることが六ケ敷い、浦潮稅關では單に數量のみ概括的に擧げて居るが、國別細目になると極大ざつぱで要領を得ない。尙滿鐵にて此種の發表をして居るが、之は國境驛に於ける輸出(第七表)、輸入(第八表)、であつて其仕向先仕入先を日本と限つて居らぬ各國向乃至は各國からの統計である。

大豆の如き大部は歐洲に出され(一九二八年浦潮輸出大豆八十七萬七千七百五十六英噸中歐洲行八十一萬三千三百五十英噸なり)、砂糖綿布の如き瓜哇、上海より直接輸入されて居る高が多い。從て之も單に參考となすに止り、正確なる對露貿易額を算出するについては餘り重要性に乏しい。

斯樣な具合で、何れの統計も長短があつて、純貿易高を算定し得る的確なる材料となるものがない。

更に本論に立戻つて、對露貿易を論ずるに當り、大藏省統計中彼是對比し、補足して見るべき數字がある。其一は輸入水產物であつて、今一つは出漁船漁業用特別輸出品である。

イ、輸入水產物

之は勿論貿易品と見るべきであるが、日本の統計には特別輸入品となつて居て、一般貿易品の中に包含されて居ない。其內容(第十、十一表)を見ると大部は露領からで、其れ丈け對露輸入額は多い理である。併し此水產物中には明かに賣買されず一般輸入品と同一視すべきものと、利權關係によつて日本人によつて捕獲され、貿易品として見

るを妥當としない數字がある。露西亞側の貿易高發表には必ず前者のみを發表して居る（利權による分は之を包含せしめず）、從て露西亞側の發表した魚類の輸入額は、大藏省發表の一般貿易品中の魚類の輸入高に比し非常に多いが、特別輸入の水產物の高に比すれば、非常に少い數となつて居る。之は前述の如き理由によるものである。併し其實際賣買による輸入高は幾何かと云へば、露西亞側の數字を標準とするのが實數に近い樣に思ふ、但し後に記する如き矛盾はある。

ロ、出漁船用漁業用品

通商代表部の漁具の輸入高は四百四十六萬九千圓（一九二六—七年）にて、漁網丈にても、九十萬圓に上つて居る、然るに大藏省の分には、四十七萬五千四百七十八圓に過ぎなくて、此兩者の間に大なる開きがある。一方日本の統計にありては一般貿易統計の外に、特別輸出品として、出漁船用漁業用品として可也計上されて居る、其內容は詳細に知り得ないが、船具の外網もあり、綱もあつて、漁網の如き此形式にて輸出されるもの相當額に達して居ると思ふ。此內容を知れば兩者の關係判明するが、遺憾ながら之は得られない。只、或程度迄此名目の下に漁業用品の輸出され居ることを推定するのみである。其高も亦通商代表部發表の數字より多少多いと思ふ。從て此出漁船用の特別輸出品でも一般貿易品として計上すれば、對露輸出高は相當多額に上る。

次に木材なるが、之も主要輸入品であるが正確なる數字が得られず又日露兩側にて其發表數字が非常に相違して居る。其相違を來す理由は、北滿材を前者は區別せずして合算し、後者は之を除外して居る、又森林利權による材木の輸入高を前者は合計し、後者は除外して居るからである。

二、通商代表部發表統計

露西亞の外國貿易は國家の獨占であつて、國家の許可なくては、輸出入共出來ない。而して海外に於ける其統轄管理は通商代表部が之を行つて居る。之を以て此實權を掌握する通商代表部が發表する貿易統計は、純然たる露西亞のみより又は露西亞のみに向ふ輸出入貿易額であつて、其正確の程度に於ては之に越すものがない理である。併し之にも多少の無理があつて、克く調べないと間違を來し易い。

同じく通商部發表數字でも、會計帳簿上の數字によつたものと、單に契約高によつたものとあつて、普通早く發表されるのは多く後者である、從て對露輸出について云へば註文高を發表して居るのである。依て實際の輸出入とは異なるが 事實註文後一二ケ月後には全部積出され、又取引中キヤンセルされることも少いから、實際の輸出入と殆ど合致する筈である。併し數ケ月に亘る大註文があつて兩會計年度に跨る場合には、大藏省統計の如く、通關商品による數字と多少の喰違を生ずるは勿論である。併し大數から見、又數ケ月後れて統計を見る場合には注文高と輸出高とは殆ど合致すると見て大過あるまい。

更に輸入の方面に於ても、魚類及木材の如き利權による輸入高は通商部發表の統計から除外されて居る、從て玆にも幾分齟齬を來すのみならず、魚類については甚だ面白からざる數字が計上されて居る。即決濟完了の取引即ち代金受授の濟んだ取引丈けが計上されて居ることである、從て現品は既に輸入されて居ても代金未濟のものは計上されず（普通殆ど全取引が代金前渡の制度故代金未濟にて輸入さるゝ場合は實際上絕無なるが）又反對に代金の受授の濟んだものは來年度の契約でも計上されて居る。之は主として會計部の數字が發表されて居る結果である。尙材木につきても亦利權による分は除外され、又代金決濟濟なると否とにより年度が判然しない、從て不用の數字が加算されて居る。之等は會計部の發表數字と事業部の發表數字との兩方面から見なければならぬ大事な點で、或る方面から見ると前記の如き相違を生じて、不正確なりと云ひ度くなる所以である。

然らば魚類木材につきては何れによるを最も實際的かと云へば、魚類につきては、大體に於て大藏省の數字（特別輸入の水產物の高共）によるべく（利權による分は既に述べし如く考慮の必要あるが）、木材につきては大藏省の數字より滿鐵發表の通過品たる木材の數字を控除したるものを實際の數字と見るべきである。蓋し露領材にして北滿を迂回して日本に輸入せらるゝものは皆無と見てよいからである。

三、東京通商代表部註文高

右に述べし如く、日露貿易に關する數字は根據とするに足るものが誠に少い、而して通商部發表

の統計も分類が大雜漠であり、且つ分類しないと同然な程に內容が不明である、例へば漁具として四百萬圓を計上し居るが此の中には、漁網、浮子等は勿論、漁場用の綱索金物、艀等迄も含まれて居る、餘りに不親切である、依て東京通商代表部の註文帖を一々拾つて表を作つて見た（第十七、十八表）只玆に一寸斷つて置きたいことは分類の點で一個所に上げた品名のものは全部此の中に含まれ、他の場所には總量であると云ふ具合になつて居ないことである。例へば或一種の藥品が、或一個所では其品名が明記され居るからとて他に同藥品が絕無とは限らぬ、「其他の藥品」中に入つて居る場合もある。之は一つの註文には同藥品が多額に上つて居るも、他の註文には極少量の場合は一々列記するのを避けて「其他の藥品」中に入れたからである。又金物中、條鐵と帶鐵と幾分混淆して居る嫌はあるかも知れん、又亞鉛引鐵板と、ナマコ板との分類の如きも甚だ曖昧である。之等は實際に分類し統計を作くると假定して、大目に見て貰ひたい。

更に之等表中著しく數字の差異の目立つは沃度で、第十七表は七十萬圓、第十八表は、十九萬八千圓で、通商部發表（第十六表）の數字は前年度二十二萬六千圓、次年度六十萬圓である。之は納入が兩年度に跨つた爲めで、一部を一九二七—八年度に繰越したるに、註文帖から調べた十七、十八表は全部註文期の區劃に據つたからである、其證據としては兩種統計の兩年度分を合計せば、何れも九十萬圓になつて居る。

對露輸出貿易

（自一九二七年十月一日 至一九二八年九月卅日）

駐日露國通商代表部註文帳ニヨル調査

露國へ輸出の部（但シ東京通商代表部ノミノ分）

商品名	價額
綠茶	八〇七、九九〇圓
豚脂	七、〇四〇
裏天	二、〇三五
コンデンスミルク	一二、八〇一
蜜柑	九、一〇〇
ケブラホ	一九、六〇〇
ミモーザー皮	二三、八八二
ワニス	一、三二六
ゴム板	一八〇
ゴム管（醫療用）	二一〇
塗料	二、一二九
オリブ油	一、〇〇〇
フオルマリン	一六、七六八
亞硫酸瓦斯	二八九
酸性粘土	一五〇
鹽化**マンガン**	一五二
メントル	一九、七六五
寫眞用乾板	一一
沃度	一九八、一五七
シンユナ皮	二、五〇〇
ペプシン	一二七
鹽化**キニン**	三、六三五
デフテリア注射液	六、七六
猩紅熱 同	一五五
其他の工業藥品	二三九
脫脂綿	一、〇八〇
ガーゼー	三二
繃帶	二、一八〇
油紙	一九五
其他の各種藥品	四、〇七九
綿帆布製防水**テント**	一七、三四一
綿帆布	一一〇、三三四
マニラ綱	二八七、二〇六
マニラ紐	五一、五八八
綿手袋	一九、一二〇
救命帶	四三〇
漁網用綿撚絲	五九、五八四
漁網	九二二、〇四〇
帆布製桶	八、一四〇
ラミ製漁網	一、二四〇
ラミ製紐	二三、五三二
衣服及雜貨	四八、八七二
印刷料用	一六二、九八一
羊皮紙	一一、一七二
新聞用紙	一六六、四五〇
ボール紙	一四九
書簡紙	二一、〇一一
フールスキヤツプ	八四二
タイプライター活字	三〇、六七八
文具類	二一四
セルロイド枚	一三、四九〇
同板	二三二

鳥模型　一五〇
眼鏡　三六〇
セルロイド眼鏡　一七〇
探海燈　四五〇
ランプ　一、三二一
錫　九八、〇五八
鋼　七四、四〇七
アルミニューム棒　一一、二四五
鉛　四、一一八
アンチモニー　三五五
鑄鐵　二、五〇〇
燐鐵　二、〇五六
クロム鐵　七、九五五
マンガン鐵　二〇、二六八
硅素鐵　九〇
其他ノ種類ノ鐵　一、五〇〇
燐銅　五、二八〇
汽罐用鐵板　六、四二六
亞鉛引鐵板　一四五
帶鐵　二、六三六
條鐵　四二〇
棄鐵　六、一四三
角鐵　二、六七五
瓦斯用鋼管　三三三
船舶用鋼板　七、三六五
汽罐用丸、角鋼　一、五一八
鋼製管、筒　一、一七三
汽罐用鐵管　一、三五〇
瓦斯管　一五、七三〇
ポンプ用管　八、六八七
ボルト　一五〇
釘　三六〇
鋲力　一七〇
ニツケル鍍金鐵索　四五〇
鋼　一、三二一
レール　一一、一七九
同附屬品　六七八
トロツコ　七二五
轉轍板　五二〇
輕鐵用橫桁　八八〇
シリンダー　四、七〇〇
同附屬品　五一〇
ダライ盤及附屬品　四五七
各種大工、手工具　二、六四七
銅　二、六二〇
銅板　九、三八三
銅釜　八二
銅製碗　一四七、五三八
鉛線　五六、九二二
眞鍮(條)　一五二、二九七
亞鉛(板)　一五二、三四五
金網　一、一六〇
絕緣電線　二四、七一九
鐵條網　七、八四八
裸電線　八二、八一七
ゴム被線　二三、四六四
ランプコード　三四、四五二
電纜　六五、〇六〇
海底電線　一、二五六
ランプ口金　八、六八七
滑車　二、二二一
鑢　一一六、六九五
鋸　一、一三四
錨　九八、〇五八
ブロペラー　七四、四〇七
液體容器包裝用鐵　一一、二四五
暖房設備　四、〇〇〇
ヒーター用**ボイラー**　四、一一八
同上附屬品　三五五
ツボ釘　二、五〇〇
蓄電池用鐵　二、〇五六
輕便家屋　七、九五五
トタン葺倉庫　二〇、二六八
銑　九〇
ナイフ　一、五〇〇
磨盤　五、二八〇
モートル絞盤　六、四二六
其他ノ鐵製品　一四五
オイルフイルター(**トランスフオマー**用)　二、六三六
蓄電池　四二〇
乾電池　六、一四三
ダイナモ　二、一二八
同上用機　六、一二八
コンデンサー　三、三三三
ラヂオ部分品　一、五二七
スウツチボールド　一、八五九
ダイナモ附屬品　一二〇
七、五〇一
一、七七三
八八七
一六、二〇〇
六四〇
六六二
二、一六二
四、七四〇
六、五一〇
二二
九三六
七七、八一三
一四、一〇〇
一、七六〇
三六九
五、六五一
三、二五〇
四二二
七八〇
二三四
二七九
一、〇七八
一四〇
五四
二三二
四九四
六三〇
九、三六〇
五七一
一、八五九

碍子　一、六二一
電氣用鐵箱　一七一
トランスフオマー　一二、四三八
ターボゼネレーター　八三、〇〇〇
卓上電話　一〇〇
電話附屬品　二、三六七
點燈設備及附屬品　八一五、四六四
船用及其他ノ**モーター**　三九、二〇〇
モーター附屬品　二〇、八七六
自働變壓機　六、〇七二
モーターポンプ　四、九五九
其他ノ電氣用品　一三、九四七
石油採掘用設備品　一九、二八〇
レザーバー　二二、六五〇
デーゼルエンジン　七九、六七〇
同部分品　三三六
汽罐　九、四〇〇
同附屬品　一二、五一四
蟹罐詰用機械　二四、二一四
製材所用同　五二、二六四
發電所用同　一〇一、六九八
汽船　一七八、〇〇〇
モーターボート　一〇、八〇〇
其他ノ船　一一、四五〇
船用品　二六、九七八
タンク材料　五五、一二〇
動力**ハンマー**　一〇、九七二
破碎機　四八八
穿穴機　四、三九四
絲切斷用機　一、八四六
通商關係　一、七九〇
起重機　七三六
同附屬品　一二、四三八
其他ノ機械　八三、〇〇〇
檢微鏡　一〇〇
寫眞機　二、三六七
同附屬品及材料　八一五、四六四
望遠鏡　三九、二〇〇
遠心分離機　二〇、八七六
轉鏡機　六、〇七二
バロメータ　四、九五九
測量機　一三、九四七
比重計　一九、二八〇
計算器　二二、六五〇
地質學實驗用品　七九、六七〇
其他ノ科學用器具　三三六
コンパス　九、四〇〇
寒暖計　一二、五一四
ロツグ　二四、二一四
天文學用器　五二、二六四
目醒時計　一〇一、六九八
爆發器　一七八、〇〇〇
歩數計　一〇、八〇〇
高度計　一一、四五〇
其他ノ測量機　二六、九七八
秤　五五、一二〇
製圖具　一〇、九七二
其他ノ各種器具　四八八
活動寫眞機　四、三九四
スクリン　一、八四六
外科用品　一、七九〇
切斷用機　六四〇
產科用機　三六〇
齒科用機　二三〇
眼科用機　七五〇
耳科用機　四五〇
鼻科用機　六〇〇
其他ノ醫療機　一、三三〇
病人用椅子　一〇五〇
調帶　一、〇〇二
肉切機　二八二
圓砥石　六四
蠶種紙　一、〇七〇
桑種子　二五六
其他ノ種子　一五二七
鍊炭用釜其他　七〇〇
マイカ板　二九四
鉋製造用**ココア**實　六三〇
コルク皮　九、三六〇
其他雜品　五七一
合計　五、〇三五、〇七〇圓

其他ノ米（籾ヲ含ム）　三五、六一八
大豆　八一八
小豆　三、二六一
隱元豆　三〇九
其他ノ豆類　二、五八六
小麥　二三六、四五四
澱粉　二、一六二
其他の穀物　一二二
芥子　二
其他ノ穀物及種子　二八、〇二九
玉葱　二四、四五一
馬鈴薯　三四、〇六四
其他ノ野菜　一〇、三八三
乾蔓　六
椎茸　二六
乾大根　一、七二五
其他ノ乾物　五三八
蔬菜漬物　一、〇八二
密柑　一二、七三五
林檎　一七、四二〇
栗　二〇〇
其他ノ夥多核子　一三、一六五
綠茶　一、八一七
同（歐露）　八〇四、五一六
其ノ他ノ茶　二、五〇一
精糖　二二四三、九九二
氷砂糖　八八、三五三
其他ノ砂糖　一六、三八五
菓子　二〇、八二二
昆布　一、二二六
鰻　三五、六一八
鱈　八一八
其ノ他乾魚　三、二六一
鮭及鱒　三〇九
其他の鹹魚　二、五八六
煎魚　二三六、四五四
貝柱　二、一六二
乾鰕　一二二
海鼠　二
鰹節　二八、〇二九
海苔　二四、四五一
寒天　三四、〇六四
味噌　一〇、三八三
醬油　六
鑛水　二六
其他ノ飲料　一、七二五
コンデンスミルク　五三八
罐詰、壜詰（鳥肉）　一、一八五
同（蟹）　四六、五四四
同（鮭、鱒）　四六
同（其他ノ魚）　三六
同（鮑）　五、二〇五
同（其他ノ貝）　一、一九三
同（筍）　一、〇〇二
罐詰、壜詰（其他ノ蔬菜）　一
同（調味料）　八、五三八
同（其他）　四、九〇二
清酒　一八、六五〇
ビール　一、〇四二
其他ノ酒類　二八七
食鹽　一、四〇七
其他ノ食料品　一、八五九
紙巻烟草　八一、六四二
其他ノ烟草　一〇、四三五
毛皮　二、五七四
其他ノ毛皮角牙類　一、四九二
機械用帶　一三、四六四
其他　二、〇三四
其他ノ皮毛牙類　四、八四五
亞麻子油　四〇七
大豆油　一、五七六
菜子油　四、五三九
其他ノ鑛油　一、〇四一
化粧用石ケン　四七、八三三
其他ノ石ケン　四、九八九
化粧用クリーム　五、七二三
香水及香油　二、一一〇
其他ノ油脂臘及同製品　一、一八五
膠　四六、五四四
硫黄　四六
ヨード　三六
醋酸　五、二〇五
硫酸　一、一九三
硝酸　一、〇〇二
炭化石炭　一
樟腦　八、五三八
薄荷腦　四、九〇二
殺蟲粉　一八、六五〇
蚊取線香　一、〇四二
齒磨粉　二八七
白粉　一、四〇七
其他ノ油製薰香類　一、七九一
ガーゼ、脫脂綿、ホータイ材料　三、〇六八
賣藥　六八五
其他ノ藥材化學藥　五三、三九九
爆發藥　二、〇八五
燐寸　三、七〇四
金屬物　二九
鉛丹　九一四
コールタール及ピッチ　二、四九〇
鉛筆　一、六四二
インク　二四〇
ペイント　三二、二一八
其他ノ顏塗染墳充料　六、四〇五
石綿及同製品　一、九一五
石炭　五、四六三
セメント　二三、〇七八
其他ノ鑛物及同製品　一四、八四二
陶磁器　二五、三三九
同（歐露）　一六九
窓硝子　五、五八四
其他ノ壜　四一六
コップ　六八三
食器　一、一〇九
眼鏡　四五四
鏡　一、九八九
其他ノ硝子製品　六、一〇三
マンガン鑛　二、五一六
鐵（塊及錠）　五、九一六
同（線及竿）　一三六、八二一
同（板）　二〇二
同（線）　一、七九一
同（線索）　三、〇六八
同（圓及管）　六八五
其他ノ鐵　三、七〇四
銅（塊及錠）　二九
同（板）　九一四
同（線）　二、四九〇
其他ノ銅　一、六四二
鉛管　二四〇
安知母尼眞鍮及銅（條竿）　三二、二一八
同（板）　六、四〇五
同（線）　一、九一五
其他ノ眞鍮　五、四六三
其他ノ金屬絕緣電線　二三、〇七八
農具　一四、八四二
工匠具　二五、三三九
鐵釘類　一六九
双物　五、五八四
縫針　四一六
琺瑯鐵器　六八三
鍋及釜　一、一〇九
ブリキ製品　四五四
其他ノ鐵製品　一、九八九
銅製品　六、一〇三
眞鍮製品　二、五一六
安知母尼製品　五、九一六
アルミニユーム製品　一七一
ニツケル鑛製品　二〇二
其他ノ金屬製品　一、七九一
掛時計　三、〇六八
置時計　六八五
醫療機　五三、三九九
理化學機　二、〇八五
樂器　三、七〇四
電話機　二九
其他ノ學術機　九一四
自轉車部分品　二、四九〇
ゴムタイヤー　一、六四二
其他ノ車輪部分品　二四〇
汽船　三二、二一八
其他ノ船舶　六、四〇五
汽罐　一、九一五
電機機械　五、四六三
ボンプ　二三、〇七八
金屬工及木工機械　一四、八四二
印刷機　二五、三三九
其他ノ機械　一六九
絲瓜（ヘチマ）　五、五八四
竹材　四一六
其他ノ竹製品　六八三
鐵道枕木　二、一〇九
箱板及樽板　四五四
其他ノ挽板　一、九八九
丸太割材　六、一〇三
木炭　二、五一六
繩索叺及莚　五、九一六
花莚（草製）　一七一

三六二
七八〇
一、四四九
二三六
九八八
二、一六〇
一二八
二〇〇
三三六
一一七
一七、九四五
一二、三七四
七、二五七
二八〇
四、九二九
四、五二九
五、七〇三
二、二七八
六、二八一
四、九八四
二六〇
一、〇五五
六七七
二、三三〇
二、九九七
一五、二〇七
三、八五五
五四四
一、〇七五
食鹽　一、八五九
其他ノ食料品　八一、六四二
紙巻烟草　一〇、四三五
其他ノ烟草　二、五七四
毛皮　一、四九二
其他ノ毛皮角牙類　一三、四六四
機械用帶　二、〇三四
其他　四、八四五
其他ノ皮毛牙類　四〇七
亞麻子油　一、五七六
大豆油　四、五三九
菜子油　一、〇四一
其他ノ鑛油　四七、八三三
化粧用石ケン　四、九八九
其他ノ石ケン　五、七二三
化粧用クリーム　二、一一〇
香水及香油　一、一八五
其他ノ油脂臘及同製品　四六、五四四
膠　四六
硫黄　三六
ヨード　五、二〇五
醋酸　一、一九三
硫酸　一、〇〇二
硝酸　一
炭化石炭　八、五三八
樟腦　四、九〇二
薄荷腦　一八、六五〇
殺蟲粉　一、〇四二
蚊取線香　二八七
齒磨粉　一、四〇七
ニツケル鑛製品　三、八七八
其他ノ金屬製品　一二、一八三
掛時計　一、五二七
置時計　一、六八三
醫療機　三、四四四
理化學機　一七、三一九
樂器　六七〇
電話機　七、一八〇
其他ノ學術機　一〇、七八一
自轉車部分品　一〇〇
ゴムタイヤー　三一七
其他ノ車輪部分品　二三、二〇七
汽船　二一二、六〇八
其他ノ船舶　三六二、八七九
汽罐　一一八、六四七
電機機械　八二、一四一
ボンプ　三三、三九七
金屬工及木工機械　六八、六一七
印刷機　三〇、五六四
其他ノ機械　二六二、八四九
絲瓜（ヘチマ）　五五〇
竹材　四、七二八
其他ノ竹製品　三、八五六
鐵道枕木　二二〇
箱板及樽板　五〇
其他ノ挽板　二四〇、一一二
丸太割材　三、五七八
木炭　一、五四七
繩索叺及莚　一三二、七一八
花莚（草製）　六六五

疊表	六六五
其他ノ蓆	一、四一七
和傘	一三二
木製品	五三、三二七
漆器	一一二
ゴム製品	六、六九九
セルロイド	七、五六六
同製品	一四八
ブラツシユ(髮用)	四四八
同(齒用)	九四七
同(衣服用)	二六四
同(其他)	四、〇一六
電球	四、五九七
提灯	二二
ランプ	一八、〇七八
行李旅櫃(竹)	一四〇
同(柳)	二、一四一
同(革)	二、二七〇
貝櫛蟇口	二、五六六
玩具(セルロイド)	八、六五五
同(陶磁器)	一七六
肥料	二九
其他ノ雜品	一二七、二二四
小包郵便物	三五八
同(歐露)	七五一
麻繩	四三一、八五九
麻糸及麻線	四一、五六四
其他ノ線繩紐類	一〇〇、三二三
打綿	二、四四〇
綿織糸(二〇番迄)	一、五六三
同(四〇番迄)	四、〇七一
同(六〇番迄)	一〇一、三〇七
綿縫糸	一、〇二六
麻類(屑及故を含む)	一、六〇四
毛糸	一
紡績絹織糸	九一
屑糸及屑綿糸	三五、〇八八
其他ノ糸縷及同材料	三二、八九六
生地綿布(白木綿)	一、三八二
同(綾木綿)	七、四四九
同(金巾)	一、八四二
同(シーチング)	六〇、七〇一
同(天竺布)	二八四
同(帆布)	五四、八九一
晒木綿(白木綿)	一、六〇六
同(綾木綿)	一、八一〇
同(金巾)	二、八三九
同(天竺布)	二、三七二
晒綿布(其他)	二五一
其他ノ綿布(綾木綿)	二一九
同(細綾)	六〇九
同(小倉織)	九七
同(金巾)	一九二
同(モスリン)	一、三八九
同(ボブリン)	八八五
其他ノ綿布(其他)	三、四九〇
カンヴアス	二〇六
其他ノ麻織物(綿入ヲ含ム)	三
モスリン	三、六〇〇
羅紗及セル地	八、一六九
其他ノ毛織物(綿入ヲ含ム)	六二四
繻子	一、〇二二
琥白織及ボブリン	五六二
富士絹類	四一二
縮緬	四、三九一
其他ノ絹織物(綿入ヲ含ム)	二、七五九
襤褸	一五、四二四
其他ノ布帛	四、七五四
ブランケツト	一一、七四二
ブランケツト(毛製及毛綿製)	二六、八九四
テーブルクロース	一、八五六
リボン及レース類	五二一
打紐眞田紐類	六〇
綿手巾	一、二六八
綿タオル	一一、五三五
蒲團	一一、九五三
敷布	九、〇九五
漁網	一、四一七、五五四
ランプ心	三九
ホース及機械用ベルチング	一三、六七九
麻袋	四、二一一
別項ニ掲ゲザル絹製品	三一
其他ノ布帛製品	一〇六、六三五
ワイシヤツ	六九四
其他ノワイシヤツ	三、四六一
カラー及カフス	三〇〇
綿メリヤスシヤツ	一九、六四七
綿縮製シヤツ	一、九一五
其他ノシヤツ	一〇、一八二
布帛帽子	五、七四五

フエルト帽子	三、六九七
麥稈帽子	二四九
其他ノ帽子	二四九
メリヤス手袋	三六、七三七
メリヤス靴下(其他)	二三、一四八
足袋	五、八三七
靴	四三、〇〇三
靴(ゴム製)	一〇一、七〇五
スリツパー	九九一
其他ノ履物	三、七一七
鈕釦(貝製)	五五六
同(其他)	一、二七三
其他ノ身邊粧飾用品	一八三
帶類	一一
腿子	一、〇四三
メリヤスさるまた	一、八五〇
洋服	一一五、四六四
其他ノ衣類及同附屬品	一〇二、二四六
印刷用紙	三九四、三〇七
煙草用紙	九二
連史紙	三、四五八
板紙	三九九
半紙及美濃紙	五、二〇一
包裝用紙	八、一九六
塵紙	六五〇
其他ノ紙	六、八八五
帳簿及手帳	六、五三八
封筒	二七三
紙製ナプキン	五〇
レーベル	二七五
書籍及雜誌類	一、六〇八
其他ノ印刷物	二、五九四
屑紙	一五九、二〇八
其他ノ紙製品	五、七〇六
輸出合計	一一、七六一、七三三圓

輸入ノ部

小麥	八八、五九四
粟黍及稗	三
高粱	九、三四六
玉蜀黍	一四、五四六
大豆	一、六三七
大麻子	一九、一五二
其他ノ穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)	一、三八二
其他ノ核子(1)	二八五
菓子(1)	九〇
魚介類	一、二九三、一五二
其他ノ魚介類(1)	四三、五九一
鹹魚	一、二一八、六七二
乾魚	一四、六八五
其他ノ魚介類(2)	五、六五八
其他ノ酒類(1)	七〇一
紙卷煙草(1)	八〇〇
蜜蜂	一〇〇
蔬菜果實及核子	八
其他ノ核子(2)	三五九
蜂蜜	三四四
菓子(2)	七〇九
其他ノ魚介類	四三四
天然バター	六〇
人造バター及ギー	九九八
天然醱酵ニヨル葡萄酒(壜入モノ)	五九
其他ノ葡萄酒	六七四
其他ノ酒類(2)	一、〇一四
其他ノ酒類(3)	一一二
鹽	一
紙卷煙草(2)	九六〇
其他ノ毛皮	二、七七六
豚毛	一、九六〇
獸骨(醫藥用ノ物ヲ除ク)	一三一、七二四
獸角(同)	一三
獸蹄	五、二三四
貝殼	一
其他ノ皮革(牛、水牛、馬、緬羊及山羊)	二二八
其他ノ牛、水牛及馬革	一三
魚油	一一三
原油及重油(二〇以下)	三、一九三、二二六
同(廿五以下)	二三三、〇六〇
同上(卅以下)	二八
重油及原油其他	四
其他ノ鑛油(比重〇・九二一八以下)	一六
石鹼(薰香ヲ付シタルモノ)	一八
(歐露)	二一
石鹼(其他)	四五
香水(其他)	一四八
歐露	七
其他ノ油脂蠟	一
其他ノ油脂蠟(歐露)	

其他ノ布帛製品　二三
同（歐露）　五
同　同（歐露）　七〇
ボ　ロ　一五七
同右（歐露）　一五
其他ノ屑又ハ纖維（歐露）　一四〇
大麻（歐露）　一、一四五
亞麻及苧麻　八
其他ノ鑛物及同製品（歐露）　四六五
ポートランドセメント（歐露）　一七
コークス（歐露）　一、三九一、九三二
石　炭　一一、四八二
石絨同製品（歐露）　二
石　一〇
硝子、同製品（歐露）　一、一八〇、五七一
鑛及金屬　七六一、八八三
同（歐露）　二三〇
機械（歐露）　二九、九四六
バインファーシダー　二、三五三、六二七
其他ヘムロツク及プルス一五〇m/m以上　三三、八六九
同右（其他丸太及割材）　一〇、三〇六、〇九九
ドロノ木及ハコヤナギ　九、五八二
胡　桃　七七、〇六〇
經　木　五四
其他ノ木材　一一二
石炭（燃料用）　七九
木製品其他　一〇
同（歐露）　一〇
齒磨粉其他調製薫香類（歐露）　一〇
其他ノ藥材化學及製藥ノ調合品（歐露）　一二〇
ビツチ

紙、紙製品書籍及繪畫　三一六
同　同（歐露）　五八、八二四
寫眞用フイルム（歐露）　三九〇
ビリヤード、クリツケツト等の遊戲具及同附屬品（歐露）　一五七
飼　料　一五
皺　一四〇
骨　粉　一、一四五
豆　糟　八
フイシユグアノ　四六五
其他ノ肥料　一七
小包（贅澤品課稅分）　一、三九一、九三二
小包（其他）　一一、四八二
同　（歐露）　二
旅客携帶品　一〇
同　（歐露）　七六一、八八三
同上其他　二三〇
同　（歐露）　二九、九四六
輸入合　計　二三、八六七、八三一圓

昭和四年の日露貿易

大藏省發表【十二箇月間】

昭和四年一月—十二月

輸出の部

品名	金額（單位圓）	
百合根	五四、七一九	一、〇七〇
其他の植物及動物		一、〇七〇
玄米		一二、四九六
其他の米（籾を含む）		二、六九〇
大豆		二〇三
豌豆		一、〇六二
隱元豆		三、九八一
其他の豆類		一、二五五、四六八
小麥粉		七八三
澱粉		五、六七〇
其他の穀物		四八、七一一
其他の穀物種子		二八、六五一
玉葱		二八、六六五
馬鈴薯		一一、四五六
其他の野菜		六六
乾蔓		五五三
推葺		四、〇九二
干大根		三八、〇五六
蔬菜漬物		一、二三三
蜜柑		六、二二八
林檎		一二八
栗		八、一六二
其他の果實及核子		二、五六四
綠茶		一、〇五二
其他の茶		九二八、〇三九
精糖		七五、九九五
氷砂糖		一三、九一五
其他の砂糖		二三、九五四
菓子	三四二	六七二
昆布（刻みたるものを含む）		六四八
鰹		
鱒		

精　米　一四三、一一二
其他の米（籾を含む）　六四三
大　豆　二、六九〇
豌　豆　二〇三
隱元豆　一、〇六二
其他の豆類　三、九八一
小麥粉　一、二五五、四六八
澱　粉　七八三
其他の穀物　五、六七〇
其他の穀物種子　四八、七一一
玉　葱　二八、六五一
馬鈴薯　二八、六六五
其他の野菜　一一、四五六
乾　蔓　六六
推　葺　五五三
干大根　四、〇九二
蔬菜漬物　三八、〇五六
蜜　柑　一、二三三
林　檎　六、二二八
栗　一二八
其他の果實及核子　八、一六二
綠　茶　二、五六四
其他の茶　一、〇五二
精　糖　九二八、〇三九
氷砂糖　七五、九九五
其他の砂糖　一三、九一五
菓　子　二三、九五四
昆布（刻みたるものを含む）　三四二
鰹　六七二
鱒　六四八

其他の乾魚　一、一二八
鮭及鱒　一八五
煎魚　二、二一三
鮑　三五
貝柱　四、七二二
其他の乾貝　四五
乾鰕　一六
鰹節　二四四
海苔　七三一
寒天　三六
味噌　二九、八五七
醬油　二〇、〇五一
礦水　二二一
其他の飲料　五、六五〇
コンデンスミルク（粉狀ものを含む）　四、九六八
罐罐詰（鳥獸）　一、〇四三
同右（蟹）　五、九六一
同右（鮭、鱒）　一〇、二九八
同右（其他の魚）　一四五
同（鮑）　八〇八
同（其他の貝）　四六五
罐詰罐詰（筍）　二、九六〇
同（其他の蔬菜）　九、六九八
同（調味料）　一七、五七二
同（其他）　二二、五三三
清酒　一、〇二三
麥酒　一、八〇七
其他の酒類　二五二
食鹽　三八、八九五
其他の食料品

紙卷煙草　一二、四九六
其他の煙草　六、八八七
皮毛角牙類　一一、一二五
鞣革　一六
機械用帶　四、七二二
其他の革製品　四五
其他の皮毛角牙類製品　一六
亞麻子油　二四四
大豆油　七三一
菜子油　三六
魚油　二九、八五七
石油　二〇、〇五一
其他の鑛油　二二一
硬化油　五、六五〇
化粧用石鹼　四、九六八
其他の石鹼　一、〇四三
化粧用クリーム　五、九六一
香水及香油　一〇、二九八
其他の油脂蠟同製品　一四五
膠　八〇八
沃度　四六五
醋酸　二、九六〇
硫酸　九、六九八
硝酸　一七、五七二
炭化石灰　二二、五三三
樟腦　一、〇二三
薄荷腦　一、八〇七
殺虫粉　二五二
蚊取線香　三八、八九五
齒磨

白　粉　一二、四九六
其他の油製香料類　六、八八七
ガーゼ、脫脂綿、繃帶類　一一、一二五
賣　藥　一六
其他の藥材化學藥等　一七、五五八
爆發藥　六、九九八
燐　寸　五九五
金屬粉　三、七六四
鉛　丹　七、一三九
コールタール、ビツチ　五、八二三
鉛　筆　一三、〇三〇
インク　一、二六三
ペイント　二八、〇六九
其他の染料、顏料、塗料　八、一九四
麻　繩　三、〇六六
麻糸及麻繩　八、三九九
其他の繩繩、紐類　八一二
打　綿　二、三九四
綿絲糸（二十番迄）　二六、一六三
綿織糸（六〇番迄）　七
線縫糸　二八、三〇〇
麻　類　一三六
毛　糸　七七五
屑綿及屑綿糸　一一
其他の糸縷、同材料　一〇、三九〇
生白木綿　二、二八八
綾木綿　一、一二三
金巾　二、一一八
シーチング　二五〇
生帆布　一、一〇二

晒綾木棉　一、〇四八
晒縮　五一三
フランネル　四二五
晒金巾　一一、〇〇一
晒シーチング　二、四一二
晒天竺布　八四〇
其他の晒布　七、八八七
縞木棉　一九五
色木棉（綾）　九
細綾　三二〇
小倉織　一、二三八
更紗　一、九七二
其他のモスリン　二、五七〇
帆布　二〇八
ポプリン　五一六
其他の綿織物　一五、六〇一
其他の麻織物　三、八九九
モスリン　五、六一七
羅紗及セル地　五〇、一〇四
其他の毛織物　一〇、三二五
甲斐絹　五一七
繻子　二、五九三
琥珀織　三、三七九
ボンジー　五、七六七
其他の絹織物　三、二七五
縮緬　二、四八五
其他の布帛　五、二六八
ブランケツト（綿製）　六二八
同（毛、毛綿製）　八、〇八二
段通　五八七

リボン及レース（絹製）　一、一九一
同（其他）　五六、六〇七
打紐、眞田　一六五、六〇二
綿、タオル　二六二、一八六
蒲團　二五三
敷布　七、三〇一
漁網　一八、五六〇
ランプ芯　一、九四五
ホース、機械用ベルヂング　一五、二一四
麻袋　三、〇五三
其他の布帛品　二九八
絹ワイシヤツ　五、九二〇
其他のワイシヤツ　九、四九〇
絹メリヤスシヤツ　二〇、五〇七
其他のシヤツ　七、八四九
布帛帽子　一一、〇〇二
フエルト帽子　六二、九六七
其他の帽子　二四、七九五
メリンス手袋　二七、〇四八
靴下（絹）　三二、九二二
同（其他）　二、二六四
足袋　四八
靴（革製）　二三三
ゴム靴　一、〇三九
スリツパ　八三〇
其の他の履き物　九、二九八
杏紐　八九九
貝釦　三、一一八
セルロイド釦　三〇七、九一三
其他の身邊裝飾品　一五、五七九

メリヤス猿股　二九七
洋服　三一二
其他の衣類及附属品　六五九
印刷用紙　七、一六〇
板紙　一、九九八
半紙、美濃紙　二三、九九四
包裝用紙　二、七四五、一八八
塵紙　七〇二
其他の紙　二、二六二
帳簿及手帖　九、八〇八
封筒　三一、六四一
書籍及雜誌　三五一
其他の印刷物　五四〇
屑紙　二、七〇〇
其他の紙製品　一六、五八三
石綿及同製品　二、九一一
石炭　五八七
セメント　五、八九八
其他の鑛物同製品　一〇五、八五三
陶磁器　三、八九〇
窓硝子　二〇、六〇九
其他の硝子製品　一三、七三二
コツプ　三〇、〇〇二
眼鏡　七三、六五八
鏡　二三〇
其他の硝子製品　七一、五八一
鐵（塊及錠）　三三三
同（條及棹）　二、〇一五
同（鈑）　一、五一四
鐵（線）　一九八

掛時計　五〇
置時計　八八、二七四
醫療器械（部分品共）　二九三
理化學器械（同右）　一七、八四九
樂器（同右）　四八三
電話器（同右）　二、〇三三
其他の學術品（同右）　六、三九四
自轉車（同右）　四、九七三
ゴムタイヤー　二五、七一〇
其他の車輛　四三五
汽船　二、五六〇
其他の船舶　一、二二四
汽罐（部分品附属品を含む）　四五〇
電氣機械（同右）　九五
喞筒（同右）　二〇
金属工及木工機械（同右）　一三〇
其他の機械　五
絲瓜　六五三
竹材　四八四
其他の竹製品　一八〇
鐵道枕木　一、九六八
箱板及樽板　二二九、九六八
其他の挽材　四、七九九
木炭　八
繩索吠及莚（藁製）　二、〇〇〇
花莚（連製）　八七三
同（單製）　四、四五一
疊表　四、〇三七
其他の席　八
洋傘（絹布張）　一、一四八

同（線索）　八三、九四七
同（筒及管）　五七、三八一
同（屑及故）　一、六〇〇
其他の鐵　三一、六六〇
銅（板）　三八、一六一
同（線）　一五、一一七
其他の銅　四、六三四
鉛管　四五
安質母尼　二、五五〇
眞鍮及黄銅（條棹）　三、四七三
同（板）　一〇五
同（線）　四三
其他の眞鍮及黄銅　九五
其他の金属　二六、三三七
絕緣電線　六三、九三八
農具　五、四七〇
工匠具　八四、一四二
鐵釘類　五二、一一四
双物　一〇、四一六
縫針　二七
琺瑯鐵器　五、六七五
鍋及釜　七、八八九
鋲力製品　一、二四三、五八三
其他の鐵製品　五一五、七二四
銅製品　二一、三三八
眞鍮製品　九、五六〇
安知母尼製品　三四
アルミニユーム製品　一、八〇五
ニツケル製品　二、六六三
其他の金属製品　六〇、八九七

和傘　四〇六
木製品　一、二四三
漆器　五、三一一
ゴム製品　四、五四三
セルロイド　一、九六四
同製品　一五四
刷毛　二四、〇九七
電球　一四五
其他の洋燈同部分品附属品　五〇〇
行李旅慣提嚢類（竹製）　一、〇〇二、二八〇
同（柳製）　六二一、五七一
同（其他）　八五七、五五七
財布及墓口類　四〇〇、八九五
造花　七八、九九〇
氈（布帛製）　六二、九二一
同（金屬製）　四七、四四五
同（ゴム製）　六〇五、六三六
同（其他）　三八
油　八、二四五
粕　二〇、四九九
其他の肥料　二、〇六四
其他の雜品　三、五八〇
小包郵便物　三〇、七六一

輸入之部

品名	金額（單位圓）
種魚介及魚卵	二、〇〇〇
玄米	八七三
小豆	四、四五一
大麻子	四、〇三七
其他の穀物及種子	八

乾果	一八
其他の核子	二〇四
蜂蜜	一、四四四
其他の果汁及糖水	一八
魚介類(生鮮のもの)	一、九九一、二七三
鰛油漬	八八
其他の魚介罐詰罎詰	二二、一五三
鹹魚	三、二五一、一五二
乾魚(蒸燒を含む)	一三、六九七
其他の魚介	一三、二九四
チーズ	一五七
麥酒	一
天然醱酵葡萄酒	一、八六四
其他の葡萄酒	二、〇五九
葡萄酒(酒精十四以下糖分)	五五〇
同(右糖分一を超ゆるもの)	四六二
シヤンパン其他スパークリングワイン	一二八
其他の酒	五五〇
其他の酒類	一八二
其他の飲物	一〇
紙巻煙草	一、五六〇
獸骨(醫藥用を除く)	八一、七七六
獸角(同右)	六九二
其他の毛皮類	三、七七一
其他の獸毛	八八二
獸筋	五七五
原油、重油(二〇以下)	三、九二九、五〇〇
同(廿五以下)	八一七、八一一
同(卅以下)	六、三〇〇

小茴香類	三五〇
甘草	九
其他の藥材化學藥及製藥	一、八九八
同上調合品	一、四四四
燐寸	一八
苛性曹達	八八
豆麻及苧麻	二三、一五三
其他の植物繊維	三、二五一、一五二
繭	一三、六九七
其他の絲繩索組紐及組繩	一三、二九四
テーブル、クロース	一五七
古ガンニー嚢	一、八六四
襤褸	二、〇五九
其他の布帛製品	五五〇
板紙	一八二
寫眞書籍及雜誌	四六二
設計圖	一二八
屑紙	五五〇
貴石	一八二
半貴石	一〇
半貴石製品	一、五六〇
石製品	八一、七七六
石絨同製品(塊粉繊維狀を含む)	一一、〇二二
石墨	一、六四六、〇六六
石炭	一五二
鐵鑛(燒きたるものを含む)	五〇
其他の鑛(マットボツトム)	一、二五三、五三五
白金	四〇二、四八二
屑及古鐵	

其他の銅製品	三五〇
其他の鐵製品	九
其他の機械部分品	一、八九八
バインファーシダヘームロツクス及ブールス(厚一五〇ミリを超へざるもの)	四五、一四四
同(厚さ一五〇密理を超へたるもの	七、六九八、五八四
丸太及割材	六八〇、〇九三
ドロの木及ハコヤナギ	一、六九七、一四五
胡桃	九八、〇一六
其の木材(一五〇密理を超へざるもの丸太割材を含む)	二八、七五二
其他	三〇、四八二
其他の木製品	二〇
屑及古インデイアラバー及ガタパーチヤ	三〇六
寫眞用フヰルム(現象したるもの)	三、五九四
其他のもの	二、二〇五
飼料	一〇
麪	七、七〇六
骨粉	三六、五六二
豆粕	八二、九七九
其他の油粕	八、〇七九
フイツシユグアノ	一一、七一八
其他の飼料	三
小包郵便物	六二
贅澤課稅小包郵便物	一、二四七
小包郵便物(其他)	一、六九五、七七七

通商代表部發表（十二箇月間）

一九二八―二九年度（昭和三年十月一日―昭和四年九年卅日）の日露貿易は更に新たなる進展を跡づけた。卽ち前年度に比し比率に於て二割四分四厘、絕對數に於て七百四萬九千圓の增加であるが、之を近年に於ける兩國輸出入取引額と照合すれば左表の如し（單位千圓）

年度	日本の輸入	日本の輸出	合計
一九二五―二六年度	一〇、二七八	二、八二三	一三、一〇一
一九二六―二七年度	一三、六八一	五、八九九	一八、五八一
一九二七―二八年度	一九、五五	一〇、一七五	二九、三二六
一九二八―二九年度	二一、七四	一五、一三三	三六、八七七

貿易增加趨勢は一九二六―二七年度には、二五―二六年度の四割一分增、二七―二八年度には前年度の六割增、二八―二九年度には二割四分四厘增を示した、右の中增率の特に著しいのは日本の對露輸出で卽ち前記四年間に實に五倍（正確には五倍四分の一增）に達し日本の對露輸入は同じ期間に二倍の進展を示した。日本の對露輸出增進は最近二年間に特に目覺しく。二七―二八年度には二六―二七年度に對し四百二十九萬四千圓、二八―二九年度には二七―二八年度に對し四百九十五萬圓の增加であつた、飜て對露輸入の增加テンポは二八―二九年度に幾分緩漫となつたが之は主として輸入品目中通常輸入總額の五割乃至六割を占むる木材と二割乃至三割を占むる魚類の日本市場に於ける價格低下に基因するもので、之を立證するものは木材が數量に於て前年度に比し二割四分增を示せるに、價格に於ては僅に七分を增加したに過ぎなかつた事實である、木材其他の市場關係による輸入テンポの緩漫と並んで或品目例へばサントニンの如きは前年に比しその增率極めて著しく、卽ち前年度の八十一萬五千圓に對して百七十一萬九千圓といふ實に二倍以上の激增を跡づけ、又魚類にあつては其價格低下と市場關係の不良にも拘らず四割、卽ち百七十一萬一千圓の增加を示した、前記貿易現象の當然の歸結として日本の對露輸入品目の比率の上には種々の變動が現はれ、木材は前年度に於て輸入總額の六割二分を占めたものが二八―二九年度には五割四分となり、反對に魚類は二割一分から二割七分に進み、サントニンは四分から七分五厘に增加し、白金は六分七厘から五分五厘に減じ、其他品目に於ても六分七厘から五分五厘に低下した。一九二八―二九年度兩國取引額を品目別に表示すれば左の如くであつた

一、日本の輸入

品目	輸入總額	總額との比率
木材	一一、八四〇、〇〇〇圓	五四%
魚類	五、九二六、〇〇〇圓	二七%
白金	一、二二五、〇〇〇圓	六%
サントニン	一、七一九、〇〇〇圓	七・五%
其他	一、〇五四、〇〇〇圓	五・五%
合計	二一、七六四、〇〇〇圓	一〇〇%

其他――――四九七、〇〇〇圓

二、日本の輸出

品目	輸出總額	總額との比率
金屬及金屬製品	四、三五二、〇〇〇圓	二九%
各種糸及漁網	四、二九八、〇〇〇圓	二八%
食料品	二、九七二、〇〇〇圓	二〇%
各種木製品	一、一六二、〇〇〇圓	七%
化學工業品	三一七、〇〇〇圓	二%
各種用紙	二四四、〇〇〇圓	一・五%
其他	一、八一三、〇〇〇圓	一二・五%
合計	一五、一二一、〇〇〇圓	一〇〇%

右輸出品目中、食料品には日本綠茶（百四十八萬七千圓）及小麥粉（百廿三萬七千圓）が包含されて居り、金屬及金屬製品中には各種鐵（五十一萬六千圓）罐詰用鉄力（六十八萬二千圓）機械並に部分品（百十八萬九千圓）鋼鐵（十七萬一千圓）各種器具類（廿六萬圓）が含まれてゐる。次に各種糸及漁網の內譯は漁網並に漁網用糸（三百六十萬八千圓）綱索（八萬七千圓）綿織物（十五萬三千圓）其他呉服類（三十一萬六千圓）木綿太糸（九萬四千圓）で、更に化學工業品は沃度（十六萬三千圓）染料（四萬八千圓）各種化學工業品（六萬八千圓）等から構成されてゐる。

更に一九二八―二九年度の日本對露輸出品の內容を點檢するに其大宗は從前と等しく依然漁業用品で、漁網を中心とする各種漁業用品の需要は極東露領に於ける露側漁業の發展と共に益々增進の傾向を示し、一九二七―二八年度に六百萬圓であつたものが、昨二八―二九年度には八百萬圓に達

し、對露輸出總額の五割以上を占めてゐる。極東露領各種産業の發達は一般に日本に於ける對露輸出の增加を促進し、就中工業機械の需要は極めて多大であるが、一方綠茶輸出の趨勢も亦無視し難く、次の如き計數を示してゐる。

	數量	金額
	封度	圓
一九二六年	四〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇
一九二七年	一、〇〇〇、〇〇〇	五七八、〇〇〇
一九二八年	一、四〇〇、〇〇〇	八〇五、〇〇〇
一九二九年	二、五〇〇、〇〇〇	一、四八七、〇〇〇

取引品目の增加　日露貿易に於て最も興味ある現象は輸出入取引品目が年と共に新品目を加へ擴張されつゝある事實で、日本の對露輸入にありては單に極東露領西伯利地方の生産品に止らず歐露方面よりも之が輸入を仰がれ、同時に對露輸出にあつては極東露領の外に歐露中央地方へも仕向けらるゝに至り、且つ新輸入品目としても現在では白金、サントニン等の外に、二八―二九年度より新に苛性曹達七萬一千圓を加へ、一方從來極東露領にのみ仕向けられて來た我漁網は、昨年度に入つて裏海漁場をも新市場として獲得するに至り、沃度其他も歐露方面へ輸出されつゝある。

市場の理解　日露貿易發展上の一大難障は兩國相互の市場知識の缺如であるが、然し之は年を遂ふて緩和され補充されつゝある。卽ち日本人が漸次露國商品に對する知識を增進し、それに向つて馴致されつゝある如く、露國も駐日通商代表部を通じて日本市場と日本商品を研究し之を接近しつゝある。通商代表部の認定する日本對露輸出增進上の他の難障は、取引條件そのものに關してであつて商品の品質、價格の競合ひ、支拂條件が卽ちそれである。此等の條件が露國側にとつて多大であるが、一方綠茶輸出の趨勢も亦無視し難く、次の如き計數を示してゐる。

漁業と利權　日露兩國の通商實績を報告するに當り、其他の兩國經濟關係につき一言するならば先づ石油、石炭の二大利權企業は昨年度に於て極めて滿足すべき實績を擧げ、油田は一九二七―二八年度の十萬六千噸に對して十七萬一千噸に增進し、石炭は十一萬五千噸を採掘した。一九二八年に締結され、二八―二九年度から始めて適用を見た漁業條約は、曾つて一部日本漁業家がそれに就て日本漁業の危機を叫んだ如く何等かの形に於てもソヴイエト領海に於ける日本漁業の今後の發展を阻害するものでない。漁業條約水域から搬入した日本の漁獲物は曾に減少しなかつたばかりでなく反對に增加をすら示してゐる事實は、日本の新聞が正に報道した通りで、最近二三年間に於ける日本の露領漁獲高は實に年總額五千萬乃至五千五百萬圓を算して一九二八年には約六千萬圓に至つた。

勞働力の需要　露國による日本勞働力の利用も年々增加し、露國機關による漁撈並に製魚の爲に雇傭した日本人數は一九二七―二八年度の四千三百三十八人から昨年度には八千人に躍進し、日本の露領漁業に於ける勞働者使用數二萬乃至二萬五千人に對し既に三割乃至三割五分を占むるに至つた。

斯くて日露の經濟關係は曾て豫想したよりも遙に深化し且つ複雜化し、直接兩國の商取引關係に於ても、其他の利權、漁業關係に於ても逐年增進の道を辿りつゝある。一九二八―二九年度の實績は最も明瞭に之を證明するものである。

昭和五年の日露貿易

昭和五年に入るや我が對露輸出の劃期的躍進により、日露通商復舊以來過去五年に亘りて入超を續けて來た對露貿易は、形勢逆轉して出超を示すに至つた。卽ち駐日ソヴエート通商代表部の發表に係る同年（一九二九年十月一日より一九三〇年九月末日に至る露國經濟年度）の日露貿易統計に依れば我國の對露輸出二千二百二十五萬圓輸入二千八十六萬三千圓、輸出入總額四千三百十一萬三千圓にして、總額に對する百分比は輸出五一・六一%輸入四八・三九%となり、結局百三十八萬七千圓、我國の受取勘定となつた。

稅關の貿易統計（九ケ月間）

橫濱外五關稅の調査に依れば昭和五年九月末現在の日露貿易本年度累計は輸出二千三百二十八萬八千六百十七圓、輸入二千二百八十八萬五千七百九十三圓、輸出入合計四千六百十七萬四千四百十圓、差引四十萬二千八百二十四圓の輸出超過であるが、各稅關管區の大勢を見るに函館遙に群を抽き輸出入合計三千萬餘圓に達して實に我が對露貿易總額の大半を占め、之に亞ぐは橫濱の八百餘萬圓で第一位となり、大阪、神戸は三百八、九十萬圓臺で伯仲の勢を示してゐる。

更に輸出入バランスを見るに橫濱、大阪、神戸共に入超を示せるにも拘らず總決算に於て輸出超過となれるは實に函館の出超三百萬圓を突破せるがためにして、而かもその貿易品の大宗は概ね漁業關係品なるのみならず、漁網、繩索類を始め船舶に至るまで孰れも其輸出額は二倍乃至六倍に增加して對露貿易躍進の因をなすと共に一面罐壜詰魚介二百四十餘萬圓の輸入激增に伴ふ輸入超過を沮止し得たるは誠に注目に値する。而して各稅關管區別の累計金額は左の如し（單位圓）

函館稅關

輸出	一七、一一一、二〇〇
輸入	一三、四三五、六九六
合計	三〇、五四六、八九六
前年比增	一九、八八五、三九三
出超	三、六七五、五〇四

橫濱稅關

輸出	四、三六七、七四〇
輸入	四、三八四、七九〇
合計	八、七五二、五三〇
前年比增	二、四五六、八六〇
入超	一七、〇五〇

神戸稅關

輸出	一、一六九、〇〇〇
輸入	一、七八六、〇〇〇
合計	二、九五五、〇〇〇
前年比增	一八二、〇〇〇
入超	六一七、〇〇〇

大阪稅關

輸出	二七五、八二〇
輸入	二、六一一、五二〇
合計	二、八八七、三四〇
前年比減	一、一〇二、八五〇
入超	二、三三五、七〇〇

長崎稅關

輸出	三一六、八五七
輸入	六六七、七八七
合計	九八四、六四四
前年比減	四三二、六五八
入超	三五〇、九三〇

門司稅關

輸出	四八、〇〇〇
輸入	――
合計	四八、〇〇〇
前年比增	――

日露貿易有望品目

〔駐日露國通商代表部査定〕

日本の對露輸出有望品

歐露向

沃度、樟腦、薄荷油、メントール、木蠟、寒天、綠茶、各種の機械設備、規那、害虫驅除劑、煙草の紙、漁網、綿織物、洋紙漁網、電氣機械類、手工用材料（此の中にはセルロイド等を含む）製紙工場用のフエルト、同じく金網類、製粉工場に使用する絹ぶるい、護謨。

歐露及亞露向

漁網漁業用物資、船舶類、罐詰空罐、食糧品、マニラロープ、ワイヤーロープ、造船材料、銅眞鍮等（俗に光り物と稱する金物類）加工綿糸製革用劑、コブラ、樹脂、塗料、鹽酸加里、各種化學藥品、エーテル油、パラフイン、特種の鐵銅等並に其の製品、各種電線、紙類卷煙草用紙、ボール紙、絕緣用紙、工業用紙、ファイバー、眼鏡用硝子、手工藝用材料、ブリキ、皮革製靴用諸機械、化學工業用、製紙用、鑛業用、金屬工業用、複寫用、煙草製造用、電氣用、林業用、硝子製造用、手工業用諸機械用品、市街諸設備、漁業用品、工業用諸工具、製圖測量用具、ベルト類、各地國營發電所設備、各種電氣施設、電氣製品、畜産用材料、各種藥品及其原料、醫療器械、米、砂糖、香料、アルミニーム食器類、鉛筆、ペン、ガラス。

露國の對日輸出有望品

鮭鱒類、鹽、木材、重油輕油等、白金、小麥、燕麥、亞麻繊維、豚毛、昆布、豆糟、蜂蜜、食用バタ、肉類、アスベスト、雲母、其他の鑛石類、サントニン、トルクニヤンカ、其他藥草肥料、獸骨、苛性曹達

通商關係

日ソ貿易概觀

（駐日ソ聯邦通商代表部發表）

（本表中輸出はソ聯邦より日本へ、輸入は日本よりソ聯邦へ輸入）

	一九二五―二六年度 價額（單位圓）	一九二六―二七年度 價額（單位圓）	一九二七―二八年度 價額（單位圓）	一九二八―二九年度 價額（單位圓）
一、貿易額				
輸出入總額	六、九三二、一八五、六八	一八、六一七、九二二・八九	二九、七三八、二〇二・九九	三六、八八六、七九四・三八
輸出	四、〇四九、〇一一・八五	一二、六九六、一二四・九一	一九、七九五、一七五・二四	二一、七六四、二二八・二七
輸入	二、八八三、一七四・八三	五、九二一、七九七・九八	一〇、一四三、〇二七・七五	一五、一二二、五六六・一一
輸出割合	五八・四〇%	六八・一九%	六五・八五%	五九%
輸入割合	四一・六〇%	三一・八一%	三四・一五%	四一%
二、輸出品類別				
A 農產品輸出額	三二四、五五四・二九	一八八、〇六九・〇九	五八、六〇〇・九九	三一、八二一・二六
農作物	八五四、三〇五・三一	二、九一一、一六八・八九	六、六二九・七〇	八七、八九六・〇七
家畜及家禽產品	二、八一七、八三六・〇〇	八、三五八、三九四・五一	三、九八八、二〇六・八二	四、六三〇、一九七・一九
獸及魚類產品	一一、〇二〇・三九	七五〇、五八六・三二	一二、二四一、一八三・三二	一一、八三九、六四三・二九
B 其ノ他ノ輸出額	四一、二九四・八六	四三三、六五七・七〇	五九二、六五〇・一五	二、三四九、四〇四・三九
木材	二九・一一%	三九、四四九・〇五	一、八三五、三〇四・五九	二八九、八六八・八〇
食料製品	七〇・八〇%	二四・四四%	八七二、五九九・六七	二、二五〇、三九七・二七
鑛業產品	二五三、四六七・七五	七五・五六%	二〇・七〇%	二三・一三%
其ノ他	三、八八二・六二	一、〇〇七、七九八・一二	七九・三〇%	七六・八七%
C A と B ノ割合	一五四、九二四・〇二	五五一、七六一・七五	一、四七五、〇六六・六一	二、九七一、八八八・九六
A	五一〇・〇〇	五八、〇四二・七九	八〇、七九〇・二四	一一、〇〇九・〇五
B	三七、五六一・六三	一八、五五四・九八	三一二、四三〇・六九	一、一二六、三六六・六〇
三、輸入品類別			五六、七〇五・五四	三三、六五七・一七
食料品			四四、九二四・九〇	
動物、動物產品及其製品				
木材、其製品、植物及種子				
建築材料（金屬製品）燃料、アスファルト樹脂				
化學工業原料及製品	六二、八七四・八二	四二八、六六八・三七	八一八、一四〇・六六	三一七、一二一・〇二
鑛物及其製品	六一五、二七五・四〇	六三〇、二二三・六四	二、八一一、五八二・五九	四、三五一、八七一・二二
電氣用品及精巧技術用品	一四一、一〇四・八九	四〇〇、〇五一・九五	一一三、四七〇・四〇	七八、一九六・一七
紙及文房具	一、〇三二、三八一・一四	一、八〇一、六四六・九一	三八二、一四二・三九	二四三、九五八・八八
紡績品及其製品	五八一、一九二・四六	一、〇〇一、九七一・二八	二、九〇六、〇一六・九六	四、二九八、〇八六・六四
其ノ他			一、二四一、七五〇・七七	一、六九〇、四一〇・四〇
四、輸入品類別百分率				
食料品	八・八九%	一七・一〇%	一四・五四%	一九・六五%
動物、動物產品及其製品	〇・一四%		〇・八〇%	〇・〇八%
木材、其製品	五・六五%	九・四〇%	三・〇八%	七・四五%
植物及種子	〇・〇二%	〇・九〇%	〇・五五%	〇・二二%
建築材料（金屬製品）燃料、アスファルト樹脂	一・三四%	〇・三〇%	〇・四四%	二・〇九%
化學工業原料及製品	二・一九%	七・三〇%	八・〇七%	二八・七八%
鑛物及其製品	二一・二〇%	一〇・八〇%	二七・七二%	〇・五二%
電氣用品及精巧技術用品	四・七七%	六・七〇%	一・一二%	一・六一%
紙及文房具	三五・八四%	三〇・五〇%	三・七七%	二八・四二%
紡績品及其製品	一九・九六%	一七・〇〇%	二八・六五%	一一・一八%
其ノ他			一一・二六%	
五、輸入地方別百分率				
極東へ輸入	九九・七二%	八三・七〇%	八四・四一%	八六・六五%
歐露へ輸入	〇・二八%	一六・三〇%	一五・五九%	一三・三五%
六、輸出地方別百分率				
極東から輸出	九九・三〇%	九五・八八%	八八・七六%	六八・五四%
歐露から輸出	〇・七〇%	四・一二%	一一・二四%	三一・四六%
七、輸入品代金決濟期限別				
現拂	五一・三九%	一六・〇〇%	一二・三〇%	一六・〇六%
三ケ月拂	四八・六一%	一二・六四%	二・三三%	七・七一%
六ケ月拂		七一・三六%	八五・三七%	七五・一四%
九ケ月拂				一・〇九%

八、手形流通高
年度始に於ける手形
年度中發行總額
年度中決濟總額
九、手形の金融
A銀行別割引取扱高
直接內外國銀行にて割引せるもの
極東銀行經由內外國銀行にて割引せるもの
極東銀行割引手持高
B十月一日現在銀行別手持高
直接內外銀行割引手持高
極東銀行經由內外國銀行割引手持高
極東銀行割引手持高

一、四三一、六六五・六五
八四〇、四九一・三八

二八・八二%
三二・二九%
三八・八九%
未詳
同

五九一、一七二・二七
六、九八三、八六一・一三
五、二四三、〇九三・四三

五四・一八%
四五・八二%
未詳
同

二、三三一、九四一・九七
一五、七三八、八九五・六一
一二、一〇九、七七八・四二

二五・七八%
一一・八〇%
三二・四二%
二二・二九%
四四・四七%
三三・二四%

五、九六一、〇五九・一六
二二、〇一四、七五八・三三
一二、三二六、三八五・八三

三二・六三%
三八・五一%
二八・八六%
四九・四四%
四〇・三六%
一〇・二〇%

ソヴエイト聯邦より日本へ輸入せる商品別明細書

（駐日ソ聯邦通商代表部發表）

商品名	一九二五——二六年價額（單位圓）	總額に對する割合 %	一九二六——二七年價格（單位圓）	總額に對する割合 %	一九二七——二八年價格（單位圓）	總額に對する割合 %	一九二八——二九年總額に對する割合 %
石綿	七〇〇、〇〇〇	〇・〇二	四、八一〇、九二	〇・〇七	七、二五五、九〇	〇・〇五	
大豆	一六四、一七七、五四	四・〇五	一、一四三、六八	〇・〇六	一、一二六、〇〇	〇・〇一	
燻製魚			一五、三四八、五六	〇・〇七	七、〇二五、九〇	〇・〇四	
ボロ			二九、三〇〇	〇・〇一			
酒					八九、二三		
火酒							
麥酒							
高粱							
ひらたけ							
石墨					一、六二三、四二	〇・〇一	五〇、〇〇
屑鐵	八一、一二二、六〇	二・四三	五九一、一七二・二七	二・四〇	二〇四、四二七、七五	二・五五	二五〇、〇〇〇、〇〇
亞麻粕	一七、二一一、二三		六、九八三、八六一・一三		一六八、四九七、八九	一・七九	二六二、一〇六、〇三
膽石			五、二四三、〇九三・四三	四・二七	七、三三八、八九	〇・三七	六七、五八八、八九
熊ノ膽汁					一、七五〇、四〇	〇・〇一	六五、一一〇
鮭卵	六、三九二、二九	〇・一五	五、一三三、六二	〇・〇四	三五、二九七、〇〇	〇・〇一	二、九七七、二〇
黑蝶鮫卵					二〇九、七〇五、〇〇	一・七一	一四、六八六、二四
蟹罐詰	二、八七七、五〇	〇・〇七	三五、二九七、〇〇	〇・二七	一、七七〇、〇〇	〇・〇一	四、五二九、五七
魚罐詰			二〇九、七〇五、〇〇	一・六五	四九、六五五	〇・〇二	一、八六九、五六
海象牙及齒			一、七七〇、〇〇	〇・〇二			
海象骨							
家畜骨							
菓子							
蠶繭							
膠（指物用）							
骨粉							
皮革（加工せるもの及屑）							
木材（加工せざるもの）							
亞麻（纖維）							
石松（ひかげのかづら）							
酒糟							
バタ							
小麥粉							
蜂蜜（菩提樹、蕎麥）							
內皮							
石油（樺山麥）							
燕麥	六二、〇四二、八一	一・五三	八、三五六、三四五	六・九一	二、八四四、七五	〇・八五	二、八二九、〇〇
松實	八一二、〇七	〇・〇二	七六、〇四二、〇四	〇・六二	一一六、四九七、八九	〇・七五	一、二六八、〇〇
鍼力屑					七、五一三、八九	〇・三七	七五、一一〇
毛皮	三二、三五二、四五	〇・八〇	四九、六五五	〇・〇二	一、七五〇、四〇	〇・〇一	一七、八六九、五六
小麥					三一、八七四、三四	二・六五	三一、八七四、三四

白金					四八、一二九、九九	三・三八	一、三二九、三五二、七八	六・七九	一、二三四、八九八、五四	五・六三
大麻							一七二、七〇	—	二、一二七、四二	〇・〇一
紙卷煙草							七六〇、〇〇	—	三、四七一、七〇	〇・〇二
卷煙草入れ							三六三、三七	—		
ベク、シビーゲル							七〇、〇〇	—		
鮮魚	五六六、四一七、三六	一四・〇〇			一、四二八、二八二、七六	一一・二一六	二、〇七九、六五七、五七	一〇・六一	二、三六五、九五二、五六	一〇・八七
鹽魚	二五五、五三五、五〇	六・三二			一、四七三、二九六、〇〇	一一・六二	一、八九六、五三九、二八	九・六八	二、二三〇、八一六、八一	一〇・二五
ロヂウム							三、七三四、八四	〇・〇二	五、六五二、一六	〇・〇三
家畜角									九九、三五	—
干蝶									四、五四八、〇一	〇・〇二
イガヒ									一八、九一	—
角骨									一三六、一〇	—
麥角					一四、七九〇、二三	〇・一二	四二、四四七、九一	〇・二二		
雲母					七一六、七九	—	二、二二六、九七	〇・〇一	一、一六二、五四	—
サントニン							八一五、二〇一、九三	四・一七	一、七一九、〇九八、九二	七・九〇
甘草(精選せざるもの)									六、八九二、〇七	〇・〇三
甘草(精選したるもの)									一、五九〇、三五	〇・〇一
ウラル寶石									八三、六八	—
苛性曹達									七一、四八九、三六	〇・三二
スペルミン									二、四六八、四〇	〇・〇二
肥料	一〇、〇七九、一七	〇・二四			四、三四六、三一	〇・〇四	三一一、二五	—	一八、二九九、一七	〇・〇八
クマコケモモ(藥草)							二、五一九、四〇	〇・〇一		
緒屑										
セメント							一一七、五〇			
豚毛							三、九七、八四	〇〇二		
總計	四、〇四九、〇一〇、八五	一〇〇			三、六八一、三三五、五六	一〇〇	一九、五九五、一七五、二	一〇〇	三、七六四、二三八、二七	一〇〇

日露兩國間の大口取引

三菱の木材輸入契約と昭和五年度の實績

日露貿易の輸出入を通じて重要位置を占むるものゝ一つは極東露領の木材である。その我國への輸入額は昭和二年百六十萬八千石、同三年百六十六萬三千石、同四年には更に二割四分を增加して大約二百六萬二千石に達したが、大正十四年ソヴイエト國營極東林業トラスト「ダリレス」と日本市場に於ける一手販賣の契約を結んだ鈴木商會が、昭和二年六月創立の日露木材株式會社に權利を引繼いでから、爾來同社の手に依つて行はれ昭和四年の如きは二百萬石內外が輸入されたのであつた然るに第五期契約は昭和五年四月を以て期限滿了となるため、四年末來朝中なりし國營木材會社代表フリストフ氏との間に五年度契約の諸條件に就て交渉を開始したが、一方露國側は秘かに三菱商事會社とも同樣契約を締紡すべく交渉を進め、遂に十二月廿三日三菱對國營木材との協商成立して三菱商事常務取締役田中完三氏と露側代表フリストフ氏との間に販賣契約の調印を見るに至つた。之より先き日露木材會社は大陸會社以來數ケ年の宣傳と絕大の努力によつて漸く市場に於ける露領材の聲價を昂め、今や大連を通じて支那向輸出も相當の額に上ると同時に、一方にありては露國側の五箇年計畫に因く林業擴張とは兩々相俟つて、需給方策も十二分に確立せるため、十二月一日王子、富士製紙等の引受けによりて從來の資本金五十萬圓を一躍五百萬圓に增資したのであつたが、事此に至つて一切は水泡に歸して了つた。而して三菱商事と締結せる契約條項の大要は左の如くであつた。

一、取引數量、沿海洲ウスリー沿線、南、中、北部沿岸及び北樺太材一ケ年二百萬石。

一、取引方法、依托販賣とし、三菱は國營輸出木材會社に對しFOBビーエル引換時價の七割程度をロシヤ側に支拂ひ原則として前貸をせず殘額は賣上後に決濟す。

一、契約期間、一ケ年とし爾後兩者に異議なければ繼續することを得、尙ほ三菱商事會社は第三者に對して優先權を有す。

一、契約の効力、該契約は本國の承認によりて効力を發生す。

更に露國側では昭和五年度の對日輸出木材數量を二百五十萬石と豫定し、三菱に依托する二百萬石を除ける殘餘の五十萬石に對しては日本內地で直賣する計畫を立てが十一月末現在の實績は、三菱取扱數量百二十萬石、露國側直賣四十萬石、合計百六十萬石で、豫定額に達せざること約九十萬石であつた。

北樺太石油會社とソユーズネフチの原油賣買契約

北樺太石油株式會社は昭和三年九月五日、全露石油シンヂゲートと、サハレンネフチ所く屬田より產出する原油買入れの契約を結び昭和四年から同六年に亘る三ケ年間に六萬五千噸を買入れたが昭和五年八月第二次契約のため露側代表スホドリスキイ氏來朝して中里社長と交渉を重ね、十一月廿六日漸く正式に契約調印するに至つた。その概要左の如し。

一、北樺太石油株式會社は全露石油聯盟より北樺太オハのサハレンネフチトラスト原油十五萬噸を購入す。

一、昭和六・七年の二ケ年に各七萬五千噸宛を、六月より九月迄の間に受渡す。

一、値段は山元渡し噸當り十九圓とす。

一、北樺太石油會社は契約調印と同時に全露石油聯盟に對し右代金に相當する金二百八十五萬圓の前貸をなす。

一、前渡金の利子は年七分三厘とす。

一、利子は第三年度に於て原油に換算して支拂ふ

一、ゴスバンク(露國々立銀行)は露國側の契約履行につき保證をなす。

而して北樺太石油會社は右買入金を三井、三菱住友の三信託會社から融資を受くる筈である。

對露漁網輸出

露國の極東漁業計畫の進捗に伴ひ、漁業用品、就中漁網輸出は著しい增加を示してゐる。露國に於ても自給自足の計畫を樹て昭和四年七月製網機械類の見本的輸入を試みたが、日本獨特の技術を要する關係上終に不成功に終り、現下の狀勢では永久に日本品輸入に待つの外なかるべしと觀測されてゐる。而して鮭、鱒、鰊及蟹漁網の對露輸出額は、

昭和三年　一、九二〇、〇〇〇圓

昭和四年　三、二〇〇、〇〇〇圓

で、從來その輸出先は殆んど極東露領であつたが四年末最初の試みとして三重縣の漁網シンヂゲートなる東洋漁網商會が駐日通商代表部の注文により金額五十萬圓の漁網を歐露に輸出せしに五年度に入るや極めて好反響を齎し今後の發展を期待し得らるゝので同シンヂゲートは此機會に歐露市場を積極的に開拓することゝなり、シンヂゲート代表なる平田漁網會社專務平田佐矩氏は裏海、ウォルガ地方の漁網市場の視察調査のため六月中旬歐露に向つた。裏海地方の漁網は六〇番、八〇番乃至一〇〇番手の瓦斯刺網を主とし、原料糸の需要も尠からず、獨逸より年額三百萬圓內外の輸入が行はれてゐるか、從來歐露に輸入された獨逸漁網中には日本製品尠からず、從つて日本品の歐露直輸は價格、運賃共に獨逸品と十分に競爭し得る見込が確立した。

斯く本邦漁網の歐露市場の開拓により、露國經濟年度による昭和五年度の輸出額は、遂に五百十萬圓に達したが而かも一方露側の需要は益々增加の傾向を追ひ、殊に蟹網の如きは領海蟹漁區並に蟹漁船增設のため今後愈々多量に輸入さるゝに至るべく、露國極東漁業當局が發表せる一九三一年より三三年に至る本邦蟹網の細目別輸入計畫は實にその一端を覗つてゐる。

年度	網總數	金額（金留）
一九三一年	四〇〇、〇〇〇反、	一、三八、三〇二
一九三二年	四三〇、〇〇〇反、	一、三五、六三二
一九三三年	五二〇、〇〇〇反、	一、七九、一三三

次に駐日通商代表部を通じて露國に輸出しつゝある主もなる邦商及び五年度取引高は左の如し。

一、値段、オホツク物一尾六十錢見當（昨年は八十錢）

一、ニコライエフスク物、鱒、百萬尾。

一、値段、一尾五錢七厘五毛（昨年は十錢）

然るに露國側は意外に不漁だつたため契約高に對する受渡を行ふを得ず、同年十一月末の調査に依れば、輸入總額は九十七萬九千尾に過ぎず、前年の三百九十二萬五千尾に比すれば實に二百九十四萬六千尾の激減であつた。其內譯は左の如し。

＝日魯漁業買魚數量。

紅鮭、	六〇、〇〇〇尾、
鱒の助、	六、〇〇〇尾、
銀鮭、	四三、〇〇〇尾、
白鮭、	六一〇、〇〇〇尾、

＝其の他の買魚數量。

白鱒、	二六〇、〇〇〇尾、
△總計、	九七九、〇〇〇尾、

生魚取引

魚類は木材に次ぐ我が對露重要輸入品である。即ち露國通商代表部の發表によれば、一九二五—二六年度二百七十萬圓、二六—二七年度三百廿八萬三千圓、二七—二八年度四百廿三萬二千五百圓翌二八—二九年度には五百九十二萬六千圓に達し同年度の輸入總額に對する比率は、前年度の二割一分から二割七分に躍進した。

千九百卅年度も六月中駐日露國通商代表部は例年の如く日魯漁業及林兼商店に對してカムチャツカ及沿海洲地方の露國側國營又はコオペラチーヴ漁業機關が漁獲すべき鮭、鱒冷凍魚の賣込方に就て商談を進めたが、結局左の如き條件で契約を結んだ。

＝日魯買付數量及値段

一、紅鮭及鮭、百萬尾

一、漁場、ニコライエフスク、オホツク、西勘察加。

一、値段、オホツク物一尾六十錢見當（昨年は八十錢）

＝林兼買付數量及値段。

一、ニコライエフスク物、鱒、百萬尾。

一、値段、一尾五錢七厘五毛（昨年は十錢）

然るに露國側は意外に不漁だつたため契約高に對する受渡を行ふを得ず、同年十一月末の調査に依れば、輸入總額は九十七萬九千尾に過ぎず、前年の三百九十二萬五千尾に比すれば實に二百九十四萬六千尾の激減であつた。其內譯は左の如し。

＝日魯漁業買魚數量。

紅鮭、	六〇、〇〇〇尾、
鱒の助、	六、〇〇〇尾、
銀鮭、	四三、〇〇〇尾、
白鮭、	六一〇、〇〇〇尾、

＝其の他の買魚數量。

白鱒、	二六〇、〇〇〇尾、
△總計、	九七九、〇〇〇尾、

對露綠茶輸出

我が重要輸出品だる綠茶の對露取引は、逐年急激なる增進を示してゐるが、昭和五年度に於て更に目覺しい成績を擧げた。茶業組合中央會議所とモスコーツエントロソユーズとの直接交涉により茶方シエーニング氏は同年五月三日モスクワから派遣され同月十六日來朝したが、爾來東京ソ聯邦通代表部に於て我當業者との間に商談か行はれ七月盆休前約三百五十萬封度の契約が成立した。盆休後靜岡縣茶業組合聯合會議所の對露輸出補償計畫成るや、積出期日と金融の關係上一時引受困難に見受けられたる追加註文約二百五十萬封度も成約し末期に於て更に新しい試みとして芽粉の取引が行はれた。斯くて不況なりし茶況は或る程度迄回復され、茶業者の切望する新販路の開拓は實現されて來た。引渡檢査は八月十九日より十一月四日に至る長期に亘りてシエーニング氏により嚴重公平に行はれたが、引渡檢査を了せる輸出茶數量は總額六七、八九六個、六、一五四、七八五封度、價格二百四十四萬圓、平均價格一封度約四十錢である。右檢査濟の茶は一部左の如く積出を了つた。

第一回、九月廿七日、泰山號、九、九四七個、九二九、九九二封度。

第二回、十一月十五日、ルクセンブルグ號、一三、五〇六個、一、二五七、九四二封度、

但し第二回積出には臺灣基隆港の分も含んでゐる。殘茶の積出は昭和六年一月から四月迄に配船の豫定である。本年の檢査濟茶を種類別にすると左の通りである。

蒸製（靜岡產）	五、五三五、六六九封度
釜炒製（九洲產）	一二三、三一一封度
ワイザン茶	三五三、四六四封度
芽粉	一四二、三四一封度

更に各商館取扱量は

シーグフリード	四〇六、二二四封度
アウイン・ホイットニー	三、〇九九、二四九封度
富士株式會社	四九一、八〇〇封度
ヘリヤ	四一九、〇二二封度

本間商會（臺灣茶、九洲茶共）

日本茶直輸出組合

栗田兄弟商會

計　一三〇、二四〇封度

而して檢査濟茶の品質は、シエーニング氏の比較審査によれば大要次の如くである。

形狀—木葦、浮葉、粉末もなく揃つて居るから先づ申分はない。

色澤—もつと黃味を要求するが消費者が慣れて來たから人工を加へてまでも努むる必要はない。

水色、香味—大體變質しなければよろしい、然し蒸氣と乾燥が充分ないと變質して厥な香氣となるから注意を要する。換言せば茶を親切に製造（再製造）してありたい。

尙ほ對露輸出の增加率は左の通りである

大正十四年、	三三七、二六二封度　指數一〇〇
昭和元年、	四〇一、八六四封度　一一九
同二年、	一、〇〇六、二〇〇封度　二九八
同三年、	一、四三一、八五一封度　四二四
同四年、	三、三一二、三八五封度　九八二
同五年、	六、一五四、七八五封度　一、六三三

若し當業者にして不斷の努力を怠らぬなら、大正十四年の初年度に比して、十年後の昭和九年には、ロシヤで消費する綠茶量の半分一千萬封度に達せしむることは決して至難ではないであらう。

サントニン輸入元

第二次契約

サントニンは露國の特產物にて我國では以前第三國から再輸入の形であつたが、近年は個々の藥種商、貿易會社等が直輸を行ふに至つた。然るに昭和四年七月二十二日、三井物產會社は駐日露國通商代表部との間に輸入元引受契約を結び五十萬圓を融資して三千六百キロの輸入を引受けたが越えて翌五年六月十二日、更に左の如き新規契約を締結した。

一、三井は露國通商部が三井信託保管のサントニンを擔保に昭和六年五月迄百萬圓を融資すること。

一、日本內地又は領土に販賣すべきサントニンは三井が輸入元たるべきこと。

一、三井の輸入引受數量は契約期間中に三千三百キロとし擔當品の賣上を以て融資を決濟すること。

一、契約期間は昭和五年六月一日より同六年五月卅一日迄とし期限後更新することを得、

對露白金取引

露國は白金の世界的產地であるが、數年前まで我國では殆んど之が輸入を米國方面から仰ひでゐた。然るに昭和二年に至つて露國より直接白金の輸入が開始され、一九二六—二七年度には四十二萬八千圓、一九二七—二八年度には一百三十二萬六千圓に增加し、其對輸入地位は第三位となり、總額の六分八厘を占むるに至つた。現在露國通商代表部を經て「ルスプラチナ」との間に輸入契約を締結し現在順調に取引を實施せるは株式會社田中一

郎商店で、昭和三年九月締結の契約要項左の如し。但し實際は自由取引の形である。

一、一ヶ月の責任輸入高一千二百オンス
一、白金の品位は九九・九%以上
一、取引は東京に於て行はれ、値段は英米市場の世界賣出相場に準ず
一、本契約は一ヶ年を以て期限とするも、双方より契約更改の提議なき限り存續すること
一、本契約存續中ルスプラチナは日本領土内は田中商店以外に販賣せず、田中商店は日本領土内に限り一手販賣す。

日露國通商代表部

露國通商代部官制

（一九二三年四月十二日附ロシヤ社會主義聯邦共和國勞働國防委員會布告一九二三年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令集第三二號三五九頁）

一、通商事務ニ據ル外國派遣規則

第一條　國家機關の委任を受け通商事務を帶ひ外國に派遣する場合を今後左の如く定む

（イ）國營企業又は一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及び人民執政委員會告示に據り外國通商事務を遂行する權利を有する國營企業合同機關の委任を受けたる場合（一九二二年ロヤシ社會主義聯邦共和國法令集第六五號、八四六頁）

（ロ）一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及び人民執行委員會議告示第五條によつて派遣せられたる者の證明書及び委任狀は附錄第一、第二號の形式により作成せらるる

其代理人又は外國に於ける通商代表部内に特別代表者を有する權利を得たる國營機關の委任による場合

第四條　第一條ロ項に掲けたる國家機關の代表者は特別委任を受けることを得、其の權利は證明書に記載せられ、證明書の形式は附錄第三號に在り

（ハ）國家輸入計畫案によつて通商代表部を經由して爲したる注文の遂行に技術的援助を爲さむるため國家機關が委任する場合。

第五條　通商代表部を經由して行ふ注文の遂行に關し其の技術的援助を爲すために派遣せられたる者の證明書には（第一條ハ項）證明書持參人は通商代表部の命によつて派遣せられたる者なることを記載す。而して該證明書を通商代表部と交換すへし

（ニ）特許規定に依り注文の遂行を援助せしめるため國家機關が委任を命ずる場合。

（ホ）内外商務人民委員部及び内務人民委員部は人民執政委員會議の特別委任による場合。

第二條　外國に派遣を命せられたる代表者の委任狀及び證明書には内外商務人民委員部の裏書を備へ、是に副本二通を作成し、其中一通を内外商務人民委員部に殘し、他の一通は内外商務人民委員部に於て當該通商代表部に送附す

第六條　第一條第二項の特許規則により注文遂行の爲めに派遣せられたる者に下附せる證明書には、通商代表部の命令によつて派遣せられたるものなることを記載す。被派遣者は取引締結權の代理權を有す、此の代理權は輸出人の特許及び證明に關する人民委員會議告示第十六條の規定せる場合に於てのみ行使することを得。證明書及び委任狀の形式は附錄第四第五號の記載す處による

第七條　一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及び人民委員會議告示に依り外國に於て常時事務遂行のため派遣せられへき國營企業及び官廳の代表候補推薦に内外商務人民委員部の同意を經さるべからず

第八條　通商事務に依らずして外國に行く者に對しては國家機關通商上の利益を代表することを禁ず

註一　被派遣者の旅券には「通商事務」による旨を明記す

註二　外務人民委員部及び内務人民委員部は若し被派遣者の證明書に内外商務人民委員部の裏書なき場合は通商事務による出國査證を與へず

註三　「通商事務」による旨を明記したる旅券に若し證明書及び委任狀に通商代表の裏書なき時は派遣されたる者の指定國到着後の査證を外國駐劄ロシヤ社會主義聯邦共和國の全權代表に於て査證をなす義務あるものとす

第三條　第一條イ項に記載したる國營企業によつて派遣せられたる者の證明書及び委任狀は附錄第一、第二號の形式により作成せらるる

第四條　第一條ロ項に掲けたる國家機關の代表者は特別委任を受けることを得、其の權利は證明書に記載せられ、證明書の形式は附錄第三號に在り

第五條　通商代表部を經由して行ふ注文の遂行に關し其の技術的援助を爲すために派遣せられたる者の證明書には（第一條ハ項）證明書持參人は通商代表部の命によつて派遣せられたる者なることを記載す。而して該證明書を通商代表部と交換すへし

第六條　第一條第二項の特許規則により注文遂行の爲めに派遣せられたる者に下附せる證明書には、通商代表部の命令によつて派遣せられたるものなることを記載す。被派遣者は取引締結權の代理權を有す、此の代理權は輸出人の特許及び證明に關する人民委員會議告示第十六條の規定せる場合に於てのみ行使することを得。證明書及び委任狀の形式は附錄第四第五號の記載す處による

第七條　一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及び人民委員會議告示に依り外國に於て常時事務遂行のため派遣せられへき國營企業及び官廳の代表候補推薦に内外商務人民委員部の同意を經さるべからず

第八條　通商事務に依らずして外國に行く者に對しては國家機關通商上の利益を代表することを禁ず

第九條　通商代表部の駐在する國に常時居住する者に對し通商代表の同意を得ることによつてのみ國家機關の代表者に任命することを得

二、商談及ビ商取引規定

第十條　外國商社との商談か具體的範圍に達したる時は國營企業の代表者は其の商談に就て豫め當該通商代表に報告する義務を有す

第十一條　通商代表は其の商取引に反對の意ある時は二日以内に國營企業の代表者に其旨を通告し若し同期限内に何等の回答に接しさる時は代表者は商談を繼續する權利を有す

第十二條　國營企業の代表者は其の一切の疑問及び推定を商工業者に發すると同時に、通商代表部にも是を通告するものとす、而して國營企業代表者は同じ方法により其の注文及び代理を通商代表者に委任するものとす。商社との商談終了後國營企業代表者は通商代表部に取引條件を報告す取引が二晝夜の期間内に通商代表の反對を受けざる場合は反對なきものと認められる。但しこれは取引所に於て相場の變動ある商品の場合にして、然らざる他の商品の取引に就ては反對表明期間は五晝夜とす

通商代表は如何なる取引と雖も、それが商業上政治上、或は國家の計畫上不利益と認めたる場合は禁止を命する責任を負ふ。取引に關し商業上不利益と認め反對の意を示したる通商代表は他の商社或ひな他の國に於て同樣の取引を爲すために有利なる條件を國營企業に提出し、或ひは輸出商品を擔保とし相當額のクレヂツト設定をなす義務あるものとす

第十三條　通商代表部は其の部員たる官廳の代表者か爲したる注文を通商部に於て履行することを拒絶する場合、或ひは個人商社が提供したる有利なる條件を代表者に與へ得ざる場合、當該官廳代表者の申出により自己の名を以て國家機關の指定したる個人商社と指定したる條件によつて該國家機關の計算に於て契約を締結するものとす

通商代表は其の契約が政治上或ひは商業上不可能又は不利益と認めたる場合其の契約の締結を拒絶することを得

第十四條　長期の委託契約締結を爲すには國家機關の代表者は當該通商代表部の同意を得内外商務人民委員部の認めたる中央機關の許可を受けざるべからず

第十五條　國家機關の代表者は通商代表以外自己の駐在先の中央政府機關との交渉を禁じらる

第十六條　利權及び外國資本の誘入に關する交渉は一九二三年八月二十一日附聯邦人民委員部發布の聯邦人民委員部會内利權本部の設立に關する規定に準據して行ふ

三、決算及ビ會計規定

第十七條　國家機關及び國營企業の代表者達は通商代表部に對し通商代表の提示せる期間内に一定の形式に從ひ自己の爲せる業務に就て會計總決算を通商代表に提示す

第十八條　國家機關及び國營企業の代表者は通商代表の要求又は通商代表が委任したる者に自己の帳簿全部及び監督上必要なる往復文書を提示す

第十九條　通商代表は一切の往復文書の副本或ひな其の一部を國家機關又は國營企業の代表者に對して要求する權利を有す

第二十條　國家機關及び國營企業の運用金は總て通商代表の當座勘定に繰入れ當該國家機關の代表者の通知又は指定によるに非されば通商代表によつて支出することを得す、通商代表は國家機關及び國營企業に對し、當座勘定に繰入れたる金額の支拂に關し責任を負ふ。

四、派遣手當ニ關スル規定

第二十一條　外國に派遣せられたる國家機關の代表者に對する派遣手當の支拂は内外商務人民委員部の特別指令により關係官廳の同意を經たる支給せらる

外國に駐在する國家機關及び國營企業の當時代表者の俸給は派遣機關の運用金中より通商代表部の爲めに規定せられたる額を以て支給せらるる

五、本施行令ニ反セル場合及ビ意見ノ相違ヲ生シタル場合ノ規定

第二十二條　國家機關の代表者と通商代表部との

間に本施行令外の問題及び許可の手續に關し意見の相違を來したる場合、當該國の駐在全權代表に於て是を決定す

第二十三條　特別重要にして且つ急を要する場合通商代表は國家機關或は國營企業代表の職務を關係機關に遲滯なく通告したる後免ずる權利を有す

第二十四條　本施行を遵守せざる場合は中央執行委員部及び內國商務人民執行委員告示に違反せる場合と同樣の取扱を受く（同告示第八條）

第二十五條　全露中央執行委員部及び一九二三年四月十二日附人民執行委員會議の告示第七條により本施行令の發布と共に一九二二年十月十六日附人民執行委員會議の施行令は其の効力を失ふ（一九二二年「ロシヤ」社會主義聯邦共和國法令集八六二條）

附錄第一號

（書　式）

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業代表者に下附する證明書認方

證明書

本證は市民某が何々所管區範圍にて何處所在の某機關代表者たるの證明として下附す

某の目的は……

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附外國通商人民執行委員會議告示により某は外國に於て「ロシヤ」共和國通商代表の直接指揮及び監督の下に行動するものなり

某が爲すべき總ての事務は是を通商代表に豫め通告すべきものとす

外國に於ける自己の事務遂行に關し某は全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日及び一九二三年四月十二日附外國通商人民執行委員會議告示竝びに勞働及び國防會議に轉載せられたる規定を遵守すべし

某が契約したる取引は總て通商代表の承認を經てのみ……但し此の承認はロシヤ共和國政府に對して其の取引より生ずる事件に關し何等の責を負はすことなし

當證明書は指定地に到着後四十八時間內に通商代表部に登記せざるべからず

署　名　印

註　餘白の箇所は代表者を派遣する機關に於て記入するものにして委任事項を詳記す

附錄第二號

（書　式）

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業の代表者に下附する委任狀書式

委任狀

本狀成持者……は……行爲の範圍に於て……代表者なり。所持者　氏名は……全權を有す前記使命を遂行するため某に對し……の權利を與ふ。

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會告示により、某の爲したる總ての取引は……本委任狀に依り……に於ける「ロシヤ」共和國通商代表の承認を必要とす

某が爲したる取引及び契約に就ては例外なく本委任狀に準し、副代理人は……　に對してのみ取引上より生ずる一切の抗議を爲し得べく國家通商代表人民執行委員會或は中央機關並びに其の監督下にある……國營企業の名稱を揭く

本委任狀は……下附し……より効力を發す

署　名　印

註　餘白の箇所は代表を派遣する機關に於て記入し委任事務及び權限の範圍性質を詳記す

附錄第三號

（書　式）

施行令第一條ロ項により外國に派遣せられる國家機關代表に下附する證明書

證明書

本證明書は……　國家機關の名稱を揭く　の代表者として「ロシヤ」社會主義聯邦共和國通商代表部の命令下に……に向け……派遣せられたるものなることを證明す

ふ。

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會告示により、某の爲したる總ての取引は……本委任狀に依り……に於ける「ロシヤ」共和國通商代表の承認を必要とす

某が爲したる取引及び契約に就ては例外なく本委任狀に準し、副代理人は……　に對してのみ取引上より生ずる一切の抗議を爲し得べく國家通商代表人民執行委員會或は中央機關並びに其の監督下にある……國營企業の名稱を揭く

本委任狀は……下附し……より効力を發す

署　名　印

註　餘白の箇所は代表を派遣する機關に於て記入し委任事務及び權限の範圍性質を詳記す

某は全露中央執行委員會及び一九二三年四月十二日內外通商人民執行委員會議告示第五條により通商代表部員として外國に於て通商事務を取扱ふ

本證明書は本證持參人が指定地に到着後四十八時間內に通商代表部に提出し、通商代表部の交附する證明書と交換すべし

署　名　印

註　餘白の箇所は代表者を派遣する機關に於て記入し委任事務の內容を詳記す

附錄第四號

（書　式）

特許規定（指令第一條二項）により注文の遂行を補助せしめる爲めに國家機關の職員を外國に派遣したる場合の證明

證明書

本書證は內外商務人民委員部の特許規定により注文遂行を補助せしめるためにロシヤ共和國通商代表部の命により某を……に向け派遣したるものなることを證明す

前記の委任事務遂行と關聯せる一切の事務は輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議及び外國通商人民執行委員會議告示並びに前記告示の施行令に準據し、又「ロシヤ」共和國通商代表の直接指導の下に外國に於て行ふ

輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議告示第十六條の揭ぐる場合には某は其の委任狀に基き通商代表の許可を得て委任事務により取引上の契約を爲すことを得、此の場合其の取引は通商代表の承認を受くべきものとす。但し通商代表の承認は其の取引より生ずる事件に關し「ロシヤ」共和國政府に對し何等の責任を負はしめず

本證明書は指定地に到着後四十八時間以內に通代表部に登錄せざるべからず

署　名　印

附錄第五號

（書　式）

特許規定により注文の遂行を補助せしめるために國家機關の部員を外國に派遣する場合の委任狀

委任狀

本狀持參人は……內外商務人民委員部の交附せる特許事務實行のため……に派遣されたるものにして……の權限を有す

前記事務遂行のために某は……に……する權利を有す

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會議告示により……の契約する總ての取引は本委任狀により、……に於ける本委任狀の承認を必要とす

ロシヤ共和國通商代表の承認を經ざる取引及び契約には例外なく次の一項を挿入すべし副代理人に取引より生ずる一切の抗議を……に限り（代表を派遣せる機關の名稱を揭く）爲すものにして、國家通商代表部、人民執行委員部或は中央機關及び其の監督下にある機關に對し何等の抗議を爲すことを得ず」

本委任狀により取引は當該取引の完成を許可せる……駐在通商代表の本委任狀に爲せる署名を得て初めて有効なり

署　名　印

註　餘白の箇所は代表を派遣せる機關に於て記入するものにして又委任事務の內容を詳記せざるべからず

駐日露國通商代表部

駐日露國通商代表部の資格

ソヴイエト聯邦は外國貿易の國營主義に則りて前揭の官制に基いて聯盟各國に通商代表部を設置し、この機關をして輸出入貿易に關する事務を管掌せしめてゐる。通商代表は、駐在各國に於けるソヴイエト聯邦全權代表の必須の構成因子であつて(イ)外國市場及商業の調査、貿易人民委員部に對する當該調査の報告、外國政府及實業界に對する露國の經濟乃至商業現況並に通商條件の紹介(ロ)ソヴイエト聯邦の對外貿易並に物資交易狀況の視察等をなす外に

國家經濟諸機關の爲めに駐在國に於て物資の賣買を爲す

我國に於ては國交恢復せる大正十四年十二月二十八日通商代表部が設置され通商代表は駐日ソヴイエト聯邦大使館附商務參事官として外交官の待遇をうけゐるが、通商代表部そのものは勿論日本國法の規定による商事會社と異なるところなく通商代表部員は何等の特權を有しない、從つて外交官の資格所有者たる通商代表は直接商取引にたづさはることなく部員をして其の衝に當らしめてゐる。大正十五年六月二十八日駐日ソヴイエト大使館より我外務省に對し通商代表部は左記の者に對し同代表部の名に於て商取引を爲し且つ右取引に基く契約書證書及其他の商用書類に署名する權限を與へた旨通告した。

ア・イ・ズイグリーヌ氏
ア・エム・ミリアイエフ氏
ア・エム・ベクマン氏
エム・イ・フインケル氏
ヴエ・エム・エレツシユ氏
テ・エム・ボリソフ氏

日本政府はこれを官報紙上に公告し代表部職員及其の職權範圍に變更があつた時は其旨告示することになつてゐる。即ち昭和五月十一月現在の右權限を有するもの左の如し。

ア・エム・シユミロフ
ア・エム・ベークマン
ペ・エフ・ジウラフスキー
イ・ア・レーズニコフ
ア・ヤ・バーベンコ
エ・ゲ・グリユンベルグ
ア・ヤ・ベレンキー
ウエ・ア・ハリク
ウエ・エス・コチヨートコフ
ア・ア・ロークチン
エフ・ア・チエルニコフ
エツボルト

駐日露國通商代表部職員

東京本部　東京市麻布區笄町四番地
電話青山　五〇二〇番
五〇二一

大阪支部　大阪市土佐堀通大同ビル
函舘支部　函舘市末廣町十六番地
大連出張所　大連市山縣通十八番地

東京本部職員表

駐日通商代表兼駐日大使館
商務參事官　ペ・ウエーアニケエフ
通商代表次長兼輸出部長　ア・エム・シエミロフ
法律顧問　ア・エム・ベークマン
秘書　デ・ペ・ジウコフ

一 輸出部

一般輸出部主任　ペ・エフ・ジウラフスキー
化學品輸出部主任　イ・ア・レーズニコフ
商務書記　ウエ・エヌ・シピンデル
同　エフ・エヌ・ウアルズウリ

二 漁業部

漁業部主任　ア・ヤ・バーベンコ
商務書記　エフ・エ・チウジユジエムツエフ

三 輸入部

輸入部主任　ユ・ゲ・グリユンベルグ
商務書記　エス・エス・コロレフ
同　穗積永頼

四 經濟部

經濟部主任　ア・イ・レードニコフ

五 會計部

會計部主任　ア・ヤ・ベレンキー
簿記係　エ・エム・ゴーヂン
會計係　イ・イ・メーリン

六 木材部

木材部主任　ウエ・ア・ハリク
同主任代理　ゲ・エ・カツ
商務書記　エフ・ペ・アンクウヂノフ
同　イ・エ・コズウイロ

七 運輸部

運輸部主任　ウエ・エス・コチヨートコフ
同主任代理　エ・エス・ゲルネツ

八 聯邦石油局

（ソユーズ・ネフチ）代表部
代表部主任　ペ・ウエ・スホドリスキー

六 大阪支部

支部長　アゝア・ロークチン
同次長　カメネツキー

同商務書記　ビターデ

函舘支部

支部長　エフ・ア・チエルニコフ
同書記官　デ・アンゴラ
會計主任　エル・エム・ラビツキー

大阪出張所

出張所長　エツボルト

本邦對露貿易關係者一覽

本欄に揭げた對露取引關係者とは現在露國との間に直接取引關係を有つもの即ち利權。一般貿易金融、運輸船舶、保險、造船業者に止め日露漁業條約による露領漁業者を省いた、然し露領漁業者の中でも貿易に關する業務にたづさはつてゐるものは貿易業者として揭げまた外國商社でも本邦に方て取引つてゐるものは之を網羅した。

輸出及輸入

名稱	東京	營業種別
日魯漁業株式會社		魚類輸入
株式會社田中商店		プラチナ輸入
三菱商事株式會社		紙機械各種金屬穀類輸出入
三井物産株式會社		一般輸出入
古河電氣工業株式會社		銅線及ケーブル輸出
大倉商事株式會社		一般輸出入
日本トラスコン鋼材株式會社		鋼製組立建築材
淺野物産株式會社		造船企業
日本沃度株式會社		日本沃度各種藥品輸出
住友合資會社	東京販賣店	銅線、鐵管、電氣機械
株式會社新潟鐵工所		各種モーター機械類輸出
永柳商店		コルク製品輸出
東洋バルブコック商會		機械輸出
北光水産株式會社		魚類輸出
帝國製麻株式會社		亞麻輸入
株式會社池貝鐵工所		ディゼルエンヂン輸出
日本漁網船具株式會社	東京營業者	漁網船具輸出
株式會社日立製作所		電氣機械類輸出
沖電氣株式會社		電氣及材料
清水貿易株式會社		機械類其他一般輸出入
對露輸出組合		輸出入
日露實業株式會社		輸出入
西川商店		漁網用ラミ糸輸出
株式會社大村五左衞門商店		綿帆布輸出
東京製綱株式會社		各種ロープ類輸出
八坂商事株式會社		各種ロープ、トワイン、ワイヤーロープ輸出一般輸出入
梅田商會		輸出入
友田合資會社		各種藥品輸出入
鳥居商店		サントニン及各種藥品輸入
株式會社小西新兵衞商店		サントニン及各種藥品輸入
株式會社田邊五兵衞商店		サントニン及各種藥品輸入
一般輸出入		
倉庫業		
輸出入		
漁網用綿糸鹽		

戶畑鑄物株式會社		發動機械類輸出
東洋葉煙草株式會社		葉煙草輸入
島貿易株式會社	東京支店	タンニンエキス化學用品藥品輸出
前田青山工場		塗料輸出
株式會社門倉商店		繩、叭、莚輸出
石田常麿事務所		木材輸入、仲介
大阪		
株式會社住友電線製造所		パイプ類電線
株式會社安宅商會		木材、滿俺輸入
大同洋紙店		紙類輸出
株式會社武田長兵衞商店		各種藥品輸出
株式會社鹽野義商店		各種藥品輸出
島貿易株式會社タンニンエキス、丸善藥店		化學用藥品輸出
岩井商會		化學藥品輸出
神戶		
神戶株式會社田中洋紙店		紙類輸出
株式會社協信洋行		穀類輸入
橫山商店		漁網船具類輸出
株式會社本田商店		モーター輸出
高瀨三郎商店		輸出入
橫濱		
橫濱橫濱植木株式會社		種子輸出
コルナウ商會		輸出入
宍倉回漕店		運送
函館		
日本製罐株式會社		空罐及木箱輸出

函舘製網船具株式會社　漁網船具輸出
日本漁網船具株式會社　漁網船具輸出
日魯漁業株式會社　魚類輸入
函舘ゴム株式會社　ゴム製品輸出
鎌重支店　縄、叭、莚、輸出
岡本與三八商店　縄、叭、輸出
共同漁網店　漁網輸出
寺中商店　輸出
株式會社有江鐵工所　小型船舶輸出
島本鐵工所　モーター、機械類輸出

小樽

北海製罐倉庫株式會社　空罐及木箱輸出
新谷商店　輸出
清水貿易株式會社　船、漁具、金屬製品

札幌

一柳商店　船具輸出

靜岡縣

富士製茶株式會社　綠茶輸出
日本茶直輸出組合　綠茶輸出
本間商會　綠茶輸出
栗田兄弟商會　綠茶輸出
シークフリード商會　綠茶輸出
アウイン・ホイツトニイ・ハリソン株式會社　綠茶輸出
ヘリヤ商會　綠茶輸出
日露柑橘輸出組合　蜜柑輸出

名古屋

株式會社服部商店　金鑛利權

下關

魚類輸入　株式會社林兼商店

三重縣

ゴム製品輸出　東洋漁網商會
縄、叭、莚、輸出　山本重次郎本店
漁網輸出　大野作左衞門商店
輸出　平田製網株式會社
小型船舶輸出　網勘製網株式會社
モーター、機械類輸出　三重製網合資會社

富山

空罐及木箱輸出　石原庄太郎商店
輸出　富山製藥株式會社
船、漁具、金屬製品　國際製藥株式會社

敦賀

船具輸出　葉加瀨商店
綠茶輸出　坂田商店

堺

大日本セルロイド株式會社　セルロイド輸出

利權及金融

銀行

東京

朝鮮銀行　補償受命
第一銀行　各種銀行業務
横濱正金銀行　補償受命

函舘

北海拓殖銀行函舘支店　一般銀行業務
第一銀行函舘支店　一般銀行業務
北海道銀行支店　一般銀行業務

神戸

朝鮮銀行支店　補償受命
第一銀行神戸支店　一般銀行業務

敦賀

敦賀二十五銀行　補償受命

下關

朝鮮銀行下關支店　補償受命

海運

北日本汽船株式會社　船舶
川崎汽船株式會社　船舶
國際運輸株式會社　船舶
合同運輸株式會社　運送業
國際汽船株式會社　船舶
帝國汽船株式會社　船舶

共立汽船株式會社　船舶
栗林商船株式會社　船舶
松岡汽船株式會社　船舶
犬上汽船株式會社　船舶
豐彥汽船株式會社　船舶
光武商會　船舶仲介
合資會社泰通商會　船舶仲介
柿谷商店　船舶仲介
株式會社三祐商會　船舶仲介

保險

東京海上火災保險株式會　日露海保特約

造船

株式會社川崎造船所
株式會社大阪鐵工所
株式會社淺野造船所
株式會社石川島造船所
函館船渠株式會社
村尾船渠株式會社

對露輸出組合の概要

對露輸出組合は大正十四年九月一日より實施せられたる輸出組合法に基き、星野錫、今井五介、山崎龜吉氏等の主唱により翌年一月卅一日設立せられしものにして昭和五年十一月現在の組合員百五十七名、其事業概要及現在役員氏名左の如し、尙ほ組合員たるには一口以上五十口以下の出資を條件とし、一口は五百圓である。

一、本組合は對露輸出組合と稱し主たる事務所を東京市に置き支部を全國必要の地に置く。

一、本組合は內地一圓を以て地區とす。

一、本組合は左記各地域を以て輸出市場とす。

1、ソヴイエート聯邦
2、東支鐵道沿線の滿洲
3、芬蘭、エストニア、ラトウイア、リトアニア、波蘭

一、本組合の事業左の如し

1、組合員の取扱商品の委托輸出及輸出斡旋
2、組合員の取扱商品の保管選別及包裝
3、組合員の輸出手續及發送受渡等の代辦
4、組合員の營業上の弊害を矯正する爲必要なる取締又は事業經營の制限
5、組合員の商品紹介
6、組合員の商品の改良發達
7、販路の開拓及擴張
8、輸出市場の經濟及貿易實情並に商品に關する調査及報告
9、其他の組合員の共同利益を增進する爲に必要なる施設

組合役員氏名

理事長　倉知鐵吉、常務理事　今井政吉、矢野丑乙、理事　磯野進、葉加瀨宇三郎、大幸喜三九、山崎龜吉、松井文太部、新井清太郎、佐川恒七、三輪常次郎。

監事　稻葉伊之助、外海省三、倉持長吉、松浦五兵衞、熊澤莖太郎。

顧問　稻畑勝太郎、星野錫、中村祥太郎、森田金藏。

大阪日露貿易協會規約

第一條　本會ハ大阪日露貿易協會ト稱ス

第二條　本會ハ日露兩國ノ親善ヲ圖リ貿易ノ發展ヲ期スルヲ目的トス

第三條　本會事務所ハ當分大阪商業會議所ニ置ク

第四條　本會ハ大阪市及ヒ接續町村ニ於ケル對露貿易業者ヲ以テ組織ス

役員氏名

會長　稻畑勝太郎　副會長　矢野丑乙
理事　岡田永太郎、上山勘太郎、今永駒吉
谷野彌吉、小倉清之助、中谷庄兵衞、高桑順
評議員　日本郵船株式會社支店、大日本セルロイド株式會社、井上宗一、藤岡貞次郎、株式會社中井商店、株式會社鹽野義商店、小畠元三郎合資會社新田帶革製造所、株式會社湯淺七左衞門商店、森平兵衞、中山太一、石井勝次郎、川上保太郎、奧田理一。

神戸對露貿易協會

一、本會は神戸對露貿易協會と稱す

一、本會の事務所を左の所に置く

（神戸商工會議所內）

一、會頭　森田金藏

會員　協信洋行、鈴木商店、佐川商店、湯淺貿易株式會社、日清製油株式會社、熊澤商店、船井商店、日本貿易信託社、野澤組、大阪商店會社神戸支店、亞細亞海運株式會社、三井物產會社神戸支店、合同燐寸株式會社、千代田帽子店、森商店、瀧川事務所、森新次郎、小澤商店

高瀬商店、藤田商行、大森廻送店、日本毛織株式會社、日本蠟燭製造所、其他

小樽日露貿易協會

第一條　本會ヲ小樽日露貿易協會ト稱シ事務所ヲ小樽市色内町六丁目三十番地ニ置ク

第二條　本會ハ我國對露貿易ノ振興ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條　本會々員タラントスル者ハ本會則ヲ承認シ本會々員全部ノ加入承諾ヲ經ルヲ要スルモノトス

會員名簿

幹事長　新谷專太郎
幹事　今井孝　笹田茂
杉江仙次郎　戸羽亨
土居禎夫　加藤豐彥
田邊泰三　成田正穗
益山義平　小柳文七
三野得二　柴野仁吉郎
森久則　本間勘次

哈爾賓商品陳列館

本館は日露兩國及滿蒙地方に於ける貿易の發展助成並に諸事業の勃興を圖らんが爲めに大正七年七月日露協會の設立に係るものにして

一、日露兩國並に滿蒙地方の商品及參考品の展示說明

二、一般商取引の取纏め指導仲介並に商工業者の指導及紹介

三、露國及滿蒙地方向商品改良の指導

四、巡回販賣並に見本市の主催及其の指導

五、露亞時報、經濟時報(露文)パンフレット、週報等の發行並に圖書雜誌の供覽

六、商工業に關する內外の諸機關と本館との間に於ける通信、印刷物の交換並に展示品の貸借及讓渡

七、貿易及企業に關する調査報告及其應需

八、一般企業に關する紹介及仲介

九、巡回講演並に視察者の指導

十、其他貿易及企業促進に資すべき諸施設

等々は本館の實行し居る事業にして過去十有餘年間の結果は左の如し

事項	大正七年	同十三年	昭和二年
出品人數	三〇人	一四九人	四〇五人
出品種類	五〇點	三八〇〇點	四三〇點
出品點數	支一品	一三二三品	一九〇二品
參觀人員	——	一〇九五〇人	六八〇〇人
商取引成立數	五口	一〇二口	一六七口
調査件數	毛件	八四件	一九七件
情報發行數	五回	三六回	二二回
露亞時報發行數	一回	一二回	一二回
露文雜誌(エコノミーチエスキウエストニツク)	——	一回	二回
パンフレット發行數	——	一二回	二四回
週報發行數	——	四八回	五二回
其他印刷物發行數	——	四回	六回

館長　森御陰

金融關係

輸出補償法及施行細則

多年の懸案であつた輸出補償法は、昭和五年第五十八議會の協贊を經て、同年五月十六日を以て公布され、次で七月三十一日附商工省令第七號により輸出補償法施行規則は制定され同時に勅令第百四十四號を以て翌八月一日から實施さるゝことゝなつた。言ふ迄も無く我國には全く新らしい試みである。之が批判は後日に期さねばならぬ。

輸出補償法

（昭和五年五月十六日法律第六號）

第一條　政府は本法施行地內に住所又は營業所を有する者が內地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生產製造又は加工せられたる商品を本法施行地より國務大臣の指定する地域に輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協贊を經たる金額の範圍內に於て其の損失の百分の七十を限度とし之を補償するの契約を爲すことを得

第二條　前條の契約を爲したる銀行が其の契約に基き荷爲替手形を買取りたるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納付すべし

第三條　第一條の損失は銀行が荷爲替手形の滿期日に支拂を受くること能はざりし金額より左の各號に揭ぐる金額を控除したるものとす

一、荷爲替手形に付擔保あるときは其の處分に依りて得たる金額（第五條の場合に於ては其の手形の附屬荷物のみの處分に依りて得たる金額）より其の處分の爲支出したる費用を控除したる殘額

二、滿期日に支拂を受くること能はざりし金額に付補償前に全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額

第四條　銀行は補償を受けたるときは其の手形に付遲滯なく償還請求權其の他の手形上の權利を行使すべし但し其の權利の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるゝときは主務大臣の認可を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は命令の定むる所に依り前項の權利の行使に依りて得たる金額より滿期日以後の利息及銀行が其る權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第五條　第一條の契約に於て左の各號に該當する定を爲したるときは前條の規定は之を適用せず但し償還請求權以外の手形上の權利の行使及其の行使に依りて得たる金額の處分に付ては此の限に在らず

一、荷爲替手形の振出人及支拂人が命令を以て定むる資格を有し其の手形が註文に依り商品を輸出する爲振出されたる場合に限り損失補償を爲すこと

二、損失補償の割合が百分の六十を超えざること

三、銀行が損失補償金に相當する金額に付償還の請求を爲さざること

第六條　第一條の契約を爲したる銀行が本法若は本法に基きて發する命令又は契約に違反したるときは政府は契約を解除し、損失の全部若は一部に付補償を爲さず又は損失補償金の全部又は一部の返還を命ずることを得

第七條　主務大臣必要ありと認むるときは政府は商品を輸出したる爲受取りたる約束手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し之を補償するの契約を爲すことを得

前項の場合に於ては第一條乃至前條の規定を準用す

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

輸出補償法施行期日

（昭和五年七月三十日勅令第百四十四號）

輸出補償法は昭和五年八月一日より之を施行す

輸出補償法施行規則

（昭和五年七月三十一日省令第七號）

輸出補法施行規則左の通定む

第一章　荷爲替手形に關する補償契約

第一節　總　則

第一條　輸出補償法第一條の契約は甲種補償契約及乙種補償契約の二種とす

第二條　政府と補償契約を爲すことを得る銀行は內地に本店を有するもの又は朝鮮、臺灣、若は樺太に本店を有し且內地に支店を有するものとす

第三條　政府と補償契約を爲さんとする銀行は每年商工大臣の指定する期日までに左の事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、補償契約の各種類に付ての損失補償金額の限度

三、補償を受くることを得べき荷爲替手形（以下補償手形と稱す）を買取るべき營業所の名稱及位置

第四條　政府が銀行と補償契約を爲したるときは商工大臣は其の銀行が補償手形を買取るべき營業所の名稱及位置竝に補償契約の種類を告示す

第五條　銀行が補償手形を買取ることを得る期間は補償契約を爲したる日の屬する會計年度內とす

第六條　銀行は商工大臣の承認を受け補償契約の種類、損失補償金額の限度又は補償手形を買取るべき營業所の變更を爲すことを得

第七條　銀行は左の荷爲替手形を補償手形として買取ることを得す

一、一覽後定期拂の手形に在りては滿期日が一覽後四月を超ゆるもの

二、一覽拂及一覽後定期拂の手形に在りては滿期日が振出の日より六月を超ゆるもの

三、額面金額が附屬荷物の發送の地及時に於ける其の價額に到達地までの運賃、保險料其の他の費用を加算したる金額又は附屬荷物の契約價額を超ゆるもの

四、附屬荷物の保險價額の全部を保險に付せざるもの但し荷受人に於て其の全額を保險に付すべき旨の契約ある場合は此の限に在らず

第八條　銀行は補償手形を買取らんとする場合に於て振出人の住所若は營業所又は附屬荷物の生産製造若は加工せられたる地域に付輸出補償法第一條に該當せざる疑あるときは其の手形の買取を求むる者をして之に關する證明書を提出せしむべし

第九條　銀行が補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる屆書に其の手形、之に附屬せる船荷證券（小包郵便に依る場合には其の受領證）及送狀の各爲、補償料に關する計算書竝に前條の證明書を添附し七日以內（休日を算入せず以下同じ）に之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類
二、手形の番號
三、銀行が手形を買取りたる年月日及營業所の名稱
四、手形の額面金額
五、手形の振出人の氏名又は商號及住所又は營業所
六、手形の支拂人の氏名又は商號及住所又は營業所
七、附屬荷物の生産、製造又は加工せられたる地域
八、附屬荷物以外の擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額
九、滿期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

第十條　補償手形を買取りたる銀行は補償料を歲入徵收官の指定する期日までに其の指定する日本銀行の本店、支店、又は代理店に納付すべし

第十一條　銀行は補償手形が引受ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下引受渡條件の手形と稱す）の場合に於ては引受前に支拂ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下支拂渡條件の手形と稱す）の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず

第十二條　補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付左の事項を其の都度遲滯なく商工大臣に屆出づべし

一　引受又は引受拒絕ありたるときは其の事實及年月日
二　滿期日前に全部又は一部の支拂ありたるときは其の事實、金額及年月日
三　支拂人の信用狀態著しく變化し支拂に支障を生ずる處ありと認めらるゝときは其の事實

第十三條　補償手形を買取りたる銀行は其の手形を讓渡すことを得ず

第十四條　銀行の政府に對する損失補償の請求は其の手形の滿期日後四月以內に之を爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十五條　政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度內に於て之を爲すものとす

第十六條　政府は補償手形の滿期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては補償の責に任ぜず

第十七條　輸出補償法第一條に依り指定する地域の中戰亂、恐慌等の爲取引上の危險特に大なりと認めらるゝものあるときは商工大臣は銀行に對し其の地域に商品を輸出する爲振出されたる補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし

商工大臣前項に依り停止を命じたるときは其の旨告示す

第十八條　補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請請求其の他の手續を爲すときは其の書類に左の事項を記載すべし

一　補償契約の種類
二　手形の番號
三　振出人の氏名又は商號
四　支拂人の氏名又は商號

第二節　甲種補償契約

第十九條　甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十なるものを謂ふ

第二十條　甲種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては滿期日までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の率に依り算出するものとす

一　引受渡條件の手形に在りては年二分
二　支拂渡條件の手形に在りては年五厘

第二十一條　前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受けて定むる日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとす

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に付之を準用す

第二十二條　第二十條の補償料を算出する場合に於て補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるゝときは銀行が其の手形を買取りたる時の電信爲替賣相場に依り其の金額を日本の通貨に換算するものとす

前項の電信爲替賣相場は橫濱正金銀行の建値に依る

第二十三條　銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の事實及年月日を記載したる屆書に追納すべき補償料に關する計算書を添附し七日以內に之を商工大臣に提出すべし

第二十四條　銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の手形の滿期日に支拂を受くべき金及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付第二十條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第二十五條　甲種補償契約に基き補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付遲滯なく償還請求權其の他の手形上の權利の保全の爲必要なる手續を爲すべし

第二十六條　甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物其の他の擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すものとす

第二十七條　甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとするときは補償を受けんとする金額及滿期日に支拂を受くること能はざりし事由を記載したる請求書に損失に關する計算書及支拂拒絕證書の謄本其の他の支拂を受くること能はざりしことを證する書面を添附して商工大臣に之を提出すべし

補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるゝ場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は滿期日の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす

第二十八條　第二十七條に依り政府に對し損失補償の請求を爲したる後銀行が補償前に其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる屆書に第三十二條に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遲滯なく之を商工大臣に提出すべし

第三十二條　甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる屆書に第三十二條に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遲滯なく之を商工大臣に提出すべし

一　滿期日に支拂を受くること能はざりし金額に對する滿期日以後補償日の前日までの利息（補償前に其の金額に付一部の償還又は支拂ありたるときは其の日以後の期間に付ての其の殘額に對する利息）
二　銀行が償還請求權其他の手形上の權利の行使の爲支出したる費用

第三十三條　補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるゝ場合に於ては前條の支拂を受けたる金額は支拂を受けたる時の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす

第二十二條第二項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第三十四條　第三十二條の場合に於て銀行の取得すべき金額又は政府に納付すべき金額の中既に取得し又は納付したるものあるときは其の殘額に付計算するものとす

第三節　乙種補償契約

第三十五條　乙種補償契約とは損失補償の割合が

百分の六十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ

第三十六條　輸出補償法第五條第一號の手形の振出人は輸出組合若は其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者なること、其の支拂人は銀行が豫め商工大臣の承認を受けたる者なることを要す

第三十七條　銀行が乙種補償契約に基き補償手形を買取りたるときは第九條の書類の外註文ありたることを證する書面及振出人が輸出組合又は其の組合員に非ざるときは二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面を商工大臣に提出すべし

前項の二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面は既に他の手形に付之を提出したる場合に於ては其の事項に變更なき限り其の旨を表示し之を省略することを得

第三十八條　乙種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては滿期日までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の率に依り算出するものとす

一　引受渡條件の手形に在りては最初の一月に付月三分二厘とし其の後の期間に付月四厘を之に加算したる率

二　支拂渡條件の手形に在りては最初の一月に付月八厘とし其の後の期間に付月一厘を之に加算したる率

第三十九條　銀行が乙種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の手形の滿期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付前條第一號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第四十條　乙種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第四十一條　乙種補償手形の滿期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が振出人の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては銀行は損失補償金に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付遲滯なく償還請求權を行使すべし但し償還請求權の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるるときは商工大臣の承認を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は前項の權利の行使に依りて得たる金の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第三十條の規定は第一項但書の場合に、第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十二條　乙種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額より第三十二條第一項各號に揭ぐる金額を控除したる殘額の百分の六十を政府に納付し、百分の四十を銀行に於て取得すべし但し銀行が其の損失に付既に全部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額を、一部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額の中より殘餘の損失を塡補し尙殘額あるときは之を償還をなしたる者に返還するものとす

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十三條　第二十一條乃至第二十三條、第二十五條第二十七條乃至第三十一條第三十三條及第三十四條の規定は乙種補償契約に關し之を準用す

第二章　約束手形に關する補償契約

第四十四條　輸出補償法第七條の約束手形は「ソヴイエト」聯邦に商品を輸出したる爲受取りたるものとす

前項の約束の振出人は內地に駐在する「ソヴイエト」聯邦通商代表なることを要す

第四十五條　約束手形に關する乙種補償契約の場合に於ては其の手形の受取人は輸出組合又は其の組合員なることを要す

第四十六條　銀行が約束手形に關する補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる屆書に其の手形、商品の輸入に關する船荷證券及送狀の各寫、補償料に關する計算書竝に第五十二條の規定に依り準用する第八條の證明書を添附し七日以內（休日を算入せず以下同じ）に之を商工大臣に提出すべし

一　補償契約の種類

二　手形の番號

三　銀行が手形を買取りたる年月日及其の營業所の名稱

四　手形の額面金額

五　手形の受取人の氏名又は商號及住所又は營業所

六　商品の生產、製造又は加工せられたる地域

七　手形に付擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

八　滿期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

前項の船荷證券及送狀の各寫は其の商品を「ソヴイエト」聯邦に輸出したることを證する書面を以て之に代ふることを得

前項の書面には其の商品の名稱、數量、輸出港仕向先及輸出の年月日の記載あることを要す

第四十七條　銀行が約束手形に關する補償契約に基きて買取りたる補償手形の書換ありたる場合に於て新手形の滿期日が最初の手形の振出の日より六月を超えざるときは其の新手形を補償手形と爲すことを得

前項の場合に於て新手形滿期日が最初の手形の振出の日より六月を超ゆるときは商工大臣の承認を受けたるときに限り其の新手形を補償手形と爲すことを得

第四十八條　銀行が前條に依り新手形と爲したるときは左の事項を記載したる屆書を書換の日より七日以內に商工大臣に提出すべし

一　新手形の番號

二　書換の年月日

三　新手形の滿期日

輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル指定地域

（昭和五年七月三十一日告示第三十八號）

輸出補償法第一條の規定に依る地域を左の通指定す

一　メキシコ　グアテマラ　サルヴアドル　ホンヂユラス　英領ホンヂユラス　ニカラグア　コスタリ・カ　パナマ　キユバ　ハイテイ　ジアマイカ　其の他中部亞米利加又は西印度諸島に屬する地域

二　コロンビア　エクアドル　ペルー　チリ　ボリヴイア　アルゼンテイシ　ウルグアイ　パラグアイ　ブラジル　佛領ギアナ　蘭領ギアナ　英領ギアナ　ヴエネズエラ　其の他南部亞米利加ニ屬スル地域

三　エジプト　スーダン　エシオピア　英領ソマリランド　伊領ソマリランド　ケンヤ　ウガンダ　タンガニカ　南ローデシア　北ローデシア　葡領東阿弗利加　マダガスカル　南阿弗利加聯邦　アンゴラ　白領コンゴー　佛領コンゴー　佛領赤道阿弗利加　ニジエリア　ゴールド・コースト　リベリア　シエラ・レオン　佛領ギネア　葡領ギネア　セネガル　リオデオロ　モロツコ　アルジエリー　テユニスリビア　其の他阿弗利加に屬する地域

四　ルーマニア　ブルガリア　希臘　歐羅巴　土耳古　アルバニア　ユーゴースラヴイア　アフガニスタン　ペルシア　イラーク　アル

五

メニア　亞細亞土耳古　シリア　パレスタイン其の他アフガニスタン及ペルシア以西の亞細亞に屬する地域
六　ソヴイエト聯邦

輸出補償施行規則第三條ノ規定ニ依ル契約申請期間

（昭和五年七月三十一日告示第三十九號）

輸出補償法施行規則第三條の規定に依る期日は昭和五年八月一日より昭和五年八月十四日までとす

二、對露輸出補償と當業者の要望

前記法令に依り、補償契約をした銀行は、横濱正金、鮮銀、臺灣、住友、山口及敦賀廿五の六銀行にして其内對露關係は鮮銀、敦賀廿五の二行であつたが、補償限度九十三萬八千圓の中、對露關係割當は、鮮銀三十一萬五千圓、敦賀四萬圓、合計三十五萬五千圓に過ぎず、而かも此補償額は早くも靜岡茶業組合と日本羊皮業會社に豫約濟となり他の貿易業者は何等補償法の恩典に浴することが出來ないといふ現象を招來した。是に於てか一般は頗る不滿を抱いた。對露輸出は他に比して危險性に富んでゐる。僅々三十五萬圓位の金額では充分に補償法の機能を發揮せしむることは不可能である小貿易業者は止むなく輸出を差控へてゐる狀態で補償金額は是非共增加されねばならぬといふのが大體の意見であつた。終に十月十六日對露輸出組合と對露貿易懇話會は合同協議會を開催して對策を練り、超へて十八日實行委員は商工、大藏、外務の各關係大臣を歷訪して補償金增額限度擴張補償料引下に關する陳情書を提出して明年度に一縷の望みを繋いでゐた。然るに商工省の豫算は容赦なく大藏省の斧鉞に遭ひ、六十二萬五千圓に削減されて了つた。斯くては補償限度百八十七萬六千圓となり、第一年度の補償限度の倍額に過ぎず、この中對露輸出にどの程度の振當をなすかは未定であるが、前年度の倍額七十萬圓內外と觀測されてゐる。然らば六年度の對露輸出豫想額三千萬圓に比して其補償は僅かに二步四厘弱となり之によつて期待されるが如き金融の緩和は頗る困難と豫想されて來た。終に對露輸出組合は商工省に對して左の如き特殊の施設による補償增額方を要望した。

一、對露輸出補償に關しては豫算外補償をなすこと

二、其方法は補償法の一部を改正して鑛糸補償法の如き公債交附による補償を可能たらしむること。

朝鮮銀行と對露金融關係

一、浦潮及哈爾賓支店

朝鮮銀行は明治四十二年の創立に係り、公稱資本四千萬圓、日露貿易金融機關として露領に支店を有する我國唯一の銀行である。即ち周知の如く同行浦汐支店は北滿哈爾賓支店と相呼應して對露經濟戰の第一線に立つてゐる。

浦汐支店＝朝鮮銀行浦汐支店の歷史は相當に古い。大正五年日露貿易金融の爲當時同地に在つた松田銀行部を買收して、大正七年八月現名稱に改め其後幾多の變遷を經て今日に及んでゐる。

同行浦汐支店は早くより極東銀行、國立銀行、極東國營通商局、コオペラチヤ同盟等と取引關係を有し、且つ浦汐港經由の北滿輸出雜穀に對する金融業務を行ひ益々發展せしめつゝはる。

哈爾賓支店行朝鮮銀行の哈爾賓支店開設は大正六年七月である。乍併對露金融としては爲替思惑資金の貸出に過ぎず、純然たる商品擔保貸付の如きは寔に僅少で殆んど論ずるに足りなかつた。勿論革命後オムスク政府やセメヨノフ關係の御用商人側に對する貸出は始まつたが、畢竟一時的現象に外ならず、實際の對露金融が實行されだしたのは我が撤兵前後であつた。即ち東支鐵道に對し、北滿持產商將又た輸入雜貨商に對する手形割引等は此時代から始められた。而かも東支鐵道に勞農側が幹部として重要なる椅子を占め、幾多國營機關が北滿方面に開設されて露國政局の一段落を裏書するに及んでから、叙上各經濟機關に對する貸出、輸出入商に對する純商取引に基く貸出は逐日增加し、その取扱年額は浦汐支店を通算せば無慮三千萬圓臺を上下してゐる。

二、內地鮮銀の對露融資開始

然し日本內地に於ては、一般銀行は勿論朝鮮銀行本支店も露國との取引關係を有たなかつた。之がため我國の對露取引業者や露國側當業者の蒙る不便は少くなかつたが、對露輸出資金の融通に關して極東銀行との間に協定を遂げ、露國通商行表

部が自國に輸入するため我國に於て物資の購買をなす場合に、賣主に對して振出せる長期手形を昭和三年四月以來極東銀行經由再割引の方法に由り同行神戶支店をして融資の途を開始せしむることにしたが、更に鮮銀東京支店は、通商部振出手形の直接割引をも開始するに至つた。割引條件として鮮銀は通商部との間に特殊の取極めをして居らぬが、大體左の範圍に於て行はれてゐる。

一、金額の多少、依頼人の信用程度、手形期限等を考慮して割引くこと。

一、手形期間は原則として三ケ月を限度とし止むを得ざる場合に限り六ケ月とすること。

一、割引利率は依頼人の資產、信用狀態及手形期間の長短により一定しないが、大體露國側の極東銀行割引利率日步二錢三厘三毛より高からざること。

三、浦潮支店留問題の勃發

昭和五年八月十二日、モスクワ及ハバロフスクから特派された七名の銀行檢查官は突如浦汐支店の檢查を始めた。而かも其檢查は辛辣を極めたのみならず、終には營業上の秘密に屬するものに至るまで提出を强要し、十月二日一段落を告ぐるまで殆んど營業妨害に等しき脫法的檢查を敢てしたのであつた。當初その目的の那邊に存するやは全く不明であつた。爲に留相場の下落防止、漁場租借料其他の平價徵收、露人の預金調查、或は利權回收等種々揣摩憶測されたのであるが、九月十二日ハバロフスク極東財務代表が有門支店長に發した左記通告によつて、兎も角も表面上の目的は判明した。

「外國貨幣、貴金屬」有價證券等の賣買及送金は千九百廿四年四月四日付及び千九百二十八年三月二十一日付ソ聯政府の法律並に千九百二十八年五月三十一日付財務人民委員會の訓令によつてのみ許可せらるべきものにて、公定相場に依らざる自由相場を以て外國貨幣に對し、ソ聯政府貨幣の現金を賣買する事は投機と看做し、法律を以て訴追せらるゝものとす。由つて國外送金業務及び公定相場に該當せざる自由相場にて露貨を賣買する業務を絕對に行はざるやう通告す」

之に對し、鮮銀は千九百二十八年財務人民委員部の許可を受けて露貨賣買の權利を有するものであり、且つ同許可には公定相場に依つて賣買せねばならぬとの規定が無い、從つて通告記載の如く過去に遡及して追訴せらるゝ理由は無い、と言ふのが大藏省と鮮銀の意向であつた。果然檢查打切りと同時に問題は中央に移つた。新任駐露廣田大使は具體案を提げて十一月十四日露都に向つた。鮮銀に對する自由相場露貨賣買の禁止が如何に廣汎なる範圍に累を及ぼすかは既に周知の事實である。だが期待は一に廣田大使の鐵腕に懸けらるゝのみである。

極東銀行と對日金融關係

一、極東銀行（タリバンク）定款

第一章　總則

第一條　官民出資株式會社極東銀行（略稱デウエバング）はソヴエート聯邦の內國商業、外國貿易工業、地方（公營をも含む）產業及住宅建築の發達を助成するを以て目的とす

備考　本定款に基きて行爲する株式會社極東銀行は一九二二年三月七日極東共和國銀行なる稱號を以て設立せられたるものにして、其後本定款は一九二五年五月二十一日勞働國防會議の決議（ソヴエート聯邦法令集一九二六年度第十五號第二部一〇四頁）一九二六年十二月二十日ソヴエート聯邦人民委員會會議の決議及一九二八年一月七日ソヴエート聯邦財務人民委員會の決議（ソヴエート聯邦財務人民委員會公報一九二八年度第十五—三三〇號）により改正せられたり

第二條　銀行は法人としての總ての權利を享有し且つ自己の稱號を表示する印章を有す

第三條　銀行は金、銀其他の鑛物を採堀するために土地を租借し又自己の必要のために建物を取得し又は之を租借し又土地を租借し之に建築を行ふ權利を享有す

第四條　銀行は所定の手續によりソヴエート聯邦財務人民委員會の許可を受けソヴエート聯邦領土內及外國に出張所、支店、代理店、代表機關を設置する權利を有す銀行はソヴエート聯邦領土內及外國に存在する金融機關とコレスポンデンス取引を開始することを得るものとす

第五條　銀行の引受くる債務の總額は自己の所有

する金資本の十倍を超過するを許さず、前記の總額に保證による債務をも含む場合は自己の所有する金資本の二十倍を超過するを許さず

第二章　資　本

第六條　銀行は次の資本を有す

(イ)公稱資本金　(ロ)積立金　(ハ)償却資金

(ニ)特別積立金

(イ)　公稱資本金

第七條　公稱資本金は一千萬留とす公稱資本金は一株五十留の株、二十萬株を發行して之を募集す

第八條　公稱資本金は、株主總會の決議によりソヴエート聯邦財務人民委員會の許可を受け、定款を改正し新株を發行し、之を增額することを得

備考　追加株に對する拂込は追加株發行の許可を公示したる日より一ケ年以内に之を行ふものとす、株の發行價格は株主總會に於て之を決定するも額面以下たるを許さず　且つ第一回發行の各株に對する積立金及特別積立金の割當額を加算するものとす、株券の製作費は株主の負擔とす追加株拂込の際に入金する前記割當加算額はそれぞれ積立金及特別積立金に繰込まるゝものとす

第九條　第一回發行株及其の後の追加株の總數中五一%以上は、國家機關及國營企業に屬すべきものとす

第十條　銀行の株券は記名式とす、株券印刷中は銀行より其の株券に對する臨時記名證書を交附す　此の證書は株券讓渡の規則に從ひ他に讓渡することを得

第十一條　銀行は自己の計算にて自己の株券又は臨時證書を買取ることを得す　但し銀行の債務者より徵收の場合株券の喪失の恐あるとき又は株券の償却を行ふときは此の限にあらもず本規定は銀行が自己の株券を擔保に取る場合に適用せらる

第十二條　株券又は株券に對する臨時證書を喪失したる場合は株主又は其の法定相續人は株券又は臨時證書の喪失を銀行取締役會に屆け出づることを得

取締役會は株主の費用を以て株券の喪失を公示し公示の日より六ケ月を經過し何人も裁判所に異議の申出をなさゞりし場合は喪失せる株券又は臨時證書の原番號を附したる複製書を交附す

第十三條　積立金は毎年決算により判明する銀行の營業上の損失を補塡するを目的とするもの にて公稱資本金の半額に相當する金額に達するまで本定款第九十五條に基き純益金より毎年控除積立つるものとす積立金が公稱資本金の半額に相當する金額に達したる後其の全部又は一部が損失の補塡に支出されたるときは所定額に達するまで控除積立を再び開始するものとす

積立金を支出する手續は株主總會に於て之を決議す

(ハ)　償却資金

第十四條　建物、備品其他の銀行の財産の償却は該財産を記帳する際の評價價格に對し一定の割合を控除積立て之を償却資金となす、償却資金の積立及支出は株主總會に於て現行法規に從ひ之を決議す

(ニ)　特別積立金

第十五條　銀行は株主總會の決議によりソヴエート聯邦財務人民委員會の許可を受けて純益金及其他の金額より控除積立を行ひ特別積立金となす

第三章　銀行の業務

(イ)借款、預金、特定使途の他人の資金

第十六條　銀行は借款を締結し又銀行にて割引せる手形及其他の證書の再割引を行ひ又銀行に屬する有價物を擔保として交附することを得

銀行は擔保あり又は擔保なき請求金金に對する自己の權利を他の金融機關に讓渡することを得

第十七條　銀行は次の預金の受入を行ふ

(一)普通及特別當座預金

(二)定期預金(期限附)

(三)不定期預金(即座拂)

不定期預金に對して銀行が交附する預金證書は必ず記名式とす、此の種の預金證書を讓渡するには讓渡裏書を行ひ銀行の帳簿に名義變更を登錄することを要す

定期預金に對して銀行が交附する預金證書には記名式及持參人式との二種あり

定期及不定期の預金證書は政府機關との契約に際し其の額面の金額を以て保證金として受入れらるべし

第十八條　銀行はそれぞれの契約に規定する期限及條件を有する特定使途の資金基金特別資金豫

算による支拂命令其他を受入るゝ權利を有す

第十九條　受入れたる預金(本定款第十七條參照)の利息及其他條件を變更せんとするときは當座預金及不定期預金に對しては十五日前に豫告し定期預金に對しては預金期限經過後之を行ふことを得

(ロ)商業上金融事務並之に關する業務

第二十條　銀行は左記業務を行ふ

(イ)九ケ月以内の定期貸付

(ロ)特別當座(オンコル)及當座貸越勘定の形式による金融

(ハ)九ケ月以内の期限付にて二名以上の責任引受人を有する手形及其他債權證書の割引

第二十一條　銀行は左に列擧する擔保品に對し定期貸付を行ひ又は特別當座(オンコル)及當座貸越勘定の形式にて信用を開始す

(イ)商品及其他法律によりて個人が占有を許せらるゝ財産

(ロ)國家の發行せる有價證券、株券、債券、ソヴエート聯邦内に於て流通を許可せられたる外國有價證券

(ハ)塊狀及び細工物となりたる貴金屬、外國貨幣爲替手形、外貨爲替手形

(ニ)ソヴエート聯邦内又は外國にてソヴエート聯邦貨又は外國貨にて仕拂はるべき手形及其他の債權證書にして二名以上の責任引受人を有するもの

(ホ)連轉中又は改造中の商品

備考　株券及債券はソヴエート聯邦内の取引所に上場せらるゝものに限り擔保とすることを得

第二十二條　商品を擔保とする場合にはその市價の七五%以下を貸付け市價なき場合は銀行の評價による外國貨及貴金屬に對してはその價格の九〇%以下を貸付く

備考　本條に規定する率にようずして商品の擔保に對し貸付を行ふ場合にはソヴエート聯邦財務人民委員會の許可を得るを要す

第二十三條　擔保として引取らるゝ商品は貸付金額にその一〇%以上を加算したる價格を以て保險に附し、其の保險期間は少くとも貸付期間より一ケ月以上長期たるを要す、保險證書は之を銀行に交附するものとす

第二十四條　財産を擔保として銀行に提供する場合にはその擔保財産又は商品證券(鐵道引換證船貸證券、倉庫證券、運輸業發行荷物受領證其他)は之を銀行に交附するものとす、擔保商品其他財産は取締役會の許可を受けて擔保提供人にて規定する方法にて銀行の錠及封印を用ひ又は之を用ひずして保管し、その安全に對する責任を有し且つ自ら保管を行ふ權利を以てすれば擔保提供人の許に保管することを得

第二十五條　銀行はソヴエート聯邦及外國各地に於て保管證書を提出し保管すべき財産を銀行

爲替手形の振出及引受を行ふ。引受は依頼人の委托ある場合のみ銀行の貸附に關する規定により銀行の保證を以て之を行ふ

第二十六條　銀行は貸付に關する規定に基き交附せらるゝ保證書の保證を以てソヴエート聯邦貨幣及外國貨幣による債權證書に關する仕拂保證書を發行す

第廿七條　銀行はソヴエート聯邦及外國各地に對しソヴエート聯邦貨幣及外國貨幣を以てする信用狀及爲替を振出し又は受拂ひ又貸出に關する規定に基き積出されたる貨物(外國より積出したる貨物をも含む)に對しソヴエート聯邦貨幣及外國貨幣にて金額又は一部を先取りし殘額を貸付けて信用狀を發行す

第廿八條　銀行は委托によりソヴエート貨幣及外國貨幣を以て全額又は一部を先取し、商品及有價物の賣買を行ふ。一部先取りの場合には貸付規則に基き購買せらるゝ財産その他を擔保として、殘額を貸付くことを得

第廿九條　銀行は自己の勘定又は第三者の委托により貴金屬貨幣、爲替、手形、外國貨手形、債券、株券、有價證券を賣買す

銀行の所有する有價證券の總額は公稱資本の五分の一を超過するを得す但し銀行の積立金たる有價證券は之に含まれず

第三十條　銀行はソヴエート聯邦貨幣及外國貨幣による手形、債權證券、外國手形、商品證券、其他による取立並に有價物の取立を行ふ

第三十一條　銀行は第三者たる個人及機關の勘定にて、ソヴエート聯邦及外國に於て支拂を行ふ

但し支拂は豫め全額又は一部を保證するを要す
一部保證の場合には貸付規定に基き殘額を貸付となす

第三十二條　銀行は依頼人の委託により支拂及收納を取扱ふ又國營保險との契約により保險事務をも取扱ふ

第三十三條　銀行は倉庫業及運輸業に從事しそれぞれ所定の證書を發行す又商品倉庫其他倉庫セーフを賃貸し又物品の保管をも取扱ふ

第三十四條　銀行は有價物（國債をも含む）の保管及管理に應ず又有價證券の保險をも取扱ふ又國家、機關、企業、コペラチーブ公共機關株式會社等の發行する有價證券の募集をも取扱ふ

第三十五條　取引先の業務及計算に關する調査報告は取引先を除きては裁判捜査機關及法律に規定する場合に限りソヴエート聯邦國立銀行に交附す

第三十六條　預金及當座に預入れられたる金額は裁判機關の決定によるにあらざれば之を徴收し又は差押ふることを得ず

第三十七條　本章に規定せる業務以外に外國にては支店は次の權利を有す

（イ）自己の勘定にて商品を賣買すること

（ロ）財産管理の委托を受くること

（ハ）不動産及支店所在國の株式市場に上場する有價證券を擔保にとり又は自己の必要のために之を所有すること

（ニ）事業出資に關する業務

第三十八條　銀行は次の業務を行ふ

（イ）公營事業に對する長期並に短期貸出

（ロ）住宅の建設、改築、修理に對する長期並に短期貸出

ハ國營工業並に地方的電氣事業に對する長期貸出

ニ文化生活建設事業に對する長期並に短期貸出

ホ工業に對する短期貸出

第三十九條　銀行はロシヤ聯邦共和國財務人民委員會の許可を受けて極東各地の執行委員會及市ソヴエートの委托により地方豫算資金を保管し地方豫算を收支出納事務を取扱ふ

第四十條　銀行は下記により公營事業に對する長期及短期の貸出を行ふ

イ執行委員會及市ソヴエートに對しては各個財産及租借物件の收入を特別擔保とし又は無擔保にて

ロ特別會計にて經營する公營事業「公營トラスト」に對しては法律によりて占有し得る財産を擔保として又はそれより生する收入を特別擔保として

第四十一條　銀行は下記により住宅建設、改築、修理に對する長期及短期の貸出を行ふ

イ執行委員會及市ソヴエートに對しては各個の財産及租借物件の收入を特別擔保としてはその他の法人並に個人に對しては市有又は國有ならざる建物又は地上權を擔保として住宅修理「住宅租借コペラチーブをも含む」に對してはその建物の收入を擔保として貸出を行ふ

第四十二條　銀行は國營工業及地方的電氣事業に對してはソヴエート聯邦及ロシヤ聯邦共和國の法律の規定に基き長期貸出を行ふ

第四十三條　文化生活建設に對する長期及短期の貸出は銀行取締役會に於て制定しソヴエート聯邦財務人民委員會の裁可せる規則に基き之を行ふ

第四十四條　本定款第三十八條「ホ」に揭げたる短期貸出は本定款第二十一條に規定する擔保を提供し又は無擔保にて十二ケ月以內の期限を以て之を行ふ、但し無擔保の場合には取締役會議に出席せる全員の贊成を要し決議後評議會に報告するものとす

第四十五條　豫め一定せる漁場に於ける漁獲物及製造品及他の製造法實施に對し銀行より貸付を開始する場合には銀行は將來の漁獲物及製造品を擔保に取る權利を有す

第四十六條　銀行は公營事業及住宅建設に對する長期貸出を下記資金より支出す

イ株主總會の決議により公稱資本金より
但し資本金の二五％の範圍內とす

ロ株主總會の決議により前記目的のために支拂ふる特別資金より

ハ前記目的のための國家豫算及地方豫算中より

ニ銀行に交附せられたる長期貸出資金特別資金其他の資金中より特別に中央公營事業住宅建設銀行より交附せられたる資金中より

第四十七條　銀行は下記勘定より國營事業及地方的電氣事業に對する長期貸付を行ふ

イ株主總會の決議により公稱資本より
但し資本金の二四％の範圍內とす

ロソヴエート聯邦及ロシヤ聯邦共和國の法律にて決定せる資金中より

第四十八條　本定款第四十六條の（イ）及ロに揭げたる資金中より支出する長期貸付は公營事業に對しては十年以內住宅建設に對しては二十年以內の期限を附す

第四十六條　（ハ）に揭げたる資金中より支出する長期貸付は銀行が該資金の交附を受けたる際の條件に適合する期限內とす
公營事業及住宅建設に對する短期貸付は十八ケ月以內の期限を附す

第四十九條　銀行は貸出を行ひたる債務者が貸出の目的に資金を使用する件につき財務上の監督を行ふ權利を有す、債務者がこれを他の目的に使用したる場合は銀行は貸付金を年賦償還せしむる權利を有す

第五十條　銀行が擔保として取る建物及地上權は現に他に擔保たらざるを要す、但し中央公營事業住宅建設銀行に擔保としたる建物並に地上權は銀行に於て二番擔保として取り補充的貸出を行ふことを得

第五十一條　住宅建設に對する長期貸出金額は評價委員會の評價額の九〇％を超過す事を許さず

備考　貸出金の償還方法は取締役會に於て之を規定し評議會の裁可を受くるものとす

第五十二條　銀行に擔保とせられたる建物及地上權は銀行の承諾を得れば法律上の手續によりて之を取得することを得、但しこの場合銀行に對する債務は新所有者に移轉するものとす

第五十三條　勞働者又は一般公民の住宅建設コペラチーブに屬する建物又は地上權を擔保とし引取りたる場合此等に對し取戻を要求し又は競賣にて不落のため之を保留する時には銀行は國家機關同樣の權利を有す

第五十四條　貸出人より提出せる目錄による擔保建物の評價又技術上豫算に關する調査は取締役會に附屬する評價委員會に於て取締役會か規定し評議會が裁可せる特別指令に基きて之を行ふ

第五十五條　取締役會は評價を縮少し又は貸出を拒絶することを得るも評價委員會になしたる評價を增大することを得ず

第五十六條　債務者は隨時長期貸付金の殘額に對する債務を期限前に全額又は一部償還する權利を有す期限前償還を行ふ場合には債務者は償還金額の他に次期償還に至る迄の利息を加へて支拂ふものとす

第　四　章

第五十七條　銀行は擔保財産を下記によりて處分す

イ手形及其他金錢債權證書は所定の期限に達すれば責任者に提示し仕拂を請求す、不拂の場合は前記債權書類による取立を行ふ

ロ有價證券は銀行自身の指示により或は株式市場仲買人を經て賣却し或は延期の翌日の株式市場により保留す、右有價證券が株式市場に上場せられざる場合は銀行自身の指示により之を賣却するか或は債務として保留す

ハ建物及地上權は銀行自身の指示によりロシヤ聯邦共和國公益銀行の定款に普通規定せる所に從ひ之を賣却す

ニ其他財産は銀行自身の指示により賣却し又は延期の翌日の株式市場の相場によりて債務として保留す、株式市場の相場なきときは銀行の規定する所により一般市場により之を處理す

第五十八條　建物の收入を擔保とする貸出に關し債務者より支拂を行はざる場合には銀行は自己の指示により支拂を行はざる債務者の租借する建物を債務實行まで一時管理する權利を有す

第五十九條　銀行に擔保とせる財産に對し第三者より取戻を要求する場合該財産に對して差押を行ふことなし差押により前記財産を賣却することは該財産が銀行より債務者に返還せらるゝ瞬間に於て行はるべし優先權に賠償をうくるべき要求を受けたるときは銀行は要求の受理後一ケ月以內に財産を賣却すべし、右賣却金額中より優先的賠償を支拂ひその殘額は擔保により保證せられたる銀行の要求の年賦償還金となる銀行は財産を賣却せずして、優先的賠償の全額を支拂ふ權利を有す、但し右金額に相當する擔保の增額を受す

第六十條　銀行は期限の經過せる取引關係より生ずる要求を保障するため保障不充分なるときは債務者より受入れたる總ての財産を差押ふる權利を有す、但しセーフに保管せられ又は依頼者の封印を施せる容器又は封筒中に入れて保管を托したる有價物を除くものとす

前記差押の權利は期限未經過の場合と雖も債權者が業務を清算し又は債務の仕拂を中止したるときは實施せらるべし、本條に規定する差押財産に對する取戻は一般裁判の手續によりて行はる

第六十一條　銀行は期限經過せる取引より生ずる要求の全額又は一部の辨償としては債務者が銀行に有するあらゆる金額をこれに充つることを得前記の權利は期限未經過の場合と雖も債權者が業務を清算し又は債務の仕拂を中止したるときは實施せらるべし

第五章　銀行の統轄

第六十二條　銀行の統轄は(イ)株主總會(ロ)評議員會(ハ)取締役會の三機關に委任せらる

イ　株主總會

第六十三條　銀行統轄の最高機關は株主總會とす株主總會は定期及臨時の二種に分つ、定期總會は每年召集せらる、臨時總會は銀行事務に關係する緊急問題を解決するために取締役會の意見により又は評議員會或は監査役會の提案により又は株券の合計金額が公稱資本金の二十分の一以上に達する株主等の請求によりて召集せらる臨時總會は前記の文書による提案又は請求を受理後二週間以內に取締役會之を召集するものとす

第六十四條　銀行の株券を所有するものは總べて株主總會に出席する權利を有するも議決權は二十株以上を有する株主に限り之を有す。每二十株を以て一議決權と定む

備考　二十株未滿を有する株主は連合して二十株以上を有する株主に限り之を有す。每二十株を以て一議決權と定む

株毎に一人の代表者を總會に出席せしめ議決權を行使せしむることを得

第六十五條　株券所有者は總會期日少くとも二週間前に株主名簿に登錄せられたる場合に限り總會に於て議決權を行使することを得、但し總會に參加するには株券の提示を必要とせず

第六十六條　株券所有者は自身又は其の代理人を以て總會に出席することを得、代理委任狀は普通の文書の形式により之を作成し代理人に交附するものとす

第六十七條　總會の召集は取締役會之を公示す

ミチエスカヤ、ガゼタ』紙及取締役會所在地方の一新聞に召集期日二週間以前に株主總會にて附議せらるゝ事項を揭げて之を公示す

株主總會召集の公示には總會出席の株主が定款に規定する公稱資本金に對し所定の額に達せざるときは第二次株主總會を召集する旨を附記することを得、此の場合の第二次株主總會は成立せざりし第一回の總會後二十四時間以上を經過したる後召集せらるゝものとす

第六十八條　株主總會に附議せらるゝ問題を解決する際には公稱資本金の三分の一以上を代表する株主の出席を必要とす

第六十九條　總會に於ける必須議事は左の如し

イ　評議員會、取締役會、監査役會の會長及役員並に其の候補者、評價委員會委員の選擧

ロ　取締役の報酬額決定

ハ　年度報告、豫算、決算並に次年度計畫の承認

ニ　利益金處分、積立金、償却資金の控除、損失補塡方法の決定

ホ　銀行用新建物の取得並に新築に關する問題の決定

ヘ　定款の變更及追補に關する問題の審議

ト　銀行の公稱資本金增額に關する決定

資本金に對し定款に規定する割合に達せざるときと雖成立するものとす、第二次總會に於ける決定は單に多數決によりて行はる但し本定款第七十條に揭げたる問題の決定には少くとも三分の二以上の多數決を必要とす第二次總會は不成立に了りたる第一回總會の日程に揭げられたる問題に限り之を解決することを得

第六十九條　總會に於ける問題の決定は單に多數決による

第七十條　定款の變更及銀行業務の休止に關する問題を決定するには公稱資本金の半額以上を代表する株主の出席を必要とし且つ其の議決權の三分の二以上の多數決によりて之を行ふ

第七十一條　株主總會は評議員又長會は其の代理人之を開會す、總長の議決は每回開會と共に特に選出せらるゝ者を以て之に充つ、銀行の取締役たるものは總會の議長に選出することを得ず

第七十二條　總會に於ける必須議事は左の如し

イ　評議員會、取締役會、監査役會の會長及役員並に其の候補者、評價委員會委員の選擧

ロ　取締役の報酬額決定

ハ　年度報告、豫算、決算並に次年度計畫の承認

ニ　利益金處分、積立金、償却資金の控除、損失補塡方法の決定

ホ　銀行用新建物の取得並に新築に關する問題の決定

ヘ　定款の變更及追補に關する問題の審議

ト　銀行の公稱資本金增額に關する決定

チ　特別資本設定の決議

リ　銀行業務休止に關する問題の審議

ヌ　本定款に株主總會の決定より生ずる他問題の審議及解決

第七十三條　總會に於ける問題の採決方法は株主總會の意見によりて之を決定するものとす

第七十四條　總會の決定せる事項は總會に出席し又は缺席したるすべての株主にとりて義務的のものとす

ロ　評議會

第七十五條　評議會は三年の任期を以て選出せられたる四名以上十五名以下の定員より成り會長會長代理二名及評議員を以て組織せらる評議會は取締役會の所在地に常置す

第七十六條　評議會長は株主總會に於て選出し會長代理は評議會に於て評議員中より選出す

第七十七條　評議會の決議が效力を生ずるためには會長又は會長代理及評議員の出席するもの、評議會の過半數たるを要す、議事は多數決によりて決定す、贊否同數なるときは座長の贊否によりて之を決定す

第七十八條　評議會は每月一回以上又は必要ありと認むるときは數回之を開會す、又取締役會に於て必要と認むるときは臨時にこれを召集す

第七十九條　評議會の職責は左の如し

イ　銀行業務の一般的監督、又は自己の意見により臨時銀行の金庫現狀及諸證書類の檢査を行ふこと

ロ　取締役會の提出する年度豫算を豫め審査し之に關する意見書を作成すること

通商關係

又株主總會を通過せる豫算を特に重要なる事情のために實行し能はざるとき之に對する許可を與ふること

ハ　年度報告を審査し取締役會を經て株主總會に報告する年度報告に關する意見書を作成すること

ニ　株主總會に附議すべき諸問題を豫め審議すること

ホ　取締役會の意見により評議會に提出せらるゝ前記以外の諸問題を審議すること

ヘ　取締役會

第八十條　取締役會及會長は三年の任期を以て株主總會に於て選出せらる、取締役會の定員は三名以下とす

取締役中の不在者又は退職者の代理たらしむる取締役候補二名以上も前項によりて選出せらるべし

第八十一條　銀行は本店を『ハバロフスク』市に之を置く

第八十二條　取締役にして任期終了前に退職するものあるときは、次回の株主總會に於て前任者の在任すべかりし期間を任期とする新取締役を選出す

第八十三條　取締役にして一時その職務を執行することを得ざるものあるとき又は取締役退職後其の後任者が選出せられざる間は取締役候補之を代理す

取締役候補は前任者の在任すべかりし期間を限り其の職務を執行す

取締役の職務執行中の取締役候補は取締役の有する權限を享有す

第八十四條　取締役會々長は株主總會に於て選出し、會長代理は取締役會に於て取締役中より選出す

取締役會々長は銀行の業務を總理す、其他の取締役の職務は取締役會の指定する所に從ひ分掌するものとす

第八十五條　取締役會は每週一回以上又は必要ある場合に之を開會す

取締役會の決議が效力を生ずるためには會長又は會長代理及取締役の出席するもの取締役會の過半數たるを要す

議事は多數決によりて決定す、贊否同數なるときは會長の贊否によりて之を決定す

第八十六條　取締役會及會長は三名以下とす

取締役候補二名以上も前項によりて選出せらるべし

第八十七條　取締役會は銀行の代表者として銀行全般の業務、財産、資本を管理し、銀行の業務の範圍に於て銀行の名義を以て取引及事務を行ひ裁判所其他總ての機關及個人に對し銀行を代表するものとす

取締役各個並に其他役員は取締役會の特別の委任あるにあらざれば銀行を代表して行動することを得ず

備考　取締役、銀行從業員及其他個人に交附する委任狀には取締役會長又は會長代理及取締役一名の署名を行ふものとす

第八十八條　取締役會は左記事務を處理す

イ　株主名簿の記帳

ロ　銀行事務に關する規定及指令の作成

ハ　信用の開始及貸出

ニ銀行取引に對する利息並に手數料の決定
ホ銀行事務所、支店、代理店、代表事務所開設の許可、ソヴィエト聯邦内及外國に於て『コレスポンデンス』取引締結を行ふ
（本定款第四條參照）
ヘ從業員の任用及解職並に給料の指定
ト銀行の信用計畫、收支豫算、年度報告の作成
チ銀行の名義を以て發行する契約文其他書類に關する署名規則の決定
リ銀行内部の組織、事務、計算、決算に關する規則の決定
ヌ株主總會に附議して決定すべき諸問題を豫め審査すること
ル銀行の定款より生ずる其他一切の事務

第八十九條　取締役會に附屬して株主總會に於て選出せらるる三名以上の委員を有する評價委員會を置く

第九十條　評價委員會は銀行に擔保として引渡さるゝ建物及其の收入の評價を調査し又貸出の特別擔保として提出さるゝ企業及租借物件の技術上豫算並に其の收入に關する意見書を作成するものとす

ニ　監査役會

第九十一條　監査役會は銀行の決算、財産現況、取引、業務の監査並に事務及計算の檢査を行ふ監査役會は株主總會に於て株主中より選出せらるゝ、其の定員は監査役三名及候補二名とし任期は三年とす

第九十二條　監査役會は定期株主總會前に銀行の倉庫資本並に決算に關する諸帳簿、計算書、證書類を檢査すべきものとす、監査役會は決算報告を檢査したるときは豫め其の意見書を評議會及株主總會に提出す同時に之を取締役會にも報告す、監査役會より提示せる注意に對しては取締會より說明を行ふものとす

第六章　銀行決算報告

第九十三條　銀行の營業年度は十月一日に始まり翌年九月三十日を以て終る

第九十四條　年度報告は取締役會之に署名し株主總會の二週間前に評議會及監査會に於て審査すべきものとす

第七章　利益金の分配

第九十五條　支拂金及損失金を引去りたる每年度の純利益金より次の金額を控除す

イ積立金として二〇%

ロ銀行勞働者及使用人の生活改善基金として一〇%

ハ評議員、取締役及使用人の奬勵基金として四分の一%

前記控除を行ひたる殘額は株主配當金に充つ但し株主總會の決議によりて此の殘額より特別積立金其他必要に應じて控除を行ふ事あり

第八章　銀行業務の停止

第九十六條　銀行の業務は株式會社に關する現行法規定する場合及手續によりて之を停止することを得

二、極東銀行本店

株式會社極東銀行は一九二二年に創立された本店所在地は極東西伯利ハバロフスク市である當行存立の目的は極東に於ける各種産業商業及日露貿易に對する資金供給にある。

當行創立當初の資本金は金壹百萬金ルーブルであつたが逐年業務發展の結果現在では金壹千萬金ルーブルに增加し諸積立金三百六十萬三千五百三十九金留を有す。

當行支店所在地は左の如し

ハバロフスク市　ブラゴウエシチエンスク
ウラジオストツク　チタ、

（莫斯科市には當行代表部を有す）

當行本店重役の氏名左の如し

取締役會長　ア・エル・レウイタス
取締役　エス・イ・ゴルヒン
同　カ・エヌ・アレクセーフ
同　ゲ・イ・コヅローフ
同　エム・ゲ・カルジスキー
同　イ・ペ・カルマノーウヰチ

三、神戸支店の營業趨勢

極東銀行神戸支店は一九二五年十月大藏大臣の許可によつて開業した。

當行神戸支店の主たる目的は日露貿易に對する資金供給にある。從つて當支店は日露貿易に參與せる日本商工業者及ロシヤ商業機關に對して能ふる限りの援助と利便とを與へて居た。

加之神戸支店は一般銀行業務を營み、信用狀の發行手形割引、貸付、送金等の依頼に應じ且つ各種預金の取扱を爲した。

當行神戸支店の日露貿易發展の爲めに行へる割引貸付の取扱高は逐年貿易額の增加に伴ふて著しき激增を示した。

今玆に該期定逐年の趨勢を列記すれば左の如し

一九二五年十二月末現在	
	三〇〇、二五九・二〇圓
一九二六年六月末現在	錢
	三三〇、一八五・七七
一九二六年十二月末現在	
	七二八、七五二・〇七
一九二七年六月末現在	
	一、〇七二、四九四・一〇
一九二七年十二月末現在	
	二、二〇八、〇九七・二六
一九二八年六月末現在	
	三、七七四、七八八・九五
一九二八年十二月末現在	
	八、八五三、九一三・三八
一九二九年六月末現在	
	九、五一八、四七六・四三

以上列擧せる數字に依り視るに一九二六年一月一日より一九二九年六月末迄即ち三年六ケ月間に金三〇〇、二五九圓より金九、五一八、四七六圓即ち三十一倍（三一七二・六%）に增加した

猶當支店手形割引高は左の如く

自一九二五年十二月至一九二六年九月末	
	金八三八、二四六圓六四錢
自一九二六年十月至一九二七年九月末	
	金四、八八七、六三八圓五六錢
自一九二七年十月至一九二八年九月末	
	金一三、〇八一、四一〇圓七〇錢
自一九二八年十月至一九二九年九月末	
	金一五、三三九、五五六圓一九錢
合　計	金三四、一四六、八五二圓〇九錢

日露貿易の爲め前記年度間に三千四百萬圓の巨資を融通したのであるが、一九二九年三〇年度に至つて形勢一變した、即ち同銀行の發表に依れば當年度の手形割引高は九百六十四萬二千九百六十二圓三十錢にして前年度の千五百三十三萬九千五百五十六圓十九錢に比し實に五百六十九萬七千五百九十三圓八十六錢の激減を示した。即ち日露輸出入貿易額が前年の三千六百八十八萬七千圓から當年は四千三百十一萬三千圓となり、六百二十三萬六千圓の增進を示し而かも其對露輸出に於ては前年の千五百十二萬三千圓が、二千二百二十五萬圓と七百十二萬七千圓の激增を見て輸出手形の發行も之に伴ひ增加したるにも拘らず、斯くの如く同行の割引高が貿易額に反比例して減退したるは、長期信用取引をなす對露貿易の金融難を裏書するもので、同行が當年に入つて割引を手控へしは手許資金の不足もあらうが、從來の營業方針を變更して

一、露國商業機關の發行する長期手形はなるべく日本側の金融機關をして融通せしむること、然らずして極東銀行が融通するときは事實上長期信用設定の意義をなさぬ

二、日本側金融機關に於て再割引を引受くる種類の手形は極東銀行に於ても割引を引受くることにし名實共に日本側の信用を利用せんとして割引範圍を限定せるために最近三年間同行の手形割引高と輸出手形振出額とを比較せば左の如くである

（單位千圓）

	極銀手形割引高	輸出手形振出高
一九二七、	一三、〇八一	一〇、一四三
一九二八年度	一五、三三九	一五、一二三
一九二九、三〇年度	九、六四一	二二、二五〇

輸出手形振出高とは駐日露國通商部が邦商に對して發行せる約束手形にして對露輸出額を標準とせるものである。之によつて見るも前年までは對露輸出手形は殆んど極東銀行で割引かれ朝鮮銀行第一銀行其他の對露手形を取扱つてゐた銀行は殆んど行つてゐなかつたことが判るが、當年度に入り極東銀行は對露輸出手形振出高の四割三分强を割引せしに過ぎず、殘り五割七分弱の一部は日本側銀行で割引かれたか又は輸出業者の死藏せるものであることが判るであらう。

四、神戸支店の取引先

當神戸支店は多數の銀行と取引を有するも就中株式會社第一銀行及朝鮮銀行とは最も密接なる關係を有して居た。第一銀行は極東銀行のコルレス先にして當行の依頼せる業務萬端は同行東京大阪横濱函館及小樽等の各支店を通じて全國各地へ最も敏捷に處理されつゝあつた。

當神戸支店は海外英、米、獨、佛、支及蒙古等に左記直接取引銀行（コルレス先）を有す

從て海外國主要都市同の一般銀行業務の取扱を爲した、卽ち

英國に於ては
ロンドン　ウエストミンスター銀行
同　エクプヰトラストカンパニー
同　ロシヤ商業銀行

米國に於ては
ニューヨーク　エクプヰ・トラスト・カンパニー
同　エクプヰ・イースタン・

パンキング・コーポレーション
同　チエズ・ナショナル・シチーバンク
獨逸
伯林デイデシエバンク
佛蘭西
巴里モスコーフスキー・ナロードヌイバンク
蒙古
ウルガトルゴウオーブロム
イシレンヌイバンク

五、神戸極東銀行閉鎖顚末

然るに同支店は昭和五年十一月末突如閉店を大藏省に申請して關係方面に多大の衝動を與へた。之に關し駐日ソヴイエト通商代表アニケエフ氏が聲明した所によれば、四年中同行が東京移轉を出願せるも不許可となり、更に翌五年九月十一日同行に發せられた營業存續許可の指令は、同省の意嚮によりて何時にても隨時閉鎖を命じ得る條件附のものなりしため、愈々信用を失墜するに至り、剩へ日本側銀行は日露貿易の增進に逆行して金融は著しくデフレーションを示し、之がため極銀は尠からぬ損失を蒙つた等が重もなる理由であるが一部では留問題に絡んで鮮銀浦汐支店排擊の前提なるべしと觀測を下してゐる。尙ほ極銀の決濟事務の一部は朝鮮銀行神戸支店に委任さるることになつた。

日露間の送金方法

日露間に於ける送金の方法は、尙ほ日露郵便爲替約定が成立されぬ今日にありては、是非共朝鮮銀行によらねばならぬ然るに露領内に於ける鮮銀支店所在地は浦汐一箇所であるに日露郵便爲替約定の締結を急がねばならぬ理由があるのである。

彼我の送金は、留の市場相場が高低常なく而かも公定相場との開きが少くも五割以上である關係上、金圓で行ふことが慣例となつてゐる。例へば浦汐から東京に送金する場合には、留を金圓に兩替して鮮銀に依賴せねばならぬ。但し外國から露領内に對する送金額は無制限であるが、露領内から外國に宛てゝの送金額は極端に制限されてゐる、即ち通貨の國外帶出は一家の主人三百留に限り一家の居住者に限り一般商取引の場合には輸入許可證の交附を出願する必要がある所が貿易國營主義の立場から此範圍内ならば帶出し得ると同時に國立銀行では公相場に基いて外貨と兩替して呉れる故に縱し日露郵便爲替交換の取扱が始まつても此極端な制限法が緩和されぬ以上到底十二分に在留同胞の希望を達成せしむることは出來ないのである。

露國の外貨貴金屬取扱規定

〔一九二二年四月四日RSFSR人民委員會議認可〕

私人並に私設會社の財産徵發及沒收手續に係る人民員會會議命令第十一條、第十二條を廢止し又採掘さるゝ金及白金分配に係る人民委員會議命令第五條金及白金並外國貨買入を財務人民委員會に委託する件に係る命令外國貨及貴金屬取引に係る人民委員會議命令第一條の變更として人民委員會議は次の通り規定す

第一條　住民の保有する金、銀、白金、白金屬製品、箔及硬貨、寶石並に外國貨の義務的國庫納入は之を廢止す

第二條　第一條所定の金屬製作品、箔及寶石の自由處分を許可す

第三條　金、銀、並に白金貨及外國貨寶買のモノポリーは之を國立銀行〔ゴスバンク〕に保留す

第四條　國立銀行の得取する總ての貴金屬及外國貨は一般國家的金資金中に含まれざる國立銀行の特別貨幣〔バリュータ〕資金中に包含す

フォンド並にヴリュータ有價物取引に付て

一九二五年七月十七日附USSR中央執行委員會議認可

USSR中央執行委員會及人民委員會議は次の

り規定す

第一條　有價物（USSR內にて取扱を許可せられたる國庫券及私券外國貨幣を含む）を以てする取引の自由遂行は取引所及取引所外にても之を許可す

第二條　前揭規則に基き本規定第三條及第四條を遵守してヴリュータ有價物（金、銀、箔、外國貨及外國貨を以て記入せる小切手、手形及其他の支拂證書）を以てする取引の自由遂行を許可す

第三條　國家（共產的のものを含む）機關、コオペラチーブ企業及機關並に決算公告の義務ある其他の企業及機關は特別法又は定款を以てヴリュータ有價物に關する義務遂行の權利を有せざる時は業務の都度USSR財務人民委員會附屬特別ヴリュータ會議の一般的又は特別許可を得てヴリュータ有價物を以てする業務を遂行することを得（一九二六年六月十一日）

第四條　次の場合を除く外外國貨を以てする支拂又は支拂受付は之を禁ず

い、第二條規定取引の清算

ろ、外國に在る營造物又は企業との外國貿易清算は法律

は、法律に特に規定ある場合

第五條　本規定公布により本規定と反する聯邦共和國法令は總て效力を失ふものとす

第六條　聯邦共和國中央執行委員會に對し一ケ月以內に本規定公布により效力を失ふ各共和國法令目錄公布の義務を課す〔一九二五年七月十七日附USSR中央執行委員會及人民委員會議認可〕

外國貨幣に依る支拂受付並に外國貨幣にて記入の小切手及手形に關する業務遂行の權利を有する營造物並に企業に關する規定

〔一九二二年三月十五日附全露中央執行委員會及人民委員會議規定抜萃〕

第一條　金、銀箔、外國貨並に外國貨幣にて記入の小切手及手形竇買取引達行を許可す

備考　一九二二年七月二十七日付勞働國防會議が國家並にコオペラチーブ及企業に許可せる露西亞金貨に依る支拂受付並に支拂遂行は之を禁止す又前揭機關に對し外國貨並に外國貨にて記入ぜる小切手及手形による支拂受付は外國に在る營造物並に企業との取引に對する支拂の場合以外之を許さず

第二條　外國貨並に外國貨を以て記入されたる小切手及手形に關する業務は次の根據に基き之を許可す

い、一九二五年十一月十六日廢止

ろ、一九三五年十一月十六日廢止

は、RSFSR聯邦共和國領域に於ける總ての國家『共產的』コンモナーリヌ）のものを含む』コオペラチーブ營造物並に企業は其の所有する總ての外國貨を國立銀行又はヴリュータ業務遂行の權利を有するクレヂット聯營造物に於ける當座預金を適時國立銀行に對し交付せる總ての許可に關し特別ヴリュータ會議に報告す

第三條　資金（爲替）取引所並に物品取引資金爲替部の組合員及不斷の出入者は各月初日に於ける自己のヴリュータ業務に關する報告を定められたる形式に基き特別ヴリュータ會議に提出すべし

特別ヴリュータ會議より一回限りヴリュータ買入の許可を得たる營造物及企業は定められたる樣式により報告を許可後領後三ケ月以內に特別ヴリュータ會議に提出すべし外國貿易人民委員會議は外國より物品輸入に對し交付せる總ての許可に關し特別ヴリュータ會議に報告す

民法第二十四條及百八十一條附錄

バリユータ業務遂行手續

一、外國貨及外國貨を以て記入せる小切手並に手形の賣買は（國家及コーオペラチーブ營造物に付ては本命令第三條の制限あり）取引所に於て直接又は定款により若くは財務人民委員會の特別許可によりバリユータ業務遂行の權限を有する金融機關又は他機關を通じて之を行ふことを得

六、許可書中に記載されたるバリユータは一種の業務によりても亦時を異にしたる數種の業務によつても之を取得することを得後者の場合外國貨の買入は其の都度正確なる說明、場所、時日、買入外國貨金額（又は該當する場合にはソヴエート留の該當額）並に外國貨種類と共に金融機關又は金融仲介人によりて證明書に記入さるべきものとす

許可の最終的行使後は金融機關又は金融仲介人が許可書面に抹消の署名をなす

九、特別バリユータ會議が外國貨又は外國貨を以て記入せる小切手若くは手形買入許可書交付を拒絕せる場合には國家共産的及コオペラチーブ機關を含む機關は特別バリーユタ會議に提出すべき理由を附したる願書を以て拒絕に係る決定の日より二週間以內に外國貨買入許可書交付に係る願出の尊敬すべきものなることを確固ならしむる材料及說明をも提出して決定の再審を願出ずることを得第二回目の決定に對しては前揭期間內に勞働國防會議に訴願することを得

一〇、RSFSR並に聯邦共和國領土內に於ては總ての國家（共産的のものを含む）及コオペラチーブ營造物並に企業は其の處分し得る總ての外國貨を國立銀行又はバリユータ業務遂行の權限を有する金融機關に當座預金とすべし然して後者は前揭預金を國立銀行に當座預金とすべし

私人及私人企業は物資の輸出の個々の業務により受くる總ての外國貨を本條第一項記載の國立銀行又は金融機關に當座預金とすべし

一一、輸出業務により受たる外國貨を處分せざるべからざる場合私人及企業は書面を以て國立銀行モスクワに於ては本部、地方に於ては國立銀行事務所又は支店に申込むべし

備考　命令中の本要求は其の本來の業務が外國貿易にある企業に對しては之を適用せず

一二、正午までに提出されたる願書には國立銀行は直ちに申込採用又は拒絕の記入をなすべし正午過ぎ提出さるゝ願書に對しては國立銀行は申込諾否の回答を次の執務日の正午迄に與ふる權利を有す

國立銀行が申込を受諾せざる場合にはバリユータは之を賣却することを得但し爲替取引所は商品取引所爲替部の加入者に非ざる國家及コオペラチーブ企業はバリユータ賣却に付特別バリユータ會議の許可を受くべし

一三、銀行が買入れたるバリユータの淸算は前日の相場卽ち最近の公定相場にて之を行ふ

一六、特別バリユータ會議の交付せる許可にして交付の日より一ケ月以內に行使せられざるものは效力を失ひ金融機關も亦該當する場合爲替仲介人も外國貨引得の根據として受取らざるものとす

（一九二三年四月二十日附財務人民委員會及

交通郵電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定

一、國際的運輸聯絡の發端

我國に於ける運輸機關の國際的聯絡の歷史はさして古いことでは無く、未だ纔に廿餘年に過ぎぬ。我國の國際的運輸聯絡と言へば、（第一）北滿、沿海州を經由して歐露又は歐洲諸國と聯絡する日滿西歐聯絡（第二）日支聯絡（第三）太平洋航路を介して北米大陸と聯絡する米亞聯絡—の三つに大別するのであるが、我國は明治四十年六月、日滿聯絡に就いて露國と交涉を開き、四十二年三月日滿旅客聯絡の協定を結んで玆に我が國際聯絡の端を啓いた。爾來我が聯絡運輸機關の手は逐次歐洲各國に延び、大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と完全に握手し得たのであつた。

米亞聯絡に就いては大正七年四月、日支兩國の鐵道と、太平洋の汽船會社の代表者が協議を始めて成らず、次で大正十五年復び該問題の再燃となり、而かも今日尙ほ何等豫斷を許さざる狀勢にあるが、一方支那との聯絡は遲ればせながらも大正二年春、我が鐵道と支那國有鐵道京奉線との間に、先づ旅客聯絡の協定成立して同年十月より實施の捗びとなり、其後幾許ならざるに貨物聯絡の實現に引續いて着々擴張の步武を進めてゐる。

所が三系統中殆んど完璧に達した彼の歐亞聯絡は、世大戰界に伴ふ當然の結果として微塵に打壞され、加之日露兩國の乘離は其復舊をば全く望み無からしめてゐたのである。

二、歐亞聯絡運輸復舊の動機

日露國交の回復は言ふ迄も無く、我が國際聯絡復舊の動機であつた。卽ち大正十四年一月、日露國交の回復すると同時に早くも其機運は醞釀され、之が前提として同年十月、日中露聯絡運輸復舊會議が莫斯科に開かれたのである。

當時の參加者は日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴイエト鐵道、東支鐵道及支那國有鐵道の各代表者で、約定、運輸規則に關しては略ぼ協定を見たけれども直通運轉問題に對して日露間の意見一致を得ず、終に十一月廿四日惜しくも會議は決裂して帝國代表者は莫府を引揚げて了つた。斯く日中露聯絡運輸復舊會議は不成功に終つたが、兎も角も此の開催そのものが、歐亞聯絡運輸第一回會議の導火線となつたのである。

三、歐亞聯絡運輸會議莫府第一回會議

日、中、露聯絡運輸會議の直後に、歐亞聯絡運輸會議を莫斯科に開催することは、各協定參加國間で取極められたプログラムであつた。であるから日、中、露會議の決裂前、「ラトヴイヤ」「エストニヤ」「リトワニヤ」獨逸、佛蘭西及び波蘭の各鐵道代表者は、既に莫斯科に到着して開會の準備を整へてゐた。そして縱し日、中、露會議が不成功に了つても、豫定の會議を開かうといふのが彼等の意嚮であつた。是に於て日本側代表者は、本協定に因く實施は東支鐵道の參加するまで保留することを條件として、愈々此の會議に參加することを決し、玆に歐亞聯絡運輸第一回會議は十二月七日から開催され左の事項を決議した。共出席者は日本「ソヴイエト」、「ラトヴイヤ」、「エストニヤ」、「リトワニヤ」、獨逸、佛蘭西及波蘭等八箇國の關係運輸機關代表者三十餘名であつた。

（1）參加運輸機關—前記八箇國の關係運輸機關とすること。

（2）徑路—「極東」に於ては（1）浦潮「ハバロフスク」經由、（2）浦鹽、哈爾賓經由、（3）哈爾賓釜山經由、（4）哈爾賓、大連經由とし、「莫斯科以西」に於ては總て「リガ」經由とす。

—「ワルソー」經由は「ソヴイエト」波蘭間の國境驛に必要なる技術上の設備なき故當分設け

ぬこと。
(3)聯絡列車—八輛三十二軸の直通國際列車を運轉すること。
(4)諸規則—(1)運輸機關間の關係を定むるために約定を締結すること、(2)運轉機間對旅客の關係を定むるものとしてベルン協約をその儘採用して運送規則とし、その細則として賃率規則を作ること、(3)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。
其他乘車券の樣式、運賃表示及計算に使用すべき貨幣、手荷物運送等の問題を審議して十二月十六日各代表は議事錄に署名したのであつた。乍去此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に更に其方法を研究することゝしたのである。

四、歐亞聯絡運輸の復舊＝伯林第二回會議

歐亞聯絡第二回會議は、大正十五年十月を以て伯林に開かれたが、蓋し此會議の目的は前述の如く、莫府第一回會議の協定を補足完成し、其實施方法を研究しやうと云ふのであつて、その重なる協定事項の要領は次の如くであつた。
(1)參加運輸機關の擴張—第一回會議に於ける八箇國の運輸機關以外に、東支鐵道、支那、白耳義、伊太利、塊太利、「チツコスロヴアキヤ」の五箇國の鐵道の加入を承認し、尙ほ「ワルソー」經路を追加す。
(2)運送規則の簡易化—第一回會議に於ける運送及賃率規則が各九十餘箇條にして頗る繁瑣なりしを努めて簡單にし、實用的の條文のみに止めて四十八箇條の一規則に簡約した。
(3)乘車券の有効期間—歐洲側の要求によつて六十日とした。
(4)携帶手荷物の制限—歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では共制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶し得ることゝし、一面無賃重量を認めないために旅客の受くる不利益を緩和することゝした。
(5)鐵道の責任—獨立責任に改めた。
(6)大及小荷物—聯絡運輸の取扱をせず。
(7)航路運送—之に關する條文も僅に六箇條に減じ、敦賀、浦鹽は大阪商船會社及「ソヴイエト」國營商船部共に之に當り、門司、大連間は大阪商船のみ之に當る。
(8)貨物聯絡運送—暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。
(9)運賃料金—公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。
(10)聯絡事務—莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を取扱はしむること。
(11)開始の期日—昭和二年五月十五日。
十一月十八日議事錄に署名した各關係運輸機關は、爾來極力その準備を急いだが、範圍の廣汎と運賃や乘車券が複雜なために進捗遲々たりしのみならず、其間種々な事情もあつて段々と延期されて何時實施さるゝが豫測かつかぬと云ふ有樣であつた。そこで我國では頻りに事務管理者たる「ソヴイエト」鐵道に督促した結果、兎も角も「ソヴイエト」鐵道から申來れる所の、「ソヴイエト」、「エストニヤ」及「ラトヴイヤ」鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乘車券の發賣を始むることゝした。豫定より遲るゝこと正に二箇月半昭和二年八月一日であつた。

◇聯絡取扱

(1)ハバロフスク
(2)ブラゴエシチエンスク
(3)チタ
(4)イルクーツク
(5)オムスク
(6)スウエルドロフスク
(7)莫斯科
(8)レニングラード
(9)ハリコフ
(10)クーリン
(11)リガ
共遲延せる理由に就て「ソヴイエト」側の報ずる所によると「ソヴイエト」鐵道「エストニヤ」鐵道及「チエツコスロヴアキヤ」鐵道は何時にても實施に應ずるが、波蘭鐵道は準備未だ成らず、獨逸及伊太利の鐵道は最近運賃を改正したので、此の改正運賃を聯絡運賃に換算適用した上で實施したき希望を有し、白耳義の鐵道は各關係鐵道が聯絡に加入するまで一時參加を保留すると云ひ、佛蘭西鐵道は萬國寢臺會社の車輛を編成した西伯利特別急行列車の運轉を「ソヴイエト」鐵道で承認するまで一時參加を見合せると稱し、「リストニヤ」及塊地太利鐵道よりは何等回答がなかつたと云ふことであつた。

五、第三回會議リガ會議

斯く昭和二年八月一日から、不充分ながらも開始された歐亞運輸の聯絡は、我が當局の豫想の如く各參加機關を刺戟せずには置かなかつた。果然同年十月から十一月にかけて、第三回歐亞聯絡運輸會議はリガで開催され、第二回會議事項を更に改訂補足して之が完璧を期し、愈々昭和三年五月十五日を以て實施することになつた。卽ち歐洲及亞細亞の運輸機關間に於ける旅客及手荷物の運送を增進する目的を以て、「西伯利亞經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸」なる名稱の下に、聯絡運輸は玆に再び設定せられたのであつて、參加した運輸機關は左の十九箇であつた。

(1)日本鐵道省(在東京)
(2)朝鮮總督府鐵道局(京城)
(3)南滿洲鐵道株式會社(大連)
(4)大阪商船株式會社(大阪)
(5)中華民國交通部(北京)
(6)東支鐵道理事會(哈爾賓)
(7)ソヴイエト社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)
(8)ソヴイエト國營商船部(莫斯科)
(9)エストニヤ國有鐵道局(タールリン)
(10)ラトヴイヤ國有鐵道局(リガ)
(11)リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)
(12)波蘭交通省(ワルソー)
(13)獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)
(14)チエツコ・スロヴアキヤ鐵道省(プラーグ)
(15)塊國聯邦國有鐵道總局(維納)
(16)伊太利國有鐵道總局(羅馬)
(17)白耳義北鐵道會社(リエーヂュ)
(18)白耳義國有鐵道會社(ブルツセル)
(19)佛蘭西北鐵道會社(巴里)

尙ほ同聯絡運輸の取扱驛は
「日本側」—東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎。
「ソヴイエト側」—ハバロフスク、ブラゴエシチエンスク、チタ、イルクーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ。
「エストニヤ側」—タールリン。
「ラトヴイヤ側」—リガ。
「リトワニヤ側」—カウナス。
「波蘭側」—ワルソー、ロツツ、ストルプツエ、ホイニツエ、チエフ、ダンチツヒ。
「獨逸側」—伯林、濠堡、アルトナ、ケルン。
「白耳義側」—ブルツセル、リエーヂュ、オスタンド。
「佛蘭西側」—巴里、カレー。
「チエツコ側」—プラーグ、カルルスバード、マリエンバード。
「塊地太利側」—維納。
「伊太利側」—羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴエニス。
等であるが、其聯絡經路は、「極東方面」では、
釜山—哈爾賓—滿洲里
敦賀—浦鹽—哈爾賓—滿洲里
大連—哈爾賓—滿洲里
敦賀—浦鹽—ハバロフスク—チタ
であつて又た歐洲に於ける經路は、
「モスクワ」—「ワルソー」
「モスクワ」—「リガ」
である。

乘車券は一、二、三等の片道券に限り發賣し、ソヴイエト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りになつてゐる。乘車券は冊子形として發賣運輸機關の檢印が押してある。乘車券の通用期間は六十日、途中下車回數は各國それ〳〵異にするも、日本側トソヴイエト側には共制限が無い。又た大連、哈爾賓の乘車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關、又は門司との間を經由する場合に於て日本國有鐵道又は大阪商船會社の何れに由るも差支ないことになつてゐる。

手荷物の携帶に便なるものは無賃で車内に持込むことが出來るが、稅關、入市稅廳、收稅廳、警察署其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車内を毀損する憂なきものでなければならぬ。そして旅客は其占有する座席の上下の外其の携帶手荷物を置くことを許されぬ、其保管は勿論旅客の責任である。

尙ほ旅客の自用に供する物品にして、旅行鞄、トランク、手提籠、手鞄帽子函其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物を看做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物車に積込み得るものに限り、

手荷物として之が運送を受託さるゝ規定である。
(イ)病人用移動椅子及小車。
(ロ)小兒車。
(ハ)商品見本。
(ニ)箱、匣又は其他の容器に收納した携帶樂器類及樂譜臺。
(ホ)芝居道具にして其内容、容積及重量上之を容易に手荷物車内に積込むことを得るもの。
(ヘ)長さ四米突以下の測量機械及手工用具。
(ト)自轉車、一人乘自動自轉車にして附屬品を全部取外し且つ排出栓附揮發油タンクを完全に空となしたるもの、一人又は二人乘橈、スキー、スケート用帆。

所で第三回會議でも、犬及小荷物の聯絡運送は第二回會議同樣否決されて了つたのであつた。

第四回歐亞聯絡會議

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日からチエッコスロヴァキアの首府プラーグに於て開催され、同月廿九日を以て終了した。出席運輸機關は左記廿七個、但し英國鐵道以下は新參加機關である。重要決議事項は十五項であるが、その内重もなるものは英國、和蘭、瑞典、芬蘭の運輸機關の加入と小荷物聯絡運輸の設定であつた。即ち和蘭鐵道の加入によりて獨逸より白耳義又は佛蘭西を經由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり瑞典及芬蘭の鐵道及汽船會社の加入によりてスカンヂナヴヰヤ經路による聯絡運輸が出來るやうになつた。

唯だ茲に留意すべき數年來の懸案たる、萬國寢臺車會社の車輛を以て編成せるシベリヤ特急運轉の件が解決されぬことであつて、今次小荷物聯絡運輸の提案に對して、調査期日なしとの口實の下に歐洲諸國が回避した理由も左こそと首肯かるゝ。即ち萬國寢臺車會社の列車を浦潮まで直行せしめて小荷物を搬送せしめやうといふのが獨、佛其他の底意らしいが、露國としては萬國寢臺車會社に對する從來の行懸りもあり而已ならず國策上近き將來に於て能く之を受容れ得るや否やは頗る疑問である。而かも此妥協點が見出されぬ限り、折角今次設定された小荷物聯絡運輸の便法も、畫龍點晴を缺くの憾なきを得ないのである。

一、出席運輸機關

日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿州鐵道會社、大阪商船會社、支那國有鐵道、東支鐵道、ソヴエート國營商船部、エストニヤ國有鐵道、ラトヴイヤ國有鐵道、リトワニア國有鐵道、獨逸國有鐵道、白耳義國有鐵道、佛蘭西北鐵道、チエッコスロヴアキヤ國有鐵道、オーストリヤ聯邦鐵道、イタリヤ國有鐵道、萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジーランド汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及同汽船會社。

二、主要決議事項

一、英國ロンドン・エンド・ノース・イースタン鐵道、サザン鐵道及ジーランド汽船會社加入の件（可決）

二、オランダ鐵道加入の件（可決―第三回會議鐵道省提案）

三、瑞典及芬蘭國有鐵道並汽船會社加入の件（可決―第三回會議鐵道省提案）

四、獨逸鐵道ミュンヘン、ライプチツヒ及エーラ、シヤベル驛を聯絡驛に追加の件（可決）

五、ソヴエート鐵道ウエルフネウジンスク及ノウオシビリスク驛を聯絡運輸驛に追加の件（可決）

六、小荷物の聯絡運輸設定の件（鐵道省提案）
差當り日本側運輸機關、東支鐵道、ソヴエートエストニヤ、ラトヴイヤ及リトワニヤ鐵道間に於てのみ設定することに設定（別項參照）

七、他線の急行券、寢臺券發賣手續設定の件（鐵道省提案）
次回會議迄保留することに決定。

八、手荷物の保稅運送に關する件（鐵道省提案）
通過國に於ては手荷物の稅關檢査を爲さゞることに決定。

九、團體旅客輸送手續設定の件（鮮鐵及滿鐵提案）
將來の會議に留保。

一〇、往復乘車券設定の件（否決―滿鐵提案）

一一、乘車券の樣式簡易化の件。
次回會議迄留保、但し波蘭及東ブロシヤ以東の運輸機關は綴込式乘車券を採用し得ることに決定。

一二、運賃拂戻規則制定の件（第三回會議滿鐵提案）
歐洲諸國鐵道間聯絡運輸規則に倣ひて新規則を制定した。現在の運賃拂戻に就ては「乘車券の通用期間經過六箇月以內」の期間の制限があるが本會議に於ては拂戻以外の請求は「乘車券の通用期間經過後一箇年以內に之を爲すことを要す」と決定し、尙ほ現行規則によれば諸稅金即ちソヴエート鐵道の運輸教育稅及赤十字稅並に佛蘭西の印紙稅等は旅客が前記鐵道の區間を全く乘車せざりし場合（手荷物に就ては前記區間に於て全く運送せざりし場合）に於ても運賃拂戻の際は之を拂戻さざることになり居れるが、右は不合理なるを以て之が修正を爲すべく滿鐵より第三回會議に提案し今回の會議迄保留されて居たものである。本會議では規則修正を右の範圍に止めず現に歐洲諸國鐵道間聯絡運輸に適用されつゝある新拂込規則に準據して左の要領に制定した。

(1)拂戻處理道輸機關―(イ)原則として乘車券の發賣又は手荷物の發送を爲したる機關(ロ)拂戻が一運輸機關にのみ關係ある場合は當該運輸機關(ハ)旅行中止又は運送中止の場合は當該中止區間の屬する運輸機關に於ても拂戻を處理することを得。

(2)拂戻額―(旅客運賃)―既收運賃より既乘運賃に對する普通運賃を差引きたる殘額―(手荷物運賃)―既收運賃より既運送區間に對する運賃を差引きたる殘額。

拂戻額よりは次の金額を控除す、即ち諸稅金、豫約座席料金、乘車券印刷費、乘車券發賣手數料、郵便料金及拂戻手數料（拂戻額の一〇パーセント、但し最高二弗、最低〇、五〇弗）

一三、小額の運賃改正は即時に之が實施を爲さゞる件
旅客運賃〇、一〇弗迄、手荷物運賃十キログラムに付〇、〇三弗迄の改正は賃率規則の改版迄實施せざることに決定。

一四、極東側時刻表制定の件（可決）
一五、次回の會議の時日場所
千九百廿九年十一月十二日よりレニングラードに於て開催することに決定。

三、本聯絡運輸の成績

千九百廿七年八月一より千九百廿八年六月卅日に至る十一ケ月間の營業成績は左の如くであつた。

運輸機關	旅客 乘車券發賣數 大人	旅客 乘車券發賣數 小兒	手荷物 發送箇數	手荷物 重量	收入（金弗） 旅客	收入（金弗） 手荷物	收入計（金弗）
鐵道省	一四八	八	—	—	一八、〇一〇・六〇	—	一八、〇一〇・六〇
鮮鐵	五	—	—	—	五三三・八七	—	五二三・八七
滿鐵	一	—	—	—	八七・一五	—	八七・一五
大阪商船	三	—	—	—	三〇〇・五一	—	三〇〇・五一
東支鐵道	一、七六八	九二	一三五、四七一・九五	九、九〇八	一四〇、四一七・二九	一〇四	一四〇、四一七・二九
ソヴエート鐵道	二六	一	二、一〇五・〇四	八〇	二、一四〇・〇四	二	二、一四〇・〇四
計	一、九五二	一〇二	一五六、四五二・七六	四、九八一・三四	一六一、四九〇・四六	一〇六	一六七、五九一・七〇

各運輸機關の分配收得額及事務管理費分擔額（單位金弗）

	分配取得額	事務管理費分擔額
日本側運輸機關	六、三六五、八二	二〇二、六二
東支鐵道	四、四九七、一八	一、四一六、三五
ソヴエート鐵道	一〇九、一八七、九九	三、四七五、一九
波蘭鐵道	八五四、二五	二七、二一
ライヴイヤ鐵道	二七二、一九	八、六六
エストニヤ鐵道	二〇、〇五	〇、六四
リトワニヤ鐵道	八二、五〇	二、六三
ドイツ鐵道	二一〇、四八	六、七〇
計	一六一、四九〇、四六	五、一四〇、〇〇

四、小荷物聯絡運輸規則要領

一、取扱驛港＝鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船、東支鐵道、ソヴエート國有鐵道、エストニヤ國有鐵道、ラトヴイヤ國有鐵道及リトワニヤ國有鐵道の驛港に限る。

二、運送經路＝手荷物に準ず。

三、小荷物として取扱ふ物品＝(一)通常小荷物―商品及手荷物として受託し得る物品（生絲、絹糸、絹製品を含む）但し次の物品は之が取扱をなさず。

イ、爆發物、危險品、生動物、腐敗し易きもの他の荷物を損傷する虞あるもの、旅客列車を以て運送せざる物品、輸出入禁制品。

ロ、重量五十キログラム、長さ三米突、容積一立方米突を超ゆるもの。

ハ、特殊小荷物―高價なる皮革及同製品竝活動寫眞フヰルム

四、荷造＝聯絡手荷物の荷造に關する規定の外各國の稅關規則及運送規則に依ること尙「小荷物」と記載したる赤色符票を帖布すること、特殊小荷物に就ては特に嚴重なる荷造及封印を爲すこと又附添人を附することを要求し得ること。

五、運送＝小荷物は旅客列車又は旅客船を以て運送すること、小荷物は檢査後一ケ年を經過せざる荷物車に積載すること。

六、運賃＝金弗貨を以て表示したる地方物運賃又は特に定めたる運賃の合併額とす。

日本側運輸機關は普通運賃の五割減、東支鐵道は東支、中國國有鐵道聯絡運賃（約五割減）ソヴエート國有鐵道は急行列車便、准急列車便及普通旅客列車便運賃中最低のもの即ち普通旅客列車便運賃。

七、引換代金の取扱は爲さず。

八、引渡利益の表示及損害賠償は地方的規則に依ること。

九、稅關檢査＝通過國に於ては禁制品在中の疑ある場合に限り稅關檢査を行はず。

一〇、經路變更と荷受人變更は之を認めず。

一一、運送支障及引渡支障＝(イ)國境驛以遠の運送を爲し得ざること判明したる時は發驛港を通じ荷送人に通知し其指圖を仰ぐこと(ロ)引渡不能の場合亦同じ(ハ)通知後三ケ月以內に荷造人の指圖なきときは地方的規則に依り之を競賣に附し得ること。

一二、小荷物證書＝記名式五片より成る、一定の事項は荷造人に於て記入すること。

一三、運輸機關間の計算＝歐亞旅客及手荷物聯絡運輸に準じて行ふこと。

一四、特に定なき事項は各運輸機關の地方的規則に依ること。

所要時間と運賃

此の聯絡によつて所要時間が短縮されたのは今更云ふ迄もない。今一例として釜山、哈爾賓、「ワルソー」經由の時間を計算して見ると大約左の通りである。

東京―莫府間―十一日十八時五十五分。

東京―伯林間―十三日二十時五分。

東京―巴里間―十四日十八時卅一分。

東京―倫敦間―十五日四時十五分。

東京―維納間―十三日十七時四十分。

東京―羅馬間―十五日十八時〇分。

即ち東京を每週水曜、土曜日の午後九時十五分發直通列車に乘り、釜山經由をとれば十三日目の午前九時十分には莫斯科に到着し、若し浦鹽（黑龍線廻）六連經由をとれば孰れも一日遲れで莫斯科に着くことになる。

本協定の運賃は金弗を以て決濟することを原則とし、各國ともに對米爲替相場に依りて歐亞聯絡運賃をば、自國の貨幣に換算して乘車券を發賣するのである。

であるから爲替の變動によつて賃銀も從つて變動せざるを得まい、依つて玆には小兒に對する割引規定の原則と、運賃計算の一例を擧げて稿を結ぶことゝする。

四歲以下の小兒は別に座席を使用せざる場合に限り乘車券を要せず即ち無賃である。

五歲以上十歲迄の小兒と、叙上四歲以下の小兒にして座席を使用するものは、「ソヴエート」鐵道では大人運賃の四分の一其他の鐵道では二分の一に割引されることになつてゐる。

運賃表には金弗貨を以て示せる全區間に對する旅客運賃及手荷物運賃が各別に掲げられてあるが、佛蘭西鐵道の區間に對する運賃は、佛蘭西の場合に限りて法貨で表示されてゐる。

旅客運賃は總ての列車に依る旅客に運用せらるゝ片道運賃を示してゐる。旅客が特別急行列車、普通急行列車遠距離直行列車及び番號附座席又は寢臺を有する列車に乘車する場合は、各鐵道の地方的規定に依りて特別追加料金を納めねばならぬ

更に旅客運賃及手荷物運賃の總額は、發驛哈爾賓又は浦鹽斯德及び哈爾賓又は浦鹽斯德著驛間の運賃の合算額である。

區間	旅客運賃（金弗）			手荷物運賃（金弗）每十キログラム	
	一等	二等	三等	リガ經由	ワルソー經由
伯林―東京					
【イ】リガ、ハバロフスク、浦鹽港經由。					
伯林、浦港間			九八、一四		
浦港、東京間			三三、〇八		
▲合計			一三一、二二		
【ロ】リガ、哈爾賓、浦鹽港經由。					
伯林、哈爾賓間	八七、九八	九〇、六〇	六〇、三九	六、三六	五、八〇
哈爾賓、東京間	三六、一一	二一、三九	九、二〇	〇、三七	〇、三七
▲合計	一二四、〇九	一一一、九九	六九、五九	六、七三	六、一七
【ハ】リガ、釜山經由。					
伯林、哈爾賓間	八七、九八	八七、九八	五七、四四	六、一四	五、六一
哈爾賓、東京間	三六、一一	三六、一一	一八、三〇	一、一五	一、一五
▲合計	一二四、〇九	一二四、〇九	七五、七四	七、三一	六、七六
【ニ】ワルソー、釜山經由。					
伯林、哈爾賓間	八七、九八	八七、九八	五七、四四	六、一六	五、六一
哈爾賓、東京間	三八、九四	二一、〇八	〇、八六	〇、八六	〇、八六

▲合　計	一六六・七四	一二六・九二	七八・五二	七・〇二	六・四七
【ニ】リガ ワルソー 大連經由。					
伯林、哈爾賓間	一〇五・九二	八七・九八	五七・四四	六・一六	五・六一
哈爾賓、東京間	六四・一五	四二・二四	二一・三六	〇・七五	〇・七五
▲合　計	一〇七・〇七	一三〇・二二	七八・八〇	六・九一	六・三六
◎北京――ハバロフスク					
北京、哈爾賓間	三二・九〇	二一・四五	一一・四五	—	(〇・八四)
哈爾賓、ハバロフスク間	二六・七九	二〇・七四	一三・二七	—	(一・二九)
▲合　計	五九・六九	四二・一九	二四・七二	—	(二・一三)

第五回歐亞聯絡會議

第五回歐亞旅客聯絡會議は昭和五年四月廿八日より五月十八日に亘りてソヴイエト聯邦オデツサに開催された。參加運輸機關は前年に我が北日本汽船株式會社を加へて總計廿八、提案二十二件、その內決議事項の重もなるものは、(一)北日本汽船株式會社の本聯絡運輸參加、(二)小荷物聯絡運輸設定、(三)計算期間の短縮、(四)波蘭鐵道及ズナン驛及グテイニヤ驛を本聯絡運輸取扱驛中に追加の件、(五)新徑路追加、(六)團體旅客取扱等であつた。

一、議事進行の概況

現在に於ける本聯絡運輸參加國は、日本、中華民國、ソヴイエト、エストニヤ、ラトヴイヤ、リトワニヤ、波蘭、獨逸、白耳義、佛蘭西、英吉利和蘭、チエツコスロバキヤ、墺地利、伊太利、瑞典、芬蘭の十七箇國にして、日本鐵道省書記官兒玉國雄、同事務官小林勇藏、同屬官宮部幸三、梅村元之助、滿鐵涉外課員古山勝夫、角田莊二郎及巴里駐在員坂本直道の日本代表委員諸氏其他各參加運輸機關代表は、四月廿八日オデツサ州廳議事堂に初會議を開き、先づ議事總會、賃率規則委員會、聯絡時刻表委員會に分ちて討議することゝし別に規定整理委員會を設け、會議終了後に於て決議事項の整理及之に伴ふ諸規則の修正に任ぜしむることを議決し第二日から本會議に入つた、各會の議長左の如し。

△總會＝ソヴイエト交通人民委員會國際部長次席シルショフ、△賃率規則委員會＝獨逸鐵道代表、シユテフラー、△聯絡時刻表委員會＝鐵道省書記官、兒玉國雄、

二、主要決議事項

一、北日本汽船會社を本聯絡運輸に參加せしむる件〔日本國有鐵道提出〕

〔可決〕北日本汽船會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦潮間航路を繼承經營し來つたが運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の會議にて正式に參加することになつた。

二、第四回ブラーグ會議の決議事項實施に關する報告の件〔事務管理提出〕

〔諒解〕

三、小荷物聯絡運輸設定の件〔日本國有鐵道提出〕

〔可決〕本件は第四回會議〔昭和三年ブラーグに開催〕に我が鐵道省から提出したが西歐側鐵道中に贊意を表せざる向ありたるを以て取敢ず波蘭以東の運輸機關間に於てのみ之を設定することに決定され未だ實施の運に至らなかつたが、今回の會議に鐵道省よりは、全參加運輸機關に之を擴張すること及び荷主の金融の便に資するため小荷物引換代金制度の設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道よりは新に全參加運輸機關間に於ける小荷物聯絡運輸規則案を提案し、右獨逸案に基き全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸を設定することになつた。小荷物として取扱ふものは一般商品にして一箇百瓩迄のものとし、運賃も各運輸機關共に相當の割引を爲し加之旅客及手荷物と同樣の急速を以て運送するものにして、朝鮮經由にて東京よりモスクワ迄十二日、伯林迄十四日、倫敦迄十五日〔浦潮經由及大連經由も之と略同樣なり〕にして達し得るが故に西伯利經由の郵便小包運送の行はれざる今日各方面に多大の便宜を與ふるであらう。但し代金引換制度の設定に就ては難色あり、取敢ず日本と獨逸との間に於てのみ設定することに決定され、引換代金額は一口二千圓を限度とし、手數料は百圓迄引換代金の一%、以上は〇、五%である。

四、カレー、ブローニユ經由倫敦との間の聯絡運賃に關する件

〔諒解〕第四回會議で英國鐵道の加入を見たが佛國北鐵道及白耳義鐵道は未だ本聯絡運輸の實施をなさざるため〔ソヴイエト聯邦が西伯利線に萬國寢臺車會社の車輛にて編成せる特急列車の運轉を肯ぜざるによる〕英國サザン鐵道も之が實施をなし能はざる狀態にあり、依つて佛、白兩國鐵道の本聯絡實施竝に倫敦との間の運賃通知に就て要求する所ありしも結局佛、白兩國は當分本聯絡運輸の實施を爲さざることに決定した。尙ほ本件に關聯して本聯絡運輸の助成に與りて力ある萬國寢臺車會社其他ジャパンツーリストビユロー等の旅行案內業者代表を傍聽者として次回會議より招待せんとするの議起り、之に贊成する者多かりしもソヴイエト鐵道は何故か極力反對せしため事務管理者に於て相當考慮することになつた。

五、第四回會議の決議に基く約定、賃率規則、取扱細則及計算規則の改版に關する件〔事務管理者提出〕

〔可決〕佛、白兩國鐵道の運賃を假に規則中に挿入し及び約定に佛文を入るゝことに決定。

六、入出國手續に關する法令拔萃印刷の件〔ブラーグ會議第五問題關係〕

〔可決〕

七、計算規則中改正の件〔日本鐵道省提出、ブラーグ會議第三十四問題關係〕

〔可決〕ワルソー經由及リガ經由の兩徑路に對して共通乘車券を發賣する關係上運賃分配計算手續遲延するを以て、嚮に第三回ブラーグ會議に於て旅客多きワルソー經路に八割の前拂を爲すことに決定せるが、今回鐵道省は前拂手續を廢し淸算完了期間四ヶ月を三ヶ月に短縮すべき旨を提案せり、之に對し八割の前拂は廢止せず、淸算期間は一ヶ月短縮に決定した。尙ほ計算報告書樣式統一の件も鐵道省の提案により可決した。

八、乘車券樣式簡易化の件〔ブラーグ會議第六問題關係〕

〔可決〕本件は乘車券印刷費〔一冊約五十錢を要す〕節減の目的を以て從來の冊子式に代ふるに綴込式となすべく、第三回會議に際しソヴイエト側から提案され、西歐側鐵道中に贊成せざるものありしため終に波蘭以東のみに採用することになつてゐたが、本會議に於ては之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

〔イ〕極東側及波蘭以西は依然冊子式に依ること。

〔ロ〕波蘭以東、瑞典及芬蘭は綴込式に依る事

〔ハ〕各運輸機關とも乘車券片の交換は之を爲さざること。

九、グデイニヤ及ボズナンの兩驛〔波蘭國有鐵道〕を聯絡取扱驛に追加の件〔波蘭鐵道提出〕

〔可決〕尙現行約定に依れば、斯かる問題も一々會議に上程することになり居るが、此種の問題は書面にて處理したき旨伊太利及波蘭代表より提議ありたるが、現行約定の條文は其儘とし書面にても處理し得ることに決定した。

一〇、新徑路追加の件〔ラトヴイヤ鐵道提出〕

〔可決〕從來モスクワ伯林間には、ワルソー經由リガ經由及ストツクホルム經由の三徑路があつたが今回ワルソー經由とリガ經由の中間を走るチルジツト、ダウガウピルス及インドラ經由の新徑路追加の提案あり可決された」〔ワルソー及リガ經由の場合と同樣ダウガウピルスを起點として東西兩方面に直通列車運轉す〕

一一、携帶手荷物の重量制限に關する件〔ブラーグ會議第三十五問題關係〕

〔撤回〕携帶手荷物に一定の重量判限を附すべく波蘭鐵道より前會議に提出せしものなるが國際鐵道聯合會に於ても國際聯絡運輸の場合には制限を附せざることに決議せられ居るを以て撤回となつた。

一二、本聯絡旅客誘致に關する件〔事務管理者提出〕

〔諒解〕本件は本聯絡乘車券購求旅客の大多數が極東發なるは、日本及東支鐵道が本聯絡旅客誘致に多大の努力を拂ふ結果なるに鑑み、歐洲側をして齊しく努力せしめんとするものであるが獨逸、伊太利、波蘭等は既に相當宣傳に努め居る旨聲明した。尙ほ歐亞間を旅行する旅客をして本聯絡乘車券を購求せしめんが爲めには乘車券代賣業者に相當手數料を交付して聯絡乘車券の發賣を爲さしむるの要あることに意見の一致を見た。更に佛國代表の言に依れば現在シンプロン・オリエント急行列車の旅券は一部區間自動車の便を藉りバツララ〔波斯灣に望みイラータ國の一都市〕に至り得るものなるが近く之を延長してボンベイを經て支那に到る計畫あり右完成の曉には西比利線に對し有力なる競爭線となるべしと。

一三、航空旅客の手荷物運送に關する件〔獨逸鐵道提出〕

〔日本を除き可決〕中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものなるが、日本側は目下歐亞間直送の定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由として其採用不可なるを主張し、結局日本側を除き可決となつた。

一四、旅客案內業者の本聯絡乘車券發賣及發賣手數料交付の件〔獨逸鐵道提出〕

〔可決〕本件に就ては國際鐵道聯合會に於て各運輸機關とも相當の發賣手數料を交付することに勸告的決議をなし、各鐵道共地方的には三分乃至五分の發賣手數料を交付して居るが、本件は本聯絡運輸の發展にも重大關係あるが故に、各機關共主義上之に贊成し、手數料率は別に考慮することゝなつた。

一五、團體旅客輸送手續設定の件〔朝鮮鐵道及滿鐵提出、第四回會議　第三十問題關係〕

〔可決〕本件は日滿聯絡運輸の場合に於ける振合により、十人以上の團體旅客に對しては相當運賃割引をなし團體旅客の便を圖らんとするもので前回會議に於て今回の會議迄留保された問題である。今回の會議に於ては各運輸機關共大に乘氣となり、二百五十人以上の團體に限り五割引をなし居るソヴイエト鐵道も、特に二十五人以上の場合は二割五分引〔歐洲諸鐵道に於ては國際鐵道聯合會の決議もあり、概ね二十五人以上の團體に對し二割五分引を爲し居れり〕を爲すことゝなつた。決定要領左の如し。

一、日本側の運賃割引は原案通とす〔日滿聯絡と同樣〕

二、其他は二十五人以上の場合二割五分引。

三、乘車券は日本案の如く一枚とすることなく、各員に一枚宛發行すること。

一六、往復乘車券設定の件〔滿鐵提出〕

〔留保〕本件は連賃二割引を以て往復乘車券を發賣せんとするものなるが、歐洲側に於て差當り運賃の割引を不可能なりとするものあり、結局一應之を撤回し將來更に提案することに決定した。

一七、極東側聯絡時刻表の件〔事務管理者提出〕

〔可決〕省略す。

一八、他線の座席及寢臺豫約手續設定の件〔ブラーグ會議第九問題關係〕

〔留保〕本件に就ては鐵道省より、日本側と東支鐵道との間に於ける座席及寢臺豫約手續に準じたるものを全參加運輸機關に擴張せんとする案を、又東支鐵道はソヴイエト鐵道と相通じ、專ら其特設機關をして本聯絡全般に亘る寢臺豫約手續を設定せんとする案を前回會議に提出したが、東支鐵道案は全く萬國寢臺車會社及其他歐洲に於ける旅行案內機關を無視したるの感あるため歐洲側の贊同を得ず今回迄留保された。依つて鐵道省代表は東支鐵道と協定を締結し、ソヴイエト迄の寢臺豫約を爲し居るを以て、日本側の關する限り本問題は既に解決し居る旨を

述べ、一方西歐側鐵道は萬國寢臺車會社を支持して已まず、終に留保の形となつた。

一九、日本側に於ける教員、學生、官用運賃割引の件〔鐵道省發書面〕

〔諒解〕日本側區間に限り、教育、學生及官用割引を本聯絡運輸に適用することに就ては、昨年來之が實施を爲し來つたが、日本側のみの取扱ならば之を會議にかけ其承認を得るの要なきも本件に關する「備考」を賃率規則中に追加する關係上本會議に上程され其可決を見た。

二〇、一九二八年七月一日より一九二九年七月三十一日に至る本聯絡運輸成績に關する件〔事務管理者提出〕

本聯絡運輸成績

◇各運輸機關運賃分配收得額◇

運輸機關	乘車券發賣數	旅客運賃	發送手荷物箇數	手荷物運賃	運賃合計
鐵道省	五三二	七一、六〇五、一四（金弗）	一	二五、五二（金弗）	七一、六三〇、六六（金弗）
鮮鐵	一八	一、八一八、七六	—	—	一、八一八、七六
滿鐵	八	五〇〇、五一	—	—	五〇〇、五一
大阪商船	—	—	—	—	—
東支鐵道	二、五九七	二〇二、六四四、七五	一〇四	四、四一四、七六	二〇七、〇五九、五一
ソヴイエト	一、八六七	六一、六七〇、六一	一四〇	二、三四六、〇一	六四、〇一六、六二
波蘭	三	一五九、九六	一二	四三三、四九	五九三、四五
獨逸	四	三二二、二〇	一五三	五、八七四、五六	六、一九六、七六
ラトヴイヤ	一	五七一、四六	—	—	五七一、四六
エストニヤ	一	四九、二七	—	—	四九、二七
リトワニヤ	—	—	—	—	—
チエツコ	—	—	—	—	—
墺地利	—	—	—	—	—
伊太利	—	—	—	—	—
合計	五、〇三六	三三九、五四二、六六	四一〇	一三、〇九四、三四	三五二、四三七、〇〇

△鐵道省　六、三七九、八五金弗△鮮鐵　七、六九二六五△大阪商船　一、一一六、一七△滿鐵　七、五四七、五九△東支鐵道　九一、三一二、七五△ソヴイエト　二一二、六二四、九三△波蘭　一六、三七九七四△獨逸　九、一七八、七四△チエツコ　二五二四一△墺太利　一三九、五八△ラトヴイヤ　一四六、〇三△リトワニヤ　三五、六二△エストニヤ　九、五七

尙ほ次回會議は六年五月東京開催に決定す

歐亞聯絡貨物運輸會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の設定は多年の懸案であつたが、オデツサ第五回歐亞旅客聯絡會議終了を告ぐるや、引續いてその第一回會議は昭和五年五月二十日からモスクワに開かれた。鐵道省よりは兒玉書記官、小林事務官外二名出席し六月六日一先づ終了し、更に六月十四日より伯林に細目協定委員會を開き、六月三十日閉會して玆に第一回の聯絡貨物運輸會議の結末を告げた。

一、聯絡運輸約定

（イ）參加運輸機關　參加國は日本以下七箇國、その運輸機關は鐵道省、朝鮮鐵道局、南滿州鐵道株式會社、大阪商船株式會社、北日本汽船株式會社、東支鐵道、ソヴイエト國有鐵道、ソヴイエト商船部、ラトヴイヤ國有鐵道、エストニヤ國有鐵道、リトワニヤ國有鐵道、獨逸國有鐵道の十二である。

（ロ）事務管理任期　事務管理者の任期は五年とし先づソヴイエト鐵道が之に當ることゝなつた。

（ハ）會議開會規約　本會議は少くも每年一回開催す。

二、貨物賃率規則

(イ)取扱驛港　ソヴイエト側は通過鐵道となり取扱驛を設けず、又た獨逸はケーニヒスベルグ一驛を取扱驛とし、獨逸本國内伯林、漢堡、アルトナ、ケルンの四驛發著の分は、獨逸國有鐵道の手に依りケーニヒスベルグに於て再托送の取扱を爲す。

〔日本鐵道省〕——汐留、東横濱、靜岡、名古屋、梅小路、梅田、湊川、門司、福井、金澤

〔朝鮮鐵道〕——釜山、京城、平壤

〔南滿洲鐵道〕——安東、奉天、大連、長春、上海

港、青島港、天津港

〔大阪商船〕——門司、神戸、大阪

〔北日本汽船〕——敦賀港

〔東支鐵道〕——哈爾賓

〔ソ國々營商船部〕——門司、下關、大阪、神戸、上海

〔ソヴイエト國鐵〕——なし

〔ラトヴイヤ國鐵〕——リガ、リエバヤ、ウエントスピルグ

〔エストニヤ國鐵〕——ターリン

〔リトワニヤ國鐵〕——カウナス

〔獨逸國鐵〕——ケーニヒスブルグ

(ロ)徑路　長春、滿洲里經由及浦汐、ハバロフスク經由の二途とす。

(ハ)運賃　運賃は金弗貨建とし支拂方法は現拂及薈拂の二種とす。歐洲側は一廵未滿、五廵迄、八廵迄、十廵迄、十五廵迄、十五廵以上の區別に應じて各別に等級賃率を設け、極東側は參加機關に依り多少の異動あるも、鐵道省、北日本汽船及大阪商船は二廵未滿、八廵未滿及八廵以上の區別とした。

(ニ)運送狀副狀　運送狀副狀は記名式及指圖式とし、指圖式は裏書に依り讓渡することを得、但し貨物の指圖處分は當分の間之を認めざることゝなつた。

(ホ)代金引換其他　代金引換、要償額の表示の取扱は之を爲さず。

(ヘ)貨物取扱品目　當初鐵道省案としては約六十種に限定せるも、其後外國側鐵道の追加希望に依り、結局左記七十四品種を取扱ふことになつた。

(一)生糸、絹糸、絹織物及其製品(二)絹(天然及人造)毛織物及其製品(三)絹(天然及人造)毛織物及其製品(四)柞蠶糸織物及其製品(五)絹紬(柞蠶糸織物)及其製品(六)壓縮せる羊毛(七)毛糸(八)莫大小以外の毛織物製品(九)毛織物(アルパカを含む)(十)綿絲(十一)麻織物(十二)麻糸麻織物製品(十三)釦(十四)莫大小製品(十五)帽子(各種)(十六)茶(十七)珈琲(十八)砂糖(イ)氷砂糖(ロ)角砂糖(ハ)精製糖(ニ)粉砂糖(十九)※葡萄糖(ロ)果實類(ハ)野菜類(二十一)罐詰類(イ)魚類(蟹及其部分品(二十三)理化學用器械及其部分品(二十四)電氣機械器具及其部分品(二十五)電氣用接極子(イ)硝子製、(ロ)陶器製(二十六)鐵及鋼製品(イ)衞器、液體、溫度又は水力測定器、捺印器(二十七)鐵、鋼鐵及其他の金屬製機械及部分品、組立たるもの又は組立さるもの(農具を除く)(二十八)文房具類(ペン及紙を除く)(二十九)蓄音器及其部分品、レコード(三十)時計及其部分品(金、白金製のもの及寶石を鏤めたるものを除く)(卅一)アリニン染料(三十二)ワニス(漆)及エナメル塗料(三十三)塗料用粉土(三十四)沃土(三十五)除虫粉(三十六)醫藥(イ)醫療用藥品(ロ)賣藥(他に記載したるものを除く)三十七)ゼラチン(三十八)化粧石鹸(三十九)白粉及化粧水(四〇)他に記載せざる香料(四一)鏡(四二)板硝子(四三)裝飾なき硝子器及其他の硝子製品(四四)カットグラス及其製品(四五)紙類(イ)ボール紙、各種の色刷紙、罫紙、紋紙(他の物質を被覆し又は塗布したるものを除く)(ロ)板締め、樽入又は箱入のもの(2)其他の荷造のもの又は荷造せざるもの(ロ)油引紙及羊皮紙(1)箱入(2)他の荷造のもの或は荷造せざるもの(四六)寫眞用紙(四七)書籍及謄寫本(四八)陶磁器(イ)茶碗、皿、茶瓶、其他の器物(ロ)特に記載したるものを除きたる陶磁器(ハ)陶器製人形(四九)玩具(五〇)竹製品(五一)眞田、經木又は麥桿製品(五二)銀器(五三)木及紙を材料とせる漆器(五四)洋傘日傘及其等の部分品(五五)漁網及漁具(五六)釣具及其部分品(五七)麻繩(五八)ゴム及彈性ゴム(五九)ゴム製品(六〇)毛皮及其製品(六一)皮革(イ)手袋用エナメル革、モロッコ革(ロ)靴底用革(六二)皮革製品(六三)獸類の毛及剛毛(イ)馬尾及鬣(ロ)有角獸及牛の毛(ハ)精撰せる剛毛(ニ)特に明記せざる獸毛(六四)海草製食料品(寒天)(六五)乾し又は燻したる魚、燻製鮭を除く)(六六)燻製鮭(六七)魚油(鯨油を含む)(六八)家畜の脂肪(六九)薄荷(七〇)鐵及鋼製手道具(七一)亞麻仁油及麻實油(七二)樟腦(四七)寫眞機、活動寫眞機、ラヂオ器械及其等の附屬品(活動フイルムを除く)

三、次回會期場所

次回會議は昭和六年五月下旬東京に於て開催すべき第六回歐亞旅客聯絡運輸會議に先立ち、同月上旬より東京に開催することに決定した、十數箇國の參加運輸機關の參集による斯の如き大規模の聯絡會議が、我國に於て開催せらるゝは之を以て嚆矢とする。

歐亞航空聯絡

歐洲大戰によりて一大躍進を促がされた航空事業は、戰後更に長足の進歩を遂げて交通運輸に革命を與へ、戰後十年ならざるに早くも歐米主要國は概ね大都市間の定期航空線を完成し、歐亞航空聯絡も亦た露支航空界の發展によつて既にその形體を備へてゐる。

◇露國方面　露國の極東方面に於ける既設航空路は左記三線にして、一九二九年春のモスクワ＝イルクーツク間航空路開設は、西歐と日支兩國とを連絡する大西伯利航空路形成の第一歩であつた

〔第一線〕「モスクワ」—「イルクーツク」—「ウイチム」—「ウイダイホ」

〔第二線〕「ウエルフネウヂンスク」—「ウルガ」(庫倫)

〔第三線〕「オハ」—「ニコライエフスク」—「ハバロフスク」—北樺太「アレキサンドルフスク」

即ち向後「ヤクーツク」及「ウエルフネウヂンスク」間及「ウルガ」北平間の新航路設定を見ば、

交通郵電聯絡關係

西伯利航空路は完成され露支聯絡も亦た實現さるゝ譯であるが、露國側の計畫によれば、昭和六年春には西伯利線を浦鹽に延長し、同時に「イルクーツク」「ハバロフスク」間を連絡して、「イルクーツク」哈爾賓、浦鹽、東京と「イルクーツク」、哈爾賓、北平の二新線を設定し、以て支那及日本に對する航空聯絡輸送を實現すべく期待してゐるとの傳へらる。

更にウラル西比利極東事情調査會は、豫て飛行船による西比利航空の研究に從事してゐたが昭和五年晩夏成立せる具體案によれば、「レニングラード」浦鹽間の航空里程九千吉羅の徑路を「レニングラード」北部ウラル地方、トウルハンスク、「エニセイ」河及「レナ」河の分水嶺「レナ」河屈曲部、「アヤン」峽谷「ハバロフスク」、浦鹽に取り「レニングラード」及浦鹽の兩終點に繫留所、「トウルハンスク」及「ハバロフスク」に中間着陸場を設け、開設の初期にありては旅客廿名乃至卅名及郵便物貴重品貨物の輸送能力を有する國産硬式飛行船三隻(一隻は豫備)を用ゐ、中間地點との連絡は飛行機により、一週一回無着陸にて九千吉羅を三日間に翔破する計畫であつて、之がため同年中「モスクワ」「イルクーツク」及「クラスノヤルスク」に飛行船製作工場の建設に着手する豫定である。

◇支那方面　歐亞航空聯絡をば、若し西伯利經由によらずして開設せんとする曉に於ては、支那空界の進域は愈々重要性を帶びて來る。一九二八年四月國務會議は資本金一千萬元を以て南京に中國航空會社を設立して孫科を社長に任じ、中國航空條例十箇條を公布して航空事業經營の大方針を樹てた。同年孫科は米國航空會社と上海、漢口間、上海、北平、廣東間の郵便物航空輸送開始に就て契約を締結し、一九二九年十月廿一日先づ上海、漢口間の定期飛行を開始して相當の成績を收めてゐる。而して支那當局の計畫によれば國内航空路設定の道程を五期に分ち第五期に於て全支那航空路網の完成を見んとするのであるが、廣東より北平に至る大橫斷經路は第三期に包含されてゐる關係上、北支那方面の定期航空開始は前途遼遠と觀測されてゐたが、今や天津には資本金四百萬元、半官半民の航空會社設立計畫あり北平には既に北支那商業航空協會成立せるが如き、孰れも北支那に於ける航空奬勃興を譚らざるは無い。翻て外支飛行を見るに、英、米共に聯絡飛行協定の交涉を進めてゐるが、就中、最近に於ける獨支聯絡航空協定成立の飛報は、露支航空聯絡と對照して、歐亞航空聯絡設定の關係上、我國にも直接重大なる影響を與ふるものとして尠からず注目を惹いてゐる、蓋し果して獨逸ルフトハンザ會社と中國航空會社との間に航空聯絡協定が締結され、而かも其經路に就て、露國側は西伯利經由を承認せずと言明せることが果して信ならば、勢ひ獨逸は中央亞細亞橫斷の經路によるべく、從つて昭和五年二月十二日、民國政府が承認せる福岡、上海間の日支聯絡航空路は、當然日歐聯絡の幹線たる運命を與へらるゝからである。

今や我國にありても日獨、日佛聯絡航空路の設定が、一部民間に計畫されてゐる。露國側の要望する浦鹽經由によりて歐亞航空聯絡を實現せしむべきか、若くは朝鮮經由線によるか將た又た上海

を中繼地として中亞橫斷線によるべきか之が考察と善斷は國策上眞に爛額焦眉の急務である。

露國入國案內

一、旅券と査證

海外へ旅行するに第一必要なのは旅券であるが、旅券を得たならば先づ本邦駐在ソヴイエト聯邦領事の査證を得なければならぬ。査證は現在に於ては通過は容易であるが入國には可なり嚴重な制限がある。手續としては旅券に調書(二通)並脫帽半身の手札形寫眞(二枚)を添へて提出するのである。査證料の外に手數料約五圓若し入國とすれば更に莫斯科への照會電報料十五圓を要する査證の有效期間は入國一ケ月通過は十四日で一ケ所一晝夜以上滯在の場合は屆出を要する。而して入國の場合は入國後直ちに滯在地に於ける執行委員會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種屆出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帶するが便利である。

二、手荷物

携帶手荷物は座席の上下のみを使用し得る程度のものは其重量に制限なく持込むことが出來る。從つて大型鞄の携帶は成可く避け服入鞄(一曲尺二尺四寸五寸)卷鞄其他小型の手提鞄等を携帶する方が便利である。託送手荷物は發驛から目的の驛迄直通の取扱をすることゝなつてゐるが當分の間は國境驛で稅關檢査を受けねばならぬ。またこれ等の荷物に對しては滿洲里驛でトランジットの扱を稅關吏に申出れば容易にソヴイエト內ボンドの手續をしてくれる。たゞ現在ソヴイエトでは二〇瓩を單位としてボンド料を定めて居るので小さな荷物に對してはボンド料は割高となることがある。又ソヴイエトと波蘭の國境驛(ストルブツエ)からと伯林へもボンド扱をして貰へるが波蘭の國境でボンドの調をする爲め取卸さるゝことがあるから注意を要する。

三、稅關檢査

手荷物の稅關檢査は
安東、大連、浦鹽斯德、ボグラニーチナヤ、滿洲里
リガ經由—ビゴソーオ、インドラ、メイテーネヨニシキス、ウイルバリス、アイドクーネン、マリエンブルグ、フイルヒヤウ、アーヘン、エルグフイルヒヤウ、エルクリーンス
ワルソー經由—ネゴレロエ、ストルブツエ、ズバシユイン、シユエンチ、ペトロウイツエ、ブレクラヴア、ベルンハルツタール、アーノルドシユタイン、クーフシユタイン、タルヴイシオ、ブレンネロ
瑞典經由—ベロオストロフ、ラジヤジヨキー、ヘルシングフオルス、ストツクホルム、トレルブルグ、ザスニツツ等の各國境驛に於て行はれる。
急行列車の場合は携帶手荷物は客車內に於て、託送手荷物は驛內檢査場に於て檢査され、檢査は場所に依り多少寬嚴の差あるも箱物、鑵入類は一應開かるゝこと多く、又豫め英露文等にて携帶品目錄を作製携行すれば檢査は比較的簡單に濟む。

ソヴイエト入國の場合には無關稅にて携帶し得る物件數量にいろ〳〵制限があるが通過の場合はあまり制限されて居らぬ、即ち左記は入國に際し旅客が無關稅にて携行し得る主なる物件數量であるが通過の場合は無論次表より幾分超過しても差支ない。寫眞機ラヂオ機等も一箇だけなら差支ないが撮影にはソヴイエト內に於ては官憲の許可を要する。また書籍文書印刷物等に就ては出露の場合一九一七年以降ソヴエイトに於て出版せられたるものに對し檢閱せられとことがある。

△、オーバコートの類一著(此外毛皮厚外套一著を許す)△、帽子一箇(此外冬毛帽子一箇を許す)△、靴一足衣服二著(男女共一人ニ付)△不衣類六枚(男女共一人ニ付)△、卷煙草二五〇本、△刻煙草一瓩△、葉卷煙草五〇本△、旅行者の需要量を超過ぜざる被服類、頭飾手拭、毛布、枕、化粧品△、旅行に必要なる限度の食料品△、成年者一人に付一フントを超えざる金製、白金製並三フント以下の銀製品專門家(醫師美術家等)の職業用の手用器具及用品

猶旅行者の携行する書籍、其他の印刷物並原稿は國家保安部代表立會の上檢査を受くることがある。滿洲里驛にはジヤパン・ツーリスト・ビユーローの出張員の日本人で荷物の世話をする人も居つて相協力して通關代辨其他の世話をして居る。

四、貨幣

東支鐵道線內では大洋、ソヴイエト國內では金本位チエルオーネツ紙幣並補助貨として不換小額紙幣が使用されてゐる。

チエルウオーネツには一、二、五、一〇等あり、一チエルウオーネツは邦貨約十圓に相當するチエルウオーネツの十分の一單位の留紙幣があり、其他一、二、五哥の銅貨一〇、二五、五〇哥等の銀貨も行はれてゐる。旅行中現金を携帶するは種々不便なるを以て必要なる旅費以外は信用狀或はトラベラースチエツクにて携帶するが便利である。殊にソヴイエトに於てはソ貨の携入、携出を許されざるに付ソ國入國又は通過の旅行者は入國後又は國境に於て國立銀行の公定相場に依りソ貨を買入れなければならぬ。從てソ貨はソ國內の旅行に必要なる程度(シベリヤ經由ソ國通過の費用はモスコー見物費を含め七、八〇留)を買入れて置くのが便利である。若し出國に際してソ貨に殘額ある場合は國境の官憲に於て受領證を交付して之を沒收する。此の受領書は六ケ月間有效であつて再入國の際之と引換に沒收せられたソ貨の交付を受けるか又は在モスコー日本大使館を介し該受領書を提出して返還の請求をせねばならぬ。

外國貨幣は金額に制限なく携入を許してゐるが携出は國外より携入したることの證明あるものに限られてゐるから國境通過の際稅關に之を提出して自己の旅券に登錄證明を求めて置く必要がある。トラベラースチエツクは圓貨、磅貨、弗共ジヤパン、ツーリスト、ビユーローで發行してゐる又小額の兩替には國境驛に兩替店あり容易に其の國の貨幣に兩替することが出來る。尤も信用狀、小切手等だと之を現金にするに餘裕のない場合があるから、英磅貨又は米貨弗を少額準備して行けばホテル、食堂內等どこでも適當な率で地方貨に換算して取つて呉れる。

五、ホテル

莫斯科、レニングラードに於ては室代は一人室七留(約八圓)以上、ワルソーにて十八ゾロチー(約五圓)以上、巴里にて二十五法(約四圓)以上、倫敦にて十志(五圓)以上である。

浦鹽斯德　旭館、扶桑舍、ウエリサーリ、ゾロトイローグ
ハバロフスク　第一、第五公立旅館、ウオグザールヌイエ、ノーメラ
哈爾賓　北滿ホテル、名古屋館、モデルン、グランニキーチン、日本ホテル、大正旅館
滿洲里　チタ　グランドホテル
チタ　イルクーツク　コムナリヌイエノーメラノーウオシビルスク　ヨーロツパ
オムスク　サボイ、ボリシヤヤモスコフ
莫斯科　スカヤユーロープ
レニングラード　ユーロープ

日滿直通輸送協定

一、日滿直通運輸の沿革

日滿直通輸送は一九〇九年に締結された旅客及び手荷物輸送協定を以て最初のものとし、一九一六年以來今日まで此の直通輸送協定には各種の追加改訂が加へられた。

北滿洲より日本に至るに三交通路の存在する事は何人も知るところで、それは浦鹽を經由して敦賀に至るもの、奉天を經由して釜山に至るもの、及び大連を經由するもの〻三交通路である。

戰後東方行交通路は停止し、朝鮮及び大連經由は繼續したが、旅客及び手荷物の運賃及び輸送規程は著しく現今の生活狀態に適せず、新規改正の必要を促した。此の結果東支鐵道は歐亞聯絡に加入することゝなつたため西部歐洲から極東諸國への通路開かれ、玆に東方交通路復活の機運が起つた。

二、昭和二年東京會議

昭和二年東京に於て十一年振りにて第六回日滿聯絡會議が開かれ、參加機關たる

日本鐵道省　在東京
朝鮮總督府鐵道局　在京城
南滿洲鐵道株式會社　在大連
大阪商船株式會社　在大阪
東支鐵道　在哈爾賓
烏蘇里鐵道　在ハバロフスク
ソヴイエト國營商船部　在莫斯科

の七機關の間に日滿旅客及手荷物聯絡運輸に關する約定を締結するに至つた。

三、昭和三年哈爾賓會議

昭和三年四月二十六日には哈爾賓に於て前揭關係機關の間に日滿輸送聯絡第七回會議が開かれ、日滿聯絡の改善法に就て協議した。是と同時に歐

亞聯絡に關係ある極東諸國の發着時間に關する會議を開き前記關係諸團體の代表者の外、支那政府の鐵道代表者も參加した。代表者は二十六名であつた。會議及び發着時間割會議は四月二十六日に初まり、五月四日に終つた。

此の期間に行はれた會議數は總協議會二回、運賃協定委員會議三回で計算委員會一回、發着時間評議會五回、是等の會議に於て決定せる問題十九件、此の中第一回委員會に於て決定せるもの十四件、第二回委員會に於て四件、總協議會一回であつた。而して是等の諸問題は旅客に對する便宜方法に關するもので、例へば本線以外の廻遊切符の發行、輸送規則一部分の改訂、切符販賣計算法、直通切符所持旅客との精算、旋客中止の場合の精算法等の簡易化、旅客吸收を目的とする直通賃率の低下、北滿洲團體旅行發展策に關するものであつた。

四、旅客關係規約要項

直接旅客に關係ある第七回會議の規約中特筆すべきは左の諸項である。

一、米原より名古屋、横濱、東京又は門司より長崎行往復補助切符の出發驛發賣を決定したこと是によつて日本漫遊客は爾今途中下車下船の切符を別に買ふ必要なく且つ本切符同樣の割引を以て日本各主要地を觀光することゝなつた。

二、本線以外の方面に立寄る團體割引補助切符の發行。

三、ウスリイ鐵道全線には從來手荷物の價額を通告することを必要としたが、其れを廢止したること。

四、歐亞及び日滿聯絡賃銀の均等化。

五、輸送規則の必要なる部分を記載したる賃銀表の發行。

右諸事項の一部は實施の發表を見合せ、一九二九年五月京城に開催せらるべき第八回會議に於て審議することゝなつた。

第七回會議は日本諸輸送會社代表者等と「ブラツカルト」の相互發賣及び豫備船室の設備等に關する問題を審議した。

以上の協定成立によつて、日本からの乘客は豫め直通切符、此の中には「ブラツカルト」東支鐵道及びソヴイエト聯邦鐵道による直通切符を包含するものであるが、購入することが出來るやうになつた。

他方東支鐵道の商業部及び其の各驛に於て南滿鐵道、朝鮮鐵道、日本鐵道省の鐵道による急行券「ブラツカルト」本切符をも購入し、浦鹽、釜山、大連より出帆する總ての日本汽船に部屋を豫め注文することが出來るやうになつた。

斯して北滿より日本及び日本から東支鐵道各線に行く旅客及び西行する者にとつて必要なる書類は各鐵道線共前以て入手する便宜を得られたわけである。

五、昭和四年京城會議

第四回日滿聯絡運輸會議は日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵、大阪商船、北日本汽船、東支鐵道、ソヴエート國營商船隊關係運輸機關各代表列席の下に豫定の如く一九二九年五月十五日午前九時京城の總督府鐵道局に於て開催され、同月廿四日を以つて終了を見たが、該會議にて可決せる諸事項左の如し。

一、片道、往復、及廻遊券に異級聯絡乘車券設定の件(前回會議未決定問題)

二、旅客手荷物運賃の改正は最短二ケ月の豫告を以つて每年四月一日、十月一日より實施する件(日本鐵道省新提出)

三、報告書類の大きさを一定する件(撤回)

四、運輸機關の責に依り旅客が旅行を中止の場合拂戻を爲すべき運賃料金の送付に要する費用は當該運輸機關に於て負擔するの件(滿鐵新提出)

五、團體乘車船券に對する日本鐵道省線内の經路追加の件(撤回)

六、團體乘車船券のサイドトリツプ乘車券を其サイドトリツプ區間の往復に限らず環狀區間ある場合は之が區間に對しても發賣の件(撤回)

七、事故の爲め旅行を中止したる場合前途の驛より旅行を繼續する事に關する件(東支鐵道新提出、多少修正の上可決)

八、拂戻請求の提出期間を六ケ月とする件(撤回)

九、途中驛に於て手荷物の取扱を爲す場合乘車券を提出せしむる件(撤回)

以上の外了解濟みの件二、審議濟の件三、次回迄延期の件三、撤回三件であつた。

昭和五年大連會議

第九回日滿旅客及手荷物聯絡會議は十月十五日より同月廿二日に亙りて大連に開會、廿三日引續き寢臺券發賣手續打合會議を開き、即日議了した參加機關は鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、滿鐵、大阪商船、北日本汽船、東支鐵道、烏蘇里鐵道及ソヴイエト國營商船にして審議に付せられし問題及結果左の如し。

前回會議繼續問題

第一、旅客が自己の都合に依り途中に於て旅行を中止したる場合及其他の場合に於ける運賃拂戻方に關する規定改正の件(可決)

第二、日滿聯絡運輸に於ける各運輸機關の金弗貨建運賃割引の件(撤回)

第三、日滿聯絡參加運輸機關の代賣業者にして他の參加運輸機關内の地域に所在するものに地方的乘車券及クーポンを綴合せ發賣せしむることを廢止する件(保留)

日本側運輸機關提出問題

第一、本聯絡運輸實施第三年度(自昭和四年四月至昭和五年三月)に於ける事務管理費用分擔に關する件)鐵道省提出)(可決)

第二、本聯絡運輸第四年度(自昭和五年四月至昭和六年三月)内に於ける聯絡運輸事務管理費用豫算に關する件(同右)(可決)

第三、要償額表示の取扱及引渡期間の制定に關する件(同右)(撤回)

第四、周遊經路中に發驛―釜山―奉天―長春―哈爾賓―長春―大連―發驛又は之と反對の經路追加の件(同右)(撤回)

第五、仙臺、函館、札幌三驛を聯絡驛として追加の件(同右)(可決)

交通郵電聯絡關係

第六、聯絡乘車船券樣式をカードボート式に改正の件(鮮鐵提出)(撤回)

第七、運賃料金改正時に於ける移り替りの取扱方制定の件(同右)(可決)

第八、旅客及手荷物に關する拂戻報告書中「關係運輸機關に於て拂戻すべき額」の欄を「關係運輸機關に於て拂戻又は收得すべき額」に改正の件(同右)(可決)

第九、旅客が乘車券發賣運輸機關内に於て旅行を見合せたる場合該乘車券は計算書には之を廢札として報告する件(同右)(撤回)

第十、上級乘換の取扱方制定の件(滿鐵提出)(可決)

第十一、列車又は汽船が運行不能となりたる場合の通知方規定の件(同右)(可決)

第十二、團體乘車船券のサイドトリツプ乘車券を其サイドトリツプ區間の往復、環狀區間に限らず片道區間に對しても發賣の件(同右)(可決)

第十三、團體旅客の最低人員を十人に定めたき件(同右)(保留)

第十四、運輸機關の各區間每の異級聯絡乘車船券發賣の件(東支鐵道提出)(可決)

第十五、乘車船券代賣手數料交付の件(同右)(可決)

次に寢臺券發賣手續打合會議に於ける議題左の如し。

第一、東支鐵道及ソヴイエト鐵道寢臺割當箇數增加の件(鐵道省提出)(可決)

第二、寢臺料金拂戻に關する規定設定の件(同右)(撤回)

第三、改正寢臺料金通知期設定の件(同右)(可決)

第四、入國手續未濟、病氣等已むを得ざる事由に因り既に約束したる寢臺を變更したる場合の取扱方設定の件(滿鐵提出)(諒解)

和昭五年露國の邦船傭船

露國が北洋漁業のため我國より傭船した昭和五年度の船舶隻數は、東京露國傭船局扱七十六隻三十五萬八千六百噸、函館同傭船事務所扱十四隻五萬九千六百八十六噸、合計九十隻四十一萬八千二百八十六噸にして、其傭船料總額概算は二百七十萬九千八百六十圓に達してゐるが、此以外に木材其他物資輸送に對する傭船料及海運賃約二百萬圓を加算せば單に海運方面のみにても我國は露國に對して大約四百八十萬圓内外の受取勘定になつてゐる。尙ほ今期の傭船期間は一隻平均四十三日内外にして、更に傭船料平均は海運界不振のため一日噸當約十三錢四厘に當つてゐるが。露國側の日本船主に對する支拂條件は四十五日期限の約束手形を以てし、木材運賃は六十日乃至九十日期限の約束手形である。

在東京傭船局扱

船名	噸數	一日の貸船料
	噸	圓
潮洲丸	二、二九五	四八〇
日清丸	四、六六〇	八〇〇
第六寧蘭丸	四、一七六	七〇〇

大連丸	三、五〇一噸	七〇〇圓
第二東洋丸	四、八五〇	八〇〇
神島丸	三、六〇二	七〇〇
瑞光丸	六、六五〇	七八〇
鶴丸	五、九一五	七三〇
神福丸	三、六二二	六四〇
瑞昭丸	三、三〇〇	六八〇
第十三共同丸	二、八〇〇	五八〇
第五貴船丸	二、四八五	五三〇
慶運丸	二、九八五	六五〇
三河丸	四、五一五	六四〇
藏玉山丸	三、九六〇	七〇〇
眞盛丸	六、八〇〇	七八〇
第二龍寶丸	三、五二〇	七〇〇
三河丸	四、五一五	六二〇
シドニイ丸	六、三六九	七三〇
大速丸	三、七五〇	六四〇
第六室蘭丸	四、一七六	六七〇
廣通丸	五、一〇〇	七三五
和神丸	二、六五〇	六〇〇
海隆丸	二、九八〇	六〇〇
小菊丸	三、四八〇	六五〇
とよひめ丸	四、二〇〇	七二〇
大圖丸	四、三二六	七二〇
第五雲海丸	五、六七二	七五〇
御影丸	三、七五〇	六五〇
華山丸	四、五三〇	七三〇
五福丸	三、八七八	七〇〇
羽後丸	五、五二八	七七〇
第十七眞盛丸	四、〇五〇	七〇〇
第三日清丸	四、四四四噸	七〇〇圓
タスマニヤ丸	六、三九五	七五〇
大連丸	六、六七九	七五〇
比えい山丸	六、六一四	七四〇
明大丸	六、九一一	六五〇
タスマニヤ丸	六、三九五	六二五
元山丸	五、一〇〇	五五〇
泰昌丸	三、七五五	六五〇
明天丸	六、九一一	七五〇
貴船山丸	四、九二八	七三〇
海福丸	五、〇四九	七二〇
大和丸	六、八二二	七二〇
海龍丸	六、六六六	七二〇
第七平榮丸	七、一六〇	五〇〇
夕映丸	四、九三〇	七四〇
春華丸	四、一五一	七〇〇
海福丸	五、〇四九	五五〇
第二福井丸	六、六七九	七二〇
夕顏丸	四、九五四	四五〇
藏玉出丸	三、九六〇	四二〇
東祥丸	一、八五〇	三一〇
銀山丸	二、六五〇	三五〇
漢口丸	六、三七七	五三〇
第六貴船山丸	四、九二八	四五〇
第六萬榮丸	一、九五〇	三三〇
昭運丸	一、九五〇	三三〇
海隆丸	二、九八〇	四二〇
瑞昭丸	三、二二二	四六〇
日清丸	四、六六〇	五〇〇
第六室蘭丸	四、一七〇	四五〇
慶運丸	二、九八五噸	四三五圓
惠須取丸	五、一四三	五二〇
第五眞盛丸	四、六六〇	四八〇
比えい山丸	六、六八六	五五〇
大和丸	六、八二二	五五〇
慶運丸	五、一〇〇	五八〇
平南丸	六、九一一	五八〇
明海丸	五、〇七八	五五〇
福海丸	五、四五〇	六七五
瑞光丸	六、六五〇	七四五
夕映丸	四、九三九	五〇五
シドニイ丸	六、三六九	五五〇
第二貴船山丸	四、九二八	五二〇

函館傭船事務所扱

興進丸	三、〇〇〇	六三〇
雲海丸	三、〇〇〇	六〇〇
神瑞丸	四、六七五	八〇〇
高雄丸	五、一〇〇	八〇〇
第三大信丸	三、六〇〇	六三〇
大越丸	六、〇五〇	七五〇
日清丸	四、六六〇	七三〇
大連丸	三、五〇一	六八〇
惠須取丸	五、一四三	七四〇
海隆丸	二、九八〇	五五〇
第二東洋丸	四、七六〇	七五〇
神島丸	三、六〇二	五〇〇
高雄丸	五、一〇〇	五八〇
三河丸	四、五一五	五七〇

昭和五年の東支鐵道業績

歐亞聯絡の幹線として更に又た北滿經濟の重要なる役割を演じつゝある東支鐵道は、帝政露國が支那領土内に殘せる唯一の事業である。千九百三年七月一日の開業以來三十年に垂んとする間の歷史は波瀾重疊を極め、其國際的交通路として貢献しつゝある功績は、彼の露支斷交によつて一層吾人に深い印象を與へてゐる。

翻て其營業成績を見るに、一九二六年より一九二八年に至る三箇年間の平均輸貨物數量は一般貨物四、八六〇、一四五噸、社用貨物一、一一七、七六五六噸、軍用貨物二四、六二四噸、合計六〇、〇二四二五噸にして、一九二九年度は、露支紛爭に禍せられしにも拘らず、一般貨物五、五七一、八一七噸、社用貨物九二八、〇五四噸、軍用貨物一二七、四〇四七噸、合計六六三七、三七五噸と、平均數量に比すれば六十餘萬噸の增加を示した。

更に運輸營業收支も右三年間の平均五五、九四二、四三〇留に對し六八、九三一、九一〇留の好成績を見せてゐたが、一九三〇年に入るや收入は極度に激減を傳へられ、一月以降六月末に至る上半季の收入は旅客六百九十萬二百五十七留、貨物二千二百八十二萬八千四百八十八留其他一萬六千四十四留、合計三千七十五萬四千七百八十九留にして、辛ふじて豫算に對し八萬一千四百八十三留を超過したに過ぎなかつた。而かも其後同鐵道會計課の調査に依れば、同年度の總收入は六千六百萬留と査定され、而かも一方總支出は大洋暴落による換算損失八百萬留、と對支機關に對する投資額四百萬留を加算せば實に五千百萬留の巨額に達し而かも一般財界の前途は到底樂觀を許さざるものあるため、ルツデイ局長は數次の大整理を行ひ年額一千餘萬留の緊縮を斷したが、下半季は逐月減收を續けて財政極度に窮迫し、終に九月中三百萬元十一月中三百萬元、合計六百萬元を哈爾賓極東銀行及滿洲支那側銀行團から借款して一時を糊塗するの餘儀なき狀態となつた。

然しながら外人顧問の述懷によれば、支那鐵道の純益は收入一元に對して四十八仙である。最近過去四ヶ年間の收支計算を見るに總收入の增加に反比例して純益遞減の奇觀を呈してゐるのは眞實く露國側放漫政策の結果である。尙ほ露國は東支鐵道を四億留と評價してゐるが辛ふじて二億留の價値あるに過ぎぬ＝と、而して東支鐵道帳簿に示されたる左の決算を指摘した。

〔年次〕	〔總收入〕	〔純益〕
一九二五年	五千萬元	千八百萬元
一九二六年	五千五百萬元	千六百萬元
一九二七年	六千八百萬元	九百萬元
一九二八年	六千三百萬元	十三萬元

滿鐵・烏鐵の北滿貨物輸送關係

一、初期（日露戰後）の

日露戰爭は、世界の豫期に反して日本の大勝利となり、その結果寬城子以南の南枝線は日本の有に歸し、南滿洲鐵道株式會社が設立せられたのである。斯くして露國の太平洋征服は空しく立消え、新たに滿蒙の沃野に日露の經濟鬪爭が開始せられるに至つた。

露國は始め東支鐵道を建設するや鋭意自國產商品の販路を極東に閉拓し、極東市場に於て各國に優越せる經濟的地步を占めんとする野望があつたされば同鐵道の輸出穀物の運賃の如きには極端なる保護を加へて舊大連の繁榮を策した。即ち南行哈爾賓大連間五八八哩に對し輸出穀類は布度當一七哥六なるに對し、東行哈爾賓浦鹽間四九〇哩の運賃は布度當二九哥五であつたが爲、大連港は常に浦鹽港を凌駕して繁榮を呈してめた。然るに大連港と南枝線とを日本に奪はれてからは掌を反へして浦鹽港の極端なる繁榮策を採つたが爲に、一九一二年五月南滿鐵道と東支鐵道間に貨物の聯絡輸送が開始されたが、大連港は萎靡不振を極めた此の大連港不振時代に於ける東南行の百分率を見るに浦鹽港の九二に對し大連港は八といふ今から考へると實に慘めな狀態であつた。そして東支錢道上に於ける大連港の勢力範圍は僅に雙城堡以南に過ぎざるに反して、浦鹽港は同鐵道全線に及んでゐたものである。

二、歐洲大戰で位置轉換

然るに玆に一大轉換期が到來した。彼の歐洲大戰により、南滿鐵道は從來の守勢を一擲して攻勢に出ずる機會を握るを得たのであるが、尙大戰初期に於ては、浦鹽着七割九分に對し大連着二割一分の割合で依然東行に一籌を輸してゐたが、一九

一七年露國革命勃發し其餘波の極東に波及するに至つて、西比利亞、沿海地方に土匪横行し、東支及烏蘇里兩鐵道の混亂に陷つてからは、東行頓に減じ遂に勢力全く轉倒して一九一八年には浦鹽着三割一分に對し大連着は六割九分に達するに至つた。一九二〇年初頭の經濟界の好況に際しては大連着は實に八割八分を占めてゐた。

三、貨物爭奪戰の經緯

大連が右の如く優勢になつたことは前述の浦鹽方面の治安の定まらなかつたこともその一因ではあつたが、哈爾賓を中心としての大連向運賃が浦鹽向運賃に比して不當に高率であつたが爲に、即ち檣壁的運賃であつたが爲に、哈爾賓寬城子間に馬車輸送が行はれたことに基因したものであつた。從て東支鐵道としては浦鹽の治安が平定した處で、その運賃を公正に設定するに非ざれば、日露戰爭直後に展開されたやうな浦鹽向貨物の繁榮は期待し得なかつたのであつた。他方滿鐵としては馬車輸送がそう何時迄も續くものではなく、近い將來に於て浦鹽方面の治安が平靜に復せば、折角歐洲大戰に依つて獲得した優勢を再び浦鹽に奪はれる虞があつた。兩鐵道が互に不安と脅威とを感じて居た爲に一九二一年九月長春に於ける兩鐵道の運賃會議は或る程度迄の協定を爲し得たのではあるが、まだ〳〵不公正な運賃は全く撤廢せられたといふ譯ではないから、兩鐵道の親善關係は相不變動搖してゐた。然し此の關係も一九二二年六月に開かれた長春に於ける兩鐵道の運賃會議に於て充分とは言ひ得ぬとしても、北滿に於ける穀類輸出業者に輸出經路の自由選擇を爲さしめる機會を與へ得る程度には效果を擧げた。その結果一九二二年に於ては大連及浦鹽兩港の東支鐵道よりの穀類吸收割合は相伯仲してゐた。

翌二三年には滿鐵稍優勢を示すに至つた。此の年に於ける大連、浦鹽兩港の東支鐵道上に於ける勢力の分布狀態を見るに、哈爾賓管區及東部線に於ては兩者相伯仲し、西部線に於ては大連七割を占め南部線に於ては浦鹽は全敗であつた。之より先一九二二年十月ソヴイエツト政府は烏蘇里鐵道をその掌中に收めて、從來東支鐵道が露國政府から委任經營をして居たボグラニチナヤ――エゲリシエリド間の鐵道を奪回して終つた。而も夫が何等の警告も報償もなかつた爲に烏鐵と東鐵との感情は疎隔した。一九二三年に大連港が浦鹽港を凌駕したのは此の感情問題からして漁夫の利を得たに依るのであつた。然るに此の兩鐵道間の確執は翌二四年の奉露協定に依つて打開され、十月始には東支鐵道長官オストロモフが捕縛されるに至つて、局面は忽ち一變した。即ち前長官に代つて新任した赤派のイワノフ長官は運賃の獨立政策を聲明して、暗に浦鹽集注主義をほのめかした。之が爲に滿鐵東支間の從來の親善關係に一抹の暗影を生じたのである。即ち烏鐵東支兩鐵道は相協力して滿鐵に挑戰した。之迄にない運賃競爭が開かれ貨物爭奪戰が行はれた。然しそれによつて益する者は唯輸出業者のみであつた。

四、運賃協定と其內幕

競爭の弊害が三鐵道の各々に深刻に感ぜられるに及んで、先づ烏鐵は運賃の協定を希望した。戰は彼から開始せられ、協定も亦彼から申込まれて來た。疲れ切つたからである。然しながら妥協はそう直ぐには目鼻はつかなかつた。一入競爭が行はれて一九二五年の秋に漸く烏鐵と滿鐵との間に次の如き北滿貨物數量配分協定が調印せられ、現に同協定は存續せられてゐる。

五、滿鐵烏鐵貨物配分協定

北滿生產貨物東南兩經路別數量配分に關する滿鐵、烏鐵協約、兩鐵道は東支鐵道各驛發兩鐵道着北滿特產品即ち大豆、豆糟、豆油、小麥、小麥粉及麩につき之が數量配分協定を締結し、滿鐵五五%、烏鐵四五%と協定した。而して一出廻年度中上記割合以上の數量を輸送したる鐵道は相手鐵道に對し輸送減收を補償するため、拂戻金を支拂ふ。

此協定に依つて滿鐵は北滿貨物（大豆、豆粕、豆油、小麥、麥粉　麩の六品に限る）の五分五厘烏鐵は四分五厘迄は吸收し得るが夫れ以上餘分に吸收したものはその分だけを他鐵道へ實費を差引いて拂戻をすることになつたのである。世に協定なるものはいくらもあるが、銀行の預金利子にせよ、火災保險料にせよ、船運賃にせよ、履行せられざる協定の事實に乏しくはない。滿鐵烏鐵の協定に於ても、事實は擧げられてはないが、烏鐵は上海支那商人に割引をしてるとか噂が切りにあつた。右の事實の有無は不知、協定の結果は一二の場合を除いて、烏鐵は常に協定率以上收得してゐる。けれども烏鐵は常に不安を感じて居た、同樣に東鐵も不安を感じて居た。その原因は滿鐵の滿蒙に於ける鐵道政策である。洮南から昂昂溪へと線路が延びて、西部線安達から齊々哈爾方面の貨物が洮昂線に奪はれさうであり、吉林から敦化に至る線の工事も進捗し最近竣成を見たので東部線海林方面への出廻が減ずる事となつた。噂されてる長大鐵道が實現されることにもなれば南部線と哈爾賓に出廻つた穀類は同鐵道に奪はれさうである、こういふ不安がある爲に、烏鐵は現在は協定以上の成績を維持してゐるので、此の際協定を更改すれば、自鐵道に有利であることから、滿鐵に對し更改を申出たものではないかと思ふ。

六、滿鐵烏鐵五分配貨協定

烏鐵は全延長一四六六哩であるか、その沿線に於て資源の豐富の割合に開拓せられてゐないので見るべき產業とては無く、從つてその收入は主として通過貨物に仰いでゐる。通過貨物の主なるものは北滿產の穀物であるから烏鐵の死活は一にかかへてボクラニチナヤ浦汐間一四四哩の收入の多寡如何にある。之が爲めソヴエート政府は啻に浦汐港の繁榮を計るばかりでなく、烏鐵自體の經營上からしても北滿貨物の吸收には有ゆる努力を爲さねばならぬのであるが、僅一四四哩の區間では運賃は少額であるから割引率も至つて低く、滿鐵に對抗して競爭することは到底出來ぬことである。といつて東支鐵道に於ける露國理事と協力して烏鐵東支鐵聯絡運賃を割引くこともホルワツト長官時代の如き勢力のない今日では望み得ない。殘るは唯滿鐵との協定のみである。終に烏鐵は一九二五年十月以來の協定實施間に於て、同鐵道の收貨量が平均して配分率を超過してゐた事實から右の收貨量を基礎として新配分率決定を滿鐵側に申込み、二回の內交涉を重ねて愈々會議開催に決し、昭和四年二月三日準備會議を終り、翌四日各代表者列席の上本會議を開き、東南行貨物五分協定條文及附錄條文十八ケ條を一瀉千里にて可決調印して一月に溯りて適用することとした。然るに其後露國經濟年度上半期から昭和三年十月から昭和四年三月末に至る輸送成績を見るに、東行八十六萬四百四十噸に對し南行九十四萬一千六百七十屯、即ち東行四割七分七厘四毛、南行五割二分二厘六毛の比率を示し、前年同期の東行五割四分一厘八毛、南行四割五分八厘二毛に比して全然反對の現象を呈し、更に四月に入るや又復形勢逆轉して東行輸送は南行輸送に比して遙に優勢となり前途容易に逆睹すべからざるものがあつたが、七月十四日以來の露支聯絡杜絕によりて東行貨車の哈爾賓、ボクラニチナヤ間に停滯せる特產物千八百輛百八十萬布度に達し、八月末までに辛ふじて大連向逆輸送を了つた等の事態が惹起つたため、爾來北滿輸送貨物は滿鐵側の獨占となり、翌年一月十四日東行線の開通を見しも烏鐵は終に頹勢を挽回するに由なく、露國經濟年度による本年度（一九二九年十月一日―一九三〇年九月卅日）の實績は、合計二百五十四萬七千八百六十一噸に對する東行八十八萬三千四百五十四噸、南行百六十六萬四千四百七噸となり、南行は東行の約二倍の優勢を示した。

北日本汽船敦浦聯絡航路

從來敦賀港、浦潮斯德港間の旅客貨物聯絡運輸は大阪商船會社の受命航路であつたが、昭和四年四月一日から北日本汽船株式會社が之に代つた。同會社は大正三年資本金三百萬圓を以て創立された大阪商船の傍系會社で、主として北日本航路を經營してゐたのであるが、爾來天草丸（總噸數二三四五噸）一隻で一週一回の敦浦聯絡を續けて來た。然るに露支國交斷絕に伴ふ東支鐵道經由幹線の聯絡杜絕は、歐亞聯絡をして敦浦聯絡線によるの外なからしめた結果、內外の要望と加ふるに西伯利鐵道國際列車が九月初頭から週二回に增加された等の事情に鑑み、茲に同社は國家的の見地から犧牲を顧みず當分の間增配を斷行するに決し、九月十日敦賀拔錨を初航海に、嘉義丸（總噸數二三四六噸）を就航せしむることゝした。從て敦賀發航は每週火曜（嘉義丸）、土曜（天草丸）の二回とし、翌昭和五年一月まで繼續した。

元來同線による歐亞連絡は之を東支鐵道經由に比すれば、東京莫府間に於て二日弱の日子を多く要するが、賃銀に於て二十弗餘低廉であり、其間乘換なく更に稅關手續の煩累を減ずる等遙に便宜であるに拘らず何故か今日まで閑却されてゐた。想ふに今回の事變は將來に於ける同線發展の動機となつたことは爭ふべからざる事實である。

◇本社＝樺太大泊町榮町◇營業本部＝小樽市南濱町四丁目◇東京代理店＝大阪商船會社東京支店◇東京駐在員＝同代理店內◇大阪、橫濱、神戶代理店＝大阪商船同上各支店◇敦賀代理店＝大和田回漕部◇敦賀駐在員＝同店內◇浦潮代理店＝浦潮商船組◇切符取次者＝ジヤパンツーリスト・ビユーロー及トーマス・クツク

（連絡線定期日取）				天草丸
敦賀	發	午後、十一時卅分	土	曜
浦潮	着	未	明	火曜
浦潮	發	午後、	五時	水曜
敦賀	着	午後、	五時	金曜

（東京、敦賀間直通國際列車發着時刻）			
東京驛發	土曜	後、一時（急行、富士）	
敦賀港着	土曜	後、十時十六分	
敦賀港發	金曜	後、七時二十五分	
東京驛着	土曜	前、七時十五分	

敦浦間片道乘船賃		手荷物無賃制限	
		北日本汽船線	鐵道省線
一等（洋食）五〇圓		百五十斤又は二十才	百斤
二等（同）	廿五圓	百廿斤又は十五才	七十斤
三等（同）	十六圓	六十斤又は十才	五十斤
同（和食）十三圓			

川崎汽船・烏鐵直通聯絡協定

一、栗林汽船の協定實現

日露國交恢復前栗林商船株式會社は、大正十三年六月を以て露國烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並に露國國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結した。

其目的とする所は言ふ迄もなく、直通運送證券によつて、北滿及極東露國と日本及支那との間に於ける輸送貨物に對し、安全迅速と經費の低廉とを期し、併せて金融の圓滑を計らんとするのであつて、其運輸系統は大要次の如くであつた。

(1)東支鐵道沿線（北滿）、烏蘇里鐵道沿線（沿海州及黑龍州「ブラゴヴェシチェンスク」を含み「ウシュムン」に至る）より浦鹽斯德を經由して日本各港（太平洋岸、日本海、北海道）及支那各港に至る。——日本及支那より右沿線に至る。

(2)松花江、黑龍江（「バイカル」以東「ステレチェンスク」に至る）沿岸各地より「ニコライウスク」港を經由し、日本各港（太平洋岸、日本海及樺太を含む）及支那各地に至る。——日本及支那より右河川各港に至る。

當時協定せられし港は、日本では敦賀港以下十六港、支那四港、合計二十港であるが、此協定成立と同時に、烏蘇利鐵道と栗林商船とは共同にて聯絡運輸共同事務所の機關を設け、本部を浦鹽、支部を哈爾賓の烏鐵管理局内に置き、双方から代表者竝に人員を出して浦潮本部は配船、船車積替作業並に輸出入一切の手續を行ひ、支部は直通證券の發行、東支鐵道貨車配給及直通輸送貨物の集散に從事することになつた。

更に金融に關しては、朝鮮銀行は直通運送證券によるものに對して無制限に荷爲替取組の依頼に應ずべく、其他の銀行でも割引に應することになつたのである。

斯く北滿特産物は簡單に「ハルビン」で處理さるゝことになつたから、從前に於ける輸送上茲に銀行爲替取組關係上の繁瑣を省き、又た烏鐵栗林が連帶して輸送の責に任ずるから、荷主は配船等に關して何等顧慮する必要が無くなつた。其他輸出入業者は、買付並に船積のため浦潮に店舗を構ふるの要なく、直通貨物に限り、鐵道運賃、浦鹽に於ける積替費用、海上運賃の全額をば、揚地到着荷物受取の際に支拂へば好いことになつたから、金融上の便宜を得るばかりでなく、金利を節約することが出來る。聯絡運輸共同事務所が實費で一切の手續をするから費用を輕減し、而かも期日が正確となり且つ短縮される。更に日本から北滿及極東露國向輸送の貨物に對する運送手續を、栗林汽船會社の發行する直通證券によつて極めて簡單に完了する等の諸利益に均霑することとなつた。

二、川崎汽船の引繼新協定

然るに大正十四年に至り、川崎汽船株式會社は栗林商船に代つて、改めて此難局に膺ることとなつた。即ち川崎汽船、栗林汽船から浦鹽本部、哈爾賓支部の事務所人員の引繼ぎは勿論、一切の事業と權利を繼承して、更に烏蘇里鐵道との間にハバロフスクに於て直通連絡貨物輸送協約を締結した。時に大正十四年五月十六日、彼我の代表は勞農露國交通人民委員會極東代表兼烏蘇里鐵道長官「クゾウレフ」、川崎汽船戸塚太郎の二氏であつた。

新協定書は全文四十二條よりなり、其要領は栗林烏鐵協定と大同小異である。其有效期間を三

箇年と定め、双方の請願及勞農露國交通委員長の認可によりて六箇年迄延長し得ることになつてゐる。

尙ほ新協定では其航路を延長して、東支及烏蘇里鐵道沿線諸驛と日本及支那諸港、歐洲、太平洋、印度各港間往復の浦潮經由直通連絡貨物と改め、協定日本港を神戸以下卅四港、支那港を上海以下九港に增加した。

日本 神戸、大阪、横濱、伊勢灣、清水、青森、伏木、新潟、敦賀、七尾、小樽、函館、宇品、門司、若松、長崎、鹿兒島、三角、那覇、基隆、高雄、境、米子、舞鶴、佐渡、船川、石濱、大泊、天山、清津、雄基、釜山、仁川、鎭南浦、

支那 上海、大連、青島、天津、芝罘、漢口、香港、廣東、營口、

新協定に關し之が詳細を擧げて指摘論評を加ふるは本章の目的ではない、依つて玆には單に其概要を揭げて全豹を窺知せしむることとする。

鐵道は其直通輸送證券によつて引受けた貨物が浦潮斯德の「エゲリシェリド」埠頭に到着するに從ひ、其都度會社に對して貨物の數量、品種及其輸送指定地を通知する、すると會社は此通知接受後日本及支那向貨物に對しては二週間、他に對しては四週間以内に其貨物積取に膺る汽船を提供せねばならぬ、そして其荷役は一晝夜一千噸以上と規定されてゐる。但し貨物積取の請求を發するのは日本及支那向貨物は二千噸以上、其他の地方向は五千噸以上とし、其以下は双方の協定によつて取極めることになつてゐる。

露國内に於ける警察、衞生、消費稅、稅關檢査手續は烏蘇里鐵道部、商業部が其所在で之を行ひ、其手續執行料金は商業部の定めた料金率に準じて荷主から徵收する。如何なる場合でも個人運送取扱業は此手續を行ふことは出來ない。

次に貨物の發送及受領に關する重なる規定を見るに、經費は凡て金留を以て計算され、包裝不完全にして運輸に支障を與へたものは、海上運賃は其二倍を課せられ、鐵道運送は鐵道規則に依つて追納せねばならぬ。決定的の精算は貨物交附の際其取扱者側と荷受主との間に行はるるのが原則であるが、但し荷送人が烏蘇里及東支鐵道驛から貨物を發送する場合には、烏鐵の收得たるべき運賃及附帶料金の一部又は全部をば、輸送貨物引渡に際して支拂ふことを許されてゐる。

貨物宛先驛に於ける貨物の交付は、發送驛の發行せる貨物引換證書によりて引換副證を提出せしめ之と引換に行はれ、又貨物宛先驛に於ける貨物の交付は、發送驛に於て作成した引換證により、烏蘇里鐵道諸驛の規定手續を踏んで行はれるのである。

貨物引換證發行後に於ける貨物の處分權は、(1)記名式引換證にありては荷主、又は規定によつて貨物引換副證を出荷主より讓渡けたる者、若くは貨物名宛人が引換副證を入手せる場合にありては其名宛人——(2)持參人式貨物引換證による時は、貨物引換副證の所持人——に屬する、即ち貨物發送の驛か又は港を經て返還交付を受け、或は途中に抑留し、又は積替若くは中間驛に於て貨物引換證面指定以外の者に交付することを要求することが出來るのである。

荷受人は遲滯なく貨物を受取らねばならぬ、もし受取人が其手續を怠れば、倉庫に移して二十日間の猶豫を與へるが、期間滿了後は不引換貨物として地方新聞に廣告し、更に二箇月を經るも荷受人なき時は之を競賣處分に附して了ふことになつてゐる。

即ち右協定の實施により初年度に僅か十八萬噸であつたが、次年度からは直通輸送によるもの激增し、年々四十萬噸を超え、四年間の取扱高總計百四十萬噸に達してゐる。

三、川崎汽船の日本海航路

浦潮斯德廻航線は川崎汽船の受命航路である。小樽を起點とし浦潮を終點に、昌福丸（一、七六八噸）をして就航せしめてゐる。其航海回數並に寄港は左の如くである。

一、每二箇月三回、一年十八回以上とす。

二、復航には、七尾、伏木、新潟、船川に寄港し更に一年期間に、青森九回、函館十一回以上を寄港す。

栗林商船株式會社の勘察加航路

一、航路種類

遞信省命令勘察加「ペトロパウロフスク線」

一、起終點

函館を起點として小樽經由ペトロパウロフス

近海郵船の北樺太航路

近海郵船株式會社は總噸數千三百噸以上の船舶二隻を用ひ、一ケ月一回以上發航し得る船會社を力一時間十二哩以上の船舶二隻を用ひ、一ケ月五回以上一ケ年六十回以上發航し得る船會社をして函館樺太間の旅客郵便物の定期航路を受命せしむべし

との遞信大臣の指令に基き、大正十五年四月一日より向ふ三ケ年間の函館樺太間の定期命令航路を受命、就航中の虞同指令但書の

遞信大臣に於て必要と認めたる時は方法を指定してアレクサンドロフスクとの聯絡を命ずることあるべし

に據りて大正十五年四月一日より函館亞港間の旅客郵便物運輸聯絡航路を受命し、遞信省より年額十萬圓の補助を得て爾來今年に至るまで毎年六、七、八の三ケ月間各月一回の割合にて就航を繼續し來れるが、各年の使用船舶、同船舶噸數、速力及寄港地を示せば左の如し。

大正十五年度（昭和元年度）

使用船　弘前丸（總噸數一三四八噸）　速力　十三浬六八

寄港地　眞岡、泊居、惠須取、安別、亞港

昭和二年度

使用船及寄港地、前年に同じ。

昭和三年度

使用船　誉口丸（總噸數一八四三噸）　速力　十二浬八八

寄港地　函館、青森、小樽、大泊、眞岡、亞港。

昭和四年度

使用船　弘前丸（總噸數一三四八噸）

寄港地　前年に同じ。

（函館樺太定期航路の延長にその航路を改め寄港地を左の如く變更す）

日露郵便物關係

一、對露通常郵便物關係

イ、規定關係

現今日露兩國間に交換する通常郵便物は一九二四年八月瑞典ストックホルムに於て締結し一九二五年十月一日より實施せる萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定に依り取扱はる。

ロ、郵便線路

郵便物の送達線路は左記三線路に依る、尤も露國側は滿鮮經由線を利用せず殆ど總て浦鹽敦賀線に依り送達し來る。

A　鮮滿經由線

此の線路は下關、釜山、哈爾賓、滿洲里經由に係る鐵道便にて知多以遠の露國宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立を爲す。

B　浦鹽線

此の線路は敦賀浦鹽間（當分週二回）、小樽浦鹽間（二ケ月三回）七尾浦鹽間（一ケ月約二回）の定期船に依るものにして極東露西亞たる沿海州、アムール州宛の郵便物を送達す

C　サガレン及カムチヤツカ線

クに至り勘察加東海岸又は西海岸經由函館に至り一航海とす。

一、寄港地

勘察加寄港地左の如し

イ、東海岸　リストウイチヤナ、ナラチエフ、ウスチカムチヤツカ、ナチキン、マロワヤム、ウカ、カラガ、カラギンスキー。

ロ、西海岸　オゼルナヤ、ヤイナ、ゴセグチツク、オバラ、キシカ、ミトカ、ウトカキクチツク、ブイムタ、テジヤーチ、ケフタ、ウオロフスコイ。

一、航海度數

一ケ年夏季七航海（四月より九月迄）

一、使用船名

第五室蘭丸（總噸數一、一二八噸）

一、本航路の目的

郵便物の遞送、旅客及貨物の輸送

一、本航路の使命

郵便物の遞送と共に日魯漁業會社を始め其他漁業會社貿易家の漁場必需品、漁場材料の送込み及鮭、鱒及是等罐詰の切揚輸送に從事し殊に極北荒涼の地と內地（北海道）間との通信交通唯一の連絡汽船にして日露國交親善に資す、ペトロパウロフスク帝國領事は五月初旬本船に依り渡航し領事館開館、九月下旬本船に依りて引揚ぐ。

一、沿　革

大正十一年以降引續き當社受命。

一、受命期間

三ケ年

此の線路は夏期中函館又は小樽發の船便に依るものにしてサガレン又はカムチヤツカ宛郵便物を送達す又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳の郵便局とサガレン露國郵便局との間に開設する陸送便にて交換す

二、飛行郵便關係

日露間には未だ直接の飛行郵便線路なきも、スモレンスク、ハリコフ、ロストフ、アルマヴイル、ミネラルニー・ヴオデイー、ヴラヂイカウカヅ、グロヅニー、マハチ・カラ、バクー及其の附近宛飛行通常郵便物はモスゴー迄汽車にて遞送し其の以遠をモスコーより航空遞送す、尤もスモレンスク線を除き他は十月十六日より四月末日迄は飛行業務を中止す。

三、小包郵便關係

日露間小包郵便物の直接交換は大正十二年八月停止せられ、爾來今日に至る迄本邦と亞露及歐露との間に發着する小包郵便物は英國及ラトヴイア經由、又は佛蘭西及ポーランド經由の二線路に依り迂廻送達せらるる狀態に在り、然るに大正十四年一月、日露間の國交恢復と共に當局は日露間小包郵便物の交換開始に關し銳意露國郵政廳と交涉を重ね居れるも、同國に於ける種々の事情に因り協議の成立延引し居れる義なり。

因に露國に於てはストツクホルム締結の郵便條約には加入せるも小包約定には加入せず、今日同國が小包郵便物の直接交換を爲し居れるはエストニア、ラトヴイア、芬蘭及波蘭（何れも舊露國の領土）の四國に過ぎず。

四、郵便爲替關係

日露間の郵便爲替は大正二年迄は英國郵政廳の媒介に依り、辛ふじて連絡を保つに過ぎざりしが同年日露兩國間に郵便爲替交換約定締結せられ、爲り、露西亞に於ては同年九月本邦より露西亞に宛つる歐羅巴及亞細亞露西亞との間のみならず、當時北滿洲に設置したる露西亞郵便局との間とも爲替の振出を停止せり、而して本邦より露西亞郵便局と直接交換を開始し、頗る利便を享受したり。然るに大正三年歐洲大戰爭勃發するや、露貨の暴落と爲替は何等の故障なく大正七年九月迄之を繼續せるも、以後亞細亞露西亞の一部地方に宛つるものの一部地方に宛つるもののみに限定せられ、次で大正十一年九月本邦宛郵便爲替の取扱を全く郵便爲替送金の途杜絕するに至れり。

大正十四年一月、日露の國交恢復に伴ひ郵便爲替交換の再開方に關し帝國より相當提案したるところ、ソヴイエト聯邦に於ても之が開始には主義として同意するも實施上の細目手續に付ては尙ほ相當考究の要ありと爲し、目下審議中に屬する旨回答を得たるに付、帝國に於ては本業務亦早晩開始せらるべしと期待す。

日露電信關係

一、日露電信連絡の沿革

本邦とロシヤとは隣接國として、夙くより相互間の交通を助長し以て其の善隣關係を促進する必要のあつた關係上、本邦とロシヤとの露信連絡開設の沿革も、本邦の對外電遣連絡開始の歷史と共に古く、遠く明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得、長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設したるにはじまる。其の後明治十五年に至り日本政府は會社をして更に長崎浦鹽間に海底線一條を增設せしむるところがあつた。爾來三十餘年に亘り長崎浦鹽線は本邦ロシヤ間の直通線路として、日露兩國間の電信は專ら此の線路に依り取扱はれ來つたのである。しかるに此等の線路は日露通信の外日歐通信等をも取扱ひ、其の通信常に輻輳し兩國間の通信需要を十分に充たすことが困難となり、相隣國としては第三國の電信事業の媒介を經ない直通連絡を有することが最も望ましいので、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線連絡及南北樺太間の陸線連絡が設けらるゝことゝなり、玆に日本ロシヤ間の電信交通に一新紀元を劃するにいたつた。其の結果、兩國發着の電報は著しく料金低廉なる新經路を獲、爾後此の二線路は本邦ロシヤ間の常用電信線路と看做さるゝことゝなつた。此の二線路は這般のロシヤ政變に因り久しく不能となつて居たが、大正十四年三月一日より之が再開を見るに至つた。大正四年には更に本邦の落石無線電信局とロシヤ勘察加ペトロパウロスク間に無線電信連絡が開設せられた。是本邦の對外固定局無線電信連絡の嚆矢である。

二、兩國間電信連絡の現況

現在に於ける兩國間電報の經路は大體左の如くである。

一、朝鮮京城、浦潮線

二、南樺太豐原、北樺太亞港線

三、長崎、浦潮線

四、長崎、上海線

五、落石、ペトロパウルスク間無線電信連絡
六、大泊、亞港間無線電信連絡（豐原亞港間陸線不通の場合に代用）

右の外、ベルシヤ經由印度歐羅巴電信會社線、倫敦經由大北電信會社線をも擧げ得るも、迂廻線竝なる爲料金亦隨て高額であり、關係線路が不通とならない限り利用困難である。其の他歐洲發着電報に使用し得る諸線路は孰もロシヤ發着電報に準ずるものである。

日本ロシヤ間一語電報料金

經由線路	着發地	亞細亞ロシヤ	歐羅巴ロシヤ
		通常電報 新聞電報	通常電報 新聞電報
一、京城、浦潮線（豐原、亞港線）		二二錢 一	二八錢 一二錢
二、長崎、上海、浦潮線（キアフタ線）		四二錢 二二錢	四八錢 二三錢
三、其の他		一圓八三錢 一	一圓六七錢 一

右の外兩國政府の官報は一語十六錢（朝鮮經由）、二十六錢（長崎經由）の減額料金を以て取扱はれる。

三、兩國間の電報料金及取扱通數

兩國間の電報料金は其の經由線路の如何により差異あるも、其の主要なるものを擧ぐれば左の如くである。

文化關係

文化關係概觀

一、一般文化關係

トルストイ・ドストエフスキイ等の世界的に偉大な文學作品を中心とする舊ロシヤの文化は、我文壇並に一般讀書界に他の如何なる國のそれよりも大きな影響と力強い感化を與へたが、新しい社會的歷史的必然の上に新興階級の新興文化を萠芽し、生育せしめつゝある新ロシヤのそれも亦、その大衆的規模における獨自の創造性と、豐富なる內容との故に單に我國の新興階級ばかりでなく、可なり廣範な智識階級の層を惹きつけ、興味つけつゝある。

勿論今日の我國の支配階級の持つ文化と、プロレタリア革命の土壤に發芽しつゝある新ロシヤのそれとは一般的には全然異質のものであり、對立的な性質を持つものであるから、我國の支配階級の側からされる反對は、新ロシヤ文化の自由な吸引を我國の新興階級に許與しない。此點で兩國の文化的交涉は或種の重大な支障を受けてゐるわけである。然し文化の持つ國際性と文化殊に藝術文化と政治との持つ特質上の相違とは、兩國の歷史的な藝術的關係の密接さと相俟つて色々の形においてそれ自身の表現を日本の藝術界乃至一般社會の上に見出した。

露國には一九二五年（大正十四年）日本をも含めての諸外國と文化的接近乃至連絡を計る爲の機關對外文化聯絡協會が設置され、盛んに此目的に向つて能動的に働きかけた。同じ年日露國交恢復後間もなく日本には新ロシヤ藝術の研究紹介と兩國藝術文化の交換をその課題とする日露藝術協會が東京に創立された。同十五年には日露協會がイエト大使を名譽會頭として迎へ、ソヴイエト國命舊露西亞人を其會員名簿から削除し、駐日ソヴ「ヤポノ・ルースコエ・オブシチエストウオ」から「ヤポノ・ソヴェーツスコエ・オブシチエストウオ」と改稱し、且つ規約改正によつて、有名無實の亡籍の新會員多數を編入し、ソヴイエト露國との新なる親善に出發した。この親善は、兩國の政治的對立の故に勢ひ文化的經濟的方面に向はざるをえなかつた。

二、日本に於ける新ロシヤ展

大正十四年四月には日露藝術協會が新ロシヤ美術展覽會を東京九段で開催し、同十五年一月には日露協會が主として露國對外文化聯絡協會出品にかゝるソヴェート映畫の展覽會が開催され、ソウキノ、メジラブポム、ウクライナ、白ロシヤ其他ソヴェート聯邦の各大小映畫會社の製作にかゝる映畫のステール寫眞、ポスター、映畫雜誌等極めて豐富に出陳された。この展覽會は機關、賃貸料等の關係上我國において自由なる鑑賞を許さぬソヴェート映畫のため、我國人に寄與するところ少くなかつた。

三、ソヴイエト文人學者の來朝

大正十五年春新ロシヤ作家ボリス・ピリニヤーク氏の來朝、露國交響樂團、歌劇團、又は一流樂人エルデンコ、ブリンデル、カワリヨフ氏等の來朝公演、大正十五年汎太平洋學術會議出席の爲ウ兒童作品展覽會の開催を見、何れも少からぬ成功を收めたが、更に昭和二年六月及七月露國對外文化聯絡協會及東京大阪朝日新聞社主催、露國大使館、日露協會、日露藝術協會三團體後援の下に東京及大阪に開かれし新ロシヤ美術展覽會は、アルヒーポフ、コンチヤロフスキイ、マシコフ、クストジエフ、パボーモフ等現ロシヤ畫壇一流大家の製作に成るネオレアリズム的畫風の油繪、版畫、ポスター等約四百點の出品によつて、日本の美術界、一般社會に大なる注意と興味を與へた。

〜昭和四年七月には全關東映畫聯盟の主催にて東京朝日新聞社樓上にソヴェート對外文化聯絡協

イレンスキイ・シビリヤコフ氏を始め、多數露國學者の來朝、昭和二年露國有數の日本通コンラツド教授夫妻の視察來朝、或は露國飛行家の訪日飛行等藝術家、學者、技術家の本邦訪問は踵を接して頻繁につづけられ、更に昭和四年十月二十四日から東京で開催の世界動力會議及萬國工業會議には露國からも第一流の學者、技術家の來朝出席を見たが、それは左の三氏であつた。

主席代表 ——ウエーエヌ・イパチエフ教授（全聯邦科學アカデミー會員、レーニングラード大學名譽數授）

代　表——クーケル・クラジエフスキー教授（國民經濟最高會議發電部長）

代　表——ジエ・エヌ・フラクセルマン教授（國民經濟最高會議電氣工藝部次長）

主席代表イパチエフ教授は動力會議に論文「クラツキング・プロセス・オブ・ハイ・モルキユーラ・ジヤンクシヨン」を提出報告した。

尙一九三〇年九月日本に開催の國際統計會議にはソヴエト主席代表として、國家計畫委員會議のエベントフ教授が渡來出席し、駐日ソヴエート大使館日本語書記官スパルウイン教授及び駐日ソヴエート通商代表部經濟部長レードニコフ氏も同じく代表として出席した。

四、ソヴイエト文献の邦譯出版

人事來訪の外新ロシヤの文學、演劇、映畫、美術等の藝術書は勿論、教育、科學、政治、社會、經濟等の各分科にわたる飜譯乃至著述による出版は非常に多數を極め、レーニン、ブハーリン、スターリン、トロツキー、デボーリン、ルナチヤールスキイ、コロンタイ等の著作は叢書の形で又はパンフレツトの形で洪水の如く讀書市場に提供され、今後も續々として刊行されつゝある、主なる既刊書については別揭「日本で刊行の露國書籍目錄」が示すとほりである。又現在發行されてゐる專門經濟雜誌としては「ゴーロス・ヤポーニイ」「露西亞通信」「露西亞經濟雜誌」「ソヴエート藝術」專門通信として「日露通信」「露西亞通信」等が發行されてゐる。

五、ソヴエート映畫の紹介

昭和四年七月には全關東映畫聯盟の主催にて東京朝日新聞社樓上にソヴエート映畫の展覽會が開催され、ソウキノ、メジラブポム、ウクライナ、白ロシヤ其他ソヴエート聯邦の大小映畫會社の製作にかゝる映畫のスチール寫眞、ポスター、映畫雜誌界極めて富豐に出陳された。此の展覽會は、檢閱、賃貸料等のため日本人の自由なる鑑賞を許さぬソヴエート映畫のため、我國人に寄與するところ少くなかつた、

然るに昭和五年に至つてソヴエート映畫の研究者袋一平氏がソ聯邦に赴いて、ソヴエート映畫「春」「古いものと新しいもの」（全線改作）の二作を携行し、更に數年間ソ聯邦に滯在してソヴエート映畫監督衣笠貞之助氏も昭和五年秋袋氏と相前後して歸國し、多數のスチール、ポスター等を持ち歸つた、袋氏、衣笠氏の携行せる夫れらスチール、ポスター等は昭和五年十月相前後して時事新報社講堂、松屋呉服店陳列室等に陳列されソヴエート映畫展覽會として一般の縱覽に供された。

之に先ちソヴエート映畫の名監督として世界に其名を知らるゝプドウフキン氏主演の「生ける屍」（トルストイ原作）が本邦に輸入され、東京始め全國各地に封切され相當好評をなした、然し本映畫はテーマがトルストイ流の人道主義を基調とするものだけに、表現の技巧に於けるソヴエート式新鮮味を除けば殆んどソヴエート映畫としての特色を有してゐなかつた。

然るに一九三〇年八月に至つて。千代田洋行が輸入した「トルクシブ。」及び三映社輸入にかゝる『亞細亞の嵐』は、純ソヴエート映畫として、本邦到着前からすでに大なる反響を本邦映畫界に呼び起してゐたが、兩映畫が九月中相前後して試寫されるに及び、斷然好評を博し、新聞雜誌は擧つて之が印象を書き立てた、殊に秩父宮殿下が『亞細亞の嵐』を進んで豪覽されるに及び、一層市井の反響を高め、各映畫館に封切されるに至つて亞米利加映畫、本邦映畫等の遠く及ばぬ好評の嵐を捲き起し、通常一映畫館一週間の上映を二週間三週間に日延べするも尙客足を外さゞる狀態であつた。

今本邦に於て最大のセンセーションを捲き起したソヴエート映畫として「亞細亞の嵐」に對する代表的な論評を左に摘記する。

『一九二九年のプドフキンの作品「アジアの嵐」が一年足らずの後に日本で觀られやうとは夢想だにしなかつた。この映畫は幾度か檢閱難を傳へられ後遂に大衆に公開されるに至つた。たとひそれ

がドイツ版で更に日本で改輯されたもので、プドフキンの創意は多少歪められてゐるにもせよ、この大作に接しうる我等は幸なりと云つていゝ程のものだ。「アジアの嵐」は舞臺を蒙古に取り、列强の帝國主義の蠶食を暴露し、蒙古民族の蹶起と、帝國主義の潰滅を描いてゐる。しかもそのテーマは十分に殘されてゐる。ストリーは可なり大がかりなものだ。

プドフキンの映畫的構成は素晴しいものである彼は先づ單調なる蒙古の平原の中によく美を把握し、ロケーションを効果のあらしめてゐる。大衆撮影のシーンにも彼の手法は間隙を見せない。主役テイムルはロシヤ生れの蒙古人インキチンノフが扮してゐるが、前半の底氣味の悪い鈍重さと、後の潑溂さとに非凡な演技を示し、他の助演者、大衆ともよくこれを助けてゐる。カメラマン、ゴロウニアの撮影技術も鮮明でよい。

これはプドフキンが俳優を使つた最後の映畫であり、日本で見られる彼の最初の作品であり、歪められながらも彼の意圖を十分に察知しうるすぐれた劇的映畫である。』

トウルクシブはアジアの嵐ほど本邦一般觀客の人氣に投じなかつた。これはこの映畫が寫實映畫で、ストリーのない點に主たる原因を置いてゐるそれだけにノーカットといふソヴエート映畫として珍らしい無疵さで日本人の自由な觀覽に供された。そして映畫專門家やインテリゲンチヤの間には前者に劣らぬ好評をもつて迎へられた。

影名トウルクシブは一九三〇年四月線路開通を見たトルキスタン、シベリア鐵道を意味する。これはソヴエート經濟五箇年計畫建設事業の一つでトウルクシブはこの建設を時間的、記錄した寫實映畫である。製作はウオストーク、キノ、監督はトウリン。

トウ、リンの手法は組立（モンタージユ）の妙を得て居り、新興國の寫實らしい生々しい效果を與へて居る。鐵道建設前の渴水、暴風の襲來、牧羊の大群、駱駝群から、鐵道の測量、設計、基礎工事の潑溂たる場面、しかも常に鐵道建設の兩極たる南と北、卽ち荒れ切つたトルキスタンと白雪の西伯利とを交錯して、リズミカルな效果を與へることを忘れない。自動車の爆音に蝟集するウズベツク人、試走する機關車と爭ふ馬上のカザーク人これらの原始的なユーモアは起重機、ダイナマイトの炸裂、架橋の近代的な動きと相俟つて對照の妙に滿ちてゐる。この一篇は中亞の習俗と英雄的建設事業に對する教育的價値さへあり、我文部省では之を推薦映畫の列中に入れたとさへ傳へられるに至つたが、兎に角アジアの嵐と共に、日本の映畫界に大なる一石を投じたソヴエート映畫として一九三〇年の兩國文化關係を紹介するに洩らしがたい上映であつたといふべきである。

且つこの二作は今後ソヴエート映畫をぞくぞく輸入すべき絶好の機緣をつくつたものではあるが何分にも映畫の大衆に與ふる大なる煽動力と、ソヴエート映畫の最大特色たるプロレタリア的色彩とが、我非プロレタリア的檢閱制度をどの程度まで通過しうるか、此點に依然として難關がかゝつてゐる。

六、ソヴイエトに於ける日本文化紹介

以上は主として日本に於けるソヴイエト文化の紹介、普及の一端であるが、今度は視點を換へて日本文化のソヴイエト露國に於ける紹介普及乃至文化關係日本人の對露往來について一瞥してみたい。日露國交恢復の大正十四年露國學士院の記念祭に招かれて本邦から福田德三、松村松年、八杉貞利氏等が出席、兩國の學術的交涉に意義深き先鞭をつけたのを手始めに、大正十五年四月には對外文化聯絡協會の主催でモスクワに日本文學のタベが開かれ、又ソヴエート革命十週年記念祭には秋田雨雀、小山內薰、米川正夫、尾瀨敬止氏等が招待されて出席し、殊に秋田氏は滯在約八箇月の期間に露國藝術文化を專門的に研究すると共に、一方日本の文學乃至文化の紹介にも努め、貢獻するところが少くなかつた。

昭和二年には久原房之助氏の訪露があり、同じ年の十二月には後藤新平氏一行の訪露が實現された。前者は主として政治的關係において見ることも出來るが、然し兩者就中後藤氏の訪露は文化的親善の性質と意義をも可なりに持つてゐたことは否みがたい。これは後藤氏に對する露國官民を擧げての歡迎と、昭和四年四月後藤氏薨去に際して露國が現した哀悼の意とによつても知ることが出來る。

昭和三年九月十四日から十六日まで一週間ソヴエート治下では盛大なるトルストイ生誕百年記念祭が擧行されたが、之には日本から昇曙夢氏が招

待されて參加した。

モスクワ對文化聯絡協會の主催、駐日露國大使館、日露協會、日本童話協會の斡旋に成る日本兒童書籍展覽會は昭和三年十月十一日より二十一日まで莫斯科歷史博物館に開催せられ、非常の好成績を收めた。次いでウクライナ、レーニングラード等各地方に巡廻展覽せしめて非常な高評を博し更に昭和四年六月には對外文化聯絡協會の主催にて松竹、日活、東亞等日本の大小プログクション殆んど全部の出品になる日本映畫展覽會がモスクワに開催され非常な好評を博した。

最近露國では日本並に廣く東洋の文學藝術に對する興味高まり、露國の日本語學者たちにより、日本の小說、戲曲、詩歌集が盛んに露譯刊行されつゝある。その主なる書名は別項記載の如し。

ソヴエートに於ける日本文化の紹介者として其効績の一端を擔ふは駐日ソヴエート大使館日本語書記官スパルウイン教授である。氏はウオクス日本代表として種々兩國の文化親善に盡して來たばかりでなく、ソ聯邦有數の日本語學者として、日本語の普及に又日本文學の露語移植に少からぬ努力を拂ふて來た。而も氏が日本語を勉强し出してから今年は三十五年に相當するといふので、氏の日本に於ける友人知己が發起人となつて昭和五年十月二十七日午後五時から丸の內レーンボーで記念祝賀會が催された。○市川左團次、小村欣一、永井柳太郎、藤原銀次郎、倉知鐵吉、秋田雨雀、川上俊彥、櫻井錠二、藤澤利喜太郎氏等本邦知名士を始め、トルヤノフスキー、アニケーフ氏等ソヴエート側を加へて五十餘名の發起に成るだけに、當夜の出席者も日露兩國百十一名に上り單にスパルウイン氏の祝賀會の域を越え、宛然たる日露文化交驩會であつた。

尙昭和五年の兩國文化交涉中尙ほ洩らしがたい一頁は、東亞考古學會幹事島村孝三郎氏、京都帝國大學の考古學者梅原講師の二氏が、考古學の領域に於て日露兩國間に極めて密接なる連絡交涉をある事實に鑑み、モスクワの對外文化聯絡協會より招待を受け八月二十二日東京發ソ國を訪問し種々彼地の考古學會と學術的連鎖を結び、二箇月の後十月二十九日歸國した一事である。

六、日本歌舞伎の訪露興行

だがそれらにも增して兩國の文化聯絡協會の日本歌舞伎劇團市川左團次、松蔦、莚升等を幹部俳優とする日本歌舞伎劇團は一行四十七名の大一座を組織して遠く海を越え、昭和三年八月モスクワとレニングラードで約一箇月にわたる旅興行を打つたが、純國民藝術として世界無比の歌舞伎の特質と、獨自の美が大きな評判を呼び、殊に新しい階級的基礎の上にその大きな生活內容を盛るべき形式を、社會的にも藝術的にも熱心に探求しつゝある露國民に歌舞伎の持つ技藝と形式の驚くべき完成が必然的に大なる興味を與へ、歌舞伎の訪露興行は非常な成功を博したこの試みか日露兩國は意義ある藝術交換を世界的な視野において實現した點で、主催者對外文化聯絡協會、劇團關係の松竹合名會社並に市川左團次自身の殘した功績は極めて大きいものがあつた。

七、日本技術のソヴエート輸入

ソヴエート五箇年計畫は、各國優秀技術の移入習得を絕對條件としてゐるだけに、凡ゆる產業部門に諸外國の先進技術移入を計り、現に米國、獨逸等からは數百名乃至千名を越ゆる技師、熟練工を招聘して之をソヴエートの社會主義的建設に利用しつゝある。我國に對しても漁業方面では日本熟練漁夫と露人漁夫の併備により漁業技術の輸入を旣に久しく續けて來てゐるが、昭和四年ソヴエート聯邦モスクワカザン鐵道廳長官ジューコフ氏を團長とする鐵道技術家一行を本邦に派遣して本邦の鐵道車輛修繕技術が世界に冠絕するほど優秀なる事實を親しく目擊するに及び、日本鐵道技術家のソ國招聘を計畫し、日本政府に正式交涉の結果、遂に其條件一切まとまり、玆に本邦最初の對露技術的援助契約はまとまり昭和五年三月十四日鐵道省大宮工場技師加藤仲二氏以下十一名の專門技術家を露國に派遣した。爾來露國では機關車修繕の方面に本邦技術を活用した結果其成績抜群なるを明かにし、此方面に於ける日本化運動すら唱へられるに至つた。

ソ側では鐵道の外電氣方面でも本邦技術の移入を計り、目下本邦電氣技師二、三名招聘交涉中にて此外蠶業、製茶等の生產方面にも本邦技術の優秀さを認め、自國の專門技師を出張派遣して之が習得移入に努めつゝあり、今後も此の技術の分野では兩國の交涉は相當に發展する可能性を持つてゐる。

尙日本より移入しつゝある鐵道車輛修繕技術が如何に優秀であるかにつき、一九三〇年九月二十六日のソヴエート政府機關紙イズウエスチヤ紙は次の如く報じてゐる。

——日本の二人の指導者、石黑、柿本兩技師、は最近ペロフに於ける車輛修理工場に於て技術的革命を行つた。工場に於ける作業の程度と性質は短期間のうちに變化した。半年前ペロフの勞働者は其生產課程の遂行に於て著しく後れて居つた。然るに本年五月日本技師が工場に出現するに及び作業費の表示は急下降した、かくして二千五百人のペロフ勞働者は九月二十九日一年間の課題を超過遂行した。

本年度に於ける修理工場の業績を見るに、同一勞働力と古びた機械設備にも拘らず、一九二八・二九年度に於ける客車八百輛、貨車三千六百十七輛の修理に對し、客車一千九十五輛、貨車三千六百三十六輛を修理した。客車一臺の修理費は二千八十留から一千四百留に、貨車に於ては三百八十留に何れも低下した、一九二八・二九年度に於ける客車及び貨車の修理に要した延勞働時間は現在では驚くほど短縮された。

日本の露西亞關係書籍

各出版所別に見た本邦ソヴエート露西亞關係書籍（露書飜譯並に著作）で尙此外に洩れてゐるものも少くないと思ふが、今後の增補完成に俟ちたい。

改造社　文化關係

末川　博著
○『ソヴエート・ロシヤの民法と勞働法』　二・五〇
ジノヴィエフ著、富士辰馬譯
○『勞働政黨と勞働組合』　九〇
プラウダ所載、近藤榮藏譯編
○『ロシヤ共產黨內訌錄』
福田德三著
○『ボルシエヴイズム研究』
レーニン著、茂森唯士譯
○『レーニニズム』
トロツキイ著、茂森唯士譯
○『文學と革命』　二・〇〇
昇曙夢著
○『革命後のロシヤ文學』　一・八〇
リベヂンスキー著、池谷信三郎譯
○『一週間』　一・二〇
ベ・ロマショーフ著、昇曙夢譯
○『空氣饅頭』　近刊
マクシム・ゴリキイ著、長岡義夫譯
○『母』　二・〇〇
尾瀨敬止編譯
○『勞農ロシヤ詩集』　一・五〇
山川均著
○『レーニンとトロツキイ』
レーニン夫人クルプスカヤその他、稻村順三著
○『レーニン、彼の生涯と事業』　一・〇〇

巖松堂

田所輝明著
○『レーニンの生涯と學說』　八〇錢
梅浦健吉著
○『ソヴエート・ロシヤの社會保險』　一・八〇

東京朝日新聞社

後藤新平講演（朝日常識講座）
前田多門
○『ロシヤより歸りて』　一〇
秋田雨雀外二氏講演（右同）
○『最近の英露支』　二〇
○『ロシヤ展（一九二七年）』畫集　八〇

大倉書店

鈴木於菟平、八杉貞利、松本圭亮共譯
○『露和大辭典』　七・五〇
八杉定利著
○『露西亞語學楷梯』　二・〇〇
八杉定利編
○『初等露西亞語文法』　一・八〇
八杉定利編
○『初等露語讀本』　一・八〇
デ・エス・トドロウイチ著
○『日本人用露語發音指針』　一・八〇
○『露西亞語書翰文』（普通用文）同右　一・八〇
○『同』（商業用文）同右　二・六五
八杉貞利編
○『露語文粹』　一・七〇

叢文閣

レーニン、岡田宗司譯
○『資本主義最近帝國主義の段階としての』　五〇
田和一夫譯
○『露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國憲法』　八〇
胡麻鶴葛一著
○『露西亞民事訴訟法』

ヴァルガ著、經濟批判會譯
○『世界經濟年報』
第一輯（一九二七年上半期）　九〇
第二輯（同　下半期）　一・〇〇
第三輯（一九二八年上半期）　一・〇〇
第四輯（同　下半期）　一・〇〇
第五輯（一九二九年第一期四半年）　近刊
デボーリン著、稻村順三譯
○『正統派マルクス主義とは何ぞや』　三〇
デボーリン著、大森義太郎譯
○『レーニンと辯證法的唯物論』　二五
デボーリン著、藏原・秋丸共譯
○『マルクス主義・レーニン及現代の文化』　三〇
中野重治譯
○『レーニンのゴリキーへの手紙』　八五
レーニン著、高山洋吉譯
○『遠方からの手紙』　六〇
スターリン著、高山洋吉譯
○『支那革命の諸問題』　六〇
レーニン著、北野道彦譯
○『支那について』　三〇
コロンタイ著、山川菊榮譯
○『婦人と家族制度』　二〇
ロゾフスキー著、益田豊彦譯
○『合理化と無產階級』
ロゾフスキー著、鈴木安藏譯
○『變革期に於けるロシヤ勞働組合運動』　五〇
プレハーノフ著、川内唯彦譯
○『ヘーゲル批判』　三〇
デボーリン著、川内唯彦、永田廣志共譯
○『辨證法的唯物論の哲學』　一・〇〇
プハーリン著、稻村順三譯
○『勞農ロシヤの十年間』　三〇

ニアリング著、松山止戈譯
○『勞農ロシヤの教育制度』　九〇
佐野　學　著
○『レーニン主義の二三の研究』　一・〇〇
プレハーノフ著、外村史郎譯
○『藝　術　論』　六〇
プレハーノフ著、藏原惟人譯
○『階級社會の藝術』　一・〇〇
ルナチャルスキー著、外村史郎譯
○『藝術の社會的基礎』　一・〇〇
國際文化研究所編譯
○『マルクス主義者の見たトルストイ』　六〇
ヴァルガ著、益田豊彦譯
○『安定後に於ける資本主義沒落期の經濟』　七〇
プハーリン著、武井三郎譯
○『帝國主義と世界經濟』　八五
プレハーノフ著、藏原惟人譯
○『チエルヌイシェフスキイ（一）』　六〇
プレハーノフ著、外村史郎譯
○『我が批判者の批判』　六〇
ボクロフスキー著、外村史郎譯
○『ロシヤ社會史（一）』　三〇

日本評論社

山川　均　著
○『社會主義ソヴェート共和國同盟の現勢』　一・〇〇
茂森唯士著
○『露西亞の見方』　五〇
レーニン著、茂森唯士譯
○『レーニン論文集』　三〇
鈴木茂三郎著
○『勞農露國の國賓として』　一・〇〇

大阪屋號書店

布施勝治著
○『レーニンのロシヤと孫文の支那』　二・五〇
伊藤　修　著
○『最北の日本へ（カムサツカ見聞記）』　一・八〇
矢野太郎、エヌ・ペー・オヴージエフ共著
○『新々日露會話』　九五
スミルニツキー、吉田薫共著
○『模範日露々日會話』　一・五〇
布施勝治著
○『ソウエート東方策』　二・五〇

平凡社

田村謙治郎著
○『勞農ロシヤの新經濟政策』　二・〇〇
志垣　寛　著
○『ソウエート・ロシヤ新教育行』　三・八〇
○社會思想全集、豫約會費月一圓
第九卷『レーニンの唯物論と經驗批判論』
デボーリン、ディツゲン共著
第廿三卷『レーニン主義の哲學其他』
○新興文學全集、豫約月一圓
第二十四卷、第二十三卷——露西亞篇

岩波書店

プレハーノフ著、恒藤恭譯
○『マルクス主義の根本問題』　品切

共生閣

○『ゴーリキイ全集』全十卷、一冊　一・二〇
プハーリン著、山口、寺島共譯
○『社會主義入門』　一・〇〇

レーニン著、岩村四郎譯
○『勞働組合論』　五〇
プハーリン著、竹尾弐譯
○『レーニン學教科書』（上・下）　各一・〇〇
プハーリン著、内藤英男譯
○『ロシヤに於ける階級闘爭』　三〇
レーニン著、岡崎武譯
○『國家と革命』（發禁）　一・〇〇
レーニン著、吉山道三譯
○『背教者カウツキー』　八〇
コミンテルン著、水島梁二譯
○『レーニン主義と戰爭問題』　六〇
ヤロスラウスキー著、高山洋吉譯
○『ロシヤ共產黨の問題』　五〇
スターリン著、益田豊彦譯
○『革命後の諸問題』　三〇
ロゾーフスキー著、吉山道三譯
○『戰略家としてのレニン』　三〇
ロゾフスキー著、福島一郎譯
○『前衛當面の任務』　二〇
ジノヴイエフ著、安田仁譯
○『ロシヤ共產黨小史』　二〇
プハーリン著、廣島定吉譯
○『辯證法的唯物論大要』　三〇
プレハーノフ著、木村春海譯
○『マルクス主義の根本問題』　六〇
プレハーノフ著、竹尾弐譯
○『社會主義と政治闘爭』　一・〇〇
レーニン著、諸家監
○レーニニズム業書
レーニン著、遠田吉五郎譯
○『マルクス主義大綱』　五〇
コミンテルン著、岩村等譯
○勞働者農民文庫

レーニン著
○『婦人に與ふ』　五〇
ピアトニツキー著、青木俊三譯
○『革命の陣頭に立ちて』　錢
シヤポワロフ著、青木俊三譯
○『マルクス主義への道』　三〇

希望閣

レーニン著、瓜生、直井共譯
○『マルクス・エンゲルス・マルクス主義』　一・〇〇
レーニン著、瓜生信夫譯
○『ロシヤ社會民主々義者の任務』　八〇
スターリン、ブハーリン、藏原惟人譯
○『支那革命の現段階』　六〇
産業勞働調査所編
○『ロシヤ革命誌』　三〇
レーニン著、瓜生信夫譯
○『反清算主義』　三〇
レーニン著、直井武夫譯
○『ストライキについて』　二〇
スターリン著、秋田篤譯
○『ロシヤ共產黨第十六回大會報告演說』　二〇
レーニン著、瓜生信夫譯
○『選擧及國會』　三〇
ボグロフスキー、藏原惟人譯
○『一九〇五年（上）』　六〇
デボーリン著、志賀義雄譯
○『レーニンの戰闘的唯物論』　一・〇〇
○『唯物論的辯證法と自然科學』
レーニン著、佐野學譯
○『宗教について』　五
スターリン著、松本篤一譯
○『レーニン主義と民族問題』　五〇

レーニン著、荒井眞次譯
○『社會民主黨の農村綱領』　七〇
レーニン著、佐野文夫譯
○『ロシヤ農村問題』　九〇
ヴアルガ著、鳥海稻村譯
○『農業問題の理論的基礎』　七〇
マルチノフ著、高山洋吉譯
○『レーニンと農村問題』　七〇
ロシヤ問題研究所編
○『ソウエート・ロシヤ辭典』　二・〇〇
ヤロスラウスキー著、瓜島信夫譯
○『ウラジミル・イリイツチ・レーニン』　一・三〇
スターリン、クルプスカヤ著、瓜島信夫譯
○『人　間　レ　ニ　ン』　八〇
ピヤトニツキイ著、三矢剛譯
○『革命の陣頭に立ちて』　一・〇〇
アドラトスキ著、北野、河野共譯
○『レーニン主義の理論と實踐』（發禁）
スターリン・ブハーリン著、和田英二譯
○『マルキシズムの指導に對する二文獻』　五〇
グリマン著、廣尾猛譯
○『革命と性生活』　一・三〇
メシチエリヤコフ、マルチノフ著、山口、高山著譯
○『マルクス主義と農民問題』　一・五〇
○『レーニンの帝國主義論體系』　一・五〇

世界社

コロンタイ著、松尾四郎譯
○『赤い戀』　一・六〇
コロンタイ著、林房雄譯
○『戀愛の道』　八〇

コロンタイ著、林房雄譯
○『戀愛と新道徳』 一・二〇錢
エヌ・オクニョフ著、錬平名智太郎譯
○『ソヴエート學生の日記』 一・〇〇
マラーシキン著、太田信夫譯
○『右側の月』 一・六〇
デミドヴイチ著、太田信夫譯
○『亂婚裁判』 五〇
匿名、廣尾猛譯
○『メスメンド』 三〇

白揚社

プレハーノフ著、佐々木孝丸譯
○『ロシヤ階級闘爭史概説』 一・〇〇
レーニン著、山川菊榮譯
○『プロレタリヤ獨裁と背教者カウツキー』 一・〇〇
レージュネフ著、昇曙夢譯
○『マルクス主義批評論』 一・五〇
プレハーノフ著、一旗茂助譯
○『我が批判者の批判』
ブハーリン監修、山川均譯
○『マルクス主義政治講話』 一・〇〇
ブハーリン著、廣島定吉譯
○『唯物史觀』 一・〇〇
ボグダーノフ著、林房雄譯
○『マルクス主義階級意識學』 一・〇〇
ボグダーノフ著、林房雄譯
○『經濟科學概論』 一・〇〇
ブハーリン著、上西薫譯
○『社會主義の建設』 六〇
レーニン著、川内唯彦譯
○『人民の友とは何ぞや』 一・五〇
ケルジェンツエフ著、河村雅譯
○『レーニン主義研究への入門』 一・六〇錢
佐野學、西雅雄編輯
○『スターリン・ブハーリン著作集』 一・三〇
廣島、高山、田炯、武藤共譯
○レーニン全集『一九一七年』第二回配本 一・三〇
レーニン全集『イスクラ時代』第三回配本 一・三〇
高山洋吉譯
○レーニン全集『一九一七年』第四回配本 一・三〇
オイゲンゲ・アルガ著、西雅雄譯
○『資本主義經濟の沒落』 一・三〇
レーニン著、北浦千太郎譯
○『農民生活に於ける新經濟運動』 六六
ジャン・ステン・ロソヴスキー、スターリン著、廣島定吉譯
○『資本主義安定の諸問題』 一・二〇
ペ、コーガン教授著、昇曙夢譯
○『プロレタリア文學論』 一・〇〇
ルナチヤルスキイ著、昇曙夢譯
○『マルクス主義藝術論』 八〇
ヤーコレフ著、石田喜與司譯
○『プレハーノフ』 一・二〇
諦師昇、山内(封介)、高野、落合
○『ロシヤ語講座』全十二卷 一ケ月 一・三〇
青年コミンテルン編、須田照雄譯
○『青年運動の根本問題』 一・三〇
スターリン、千葉太郎譯
○『レーニン主義の根本問題』 一・三〇
ブハーリン著、佐々木孝丸譯
○『社會民主主義の行方』 一・三〇
スターリン著、山内封介譯
○『ソヴエート聯邦の内外政策』 一・〇〇
ジノヴイエフ著、佐野學譯
○『マルクス・エンゲルスと戰爭問題』 九〇
レーニン著、北脇俊三譯
○『一九〇五年の意義と教訓』 一・〇〇

佐野學著
○『露西亞社會史第一卷』 二・五〇錢
岡田忠一譯
○『働かざるものは食ふべからず』 五〇

大阪毎日新聞社

鐵編
○『勞農露國研究叢書』
川上俊彦著
○『勞農露國』

弘文堂

ヴァルガ、高岡隆吉譯
○『轉換期の經濟政策』 一・〇〇
マウトナー、岩城忠一譯
○『ボルシエヴイズム評論』 四・〇〇
産業勞働調査所編
○『勞農ロシヤの現勢』 七五
○マルキシズム叢書
デボーリン、河上肇譯
『レーニンの辯證法』 五五
デボーリン、宮川實譯
『カントに於ける辯證法』
デボーリン、大山一郎譯
『唯物辯證法と自然科學』
リヤザノフ、大山一郎譯
『マルクス・エンゲルス傳』
デボーリン、小西文夫譯
『フイヒテに於ける辯證法』 一・〇〇
○政治批判叢書
ジノヴイエフ、白谷忠三譯
『ロシヤ社會民主黨史』
文化關係
レーニン、村山藤四郎譯
『一九〇五年以後』 八五錢
ブハーリン著
『勞農ロシヤの社會主義的建設』(發禁)
ロゾフスキー、上西薫譯
『勞働組合運動の理論と戰術』
レーニン、小林直衛譯
『協同組合論』
レーニン、木下半治譯
『何を爲すべきか』

イスクラ閣

コミンテルン
○『ロシヤ大革命史』 一・〇〇

マルクス書房

ウエレサーエフ
○『袋街』 一・五〇
○『黎明を眼指して女革命家の手記』(發禁) 一・二〇
○『コミンテルンの十年と社會主義の建設』 四〇
ゴーリキイ、村田春海譯
○『母』第一部、第二部 各 一・〇〇
黒田辰男、村田春海譯
○『ソヴエート・ロシヤ詩選』 四五
プロフインテルン編、兒島猛譯
○『世界經濟の現狀と勞働者階級』 六〇
ロゾフスキー著
○『國際勞働組合運動の統一』 一・二〇
レーニン、岸本譯
○『年青問題』 三〇
レーニン、小堀喜一譯
○『戰爭論』(發禁) 三五
上八〇 下六〇
ブハーリン著
○『支那革命の理論的考察』 四〇錢
ブハーリン著
○『支那革命の意義及批判』 三五
ブハーリン、ロゾフスキー著
○『國際資本主義と無産階級當面の任務』 三五
レーニン、門屋博、關根悦郎譯
○『三月革命より十一月まで』 一・〇〇
レーニン、西、渡邊共譯
○『組織問題』 一・〇〇
レーニン、竹尾弐譯
○『農業綱領批判』(上) 一・三〇
レーニン、竹尾弐譯
○『貧農に與ふ』 五〇
ブハーリン、スターリン著、廣島定吉譯
○『世界資本主義の安定と危機へ』(發禁) 一・〇〇
プロフインテルン編
○『國際勞働組合運動當面の問題』(發禁) 九〇
マルクス書房譯編
○『黎明期ロシヤ社會運動史』(發禁) 一・〇〇
青年コミンテルン編
○『青年運動の理論と組織』(發禁) 五〇
ア・ジョーヒン著
○『十月革命に於ける勞農青年』(發禁) 五〇
ジョン・リード著、佐々、樋口共著
○『世界を震憾させた十日間』 一・五〇
セムコフスキー編、マルクス書房譯編
○『マルクス學教科書』金九冊
1.4.—六〇 2.3.5.—七〇
6.7.8.—五〇 9.——三〇

上野書店

デボーリン著
○『哲學とマルクス主義』 一・五〇

レーニン著
○『勞働組合論』 八〇錢
シャポワーロフ著、今村保男譯
○『マルクス主義への通』 八〇
タニン著
○『ソウエート外交十年史』 二・〇〇
○『コミンテルン第一回大會宣言（根本方針決議）』（發禁）
○『コンテルンと戰爭』（發禁）
○勞農ロシヤ叢書
『鬪爭と建設の勞農ロシヤ』 七〇
『抗爭せざるべからざる建設期の逆流』 七〇
『ソウエート憲法』 九〇
『ソウエートロシヤの農村問題』 一・〇〇
『ソウエートユニオンの消費組合』

春秋社

社會思想社編
○『勞農聯邦研究』 二・〇〇

同人社

フリダ●ルピナー著、鳥海篤助譯
○『ソウエートロシヤの基本的構成』 八〇
プレハーノフ著、山口辰六郎譯
○『階級鬪爭論小史』 三〇
プハーリン著、楢崎輯譯
○『史的唯物論』 一・〇〇
マルクス、エンゲルス著、山村喬譯
○『ロシヤ農村共産體研究』 四〇
プレハーノフ著、笠信太郎譯
○『ヘーゲル論』 三〇
プハーリン著、佐野文夫譯
○『載形期經濟學』 八〇
トロツキー著、萩原、越智共譯
○『英國は何處へ往く』 一・五〇錢
トロツキー著、田中九一譯
○『ロシヤは何處へ往く』 一・二〇
ジノヴィエフ著、川内唯彦譯
○『ロシヤ社會民主勞働黨史』 八〇
嘉治隆一著
○『近代ロシヤ社會史研究』 二・八〇
プレハーノフ著、藤原惟人譯
○『藝術と社會生活』（品切） 三〇・〇〇
○『露和辭典』

本邦對露文化關係團體

日露協會

一、協會の沿革

本會は明治三十九年四月露國の學術及事情の研究を奬勵し、且つ日露兩國民の交誼を增進する目的を以て創立せられた。尋で明治四十四年伯爵寺内正毅氏本會會頭に、男爵後藤新平氏副會頭に就任せられた。翌四十五年には閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴した。爾來本會は益々發展を遂げ、基金の如きも明治四十四年第一次の基會募集をなしたが、金十四萬二千二百圓を得、次で大正六年男爵澁澤榮一氏を委員長として第二次の基金を募集したる所金三十七萬三百圓を得た。大正四年一月には日露貿易發展に資する目的を以て本會に日露貿易調査部を開設し、男爵目賀田種太郎氏同部長に就任せられた。大正六年には本會は其當時露語に通ずる青年の乏しきを憂へ、本會内に露語講習所を設け速成的に露語の夜間教授をなし、卒業生約六十名を出し、同八年閉鎖した。是後述の日露協會學校の前身である。大正七年四月農商務省の委囑に依り哈爾賓に商品陳列館を設立し、爾來十年、日露支の商品展示一般商取引の仲紹介並に調査報告を發行し日露支貿易の開發發展に努力しつゝある。

大正八年十一月寺内會頭薨去せられたので、翌月後藤副會頭會頭に、目賀田男爵副會頭に就任せられた（目賀田副會頭は大正十五年九月十日薨去した）。大正九年九月哈爾賓に日露協會學校を設立し、露國並に支那に於て公私の業務に從事する青年に露西亞語及商事經營に關する學術を教授しつゝある。而して本年三月迄に三百名の卒業生を世に出した。

然るに長い間會頭として兩國親善に偉勳を立てた後藤新平伯は昭和四年四月十三日京都にて薨去せられたので、伯に代る後繼會頭を物色の結果、六月六日開會の臨時總會に於て齋藤實子を推薦し子の就任を見る事となつた。尤も同年七月濱口内閣成立後齋藤子は再び朝鮮總督に起用せられ日露協會々頭兼任のまゝ九月二日朝鮮に出發したが、子は便宜上九月十八日付日露協會々頭事務取扱を協會幹事倉知鐵吉氏に依任し來つたので、現在は倉知氏が之を代行しつゝある。

二、協會の會則

第一條　本會ハ日露協會ト稱シ本部ヲ東京ニ置キ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ置ク

第二條　本會ハ露國ノ學術及事情ノ研究ヲ奬勵シ且ツ日露兩國民ノ交誼ヲ增進スルヲ目的トス

第三條　本會ノ會員ハ日本又ハ露國ニ國籍ヲ有スル者トシ之ヲ左ノ三種トス

一　通常會員
一　特別會員
一　名譽會員

通常會員ハ本會ノ目的ニ同意シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會金十圓ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ會頭ノ承諾ヲ經タルモノトス

特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ一時ニ金五百圓以上ヲ醵出シ會頭ノ承諾ヲ經入會シタルモノトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦シ總裁ノ裁可ヲ經タルモノトス

本會會員ニハ本會ノ徽章ヲ交付スルモノトス

第四條　通常會員ニシテ一時ニ金二百圓ヲ納ムル者ニ對シテハ終身會費ヲ徵收セス

第五條　本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會頭　一名
一　副會頭　二名
一　名譽會頭　一名
一　評議員　若干名
一　幹事長　一名
一　幹事　若干名
一　主事　一名
一　事務員　若干名

第七條　會頭ハ本會ヲ統理シ及本會ヲ代表ス會頭事故アルトキハ副會頭之ヲ代理ス

文化關係

評議員ハ會務ノ諸問ニ應ス

幹事長及幹事ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

幹事ノ中一名ヲ常務監督トシ一名ヲ會計監督トス

主事ハ幹事長及幹事ノ指示ニ從ヒ事務員ヲ指揮シ會務ヲ整理ス

第八條　會頭及副會頭ハ總會ニ於テ之ヲ推薦シ名譽會頭ニハ露國大使ヲ推薦ス

評議員幹事長及幹事ハ會頭ノ推薦ニ由リ總裁之ヲ囑託シ其他ノ役員ハ會頭之ヲ指名ス

第九條　會議ハ總會及臨時會ノ二種トス

第十條　總會ハ毎年一回之ヲ開キ會務一切ヲ報告シ及必要ノ事項ヲ議定ス

臨時會ハ臨時必要ノ場合ニ之ヲ開ク

第十一條　通常會員ノ會費ハ年額金六圓トシ毎年三月九月ノ二期ニ之ヲ分納スルモノトス

本邦ニ常住セサル露國人ニシテ通常會員タルモノハ一時ニ金三十圓以上ヲ納メタルトキハ前項ノ會費ヲ徵收セス

名譽會員特別會員ヨリハ會費ヲ徵集セス

第十二條　會員ノ退會ハ會頭ノ承諾ヲ要ス

第十三條　二ケ年引續キ會費ノ納付ナキ通常會員ハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第十四條　本規約ハ會頭ノ發議ニ依リ又ハ會員十五名以上ノ發議ニ依リ總會ノ議ニ付シ出席會員三分ノ二以上ノ贊成ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

第十五條　會計ニ關スル規定又其他ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

日露協會支部ニ關スル細則

一　本協會支部ノ設置ハ會頭之ヲ指定ス
一　支部ノ規約並ニ細則ハ各支部ニ於テ之ヲ定メ會頭ノ承諾ヲ受クヘシ
一　支部ノ會計ハ獨立トシ支部會員ノ會費ハ支部ニ於テ適宜之ヲ定ム
一　支部長ハ會頭ノ推薦ニ由リ總裁之ヲ囑託シ其他ノ役員ハ支部規約ニ依リ之ヲ選定シ會頭ノ承認ヲ受クヘシ
一　支部ハ毎年一回以上支部ニ關スル報告ヲ本部ニ提出スヘシ
一　本規約及細則規定前既ニ設立セラレタル支部ハ追テ本規約及細則ニ準シ規約ヲ改訂スル迄現在ノ儘存續スルモノトス

三、協會役員

總裁　載仁親王殿下
會頭　子爵　齋藤實
會頭事務代理　倉知鐵吉
名譽會頭　ア・ア・トロヤノフスキイ

評議員（イロハ順）

子爵　石井菊次郎　石塚英藏
井上準之助　伊東米治郎
服部金太郎　原田二郎
堀啓二郎　大谷嘉兵衛
渡邊勝三郎　河村金五郎
川村竹治　片岡直溫
高橋是清　高松豐吉
男爵　團琢磨　中橋徳五郎
中田敬義　野中清

野村龍太郎　安田善三郎
安廣伴一郎　松方幸次郎
松岡洋右　男爵 益田孝
男爵 古河虎之助　男爵 藤田平太郎
藤山雷太　男爵 鄕誠之助
江口定條　天羽英二
淺野總一郎　男爵 阪谷芳郎
八木元八　山本条太郎
美濃部俊吉　宮尾舜治
子爵 澁澤榮一　鈴木島吉

幹事（イロハ順）

大橋新太郎　加藤寛治
川上俊彦　田中清次郎
龍居頼三　中島正武
倉知鐵吉　八杉貞利
馬越恭平　志村源太郎
末延道成

主事

關根齊一

四、協會會員

名譽會員 ア・エヌ・ウエンツエリ

特別會員（京濱之部）

男爵 岩崎小彌太　服部金太郎
原六郎　原富太郎
橋本圭三郎　星野錫
大橋新太郎　大谷嘉兵衛
神田鐳藏　高橋是清
高松豊吉　田中平八
田中銀之助　内藤久寛
中橋德五郎　國澤新兵衛
山下龜三郎　山本条太郎
安田善三郎　馬越恭平
男爵 古河虎之助　藤原銀次郎
男爵 藤田平太郎　藤田謙一
男爵 鄕誠之助　赤星鐵馬
淺野總一郎　佐々木勇之助
男爵 三井八郎右衛門　美濃部俊吉
志村源太郎　澁谷嘉助
子爵 澁澤榮一　末延道成

（地方之部）

池田鐵太郎　井田亦吉
堀啓次郎　落合牛太郎
川西清兵衛　金子直吉
瀧定助　曾根正命
中居豊三郎　武藤山治
柳田富士松　松方幸次郎
増田斜　男爵 鴻池善右門
秋山忠直　湯淺竹之助
日野誠義　森衆郎
鈴木岩次郎　鈴木ヨネ

通常會員（京濱之部）

飯村穣　伊藤忠三郎
犬養毅　岩永裕吉
岩倉善久　岩崎直砥
入野寅藏　磯田傳七
磯村豊太郎　和泉良之助
稲川竹治　子爵 井上匡四郎
井上辰九郎　今井五介
今井政吉　今井信之
今村次吉　石川清
石坂善次郎　ウエ・ゲ・ローム
馬場哲哉　花岡止郎
濱野佐一郎　半野憲二
橋本虎之助　西崎有作
堀井新治郎　堀越善重郎
穗積永頼　ア・ヤ・ベレンキー
ア・エム・ベツクマン　鳥居忠恕
鳥居肇三　豊久勝輔
戸村理順　富樫潤
イ・エ・トレチヤコフ　戸塚太郎
友田貞吉　エヌ・エス・チフメネフ
エフ・エ・チユジエゼムツエフ　大井包高
大庭義祐　大神佐七
大倉邦彦　男爵 大鳥富士太郎
大島健一　小笠原菊次郎
小野俊一　尾崎行雄
渡邊鐵藏　渡部任
綿野吉二　加藤五十造
河東田經清　門野重九郎
河原袈裟太郎　川上俊彦
川村竹治　川角忠雄
片岡良寅　片山繋雄
片山秀太郎　龜井秀雄
片岸清太郎　柏木弧矢郎
エル・ア・ガシケリ　神林虎雄
米井信夫　吉田薫
吉武源五郎　田畑健造

高橋虎太　高木百行
龍居頼三　田付七太
田中丸祐厚　田中耕太郎
田中一郎　田中清次郎
玉木懿夫　竹村浩吉
瀧口寅之助　男爵 團琢磨
檀野禮助　ア・イ・レドニコフ
エヌ・エス・ソロビヨフ　坪井郁孜
堤清六　子爵 鍋島直和
中川元彦　中谷貞頼
中村祥太郎　中里重次
中島正武　仲小路龜次郎
長屋順耳　夏秋龜一
カ・ベ・ラウロフ　室田義文
内田嘉吉　内田良平
伯爵 内田康哉　イ・イ・ウオロニン
上田森治　上田仙太郎
植村澄三郎　梅田潔
梅浦健吉　野々村金五郎
野口榮三郎　野澤源次郎
野守廣　黒澤禮吉
久保要藏　久保久治
桑田熊藏　葛原猪平
久米民之助　倉知鐵吉
久米金彌　山地土佐太郎
山中忠雄　山内恭治
山成興政　山崎龜吉
山岸覺太郎　山本榮次郎
山本悌二郎　矢澤豁也
八坂雅二　八杉貞利
松浦五兵衛　松田衛
松崎伊三郎　松崎登
松本福松　増田正雄
福井菊三郎　男爵 深尾隆太郎
富士辰馬　藤田好三郎
小林桂助　小西孝治
侯爵 小村欣一　小柳朱一
五味貞吉　河野通久郎
江木翼　ベ・ウエ・アニケーエフ
阿部秀太郎　有賀長文
ウエ・エム・アルツイバーシエフ　子爵 青木梅三郎
荒木貞夫　綾井忠彦
朝比奈知泉　秋元義親
エム・エヌ・アンドレーエフ　エ・エヌ・アンドレーエワ
佐藤安之助　ア・エム・ザイドネル
佐藤健一　阪井德太郎
櫻田助作　木村雄次
菊池忠三郎　金應善
三瓶勇佐　簑妻準二
溝口新平　峰岸慶藏
箕輪焉三郎　宮尾舜治
宮田光雄　水梨岩太郎
鹽原又策　鹽田泰介
鹽田彌惣八　庄司鐘五郎
莊司由彦　島田元太郎
島村孝三郎　島田正靖
上甲信弘　澁谷正吉
ウエ・ウエ・ジエレズニヤコフ　樋口太吉
諸星千代吉　森蠱昶
森孝三　イ・ウエ・シユービン
下村宏　清水正次
吉田正　關信止
エ・ゲ・スパルウイン　デ・ヤ・スムスキー
ベ・ウエ・ズウオナリヨフ　ウエ・ウエ・スマギン
末永一三　杉原榮三郎
杉浦龍吉　杉野鋒太郎
鈴木穆　鈴木要三郎
鈴木重治　鈴木源之助

通常會員（地方之部）

井田孝平　飯田新七
伊藤長次郎　伊藤勘作
岩井勝次郎　ア・デ・イワノフ
泉彌市　稲葉博一
稲垣恒吉　井内勇
濱岡光哲　男爵 原口徠
長谷川淑夫　長谷川作次
西村總左衛門　西口利平
穗下榮松　イ・エヌ・ペトロフ
富田勇　沼野泰二
大野作左衛門　大和田莊七
太田寛　太田卯兵衛
近江岸辨之助　渡邊俊郎
笠井準司　風間八左衛門
鹿島房次郎　神代彦次
ア・エフ・ガング　米澤吉次郎
大幸喜三九　田口八郎
武井正司　田島竹之助
曾根忠兵衛　津田榮太郎

中谷庄兵衛　中村圓一郎
中村七平　中瀬捨太郎
内山善十郎　熊谷直之
山野邊寅雄　山口武
八木㊫三郎　松井勳
松尾孫八　松永祐三
布施勝治　福田秀太
ア・エヌ・コロリョフ　小曾根喜一郎
小寺謙吉　江崎榮造
愛知萬五郎　有賀篠夫
青木敏郎　赤瀬保次
淺見又藏　西郷昇三
澤山精八郎　岸本信太郎
金應善　由上治三郎
三上象夷　三谷常七
後川文藏　島定次郎
島津源藏　下村宏
新藤忠太郎　眞藤愼太郎
ゲ・ア・ビタデ　平田佐短
望月益之助　森猛熊
森本六兵衛　エヌ・イ・ストレコブイトフ
黒田乙吉　砂田重政
ア・ゲ・ステツエンコ

通常會員（海外之部）

池田福松　太田良三郎
太田覺眠　緒方整肅
渡邊理惠　河井松之助
川谷幸左衛門　笠原實太郎
㊫山一二　田中都吉
田子一也　宗連半一
杉下祐次郎　蘆田均
澤田茂　宮川船夫
森御蔭　ア・デ・ボボフ
ゲ・ゼ・ベセドフスキー　カ・ア・リグスキー
ア・ウエ・ウオロビヨフ　エル・デ・ブラウデ
ウエ・カ・ブトナー　エル・オ・エルレデル
エム・エス・アレクシンゲ・ア・アスターホフ　ア・イ・ジグリンエム・ベ・モロゾフ
ベ・エル・ベイリン　長井亞歷山
山崎次郎　岩口爲太郎
酒匂秀一　佐々木靜吾
三島愛之助　鈴木尙三
カ・ベ・ボルイノフ　ア・エ・ドロズドーワ
エヌ・カ・レヴイツト　イ・エム・マイスキー
ゲ・エル・ブイストリツキー　エム・イ・ゴツワ
エ・ベ・テルノフスカヤ　ア・ア・アウストリンテ・エス・キーシナ
ウエ・テ・ジヤウオロンコーワ　エス・エム・セルイシエフ

日露藝術協會

日露新國交の創造された大正十四年の三月、ソヴイエトロシヤの文學、演劇、美術、映畫、音樂等藝術諸作品の研究、紹介及び兩國藝術品の交換並に兩國民の文化的接近と親善の設定を目的として日本の文壇人及露西亞藝術研究者により、日露藝術協會が組織され、次の如き部門が設けられた。

一、出版部—機關雜誌「ソウエート藝術」其他パンフレット圖書刊行

二、研究・調査部—ソヴイエト文學、藝術の研究調査

三、事業部—講演會其他各種協會關係事業の組織遂行

四、會計部

以上の事業を遂行するため會員中より一定數の委員が選出され、その委員中より幹事が選出され幹事會を形成する、現在の幹事氏名左の次し。

秋田雨雀、井田孝平、米川正夫、茂森唯士、淡谷袈裟二、金田常三郎、高橋晩成、中根弘、昇曙夢、藏原惟人、澤青鳥等

協會は成立後間もなく機關雜誌「ソヴエート藝術」の刊行を始め、ソヴイエト・ロシヤの文學、藝術、文化を本邦讀書界に紹介すると共に、その露文欄では日本文學の露國への紹介につとめてゐる。其外左團次訪露興行の際の如き歌舞伎紹介の露文パンフレットを刊行し、又單行本「新ロシヤ美術大觀」を譯刊した。協會はそれ自身の手で新ロシヤに關する展覽會を開いたこと東京及び地方で各一回の外、昭和二年六月の新ロシヤ美術展覽會には他團體と協力して最も積極的に働いた。又ソヴイエトの藝術文化紹介の爲講演會を開くこと十數回に及び、且つソヴイエトロシヤ藝術及文化關係者の來朝に際しては、種々斡旋の勞をとり、常に歡迎會を開催してゐる。

協會はロシヤ革命十週年祭には協會幹事中から秋田、小山内、米川三氏が招待されて出席し、同じくトルストイ百年祭には昇曙夢氏が出席した。

兎に角協會はウオックス（ソヴイエト聯邦對外文化聯絡協會）の日本に於ける友誼團體の一として資金不足と事業遂行上の諸種の困難とたゝかひながら、藝術を通しての日露兩國民の親交に努力をつゞけてゐる。

日露經濟時報社

一、所在地　東京市芝區白金今里町五五
一、事　業　日露兩文月刊雜誌「日露經濟時報」出版
一、代表者　カ・ラヴローフ

露西亞通信社

一、所在地　東京市丸の內ビルヂング八九一區
一、事　業　日刊通信「露西亞通信」旬刊パンフレット「露西亞事情」出版
一、代表者　高橋利雄

日露貿易通信社

一、所在地　東京市丸の內三菱二十一號館
一、事　業　日刊日露兩文「日露通信」不定期日露兩文雜誌「ゴーロス・ヤポーニイ」日露兩文「日露年鑑」出版

對露經濟談話會

編者附記——本會は名の示す如く經濟談話會であつて、文化關係團體には非るも、直接の取引乃至企業團體とは異つてその目的も兩國民の福祉增進にあるから、廣義の文化關係として本欄に掲げることゝした。

大正十三年九月設立の日露實業談話會を改稱し組織更へして昭和二年十月對露經濟談話會となし、本邦對露關係實業家の交友、親和團體としたが現在會員は內地三十八名、海外十五名に及び、幹事には岩崎直砥、八坂雅二、入野寅造、山內恭治、鈴木重治氏が選任されてゐる。

規約左の如し。

對露經濟談話會々則

第一章　總　則

第一條　本會ハ日露兩國ノ經濟的發展ヲ計リ相互國民ノ福祉ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ兩國ノ經濟ニ關シ調査研究ヲ爲シ意見ヲ發表シ質疑ニ對ヘ其他必要ニ應シ機宜ノ施設ヲナスモノトス

第三條　本會ハ對露經濟談話會ト稱ス

第四條　本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ必要ノ地ニ支部ヲ設ク

第二章　會　員

第五條　本會ノ會員ハ露國ニ對スル經濟的關係者一、代表者　上田森治

第六條　會員タラントスルモノハ會員二名以上ノ紹介ニ左ノ入會金ヲ添ヘ入會ヲ申込ミ幹事會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

甲　個　人　金十圓
乙　法人又ハ團體　金三十圓

第七條　幹事會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得

第三章　役　員

第八條　本會ニ幹事若干名ヲ置キ內幹事長一名常任幹事若干名ヲ互選ス

常任幹事中一名ヲ會計監督トス

第九條　幹事ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第十條　幹事ノ任期ハ二ケ年トシ重任ヲ妨ケス

第十一條　幹事ハ幹事會ヲ組織シ會務ヲ擔任シ重要事項ヲ議定ス

第十二條　幹事長ハ本會ヲ代表シ總會及幹事會ノ議長トナル

第十三條　本會ニ書記並ニ囑託若干名ヲ置クコトヲ得

第四章　集　會

第十四條　定時總會ハ每年一回之ヲ開催シ其他ノ集會ハ幹事會ニ於テ適宜之ヲ定ム

第十五條　幹事會ハ幹事長之ヲ招集シ又ハ幹事五名以上ノ請求ニ依リ之ヲ開ク

第十六條　總會及幹事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章　會費及會計

第十七條　本會員ハ左ノ會費ヲ負擔ス

甲　個　人　年額　金六圓
乙　法人又ハ團體　同　金二十圓

但シ甲ハ金百圓以上ヲ乙ハ金參百圓以上ヲ會費トシテ一時ニ醵出シタル場合會費ノ負擔ヲ要ス

第十八條　基本金ノ元金支出ニ關シテハ幹事會ノ決議に依リ之ヲ行フモノトス

第十九條　臨時必要ノ經費ニ關シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　會計ハ幹事之ヲ管理ス

第二十一條　會計報告ハ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ報告ス

第六章　會則ノ變更

第二十三條　本會ノ會則ハ總會出席人員三分ノ二以上ノ贊成ニ依リ變更スルコトヲ得

本邦露語關係學校

日露協會學校（哈爾賓）

本校は露語專門學校として大正十二年四月三日第一回卒業生四十六名を出して以來昭和四年三月第七回卒業生迄總數三百名の露語修得者を世に出した。同校總理は日露協會々頭齋藤實子、現校長は高田富藏氏。

東京外國語學校（東京市）

本校は明治三十年の創立にして十語部に分れその中露語部は文科、貿易科、拓殖科に分れ多數の卒業生を出してゐる。其他同校には夜學者の爲に露語專修科の設けがある。同校露語主任教授は八杉貞利氏。

大阪外國語學校（大阪市）
早稲田大學（東京市）
早稲田高等學院（東京市）
拓殖大學（東京市）
神戸高等商業學校（神戸市）
長崎高等商業學校（長崎市）
山口高等商業學校（山口市）
小樽高等商業學校（小樽市）
高岡高等商業學校（高岡市）
大分高等商業學校（大分市）
福島高等商業學校（福島市）
彦根高等商業學校（彦根市）
和歌山高等商業學校（和歌山市）
東京商科大學（東京市）
宇都宮高等農林學校（宇都宮市）
陸軍大學校（東京市）
陸軍士官學校（東京市）
中央陸軍幼年學校（東京市）
陸軍經理學校（東京市）
水產講習所（東京市）
第一外國語學校（東京市）
天理外國語學校（奈良縣丹波市）

名古屋貿易語學校（名古屋市）
大阪貿易語學校（大阪市）
愛知縣立商業學校（名古屋市）
愛知縣東海商業學校（愛知縣）
福井縣敦賀商業學校（敦賀町）
石川縣金澤商業學校（金澤市）
同　七尾商業學校（石川縣）
同　小松商業學校（石川縣）
青森縣青森商業學校（青森市）
長崎縣長崎商業學校（長崎市）
同　佐世保商業學校（佐世保市）
北海道函館商業學校（函館市）
同　小樽商業學校（小樽市）
同　札幌商業學校（札幌市）
同　旭川商業學校（旭川市）
東京府立第一商業學校（東京市）
法政大學附屬商業學校（東京市）

露國の日本關係書籍

革命後露國に於て發行された日本關係書籍（日本に關して書かれたもの若しくは日本書籍の飜譯）發行は日本に於ける露國關係書籍のそれほど多種多量ではないにせよ、種類に於ても數量においても相當多大にわたつてゐることは察するに難くない。勿論左に掲げたものはその全部ではなくて、寧ろ一部分に過ぎないのである。

ビリニヤーク著
『日本の太陽の根蔕』　ブリボイ社發行
ウイレンスキー・シビリヤコフ著
『日　本』　二四〇頁、一留
コンラッド等合著
『歌　舞　伎』　ウオクス發行
グルスキナ譯
『大和の歌』　同
パウロウイチ、セミヨノフ合著
『日露關係』　四頁、三〇哥
ア・ヨッフェ著
『現代の日本』　五頁、七五哥
ウスチノウイチ譯
『日本に於ける農民及農村問題』　二二頁、九〇留
プレトネル教授著
『日本に於ける農業問題』　二四八頁、三留五〇哥
江口漁原著、テルノフスカヤ譯
『戀と牢獄』
中西伊之助原著
『或る農夫の生活』
細井和喜藏原著、ヘルトマン譯
『女工哀史』
同　右
『工　場』
有島武郎原著、國立出版所發行
『或る女』
カーメネワ、コンラッド等共著
『日本の映畫』　ウオクス發行
林房雄原著、レイフエルト譯
『繪のない繪本』
文化關係

『一九二七年度の日本及支那經濟』　極東露ソウエート計畫局發行
イ・ゲー・スパルウイン
『日本語實用會話』
ペイ・エス・アヌウフリエフ著
『日本に於けるロシヤ語研究狀況』
エヌ・ペイ・マツチーキン著
『現代日本語體形概要』
マツチーキン著
『學生參考用日本新聞雜誌拔粹』
マツチーキン著
『日本食糧問題解決の鍵としての沿海州米』
ペイ・エス・アヌウフリエフ著
『日本文章語研究用參考書』
エヌ・ウ・キユウネル著
『日本地理學』
キユウネル著
『最近日本歷史』
『日本の產業』　極東計畫委員會出版

露國の對日文化關係團體

對外文化聯絡協會

一沿革と對本邦文化的活動

全ソヴイエト對外文化聯絡協會（略稱ウオクス）はソヴイエト聯邦と諸外國に於ける學術、藝術等文化關係諸機關との間に相互連絡を設定する目的の下に、一九二五年八月八日創立を見たもので、本會の前身は全ソヴイエト中央執行委員會幹部會に直屬する外國救濟委員會であつた。創立以來の同會會長はトロツキイ氏の令妹として知られるオデ・カーメネワ夫人であつたが、一九二九年六月辭任し、之に代つて、前露國文部人民委員會中央學術局長エフ・エヌ・ペトロフ氏が同年七月四日のウオクス總會で會長に新任された。

同會は創立後四週年の間に前記の目的達成のため可なり大きな仕事をなしとげて來た。そして今日ではドイツ、フランス、イギリス、イタリー、チエツコスロワキヤ、オーストリヤ、スイス、ベルギー、デンマーク、フイランド、ポーランド、スウエーデン等を始め、アツリカ、アルゼンチントルコ、ペルシヤ、アフガニスタン、日本、支那蒙古等世界の主要國の殆んど全部にわたつて友誼團體を有してある。我國に於ける友誼團體としては日露協會、日露藝術協會等があり、ウオクスの日本代表にはソヴイエト大使館のスパルウイン氏が任ぜられてゐる。

ウオクスが今日まで日本との文化連絡上跡づけてきた仕事の中で最も大きく評價さるべきは、昭和二年六月、七月に東京及大阪で開催した新ロシヤ美術展覽會であり、又昭和三年八月モスクワ及レーニングラードに於て開演した日本歌舞伎劇團の招待である。此外東京に於けるソヴイエト國情紹介展、モスクワ及露國各地に於ける日本兒童書籍展、昭和四年モスクワに於ける日本映畫展、東京帝大其他への夥しい圖書寄贈並に交換、日本人文學者の自國への招待、或はモスクワ訪問の日本人の斡旋と兩國文化上の聯絡は殆んど全部此ウオクスの手を通して行はれ、否ウオクスのイニチアテイブによつて實現されてゐるといふも過言では

ない。

ウオクスの最新發表によつてた其事業概要を紹介する。

二、世界各地の聯絡友誼團體

國名	團體名	所在地	創立年次	會員數
獨逸	〔新露西亞友の會 〔露獨倶樂部	伯林	一九二三	一、二〇〇
墺國	對露文化、經濟融和協會	ケーニヒベルヒ	一九二四	二五〇
英國	英露國民文化連絡協會	維納	一九二四	四〇七
佛國	〔科學融和佛蘭西委員會 〔新露文化融和協會	倫敦	一九二五 一九二八	一五〇 三三〇
チエツコ、スロヴアキヤ	新露文化、經濟融和協會	巴里	一九二五	四〇〇
白耳義	露白學術融和協會	ブラーグ（プラチスラヴル、モラヴスカ、オストロヴア、ブルノに出張所を有す）	一九二六	二〇八
北米合衆國	新露文化連絡協會	ブリユツセル（リエージュ及アンヴエールに出張所を有す）	一九二七	七〇〇
加奈陀	加、露文化連絡協會	紐育（市俄古及費府に出張所を有す）	一九二五	一二〇
丁抹	「アミカール・ダンノリユッス」	モントレアル	一九二四	八〇
墨國	墨西哥露西亞の友協會	メキシコ（「ベルヌ」及「セネヴ」に支部を有す）	一九二四	一八八
瑞西	對露援助、研究瑞西協會	ローザンヌ	一九〇六 一九二五	七〇〇 二〇〇
瑞典	瑞露協會	ストツクホルム	一九二八	四五〇
日本	〔日露協會 〔日露藝術協會	東京		
和蘭	蘭露協會	アムステルダム		
リトアニヤ	新協會創立			

今や全世界に於てウオクスと聯絡關係を有するものは、植民地、屬領を通じて九十箇國中七十七箇國に達し、其内四十六箇國は聯邦と公式の國交關係を有せぬ國柄である。而して其重なる團體名及所在地を擧ぐれば左の如くである。

三、外國旅客應接事業

外人にして露國に入國するものに對しては、單獨旅行者と團體たるに論なく、之がためソウエート聯邦内に於ける滯在プログラムを作成し、通譯又は案内の勞を執り或は外人旅客のために設けられてある所のソウエート機關を用立てる、ウオクス設立以來のソ聯邦入國外國旅客にして單にソウエート機關の取扱を受けた者と、ウオクスの取扱つた旅客數は左の如き對比を示してゐる。概して團體旅客はウオクスの便宜を受けてゐる。例へば一九二六年には汽船カツプボロニア號に便乘して來た大旅行團、或は一九二七年の十月祭當時の外人參加團體は、悉くウオクスの厄介になつた。

ウオクス取扱外人旅客數

一九二五年	同 二六年	同 二七年	同 二八年
一、二八三	三、八三七	四、七六四	五、三二二

其他の外人旅客數

四五三	一、四一九	一、三〇八	九六二

尙ほ千九百廿九年一月以降八月迄にウオクスが取扱つた外人旅客數は既に二千三百五十八名に達してゐる。

四、書籍の交換事業

ウオクスの書籍交換部は、世界各國に亘つて約千八百人以上の書籍交換者と聯絡を持てゐる。一九二四年から二七年までに、二十一萬部以上の書籍を受取り、二十萬五千部の書籍を發送した。そのうち一九二七年の一月及二月の二ケ月間に二萬七千九百十二部を受取り、三萬二十七部を發送してゐる。而して此等の書籍は其種類各方面に亘つてゐるものである。

書籍交換に最も密接な關係を有する問題は出版目錄の提供である。何んとなれば今日に至るまで我が國の出版物は餘りよく外國に知られてゐないからである。故に書籍交換部は相互の便益に資するため、出來る丈け廣く外國の出版目錄とソヴイエート聯邦の出版目錄との蒐集に力を注いでゐる。學術的な定期刊行の雜誌類の目錄は既に作成に着手された。其の事業成績を年度別に示せば左の如くである。

受領書籍數

一九二五年	同 二六年	同 二七年	同 二八年
二〇、二四一	二四、六九九	一六三、五二八	二三、四二一

頒布書籍數

五、七〇八	一〇八、三五	一六六、四五四	三二、四五七

同部經由送達數

九、九二九	三三、四四	三九、九八二	三四、八六八

ソ聯邦内に對する通信

一八	四四	六四三	八六〇

對外通信數

二八	一、〇八〇	一、七〇八	二、二二

更に本年一月から八月迄に同部で取扱つた書籍數は受領、頒布共に各十萬二千六百八十冊である。

五、新聞雜誌に依る聯絡

ソヴイエート聯邦の文化生活を紹介するため、ウオークス出版部では、「インフオルマチオンヌイ・ビリユテン」と稱する週刊小冊子を露英佛獨の四ケ國語で發行してゐる。而して此等の材料は外國の印刷物に廣く利用されてゐる。「ウオクス」出版部は、外國に於ける印刷發行所と直接の聯絡を有してゐるから、外國の如何なる新聞社でも雜誌社でも、ソヴイエート聯邦やその國民生活に關する正確な有ゆる情報をウオクス出版部を通じて入手し得ることが出來る。

六、「ウオクス」の展覽會事業

展覽會部の組織的な活動は一九二五年十二月から始じまつた。今日までの處其の期間は比較的短かいが、よく各共和國の文化的、社會的、學術的の諸機關が此の事業に參加し、計畫的な出品物を提供してゐる。一九二六年には、プレスラウリに革命ポスター展覽會を、ベルリンとハンブルグにソヴイエート聯邦東洋諸民族の活字と書籍の移動展覽會を、又古代ロシヤの繪畫展覽會を開催した。英國に於ては、ロンドンとケンブリツチに於てソヴイエート聯邦のポスター及書籍展覽會並に其他の都市に於て同種の移動展覽會を開催して大成功を收めた。日本に於てもソヴイエート出版物展覽會が開催され一九二七年には日本に於てソヴイエート美術家作品展覽會が開催され、兒童作品展覽會も同國に於て開催され、又一九二七年にはフロレンスの第二國際版畫展覽會及ギリシヤのソヴイエート美術家の版畫展覽會に出品した。

尙ほ一九二七年の印刷物は、ブリユツセルに開催されるソヴイエートの書籍及ポスター展覽會に陳列され、ベルリン、ハンブルグ、ウヰンナ、ストツクホルムの各都市に於て開催されるポスター展覽會（戰時共產主義時代の）にも陳列された。

アメリカでは、建築展覽會が開かれた。ライプチヒでは我が國の書籍及版畫展覽會が開催され、オランダに於ける教育展覽會は大成功を博し、ハンブルグとベルリンでも開催された。

而して事業開始以來外國で行つた主なる展覽會の回數及參觀人員數は左の如くであるが、更に本年に入つてから實施された展覽會回數は、八月迄に外國に於て卅七回、ソ聯邦内に於て五回、合計四十二回の多きに上つてゐる。

在外展覽會回數

一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
二回	三回	三回	三五回

參觀者員數

四二、〇〇〇人	七九、〇〇〇人	四、〇三、〇〇〇人	

七、音樂部

ウオクス音樂部の任務はソヴイエート聯邦と外國の音樂生活とに關する情報、ロシヤ音樂に關する論文を外國雜誌に揭載すること、樂譜の交換、音樂家の招聘及派遣の交涉等である。

音樂部は開設當初から色々な具體的事業の處理に忙殺された。ワルソーに開催されたショーパン國際競技會にはソヴイエート聯邦からも參加し、若

いソヴエートのピアニスト、オボーリンが第一等賞を得た。又ベートヴエンの死後百年祭を開いた。尙ほフランクフルトに開かれた國際音樂展覽會に出品した。

音樂部では革命後の音樂を外國人に紹介するため樂譜を送つたり、音樂會を開いたりしてゐる。ベルリンに開いたソヴイエト音樂會や、オランダスウイエーデン、オーストリヤ、ギリシヤ等に開いた音樂會は皆なこの目的に依るものである。

外國にソヴイエト音樂家を派遣する計畫は既に實行されてゐる。ドイツに派遣した異民族民謠團の如き、イタリイ、スカンヂナビヤに派遣したソヴイエト音樂家の一團の如きは之れである。尙ほ音樂部は、外國音樂家の來遊を機會として外國との鞏固な聯絡設定に努力してゐる。

尙ほ創始以來行はれた音樂會回數は左の如くで、本年(一九二九年)は一月から七月末迄に行はれた回數三十九回、聽衆一萬六千九百四十五名であつた。

音樂會回數	一九二五年	同 二六年	同 二七年	同 二八年
	六回	二回	二四回	六四回
聽衆員數	八六〇人	八、七一八人	一三、三七四人	四八、一〇五人

八、美術工業建築部

ソヴイエト聯邦と外國の建築技術家を接近せしむるため、競技會を開いたり建築術に關する情報を交換したりすることに努力してゐる。最も多く外國人に利益を與へてゐるのは外國人接待部で、ソヴイエトの實際を知らうとする外國人に對し紹介と案內の勞をとつてゐる。又我が國の組織を理解せんとするものには、ソヴイエト聯邦の社會的文化的機關を訪問せしむる便宜を與へて居る。

外國の事情を知らしむるためには、所謂「親交のタ」と稱する會をモスクワに開き、ソヴイエト訪問の外國人若しくは外國の旅行から歸つて來たソヴイエトの學者や其他の人々を招聘して世界文化の現狀について講演して貰ふ。

叙上はウオクスの概觀である。此機關が最近に至つて長足の進步發展を示した所以のものは、實にソウエート聯邦に於ける各教育機關並に科學協會の熱誠なる支援の賚物であつた。實際彼等はウオクスの要求に應じて、有形無形有ゆる援助供給を吝まないのである。斯くて今やウオクスは、過去の經驗と周到な計畫に基いて、一路創立の目的貫徹に向つて驀進しつゝあるのである。

露國の日本語關係學校

極東大學

(浦汐、但し一九三〇年より ハバロフスク市)

東洋科日本學部——主任教授はマツヲーキン氏にして、一九三〇年春迄伯林留學中、其他日本語教授にはアヌフエーフ氏、ヨルケーウイチ氏、オヴイゼフ氏等。

レーニングラード大學

(レーニングラード市)

日本語學部の設備あり、ニコライ・イオシフォウイチ・コンラツド氏が主任。

モスクワ東洋學院

(モスクワ市)

日本語主任教授はミハイル・ゲオロギーウイチ・ボボフ氏、助講マルツイノフ氏、平均每年八人—十人の卒業生を出すも、一九二九年度は少く七人であつた。

レーニングラード東洋學院

(レーニングラード市)

日本語主任教授はレ市大學同樣コンラツド氏で其他コルパクチ、ジヨセン氏等がある。

同學院は全聯邦ソヴエート中央執行委員會に所屬してゐるので、委員會書記エヌキーゼ氏の名を學院に冠してゐる。同學院は一九三〇年度からモスクワ東洋學院と合併することゝなつてゐる。

モスクワ陸軍大學

(モスクワ市)

日本語教授の設備あり、教授はミハイル、ゲオロギーウイチ、コンラツド氏。

特殊學校

浦潮居留民會日本人小學校

(浦潮市)

浦潮駐劄日本總領事館監督の下に日本文部省の規定により、日本人兒童を教育中。

雜錄

露國在住日本人

露國在住日本人は、現在日露兩國の各種政治、經濟、文化的關係からして殆んど極東露領に限られ、歐露方面には極めて寥々たるものがある。即ち日本政府より旅券下附を受けて目下歐露に在住する者は本年鑑「一般關係」掲載駐露本邦外交機關職員並に其家族を除く外は、左の如き留學生五名と新聞記者一名のみである。其他の無旅券入國者については不明である。

	外務省派遣	鐵道省派遣	私費	新聞記者
莫斯科	二	一	—	一
レーニングラード	—	—	二	—

從つてこゝには昭和二年十月一日現在外務省調査に成る、極東露領在住日本人統計を發表して置く。因みに其後現在まで多少の變化を免れず、殊に北樺太在住邦人は我石油、石炭利權企業の擴張に伴ひ、相當增加してゐると察知されるが、玆には凡例を示す意味において前記外務省のそれのみ掲げて置く。

極東露領(一)

在浦潮斯德、ハバロフスク總領事館、ブラゴウエシチエンスク、ペトロパウロフスク及ノヴオシビルスク領事館管內

(職業欄內ニ朝鮮人ヲ含マス)

職業別 ＼ 地方別	在浦潮總領事館管內 浦潮斯德 本業者	家族	ニコリスク 本業者	家族	在ハバロフスク總領事館管內 ハバロフスク管區 本業者	家族	ニコラエフスク管區 本業者	家族	在ブラゴエシチエンスク領事館管內 本業者	家族	在ペトロパウロフスク領事館管內 本業者	家族	在ノヴオシビルスク領事館管內 本業者	家族
本邦內地人計 男	二八四	五九	一〇	五	二二	三	七四		一三	二	二一	四	三	
本邦內地人合計 女	五八	一六九	六											
朝鮮人 男		五七〇		二二		二五		七四		一八		二五		三
總計 女						不詳		不詳		不詳		六六		
前年十月一日トノ比較 ×增△減		五七〇		二二		二五		七四		一八		二八		
戶數		△二		△二								一一九		三
		二三七		一四		一一		二		二		一三		

職業別＼地方別		在浦潮總領事館管内 浦潮斯徳 ニコリスク 本業者	家族	本業者	家族	在ハバロフスク總領事館管内 ハバロフスク區管 ニコラエフスク區 本業者	家族	本業者	家族	在ブラゴエシチエンスク領事館管内 本業者	家族	在ベトロパウロフスク領事館管内 本業者	家族	在ノヴオシビルスク領事館管内 本業者	家族
農耕、園藝、畜産	男	一	一一												
	女														
森林業、林産物業	男	五	二			一									
	女														
漁業、製鹽業	男	四	四												
	女		七												
同勞働者	男														
	女														
機械、機具製造	男	一	一												
	女		一												
纖維工業	男	一													
	女														
洗張、染色、洗濯業	男	三	三												
	女		八												
飲食料品、嗜好品製造	男	一	三												
	女		五												
被服、身廻リ品製造	男	二	七												
	女		八												
大工、左官、石工、ペンキ職	男	三	三												
	女		二												
工場勞働者	男	六	四												
	女														
物品販賣業	男	九	一七												
	女		一二												
貿易商（店員、社員ヲ含マズ）	男	七	二												
	女														
金融保險業（店員、社員ヲ含マズ）	男	一	一三												
	女														
媒介、周旋業	男	九	一一												
	女														

雜錄		會社員、銀行員、商店員、事務員	旅宿、料理、貸席及藝妓業 遊戲場、興業場	藝妓、娼妓、酌婦其他	理髮、髮結、浴場業	其他ノ商業	運輸取扱業	運搬夫、仲仕等	官公吏雇傭	宗教關係者	教育關係者	醫務ニ關スル業	新聞雜誌記者、通信員、著述者	畫家、彫刻家、音樂家、寫眞師	其他ノ自由業	其他ノ有業者	其他ノ勞働者	家事被傭人	在監受刑者
	男	一一二	七	一二	八	二	六	三	一〇	一	一三	二	一	二	四	四	四四	一五	二
	女	二一二	一〇二		二	一	五一	二	八三		二	三		一	三		一四		
	男				五									一		一		一	
	女				二														
	男	一八							三										
	女																		
	男	三																	
	女	一六																	
	男																		
	女																		
	男	一二																	
	女																		
	男	二																	
	女																		
	男	三																	
	女																		
	男	一																	
	女	二																	
	男	二																	
	女																		
	男	三																	
	女																		

職業別 ＼ 地方別	在浦潮總領事館管内 浦潮斯德 本業者	家族	ニコリスク 本業者	家族	在ハバロフスク總領事館管内 ハバロフスク管區 本業者	家族	ニコラエフスク管區 本業者	家族	在ブラゴエシチエンスク領事館管内 本業者	家族	在ベトロパウロフスク領事館管内 本業者	家族	在ノヴオシビルスク領事館管内 本業者	家族
其他ノ無職業者、職業ヲ申告セサル者 男	一三	三	五	一					一二					
女	一一	五												

備考　極東露領各地方ニハ右ニ掲出セル外朝鮮人多數（浦潮斯德地方ニハ約一萬二千ト稱セラル）在留シ居レル見込ナルモ其實數詳ナラス

極東露領（二）

在アレクサンドロフスク總領事館管内（北樺太）

（職業欄ニハ「オハ」區ノ外朝鮮人ヲ含マス）

職業別 ＼ 地方別	アレクサンドロフスク市 本業者	家族	ドウエ炭坑 本業者	家族	アグネオ炭坑 本業者	家族	ロガートイ炭坑及アダツイミ 本業者	家族	在オハ分館受持區域（オハ區） 本業者	家族	北樺太合計 本業者	家族
本邦内地人計 男	二二	五	二二三	五	五	一	二		四四八	一	七〇〇	一一
女	一	一〇	五	三二						二	六	四五
本邦内地人合計 男		三八		二六五		六		二		四五一		七六二
朝鮮人 男		三一		二四						四四		九九
女		一五		一						五		二一
總計		八四		二九〇		六		二		五〇〇		八八二
前年十月一日トノ比較 ×增△減	×	七	×	八一	△	五	×	二	△	七五	×	九
戸數		一八		二二		五		二				
農耕、園藝、畜産 男							一		一	一	二	一
女										二		二
森林業、林産物業 男									七		七	
女												
同勞働者 男			一								一	
女												
漁業製鹽業勞働者 男	三	二	二	一							五	三
女		二		一								三
採鑛冶金業勞働者 男			一九二	三	五	一	一		一〇六		三〇四	三
女			五	七二							五	一八
金屬工業 男									一五		一五	
女												
機械、機具製造 男	二										二	
女												
大工、左官、石工、ペンキ職 男									四〇		四〇	
女												
工場勞働者 男									一一八	三	一一八	三
女										五		五
物品販賣業 男	一										一	
女	一										一	
會社員、銀行員、商店員、事務員 男	五		二八	一					四一		七四	一
女		三		四								七
理髮、髮結、浴場業 男	二										二	
女		一										一
郵便、電信、電話從業者 男									三		三	
女												
運搬夫、仲仕等 男									一四九		一四九	
女												
官公吏、雇傭 男	四	二							二		六	二
女		二										二
醫務ニ關スル業 男										二		二
女												
其他ノ自由業 男	二	一									二	一
女		二										二
其他ノ有業者 男									五		五	
女												
家事被傭人 男	一										一	
女												
其他ノ無職業者、職業ヲ申告セサル者 男	二										二	
女												

備考　前年同期トノ比較欄ニ於テ合計數一致セサルハ「タンギ」在留者一名ノ減シタルニ因ル

在哈爾賓日本諸團體

北滿州は地理的にも經濟的にも日露關係の上に極めて重要なる地位を占めてるが其處に在住する日本人數は昭和三年十月一日現在四千八百九十三人、戸數一千四百八十六戸を算し、又朝鮮人數は二萬三百九十一人に達した。前記日本人中三千八百六十七人までは日露支折衝の中心地たる哈爾賓に集中されてゐるが哈爾賓の各種類並に職業別內譯左の如し。

在哈日本諸官公衙及學校

名稱	現主任者姓名
總領事館	八木元八
日本居留民會	古澤幸吉
商品陳列館	森御蔭
日本商業會議所	加藤明
誠志會	岡本軌平
日本赤十字支部	八木元八
日本尋常高等小學校	永元喜一郎
日露協會學校	高田富藏
本願寺幼稚園	押野慶淨
鮮人居留民會	金守
鮮人小學校	同
鮮人幼稚園	鮮人居留民會
澤田公館	澤田茂
滿鐵圖書館	來栖義助

在哈邦人經營の新聞、通信、雜誌

名稱	代表者
哈爾賓日日新聞	佐藤四郎
大北新報	山本喜雨路
哈爾賓通信	大川周三
露亞時報	森御蔭
エコノミチエスキーウエストニツク	森御蔭
パンフレツト通信	同
調査時報	古澤幸吉
東方通信	三田雅客
帝國通信	細谷清
露西亞通信	近藤義晴
哈爾賓商通組合	牛木寛三郎

在哈邦人經營の銀行、會社、商店病院等

金融

名稱	現主任者氏名
横濱正金銀行	藤牧直樹
朝鮮銀行	箱崎文彌
朝鮮銀行傳家甸分店	同
正隆銀行支店	釋河野龍丸
正隆銀行傳家甸分店	同
哈爾賓銀行	池永省三
東洋拓殖株式會社	佐々木久松
北滿興業株式會社	辻光
東省實業株株式會社	飯倉汎三
哈爾賓貯金信託株式會社	谷口益太郎

雜穀輸出商

三井物產株式會社	島田千代治
日清製油株式會社	保田文雄
日露實業株式會社	加藤榮吉
協信洋行	末兼三彥
北滿製油株式會社	吉田四郎
光武商店	酒井茂
三菱商株式會社	岡茂
藤井岩尾合資會社	藤井忠次
佐賀商店	佐賀常次郎
西辰商店	野原眞一郎
安田信商店	安田信
佐藤洋行	佐藤象次郎
山口商店	山口順平
竹內商會	竹內繁次郎
成發東	宗像金吾
富田商店	富田政富
竹德商店	竹內德太郎
泰東洋行	出島定一
同順利	須藤貫一

製粉

滿洲製粉株式會社	休業中

山林、木材

札免公司	三隅英雄
中東海林採木有限公司	佐々木久松
寧安木材公司	植田一夫
鴨綠江採木公司	中村政吉
松永洋行	松永峰次
三盛公司	朝長八萬人
哈爾賓製材株式會社	松本大太郎
宮本木材店	宮本平一
合資會社林商店	小坂龜八
高橋材木店	高橋管藏
松下商店	松下廣吉

岩間商會	岩間甲斐之助

畜產

滿蒙殖產公司	岡田茂太郎

綿絲布

東洋棉花株式會社	三堀三之助
滿洲共益社	西原常次
藤井洋行	藤井忠次
横田商店	横田三磨
山本商店出張員	
不破洋行	湯淺章人

輸入

日露實業株式會社	加藤榮吉
三菱商事株式會社	岡茂
藤井洋行	藤井忠次
南海洋行	谷口益太郎
佐藤森商店	佐藤森三郎
川路洋行	川路吉藏
鈴木商店	鈴木定次郎
岩田商店	岩田節三
日越洋行	下吹越榮吉

貿易

加藤明商店	加藤明
三星社哈爾賓支店	金漢奎

美術雜貨

松浦洋行	水上他喜雄
梅原洋行	後藤定吉
熊澤洋行	島田運一

小間物、雜貨、玩具

甲能商店	甲能愼吾
中島支店	村澤新作
和信洋行	下河邊正直
田尻商店	田尻壽一
白水商店	白水七三郎
馬場洋行	馬場治三郎
日信洋行	藤井金十郎
辰己商店	辰己猪之造
坂上洋行	坂上ユキノ
中村商店	中村房市

藥種

旭昇號	古澤鉦一
梅田商會	高堀庄作
井上藥房	井上折平
同支店	石井義一
山本長壽堂	山本六太郎
中外藥房	杉本義久
中島救世堂	中島重太郎
黑龍堂藥房	梯庄助
有田ドラツク商會	小川義太郎
同支店	小川岩五郎
原田藥房	原田政太郎
昭和號藥房	安齋喜藏
順天堂藥房	野口秀德
千葉商會	千葉伊太郎
三星洋行	吉田喜德
梅田號藥房	梅田佐市
益生堂	宮本勘作
榮昇藥房	大坪寅古
泰合大藥房	河合友次
小田部藥店	小田部誠之
高田大藥房	高田安富
清水賣藥店	清水象四

食料、雜貨

丸平洋行	森本又吉
盛倉洋行	荒木幸七郎
鐘ケ江商店	鐘ケ江利三郎
日盛洋行	松尾光藏
朝日洋行	島崎兼男
中村房市商店	中村房市
海隆洋行	本村農治
加藤伊商店	加藤伊之藏

時計、貴金屬、寶石

前田時計店	前田利男
小倉商店	小倉儀一
德信金店	掃部關善祐
櫻井時計店	櫻井長市
井ノ子寶石店	井ノ子藤吉
香田時計店	香田末吉
吉岡時計店	吉岡元次郎
龜井時計店	龜井廣
三浦時計店	三浦哲彌
八木時計店	八木豊

吳服

谷吳服店	谷長三郎
村田吳服店	村田捨次郎

鐘ケ江商店　鐘ケ江利三郎
和信洋行　下河邊正直
奥村呉服店　奥村鶴七
村岡呉服店

洋紙

近澤洋行　澤田佐市
新隆號　石川竹二
萩原洋紙店　松村半六
最所商店　最所又作

書籍、文房具

兼田洋行　兼田彌市
千葉書店　畑山善作
哈爾賓書店　小此木九三
野中商店　野中末八

洋酒、煙草

東亞煙公司駐在員　矢島正
兼田洋行　兼田彌市
盛倉洋行　荒木幸七郎

金物

榮信洋行　島崎龜藏
中和洋行　小島次郎一
泰利號　則生
日露機械金物輸出組合出張所　小畑儀三郎
三川洋行　森田喜太郎

樂器

川邊樂器店　川邊和英

硝子

松島商店　西卷榮次

石炭

鈴木商店　田中實
竹内商會　竹内繁次郎
松茂洋行　松浦助五郎
街隆號　石川竹二
日隆洋行　君塚淺次郎
得昌號　中原昌麿
小野貯炭場　小野喜代治
則本商店　則本幸四郎

電氣

北滿電氣株式會社　高橋貫一
和登商行支店　高柳周吉
大島商店　大島治太郎
高山電機商會　高山彦三郎
岡田寫眞機店　正垣厚之助
東京電氣出張所　稻坂諭吉

銃砲、火藥

中和洋行　小島英一
永田號　永田政人
日光洋行　和田幸司
英昌號　大野耕
坂本商店　坂本治一郎

生果

三隆洋行　谷口益太郎
南海洋行　相場仙藏
高岡號　島田千代治

麻袋

三井物産株式會社　須藤貫一
同順利

菓子

立花堂　古賀邦久
一品香　田川忠太郎
松花堂　佐々木春人
風月堂　寺田順藏
滿月堂　岩永末次
岩見屋　小笠原クイ

寫眞

佐藤寫眞館　佐藤壽吉
渚寫眞館　渚簾太郎
永田寫眞館　永田幸太
岡田寫眞館　正垣厚之助
古賀洋行　古賀秀四郎
山根寫眞館　山根
青木寫眞館　青木庄藏
田部寫眞館　田部

寫眞器、材料

古賀洋行　古賀秀四郎
岡田寫眞器店　正垣厚之助

皮革

哈爾賓皮革株式會社　休業中

釀造

ボロジン高田釀造株式會社　井手眞機雄
加藤醬油釀造公司　加藤米吉
村尾釀造店　村尾精

打綿業

矢田商店　矢田磯次
横田商店　横田三麿

印房

前田印房　前田壽一

鐵工

濱江廠　中野清助
小野鐵工所　小野森藏
順記工廠　林福松
菅野鐵工所　菅野兵左衛門
山口鐵工所　山口嘉太郎

建築、土木請負

寺澤工務所　寺澤佳吉
桐田工場　桐田形太
哈爾賓建築公司　江部繼太郎
美豊商會　野坂直裕
淀　淀茂

土地建物

東洋拓殖株式會社　佐々木久松
哈爾賓土地建物株式會社　白川友一
北滿興業株式會社　辻光
東亞洋臘合資會社　松野十九三
小寺洋行

洋服

松浦商會　水上他喜雄
太田洋服店　太田茂
加藤洋服店　加藤賢宣
山田洋服店　山田忠三
トモエ洋服店　森脇喜一
池宮洋服店　池邊琢麿
牧野實費法服調進所　島田繁藏
島田洋服店

疊

久保疊店　久保岩熊

石動疊店　石動品五郎
田中疊店　田中國太郎

理髮店

北内理髮店　北内助市
東洋軒　柿田喜作
朝日軒　坂本福造
琴原理髮所　琴原順造
紅葉軒　森崎要四郎
坂本理髮店　坂本其次
ハルビン軒　鳥羽瀬喜代松
朝日軒　鬼海與吉
ハルビン軒　荒木光太郎
東洋軒　田民安太郎
ハイカラ軒　小副川卯一
新井理髮店　新井愛治
平和館　石原善太郎
中央軒　木戸留吉
日ノ出軒　清田萬平
ホーム軒　堀田紋治
旭軒　伊藤申松
渡邊理髮店　渡邊順七

洗濯

浪花屋　上仙市
宮川洗布所　三浦豐松
鬼塚洗濯店　宮川寛太郎
倉重洗濯店　鬼塚正規
山本洗濯店　倉重晋吉
田中洗濯店　山本磯八
田中兼次郎

野島洗濯店　野島又五郎
三浦洗濯店　三浦豊松

兩替（錢舖）

片岡商店　片岡完二
中島商店　中島龍藏
中村商店　中村房市
託信號　勝戸勝次郎
加藤伊商店　加藤伊之藏
松浦商店　水上多喜雄
日光堂　荒木光太郎
松崎洋行　松崎左治
協和商會　木村左馬輔
六條商店　世森虎之祐
小倉商店　小信儀一
吉岡商店　吉岡元次郎
池一兩替店　木原順一
堀商店　堀長治
スター商會　久保德市
阪上洋行　阪上ユキノ
岡眞　岡江秀忠
協和成　中町香橘

質屋

丸屋質店　福富芳太郎
小倉質店　小倉小平太
松岡滓行　松岡松太郎
加藤質店　加藤愼太郎
永田質店　永田幸太
江戸屋質店　中島龍藏
井ノ子寶石店　井ノ子藤吉
太盛號　松尾マヨ

奥村質店	奥村銑吉
北村商會	北村清藏
榮屋	勝戸勝太郎
三生商會	富永三生
丸下質店	久保チヨ
常磐	下里保
岩間商會質部	土岐総五
運輸、運送	岩間甲斐之助
滿鐵事務所	古澤幸吉
國際運輸株式會社	剛崎虎雄
丸重洋行	川上庄太
通濟公司	谷口清
石山商會	山崎治三郎
便利號	長野峰繁
肉店	
中谷肉店	中谷五三郎
日ノ丸洋行	松永タカ
倉庫	
國際運輸株式會社	剛崎虎雄
電話、通信	
哈爾賓商通組合	杉浦龍吉
北滿通信社	谷口清
競馬	野坂直裕
哈爾賓競馬會社	
病院、醫師	增田貞一
日本醫院	
同仁病院	

武田醫院	武田忠造
光武病院	光武順一
河合醫院	河合友次
村井醫院	村井周次郎
歯科	
入江醫院	入江信照
島田歯科醫院	島田寛二
土田歯科醫院	土田邦秀
長江生歯院	長江宗次郎
三村牙院	三村鐵彌
法律事務所	
有川法律事務所	大塚覺十郎
國際法律事務所	大谷徳一
飯島法律事務所	手塚梅吉
陳列館	
哈爾賓陳列館	森御蔭
劇場	
アトランチック	中村優
チータニック	鵜飼勘三郎
哈爾賓座	村澤新作
浴場	
櫻湯	上田長松
松ノ湯	横山豊
ロシアフロ	鈴木定次郎
倶樂部	
親交クラブ	小關正三郎
旅館	
北滿ホテル	飯倉汎三
名古屋ホテル	遠藤はつ

東洋ホテル	城戸靜
朝日館	柴田松子
紅葉館	高見澤唯一
有明館	山口初美
昭和館	高尾シノ
貸自動車業	
旭自動車部	秋葉五郎
北滿ホテル自動車部	飯倉汎三
名古屋ホテル	遠藤ハツ
明治洋行	深谷市之助
印刷、製本業	
前田印版屋	前田壽一
文明堂	土岐総吾
哈爾賓日日新聞	佐藤四郎
近澤印刷部	澤田佐市
兼田商行	兼田彌市
哈通印刷部	大川周三
新聞取次所	
哈爾賓堂	小此木九三
毎日社	宮川貫作
大北新報	
靴	
金城靴店	山崎次三郎
用達	
石山商會	長野峰繁
長野便利號	
商行	時田吉藏
時田洋行	小此木藤雄
小此木商會	三宅忠次郎
三宅商店	

度量衡

量衡（其の一）

標準衡量	ロシヤ衡量
一〇〇〇キログラム	六一、〇四八、二一一ブード
一〇〇キログラム	六、一〇四、八二一ブード
一〇〇〇グラム	二、四四一、九二八四フント
〇、〇〇一キログラム＝一〇〇〇ミリグラム＝〇、〇〇〇、〇〇一キログラム＝〇、〇〇一グラム	〇、〇〇二、四四一、九二八四フント＝〇、二三四四二五一三ゾロトニク＝〇、〇二二五〇四八一二ドーリヤ

衡量（其の二）

單位ロシヤ衡量	標準衡量	ロシヤ衡量	英國衡量
一プード	一六、三八〇四九六キログラム	四〇フント＝三八四〇ゾロトニク	三六、一一二八〇八フント
一フント	〇、四〇九五一二四一キログラム	三二ロート＝九六ゾロトニーク	〇、九〇二八二〇二〇フント
一ロート	一二、七九七二六三グラム	〇、〇三二二五フント＝三ゾロトニーク	〇、四五一四〇一〇オンス
一ゾロトニーク	四、二六五七五四三グラム	〇、〇一〇四一六六六七フント＝九六ドーリヤ	〇、一五〇四七〇〇三オンス
一ドーリヤ	四四、四三四九四〇ミリグラム	〇、〇〇〇一〇八五〇六九四フント	〇、六八五七三五八三グラナ